

RYUKOKU KIYO

THE RYUKOKU JOURNAL
OF
HUMANITIES AND SCIENCES

Vol.41 No.2

March, 2020

CONTENTS

- Colour Expression Using Foods' Colour—Red and Brown IMAMURA Kiyoshi (1)
A Systemic Analysis of the Modality System of Japanese KADOOKA Ken-ichi (11)
From the First to the Second
Milton's Reception / Rejection of Shakespeare KAWASHIMA Nobuhiro (27)
An Empirical Research on a Causal Model of Motivation,
Spontaneous Study Hour Length, and Learning Outcome
for Senior High School Learners of English MAEDA Akihiro (39)
Witchcraft Controversy and Advancement of Learning:
Glanvill, Webster, and Baconianism OKADA Noriyuki (51)
Historicization and Identification: Nostalgia in *Libra* UCHIDA Yuki (67)
Ist der Übersetzer ein Vermittler oder ein Verderber?
— Über die Korrektheit von Literaturübersetzungen am Beispiel der Erzählung
»Tonio Kröger« von Thomas Mann — IMAI Atsushi (79)
Multiculturalism in Taiwan KANEKO Shinya (93)
Übertragung von Rimbauds 'Le Bateau ivre' von Celan
Im Zusammenhang mit Schestows "Die Nacht zu Gethsemane (Pascals Philosophie)"
..... KUNISHIGE Yutaka (107)
A Study of "KOWA" on Korean by Japanese KANA at the Kagiya History Museum
A Focus on the consonant KYO Sumi (123)
Development of an environmental vocabulary in German language
Der Spiegel and its environmental vocabulary SATO Kazuhiro (139)
The Expanding Distribution of Bluegill Sunfish, *Lepomis macrochirus*,
in Japan, Financial Years 1962-1976 (2) WATANABE Hiroyuki (155)
The impact of Brexit on Poland's economy Mariusz K. KRAWCZYK (169)
An investigation of students' music experience at child-care worker training school
—Focusing on the vertical curriculum alignment of creative music activities—
..... TANAKA Tomoko (185)

Published by
Ryukoku University
Kyoto, Japan

ISSN0289-0917

龍
谷
紀
要

龍谷紀要

第41卷 第2号

2020年3月

第
四
一
卷
第
二
号
(
二
〇
二
〇
年
三
月
)

- 食べ物の色を利用した色彩表現～赤色と茶色 今村 潔 (1)
A Systemic Analysis of the Modality System of Japanese 角岡 賢一 (11)
ファーストからセカンドへ
—ミルトンによるシェイクスピア非／受容— 川島 伸博 (27)
高校生の英語学習動機から自発的学習時間、
学習成果までのプロセスに関する実証研究 前田 哲宏 (39)
魔女論争と学問の進歩：
グランヴィル、ウェブスター、ベイコン主義 岡田 典之 (51)
歴史化と帰属意識 (ホーム)
—*Libra*におけるノスタルジア 内田 有紀 (67)
Ist der Übersetzer ein Vermittler oder ein Verderber?
— Über die Korrektheit von Literaturübersetzungen am Beispiel der Erzählung
»Tonio Kröger« von Thomas Mann — 今井 敦 (79)
台湾の多元文化主義について 金子 真也 (93)
ツェランによるランボー「酔っぱらった船」ドイツ語訳
シエストフ『ゲッセマネの夜—パスカルについて』との関連 國重 裕 (107)
鍵屋歴史館所蔵『講話』の朝鮮語かな表記について
—子音を中心に— 許 秀美 (123)
ドイツにおける環境用語の展開
—シュピーゲル誌 (Der Spiegel) と環境用語— 佐藤 和弘 (139)
日本におけるブルーギル (*Lepomis macrochirus*) の分布拡大と
その経緯について 1962-1976年度(2) 渡邊 洋之 (155)
The impact of Brexit on Poland's economy Mariusz K. KRAWCZYK (169)
保育者養成校に学ぶ学生の音楽経験に関する実態調査
—創造的な音楽活動における学びの接続に着目して— 田中 知子 (185)

龍谷大学

龍
谷
大
学

食べ物の色を利用した色彩表現～赤色と茶色

今 村 潔

▶キーワード

色彩、小説

▼要 旨

食べ物や飲み物の色を利用した色彩表現には、様々なものがある。赤色では、肉色やワイン色が使われている。茶色では、ビスケット、チョコレート、コーヒー、紅茶、オートミール、トースト、マーマレードなど様々なものが使われている。

はじめに

これまでに、動物や花の色、果実の色を利用した色彩表現を取り上げたが、今回は食べ物の色を利用した色彩表現を取り上げる。様々なものが見受けられたので、今回は、赤色と茶色のものをまとめた。そのほかの色に関しては、次回まとめる予定である。

1. 赤

a. 肉色

牛肉の赤身の色を表しているようで、beef-colour や beef-red として使われている。顔色や肌の色などでのみ使用例が見つかった。

It gave Soames quite a turn to see *that familiar beef-coloured face* pale and puffy as a moon, with dark corrugated circles round eyes which still had their japing stare.¹

1 John Galsworthy, *The White Monkey in The Forsyte Saga Volume 2*, Penguin Books, London, 2001, p.86. 関連部分をわかりやすくするため、イタリック体にした。以降、すべての引用で同様の処理をした。

Blond, *beef-red*, with green and bulging eyes, his large face shining, he approached vociferating greetings.²

Or rather, she almost blazed into anger. *Her face went beef-red*, her eyes snapped—and then she subsided again, folding trembling hands over each other, shutting her eyes.³

また *meat* で、こちらも *beef* 同様に顔色や肌の色の表現があった。

He was now safe in the dark snug of O'Neill's shop, and filling up the little window that looked into the bar with *his inflamed face, the colour of dark wine or dark meat*,⁴

He reached for the gharry-wallah with vicious flourishes of *a fist as dumpy and red as a lump of raw meat*.⁵

顔や肌の色以外では、クッションの色の表現があった。

he asked, as he sat on the sofa, leaning against *cushions the colour of which reminded him of raw meat just gone bad*, and held her hand.⁶

牛肉以外では、*mutton* で顔色の表現があった。

He's got *a great red face like a leg of mutton*,⁷

b. ワイン色

日本語でも、ワインレッドとして使われる表現であるが、英語では様々なものに対して使われている。太陽に照らされた海、バラの花、血、赤面、服の例をあげておく。

The instant of overwhelming beauty had passed and the sun, like the top of an orange, was dipping into *a wine-red sea*.⁸

2 Aldous Huxley, *Point Counter Point*, Vintage Classics, London, 2004, p.160.

3 Doris Lessing, *Grass is Singing*, Harper Perennial, New York, 2000, p.136.

4 James Joyce, "Counterparts" in *Dubliners*, Penguin Classics, London, 1992, p.84.

5 Joseph Conrad, *Lord Jim*, Oxford University Press, Oxford, 2008, p.35.

6 W. Somerset Maugham, *Ashenden*, Vintage Classics, London, 2000, p.296.

7 W. Somerset Maugham, *The Moon and Sixpence*, Penguin Classics, London, 2005, p.78.

8 W. Somerset Maugham, "The lotus eater" in *Collected Short Stories Vol.4*, Vintage Books, London, 2000, p.209.

but there, too, was a world of sunshine lingering into moonlight, and pools with storks upon them, and bluish trees above, glowing with blurs of *wine-red roses*,⁹

They did not fear death as much as blood, black blood which oozed like the Nile, or spouted darkly from a severed artery, or inundated a whole section of the skin with *wine-red smears*.¹⁰

Now she was *wine-red*.¹¹

He wore *a blazer, in the same rich wine-red*, with a unicorn embroidered in dull gold on the breast pocket.¹²

また、フランス・ボルドー産の赤ワインを指す言葉に、claret があるが、濃い紫がかった赤色を表すようである。カツラ、テーブルクロス、カーテン、服の色の表現などがあつた。

What was she seeking through millions of pages, in her old plush dress, and *her wig of claret-coloured hair*, with her gems and her chilblains?¹³

Ann Veronica looked down at her fingers on *the claret-coloured table-cloth*.¹⁴

They slid with a familiar click along the brass rod, and soon *the windows were obscured by thick sculptured folds of claret-coloured plush*.¹⁵

She was wearing *a dress of dark claret colour*, that suited her dark complexion and her large features.¹⁶

最近は日本語でも、ボルドーという言葉が、赤ワイン色として使われることがある。英語の Bordeaux にも色を示す意味があるようであるが、残念ながら使用例は見つからなかった。

ブルゴーニュ産のワインを指す Burgundy という語も、色彩を表す意味があり、ボルドーより明るい色を指すようである。ブルゴーニュ・ワインはレンガ色と表現されることもある。服

9 John Galsworthy, *Indian Summer of a Forsyte and In Chancery in The Forsyte Saga*, Oxford University Press, Oxford, 1999, p.313.

10 Lawrence Durrell, *The Avignon Quintet*, Faber and Faber, London, 1992, pp.661-662.

11 A.S. Byatt, *Possession*, Vintage Books, London, 1991, p.50.

12 A.S. Byatt, *The Children's Book*, Vintage Books, London, 2010, p.195.

13 Virginia Woolf, *Jacob's Room*, Oxford University Press, Oxford, 2008, p.143.

14 H.G. Wells, *Ann Veronica*, Penguin Classics, London, 2005, p.94.

15 Virginia Woolf, *The Years*, Oxford University Press, Oxford, 2009, p.19.

16 D.H. Lawrence, *Sons and Lovers*, Cambridge University Press, Cambridge, 1993, p.460.

と口紅の色を表す例が見つかった。

and a tall, square figure, in a *burgundy shot-silk cocktail dress* with a square-cut low neck, who is Lady Wijinnobel.¹⁷

Her friends, all in black on black on black, all with *burgundy lips* and pale faces, indicated agreement.¹⁸

酒精強化ワインであるポルトを利用した例も見つかった。実際のポルト酒の色は茶色がかった色であるが、目の色の表現として使われていた。

As they sipped *their eyes* became lustrous like half precious stones held to the light. Slate blue were Miss Rashleigh's; Miss Antonia's *red, like port*.¹⁹

2. 茶色

a. ビスケット色

薄い茶色を指す。ウサギ、シダ、肌、ストッキング、壁の色の表現などがあった。

The last words were addressed to an *immense biscuit-coloured rabbit* whose head had just popped up from somewhere beside the path.²⁰

She put her face on the window and studied the landscape. Last year's browns, *faded biscuit bracken*, old heather, on this year's raw earth and coming greens.²¹

Her bare knees were a light biscuity brown, slightly polished.²²

Kate quickly dried her feet and legs on her handkerchief, and pulled on *her biscuit-coloured silk stockings* and brown shoes.²³

17 A.S. Byatt, *Babel Tower*, Vintage Books, London, 2003, p.252.

18 A.S. Byatt, *Babel Tower*, Vintage Books, London, 2003, p.327.

19 Virginia Woolf, "The Shooting Party" in *A Haunted House and Other Short Stories*, Vintage Classics, London, 2008, p.252.

20 C.S. Lewis, *The Horse and His Boy*, HarperTrophy, New York, 2000, p.170.

21 A.S. Byatt, *The Virgin in the Garden*, Vintage International, New York, 1992, p.203.

22 Iris Murdoch, *The Italian Girl*, Vintage Classics, London, 2001, p.50.

23 D.H. Lawrence, *The Plumed Serpent*, Cambridge University Press, Cambridge, 1987, p.325.

It was in quite good condition, but why were people like Mrs Hengrave so fond of *that mustard-cum-biscuit shade of wall paint?*²⁴

b. チョコレート色

濃い褐色を指す。かなり多く、様々なものの表現に使われているが、以下に、霧、目、写真、 ترام、服、肌、泥、壁の色の例をあげる。

It was by this time about nine in the morning, and *the first fog of the season. A great chocolate-coloured pall* lowered over heaven,²⁵

When he turned to Frederica she was startled to see that *his eyes*, which she had imagined were bright blue like his lenses, were in fact *chocolate-brown*.²⁶

It was *one of those old photographs whose dark chocolate shadows* are balanced by the creamy richness of the light surface.²⁷

Now and again *a great chocolate-and-yellow tramcar* ground round a difficult bend under the hosiery factory.²⁸

and a thin red-headed woman in *a chocolate brown shirt* over lilac velvet pants.²⁹

The plaintiff, who had been beaten, — *an obese chocolate-coloured man* with shaved head,³⁰

In the night, the monsoon arrived and rain battered so loud on their roof that few slept. In the morning *the dust of yesterday was in deep chocolate pools* where foam scudded as the wind blew.³¹

From *the pale chocolate-brown walls*, the portraits of distinguished members, now

24 Agatha Christie, *Sleeping Murder*, HarperCollins, London, 2002, p.13.

25 Robert Louis Stevenson, *The Strange Case of Dr Jekyll and Mr Hyde*, Oxford University Press, Oxford, 2006, pp.21-22.

26 A.S. Byatt, *The Virgin in the Garden*, Vintage International, New York, 1992, p.140.

27 John Fowles, *The Magus*, Vintage Classics, London, 2004, pp.97-98.

28 D.H. Lawrence, *Women in Love*, Cambridge University Press, Cambridge, 1987, p.354.

29 A.S. Byatt, *Babel Tower*, Vintage Books, London, 2003, p.402.

30 Joseph Conrad, *Lord Jim*, Oxford University Press, Oxford, 2008, p.114.

31 Doris Lessing, *The Grandmothers*, Harper Perennial, New York, 2005, pp.272-273.

deceased, glared down.³²

また、milk-chocolateとして、薄い茶色を表す使い方もあった。キツネ、髪、木の色の表現として使われている。

Earlier Alex had again seen the pretty vixen reclining while *four fluffy milk-chocolate brown cubs* with light blue eyes and stubby tails played tig on the lawn.³³

He had a long doggy nose and *longish hair the colour of milk chocolate* which he tucked back behind his ears.³⁴

The tree was smooth and grey above, but beneath the level of the leaves it curved inward with *the colour and consistency of flaky milk chocolate*,³⁵

また、チョコレート色に関連して、ココア色も使われていた。猫とナイル川の例が見つかった。

Montrose was *a large cocoa-coloured tabby animal* with golden eyes, a square body, rectangular legs and an obstinate self-absorbed disposition,³⁶

But the place echoed around him as he walked about the magnificent ballroom, across the conservatories, the terraces, peering out on the grassy lawns which went right down to the bank of *the cocoa-coloured Nile water*.³⁷

c. キャラメル色

薄い褐色や黄色がかった茶色を表すようである。肌の色と服の色の例のみ見つかった。

She's not black, she's more *caramel*,³⁸

He was between Phyllis, in *a golden caramel-coloured dress*, made by Violet, and Hedda, in sea-green silk with a lace collar.³⁹

32 Aldous Huxley, *Point Counter Point*, Vintage Classics, London, 2004, p.366.

33 Iris Murdoch, *The Philosopher's Pupil*, Vintage Classics, London, 2000, p.412.

34 Iris Murdoch, *An Accidental Man*, Vintage Classics, London, 2003, p.28.

35 Iris Murdoch, *The Nice and the Good*, Vintage Classics, London, 2000, p.89.

36 Iris Murdoch, *The Nice and the Good*, Vintage Classics, London, 2000, p.15.

37 Lawrence Durrell, *The Alexandria Quartet*, Faber and Faber, London, 2012, p.498.

38 Doris Lessing, *The Grandmothers*, Harper Perennial, New York, 2005, p.114.

39 A.S. Byatt, *The Children's Book*, Vintage Books, London, 2010, p.522.

d. コーヒー色

この色は茶褐色を指すようである。空、枯れた花、崖、服、日焼け、髪の色表現などがあった。

The sash window shows a segment of wet slate roof, *a coffee-coloured sky* in slow unseizable tumultuous motion,⁴⁰

Instead he kicked leaves, rusted wires of wreaths on the compost heap, tossing up *coffee-coloured dead daffodils*, rotting and blotched roses, shrivelled irises, in the rubbish.⁴¹

The low, coffee-brown cliffs opposite, too low for cliffs, looked as silent and as aboriginal as if white men had never come.⁴²

her pale coffee-brown linen dress was trimmed with creamy lace.⁴³

As he gripped the steering wheel, *his lean hands, burnt coffee-coloured by the sun*, shook perpetually, although almost imperceptibly.⁴⁴

I wish you would send me an old aunt-a maiden aunt-an aunt with a lozenge on her carriage, and *a front of light coffee-coloured hair*—⁴⁵

また、これに関連して、少し薄い茶色を表すものとして、カフェオレ色とカプチーノ色も使われることがある。それぞれ雲の色と肌の色の例が見つかった。

Up above a sky of cold brilliant blue was striped with moving layers of *café-au-lait clouds*.⁴⁶

Pattie stretches out *her plump arms, rich brown in colour, just a little darker in hue than a cappuccino*, and with cramped chilled fingers claws at cinders in the bottom of the narrow gate.⁴⁷

40 Iris Murdoch, *Bruno's Dream*, Vintage Classics, London, 2001, p.40.

41 A.S. Byatt, *The Virgin in the Garden*, Vintage International, New York, 1992, p.160.

42 D.H. Lawrence, *Kangaroo*, Cambridge University Press, Cambridge, 2002, p.60.

43 A.S. Byatt, *The Children's Book*, Vintage Books, London, 2010, p.296.

44 Doris Lessing, *Grass is Singing*, Harper Perennial, New York, 2000, p.85.

45 William Makepeace Thackeray, *Vanity Fair*, Oxford University Press, Oxford, 2008, p.104.

46 Iris Murdoch, *Henry and Cato*, Chatto & Windus, London, 1976, p.147.

47 Iris Murdoch, *The Time of the Angels*, Vintage Classics, London, 2001, p.1.

e. 紅茶色

少し赤みがかかった茶色を指すようである。薄暗い部屋の様子や、茶葉の色の枕の表現があった。

In the midst of the overmantel, whose unsymmetrical undulations suggested a natural growth rather than the workings of the human mind, was a slim extremely tall elliptical mirror, which showed in reflection *an even more melancholy room filled with an atmosphere the colour of strong tea.*⁴⁸

The body of the Guy is made from *an old stained, tea-leaf coloured pillow*, clothed in a green-and-orange shirt covered with parrots and palm trees.⁴⁹

また brown という語を伴って、薄暗がりや、肌のシミの色の表現があった。

He could see more clearly now in *the brown tea-coloured light of the cavern*, and discerned to his left a blackness in the cavern wall which seemed like a hole.⁵⁰

The hands were ivory-coloured, the skin finely wrinkled everywhere, like the crust on a pool of wax, and under it appeared livid bruises, arthritic nodes, *irregular tea-brown stains.*⁵¹

f. オートミール色

淡い黄褐色や灰色がかかった茶色を指すようである。部屋、花瓶、服の色などがあった。

Her room was representative of the spirit of Meadway. *Everything was of a cool oatmeal colour*—there were big jars of daffodils and bowls of tulips and hyacinths.⁵²

Gertrude had arranged Janet's new flowers, a mass of mauve and white anemones in *a big oatmeal coloured Staffordshire mug*, and put them on the mantelpiece, beside one of the Bohemian vases.⁵³

They wear *comfortable jumpers, one oatmeal, one olive*, tweed skirts and opaque

48 Iris Murdoch, *The Red and The Green*, Vintage Classics, London, 2002, p.52.

49 A.S. Byatt, *Babel Tower*, Vintage Books, London, 2003, p.393.

50 Iris Murdoch, *The Nice and the Good*, Vintage Classics, London, 2000, p.292.

51 A.S. Byatt, *Angels & Insects*, Vintage International, New York, 1994, p.104.

52 Agatha Christie, *Towards Zero*, William Marrow, London, 2011, p.15.

53 Iris Murdoch, *Nuns and Soldiers*, Vintage Classics, London, 2017, p.96.

stockings over strong, shapely legs.⁵⁴

g. その他

シェリー酒色には、目の色と海の色表現があった。

He had *sherry-coloured eyes*, disconcertingly inattentive at times.⁵⁵

A little trickle of water; the colour of brown sherry, forced an erratic way among the stones and spread out on the seaward side into a shallow rippled expanse bordered with tangles of glistening yellow seaweed.⁵⁶

ビール色としては ale という語で川の色表現があった。

In the hazier gentler light the pool was glossy but less bright, a greyish-blue in the centre and under the banks *the colour of brown ale*.⁵⁷

ハチミツ色は淡い黄色であるが、brown を伴ったものがあったので、ここであげておく。化粧とラグの色である。

She sat inspecting *the streaks of honey-brown make-up* which had come off on to her paper handkerchief.⁵⁸

There was a *honey-brown woven rug* beside the double bed, about the head of which hung a frilled white canopy and curtains of *broderie anglaise*.⁵⁹

トーストやパンの色で、影や肌の色を表現したものもあった。

By now the sun was off them, but had not left them: from where it was, in hiding behind the High Street's roofy hill, the sun went on heating *the toast-brown shadow*, in which the colours, darker than earlier, seemed brighter, brighter being the pink peppermint rock being licked by infants.⁶⁰

54 A.S. Byatt, *Babel Tower*, Vintage Books, London, 2003, p.19.

55 John Galsworthy, *The Man of Property* in *The Forsyte Saga*, Oxford University Press, Oxford, 1999, p.20.

56 Iris Murdoch, *The Unicorn*, Vintage Books, London, 2000, p.15.

57 Iris Murdoch, *The Unicorn*, Vintage Books, London, 2000, p.108.

58 Iris Murdoch, *The Black Prince*, Vintage Classics, London, 2013, p.71.

59 Iris Murdoch, *The Good Apprentice*, Vintage Classics, London, 2000, p.111.

60 Elizabeth Bowen, *The Little Girls*, Anchor Books, New York, 2004, p.126.

“What a pretty arm, brown as an overbaked loaf !”⁶¹

そのほかには、グレービー色の肌やマーマレード色の髪、大麦糖色の目などがあった。

*The cheeks of the Telmarine soldiers became the colour of cold gravy, their knees knocked together, and many fell on their faces.*⁶²

*Her cut hair, slippery as a girl's, had darkened to the colour of vintage marmalade;*⁶³

Everything about him is pale buffs and browns and straw colours—his eyes, his caramel-coloured teeth, his ivory lips, his bushy hay-coloured brows, *his barley-sugar smoking eyes,*⁶⁴

結び

食べ物も身近なものであるだけに、色の特徴を指し示すのに使いやすいのであろうか、様々な種類のものが使われていた。今回も19世紀以降の作家たちにこれらの表現は多く使われていた。特に茶色は、薄い色から濃い色まで幅が広いいため、そのニュアンスを伝えるために使われる食べ物や飲み物の種類も多岐にわたっていた。思い描く色をよりの確に伝えるための創意工夫が見られた。

61 D.H. Lawrence, *The White Peacock*, Cambridge University Press, Cambridge, 1983, p.118.

62 C S. Lewis, *Prince Caspian*, HarperTrophy, New York, 2000, p.205.

63 Elizabeth Bowen, *The Little Girls*, Anchor Books, New York, 2004, p.9.

64 A.S. Byatt, *Babel Tower*, Vintage Books, London, 2003, p.395.

A Systemic Analysis of the Modality System of Japanese

KADOOKA Ken-ichi

▶ キーワード

Modality
Systemic Linguistics
modalization
modulation

▼要 旨

この小論においては、日本語におけるモダリティの体系を選択体系機能言語学（機能文法）の枠組みによって分析する。機能文法では、モダリティをモダライゼーションとモデュレイションという下位範疇で二分する。英語におけるモダリティは助動詞一語で示されることが多いので、モダリティ表現の統語構造は非常に単純である。しかし日本語のモダリティ表現は例えば「しなければならない」で示されるように、非常に複雑な統語構造である。統語範疇としては、助動詞の他に本動詞・形容詞・名詞・助詞など多様で、その組み合わせ方もまた複雑である。日本語モダリティ表現を分析すると、「ある、ない」というように肯否極性で対になったものが見られる。以下では、そのような肯否極性で対になった日本語モダリティ表現を分析する。

1. Introduction

The main purpose of this paper is to analyze the modality systems of Japanese. In this paper, the Systemic Functional framework is adopted as the main one to construe the region of uncertainty that lies between 'yes' and 'no.'

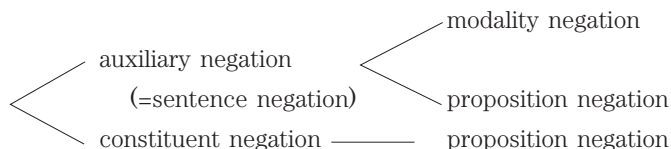
Since the definitions and the subcategorizations of modality are different from one researcher to another, the descriptions depend on the framework. One of the advantages of adopting the Systemic framework is that a direct comparison is possible based on the study on

the English system in Halliday and Matthiessen (2014) and the Japanese counterpart in Teruya (2007).

In the following sections, we will distinguish ‘syntactic negation’ and ‘semantic negation.’ The former refers to pairs such as ‘must’ and ‘must not’ in English; syntactically the simple negation ‘not’ is added to the auxiliary ‘must,’ and the meaning of the obligatoriness of ‘must’ is maintained in ‘must not’ (semantic negation). In other words, the opposite of the obligatoriness is realized as the prohibition. In this particular case, the relation between the syntactic and semantic negations are straightforward. In Japanese, the syntactic negation of ‘hitsuyou-ga-arui’ (literally ‘there is necessity’) is ‘hitsuyou-ga-nai’ (‘there is not necessity’), being realized as the simple negation by ‘*nai*’ (not) instead of ‘*aru*’ (‘have, be’). As well as in English, the relation between syntactic and semantic negations is consistent in Japanese.

Sawada (2006: 168) emphasizes that “It is important in the negation of the (modal) auxiliaries to distinguish the syntactic function from the semantic one (whether the scope of negation is included or not)” (translation mine). This is in line with the distinction between the syntactic negations and the semantic ones introduced above. Partly due to the limitation of space, however, this paper cannot look into such depth as presented in the same page in Sawada (2006: 168, table (8)), with regard to the negation types:

(1)



“Auxiliary negation” belongs to sentence negation, in which the scope of negation covers the whole sentence. While “constituent negation” covers the part of the sentence, i.e. particular word, phrase, clause. The criterion of this classification is the co-occurrence of the negation particle ‘not’ and the auxiliary verbs. It is noticeable firstly that the auxiliary negation and the sentence negation are synonymous. The next point particular in (1) is that both the auxiliary and constituent negations include the proposition negation. Notice, however, that the constituent negations are immediately the proposition negations. The examples of the constituent negation are as follows (Sawada (2006: 168-169), cited from Klima, E. (1964) “Negation in English,” *The Structure of Language: Readings in the Philosophy of Language*, ed. by J. A. Fodor and J. J. Katz, Prentice-Hall, NJ, emphases original):

- (2) a. Writers *not* infrequently accept suggestions, and *so* do the publishers.
- b. There was some rain *not* long ago, *even* in the desert.
- c. *Not* a few authors criticized him severely, *didn't they?*

Though both the auxiliary and the constituent negations share the proposition negation patterns, there is a significant difference: that is to say, constituent negation sentences are positive, only negating part of the propositions. It would be possible to classify the examples in (2) as semantic negation.

In the following sections, I hypothesize that the analysis for the English modality system in Halliday and Matthiessen (2014) is intentionally made simple. In addition, the bifurcations of the categories seem also intentional: the subcategories of modality into modalization and modulation; modalization into probability and usuality; modulation into obligation and inclination. The ambiguous description about ability/potentiality in Halliday and Matthiessen (2014: 696) would endorse this hypothesis. It is not the case, however, for Japanese in this paper and Teruya (2007), due to the syntactic complexity of the modulation expressions.

2. Modality in Japanese

In this section, we will look at the Japanese modality system within the SFL framework. One of the main sources that we will follow in this section is Teruya (2007), which not only illustrates the modality system or the Interpersonal metafunction, but also covers whole aspects of the Japanese language from the SFL viewpoints.

The most peculiar category in the framework in Teruya (2007) seems to be the ‘explanative mood,’ when compared with the counterpart of the Mood system of the English language. For an example of the explanative mood in Japanese, Teruya (2007: 174-176) gives the following (b), toward the question (a) and with the non-explanative counterpart (c) and (d):

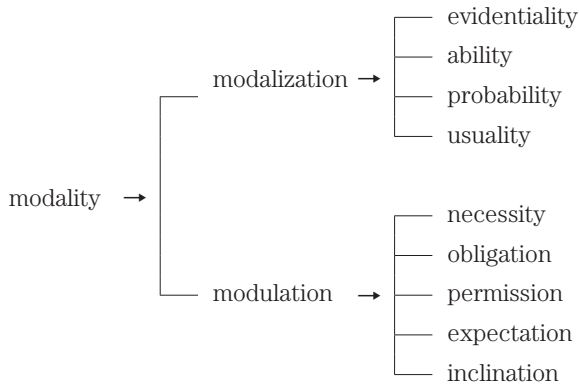
- (3) a. Dou shita-n desu ka? ‘What happened?’
 how do-*NO* POLITE Q
 b. Tochuu de jiko ga atta-n desu.
 en route at accident NOM occur-*NO* POLITE
 ‘There was an accident on the way.’
 c. Tochuu de jiko ga atta.
 d. Tochuu de jiko ga ari-mashi-ta.

Notice that the question (a) itself contains the explanatory *no*, as the second element of *shita-n desu ka*, which is the result of the phonological / phonetic change from *shita-no desu ka*. If the question is a plain, non-explanatory version, it would be ‘Dou shima-shita ka?’ The non-explanative answers (c) and (d) are plain statements that there was an accident on the way. The intention of the explanative mood in (a) and (b) is ‘the speaker may present a statement as an explanation for some event needing to be clarified’ (Teruya 2007: 174). Here the question (a) itself is with the explanatory mood, the answer (b) sounds more natural

compared with (c) and (d) as an excuse for being late.

Now let us look into the subclasses of the modalization and modulation systems. Below is the system network of the Japanese modality system from Fukuda (2016: 166):

(4)



Compared with the English modality system shown in Halliday and Matthiessen (2014), <evidentiality>^{*1} and <ability> are added as modalization types, and <obligation> is divided into <obligation>, <necessity>, <permission> and <expectation>. There are nine subclasses in (3). Of these nine, <evidentiality> is the one which is not defined as part of the modality system in Japanese in Teruya (2007). Fukuda (2016: 167, footnote 31) gives the reason of addition of <evidentiality> to the subclass of modalization as follows (translation mine):

(5) There are no auxiliary verbs showing the evidentiality in English. Therefore, seen from the point that modality is limited to the meanings of English auxiliary verbs, <evidentiality> would not be defined as part of the modality system. In Japanese, however, ‘*rashii*, *you-da* (seems to be), *mitai da* (looks like), *sou da* (they say that)’ can be included in the modalization system, as these expressions assess the speaker’s subjective observations, like <probability>.

Fukuda (2016: 167) also concludes in the main text that ‘we will not consider the distinction between subjectivity and objectivity of the bases of the judgments, with regard to <probability> and <evidentiality>.’

Kadooka (2016b: 183) agrees with the above analysis that <evidentiality> should be classified as one of the subcategories of modalization (translation mine):

(6) <Evidentiality> is the mental proof that either the speaker or the writer has with regard to the proposition. Though the proposition itself is neutrally described, the speaker or the writer judges as to the truth/falseness of the proposition. In the aspect/phase expressions (*rashii*, *sou da*, *you da*, *mitai da*), the speaker or the writer describes his/her expectations.

In the hear-say expressions (*sou da, to iu*), the speaker or the writer mediates what he/she sees or hears.

To summarize, Kadooka (2016b: 184) lists the <evidentiality> expressions in Japanese as follows:

- (7) rashii (seems like) – rashiku-nai (not seem like)
you da (seems like) – you-de-wa-nai (not seem like)
sou da (hear-say) – sou-de-wa-nai (not hear-say)
mitai da (seems like) – mitai-de-wa-nai (not seem like)
to-iu (that)
to-iu koto da (that)

See Kadooka (2016b: 185–187) for the examples of these <evidentiality> expressions collected from the corpus.

My speculation for the diversity of the subclasses in the Japanese modality system is that the syntactic complexity of the modality expressions in Japanese, shown below, is one of the reasons. Teruya (2007: 213–214) lists the modality expressions (the numbers indicated after each category (13 and 14) refer to those of the attested expressions):

(8) MODALIZATION (13)

<**ability**> [*suru*] *koto ga dekiru* “can [do]” [*suru*] *koto ga dekinai* “can’t [do]”

<**usuality**> [*suru*] *koto ga (mo) aru* “it sometimes happens [that]” [*suru*] *baai ga aru* “it has the time [that]” [*suru*] *koto wa nai* “it never happens [that]” [*shinai*] *koto mo nai* “it never fails [to]” (sic) [*shinai*] *wake de mo nai* “it isn't the case that [not]”

<**probability**> [*suru*] *ka mo shire-nai / wakara-nai* “it is not known whether = maybe” [*suru*] *ni chigai-nai* “must [do]” [*suru*] *to wa kagira-nai* “it may not very well be [in Modalization that]”

(9) MODULATION (14)

<**necessity**> [*shi*] *nakere-ba nara-nai* “unless ... does/is = must” [*shi*] *naku-te wa ike-nai / nara-nai / dame-da* “must” [*suru*] *hitsuyou ga aru* “there is the necessity [to]” [*shite*] *wa ike-nai / nara-nai / dame-da* “must not do”

<**obligation**> [*suru*] *beki da* “ought [to]” [*suru*] *beki de wa nai* “not ought [to]”

<**permission**> [*shite*] *mo ii* “may [do]” [*shi-nakute*] *mo ii* “it is all right not to = you need not”

<**expectation**> [*sure-ba / shita-ra / suru-to*] *ii* “it is good [to], it would be nice [to]” [*shi-nakere-ba / shi-nakat-tara / shi-nai to*] *ii* “it is good [not to], it would be nice [not to]”

<**inclination**> [*suru*] *tsumori da* “it is my intention [that]” [*suru*] *ki de iru* “has a mind [to]”

[*suru*] *tsumori de wa nai* “it is not my intention [that]” [*suru*] *ki de wa nai* “has no mind [to]”

Notice that the English glosses after ‘=’ are the semantic equivalencies, while those before ‘=’ are literal translations. All of these paraphrased cases show that the literal translations are syntactically far more complex than the English equivalents which are realized by one-word auxiliaries. Take ‘ka mo shirenai’ for an example: Its literal translation is ‘it is not known whether’ but the gloss is *maybe*.

The underlined Japanese entries above in the list (9) designate those categories which are syntactically asymmetric, all of which belong to the <probability> category of Modalization: [*suru*] *ka mo shire-nai* / *wakara-nai*, [*suru*] *ni chigai-nai*, [*suru*] *to wa kagira-nai*. Common to these three is that they are syntactic negations, and that the positive counterparts are ungrammatical: *[*suru*] *ka mo shireru* / *wakaru*, *[*suru*] *ni chigau*, *[*suru*] *to wa kagiru*.² This is because of the asymmetric nature of the verbs *wakaru* (‘to predict < to understand’), *chigau* (‘be different from’) and *kagiru* (‘to limit’) whose positive forms are syntactically grammatical but semantically unmarked, while these dictionary-entry-forms are syntactically marked in the sense that they are negative.

The others, i.e. those entries not underlined in (8), are basically symmetric, and they overwhelm the asymmetrical ones in number. There are, however, two types of symmetry; one is the negation in the last predicate, such as *suru koto ga dekiru* / *deki-nai*. The other is the negation in the first predicate, such as *shi-nakere-ba* / *shi-te wa naranai*. The former patterns outnumber the latter, as the latter include two more pairs *shi-te mo* / *shi-naku-te mo ii* and *sure-ba* / *shi-nakere-ba ii*, whereas the former contain five more pairs. For the symmetrical and asymmetrical nature of these forms, see Kadooka (2015).

I hypothesize that these complicated syntactic structures may support the finer subcategorizations of modalization and modulation in Japanese (4) than in English. If we were to try to illustrate these complex structures in a table with the four categories of <probability>, <usuality>, <obligation> and <inclination>, it would be almost impossible.

Next are the instances of each type of modalization (10) - (12) and modulation (13) - (17), from a corpus (Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese: BCCWJ) by National Institute of Japanese Language and Linguistics (NINJAL) in Kadooka (2016b, emphasis original):

Modalization

(10) <ability>

Kore-ra no koto wa, doubutsu nado wo mochiite shishou-kabu no ichibu wo
these GEN things TOP animal and-so-on ACC using hypothalamus GEN part ACC
hakai-suru jikken wo okonau koto de kakunin-suru koto ga dekiru.
destroy-do experiment ACC do thing by verify thing NOM possible

“These things can be verified by the experiment of destroying part of a hypothalamus of animals.”

(11) <usuality>

Sono bunshou kara hissha no chisei to hinkaku ga tsutawat-te kite,
that passage from author GEN intelligence and dignity NOM transmit come
suga-suga-shii dokugo-kan wo mot-ta-ri suru koto ga aru.
refreshing after-reading-impression ACC have do thing NOM exist

“When I read the passage and had the impression of the author’s intelligence and dignity, I am sometimes refreshed.”

(12) <probability>

Shigoto wa tsune-ni shiro-kuro ga hakkiri suru to wa kagira-nai.
work TOP always white-black NOM clear do PAR limit-NEG

“It is not always the case to judge whether it is right or wrong in tasks.”

Modulation

(13) <necessity>

Sono tame ni wa sugoroku de iu furidashi no dankai kara pawaa wo koji
its sake DAT TOP Parcheesi at say outset GEN stage from power ACC ostentation
shi-naku te wa naranai.

must

“For its sake, it is necessary to show off our authority from the beginning.”

(14) <obligation>

‘Ryousai kembo’ wa houki-shi-te mo, koko wa shikkari ‘shufu’ suru beki da.

a good wife and wise mother TOP abandon though here firmly housewife do should

“If you abandon a style of a good wife and wise mother, you should do the housework.”

(15) <permission>

Soshite, kigen mo nai shi, doko he it-te, nan-no shigoto wo shi-te mo ii.

and due-date also not CON where toward go whatever work ACC do good

“In addition, there is no due date, and you can go wherever, do whatever job you like.”

(16) <expectation>

Karada ni shitagat-te koudou sure-ba ii.

body DAT follow act do-TENTATIVE good

“You can behave following your body.”

(17) <inclination>

Ojisan wa ashita kara de mo shigoto wa suru ki de iru.

uncle TOP tomorrow from on work do intention at exist

“Uncle is going to work from tomorrow on.”

Here are the analyses of the Modalization types, with the first one of <ability>. (10) is the example of the simple use of the ability expression ‘dekiru.’ The usuality instance ‘koto mo aru’ (it happens sometimes) in (11) is given as the occasional happenings of the after-reading impression. In the probability example (12) ‘to wa kagira-nai’ (it is not always the case), the syntactic structure is realized as quotation-particle ^ topic particle ^ verb ^ negative aux.

Next are the analyses of Modulation. (13) is the most typical <necessity> expression in Japanese, with the complex and lengthy double negation construction *nakere-ba nara-nai* (literally ‘do-not must not’). Syntactically, this is the succession of *nakere* (continuative form of the negative auxiliary *nai*) ^ *ba* (postpositional particle) ^ *nara* (continuative form of the verb *naru*) ^ *nai* (negative auxiliary). The contrast between the simplicity of the English auxiliary *must* and the complexity of the Japanese collocation would be one of the keys to focus on in the contrastive studies in these two languages in terms of the syntactic constructions. The meaning of <obligation> seems close to that of <necessity>, as both are glossed as ‘it must be’ in Kadooka (2017), lacking the <necessity> counterpart expressed with *should* in English. The meaning of the <permission> category is different in value from <obligation> and <necessity> in that <permission> is typified by the auxiliary verb *may*. In the English translation (15), the intention of the permission is realized with another auxiliary verb *can*, instead of *may*, however. The paratactic structure of (15) can be paraphrased as ‘doko he it-te mo ii, nani no shigoto wo shi-te mo ii’ (You can go wherever you like, and you can do whatever you like). In the <expectation> one in (16), *-ba ii* sounds interchangeable with the permission meaning; the direct English translation of Japanese would be ‘to follow your body should be good.’ *Suru ki* in (17) sounds like an intention of the writer’s uncle to begin working the next day.

3. Positive - Negative Pairs

In this section, the positive-negative pairs in the Japanese modality expressions will be contrasted and analyzed.

The following entries are symmetric from the viewpoint of polarity, and they overwhelm the opposite in number, i.e. the asymmetric entries. There are, however, two types of symmetry; one is the negation in the last predicate, such as *suru koto ga dekiru / deki-nai*. The other one is the negation in the first predicate, such as *shi-nakere-ba nara-nai / shi-te wa naranai*. The former patterns outnumber the latter, as the latter include two more pairs *shi-te mo / shi-naku-te mo ii* and *sure-ba / shi-nakere-ba ii*, whereas the former contain

five more pairs. The schematization as follows will visually help understand the structures:

(18) <last-predicate pairs>

suru koto ga	{	dekiru deki-nai	suru hitsuyou ga	{	aru nai
suru tsumori	{	da de wa nai	suru beki	{	da de wa nai
suru ki de	{	iru wa nai	suru koto	{	ga aru wa nai
			→ shi-nai koto mo nai		
			do-not case NOM not		

(19) <first-predicate pairs>

shi-nakere-ba	}	nara-nai	shi-te mo	}	
shi-te wa			shi-naku-te mo		ii
			shi-nakere-ba		

The most complicated pair would be the negation of a <usuality> *shi-nai koto mo nai* (sometimes it happens, sometimes it does not), which is a double and a partial negation, and *suru koto wa nai* (does not happen), with the polarity of the first-predicate reverted. Though both *suru koto ga aru* and *shi-nai koto mo nai* are the negations of *suru koto wa nai*, the meanings of the two are different: *suru koto ga aru* means “it sometimes happens” and *shi-nai koto mo nai* “it is not always the case that ... not.” The difference between *suru koto wa nai* and *shi-nai koto mo nai* is that the former is last-predicate negation while the latter is double negation.

The largest difference between the first predicate and the last predicate pairs is that the latter is the contrast of ‘being’ and ‘not-being’: *dekiru* (can) vs. *deki-nai* (can not), *hitsuyou ga aru* (‘necessity NOM have’) vs. *hitsuyou ga nai* (‘necessity NOM not’), *suru beki da* (‘do-should-ASSERTION’) vs. *suru beki de nai* (‘do-should-ASSERTION-not’), and so on. It is essential that the predicates are the dictionary forms of verbs, in order to terminate the clauses. The first predicate pairs, on the other hand, must be the adverbial form of the verb conjugation: *sure-ba* (‘do-if’) vs. *shi-nakere-ba* (‘do-not-if’) followed by *ii* (‘good’), *shi-nakere-ba* (‘do-not-if’) vs. *shi-te-wa* (‘do-CONTINUATIVE-TOPIC’) followed by *nara-nai* (‘become-not’ = necessary).

To conclude, the ultimate reason for the differences between the negations in the first predicate or the last can be ascribed to the complexity of the Japanese modality expressions.

We would like to point out one asymmetry among the listings in (18); the opposite of <necessity> *shi-te wa ike-nai / nara-nai / dame da* (will not do if not) is <permission> *shi-naku-te mo ii* (need not). This asymmetry comes from the nature of the predicates of *nara-nai* and *ike-nai*; both are unmarked forms as negative. In other words, the positive *naru* (literally ‘to become, to suit’) and *iku* (‘to go’) are not used as modality expressions. Only *dame* can be negated as *dame de wa nai*, as *dame* is not a verb but a noun meaning uselessness and/or impossibility. In the sense that the opposite of a <necessity> *shi-te wa ike-nai / nara-nai / dame da* is a <permission> *shi-naku-te mo ii*, we will refer to this type of negation as a transcategorical negation. When we discuss the subcategories of Modalization and Modulation on later occasions, such transcategorical negations will be one of the criteria to examine the nature of the subcategories. That is to say, if the negation of <necessity> is classified as <permission>, it might be proper to merge these two categories.

In order to contrast with the simplicity of the English modality system, we will now analyze the parts of speech in the Japanese modality expressions, focusing on necessity as part of deontic and usuality as part of epistemic. These two categories are chosen partly under the intention of the pursuit of the Japanese modality system with the Systemic Functional framework (i.e. Teruya (2007)). The first to be examined are the examples of <necessity> (Teruya (2007: 214)). The parts of speech are indicated below the gloss (V: verb, Aux: auxiliary verb, P: particle, N: noun):

(20) <positive>	<negative>
<i>shi-nakere-ba-nara-nai</i>	<i>shi-te-wa-ike-nai</i>
do-NEG-particle-become-NEG	do-continuative-TOP-can-NEG
V- Aux - P - V - Aux	V - Aux - P - V - Aux
<i>suru-hitsuyou-ga-aruru</i>	
do-necessity-NOM-exist	
V - N - P - V	

The positive obligatory meaning ‘nakere-ba-nara-nai’ is the double negation, with the negation auxiliary verb ‘nai’ appearing twice. As for the single negation, neither ‘*nakere-ba-naru’ nor ‘*suru-to-nara-nai’ is grammatical, but *shi-te wa nara-nai* is grammatical.

Another way of expressing the necessity modality is ‘hitsuyou-ga-aruru,’ with the Chinese word ‘hitsuyou’ (necessity). Syntactically this is simpler than the double negation ‘nakere-ba-nara-nai.’

Though the negative counterpart of ‘suru-hitsuyou-ga-aruru’ is not listed in Teruya (2007), it will be ‘suru-hitsuyou-ga-nai’ which is both grammatical and symmetrical. From the viewpoint of the asymmetry between positive and negative, we will look at ‘nakere-ba-nara-nai’ in more detail.

Johnson (2003: 107) gives the direct translation for Japanese “Shukudai wo das-anakere-

reba nar-anai” as “It will not do if I do not turn in my homework,” while the free translation is “I must turn in my homework.” This is to show that the Japanese deontic modality is syntactically complicated with the double negation. In English, the deontic meaning is conveyed by the auxiliary ‘must’ whilst in Japanese with four words ‘nakere-ba-nara-nai.’

Another asymmetry with the Japanese verb ‘naru’ is that this bare form, derived from the meaning of ‘become,’ is never used in the sense ‘one can.’ In other words, only the negative form ‘nara-nai’ is used to suggest the situation ‘one canNOT do.’ Diachronically, this would be part of the reason the Japanese modality system is asymmetric with regard to the polarities.

‘Usuality’ is a peculiar category to Systemic Functional Linguistics, but we must concentrate on the Japanese modality now. Below are the samples of both polarities from Teruya (2007; 213):

- (21) <positive> <negative>
suru-koto-ga-aru *shi-nai-koto-mo-nai*
do-occasion-NOM-exist do-NEG-occasion-even-NEG

The positive ‘suru-koto-ga-aru’ consists of four words, and the negative ‘shi-nai-koto-mo-nai’ of five words with double negation. The positive ‘suru-koto-ga-aru’ suggests that someone does something *occasionally, but not always*. The literal translation of negative ‘shi-nai-koto-mo-nai’ would be something like ‘there is little possibility that would not happen,’ though the gloss in Teruya (2007: 213) is “it never fails [to]”. In this pair of positive and negative, the negation seems to be not straightforward.

When these relations of negation are illustrated in one table, it looks as follows (modified from the one in Kadooka 2016: 222):

(22)

		FIRST HALF	
		POS	NEG
SECOND HALF	POS	shi-te mo ii<PERM> sure-ba ii <EXP>	shi-naku-te mo ii <PERM> shi-nakere-ba ii <EXP>
	NEG	shi-te wa nara-nai <NEC>	shi-nakere-ba nara-nai <NEC>

There are four cells in the table with the combination of either positive or negative polarity. The directions of the negation is three ways: left to right, downward, and diagonal. Below are the details:

(23)

Left to right: <permission> shi-te mo ii → shi-naku-te mo ii
<expectation> sure-ba ii → shi-nakere-ba ii

<necessity> shi-te wa nara-nai → shi-nakere-ba nara-nai
 Downward <permission> shi-te mo ii → shi-te wa nara-nai
 <expectation> sure-ba ii → <necessity> shi-nakere-ba nara-nai
 <permission> shi-naku-te mo ii → <expectation> shi-nakere-ba ii
 Diagonal <permission> shi-te mo ii → <necessity> shi-nakere-ba nara-nai
 <expectation> sure-ba ii → <necessity> shi-te wa nara-nai
 <permission> shi-naku-te mo ii → <expectation> shi-nakere-ba ii

The reason why the <permission> ‘shi-te mo ii’ (*may*) and the <expectation> ‘sure-ba ii’ (*had better*), the <permission> ‘shi-naku-te mo ii’ (*need not*) and the <expectation> ‘shi-nakere-ba ii’ (*had better not*) are in the same cell respectively would be a syntactic one that both the conjugated forms of ‘shi-te’ and ‘sure-ba’ come from the verb ‘suru,’ so are the negations ‘shi-naku-te’ and ‘shi-nakere-ba.’ This may imply the semantic closeness between <permission> and <expectation>. In fact, in the analysis for English in Kadooka (2016b), both are categorized as <obligation>. In order to simplify the analysis in this paper, which is different from that in Kadooka (2016b), we will distinguish <permission> and <expectation>⁸³.

The three-way directions can be divided into two: the horizontal movement from left-to-right and the vertical ones of the downward and the diagonal. From the semantic viewpoint, this dichotomy has a significant implication; that is to say, the horizontal one is negation within the same category, but the vertical ones are not, on the other hand (see below).

Notice that the first one in the diagonal direction is double negation, while the second one is reverse negation. That is to say, the first halves of ‘shi-naku-te mo ii’ and ‘shi-nakere-ba ii’ in the second one are positivized in ‘shi-te wa nara-nai,’ and the second halves are negated (‘ii’ into ‘nara-nai’). It is not only that the Japanese modulation expressions are complicated with these syntactic structures, but also that the patterns of negation are complex.

Another finding is that the negations invite the transition of the categories. This happens in the vertical negations of the downward and the diagonal directions, but not in the horizontal negations. We will define such transitions as in the vertical and diagonal ones as *trans-categorical*. All of the four pairs of the non-horizontal negations are trans-categorical.

It would be meaningful to point out that all of the four pairs of the trans-categorical transitions end in the <necessity> ‘shi-te wa nara-nai’ (*must not*) and ‘shi-nakere-ba nara-nai’ (*must*). Common to this pair of the <necessity> expressions is the negation in the second half, in addition to the first half in ‘shi-nakere-ba nara-nai.’ One of the most crucial differences of the <necessity> category from the others is that the negation is unmarked in <necessity>. In the other categories, the positive polarity is unmarked. As the result of the negation, trans-categorical changes are realized, which can be considered as semantic changes.

The patterns of the negation are as follows (the category after the arrows of the negation is <necessity>):

(24) Second half negation

<expectation> shi-nakere-ba ii → shi-nakere-ba nara-nai

<permission> shi-te mo ii → shi-te wa nara-nai

Double negation

<permission> sure-ba ii → <necessity> shi-nakere-ba nara-nai

<permission> shi-te mo ii → shi-nakere-ba nara-nai

Reverse negation

<expectation> shi-nakere-ba ii → shi-te wa nara-nai

<permission> shi-naku-te mo ii → shi-te wa nara-nai

It is surprising in a sense that so various patterns of negation are derived from a relatively small number of predicates. This reflects the syntactic complexity of the modulation expressions in Japanese. The examples are as follows:

(25) a. Warui koto wo shi-nakere-ba ii. 'It is good for you not to do bad things.'

bad thing ACC do-not-if good

b. Warui koto wo shi-nakere-ba nara-nai.

'You must do bad things.'

c. Warui koto wo shi-te mo ii. 'You can do bad things.'

d. Warui koto wo shi-te wa nara-nai.

'You should not do bad things.'

e. Kore wo sure-ba ii. 'You should do this.'

f. Kore wo shi-te mo ii. 'You may/can do this.'

g. Kore wo shi-naku-te mo ii. 'You need not do this.'

The definition of the category <expectation> itself seems to need a discussion with (a) 'nakere-ba ii.' This particular example would need a context, and it would lead to the addition of *sae* (even): *Warui koto sae shi-nakere-ba ii* (you can do anything only if you do not do bad things). (b) is still extraordinary in that it suggests doing bad things: in a sense, the idea to force someone to do bad things is immoral. (c) would be milder to allow to do bad things, while (d) is the most common-in-sense to prohibit immoralities. The double negation of 'sure-ba ii' in (e) and 'shi-te mo ii' in (c) is 'shi-nakere-ba nara-nai' in (b). The 'reverse negation' patterns are observed in (a) - (d) and in (d) - (g): the first-half negation in (a) is changed into second-half negation in (d); similar pattern in (g) and (d).

When searched by the BCCWJ corpus, the heading 'nakere-ba nara-nai' hits 22,411 cases.⁸⁴ The cases for 'te wa nara-nai' shows 6,157⁸⁵ As a general tendency, it can be estimated that the syntactically most complicated 'shi-nakere-ba nara-nai' is most frequently observed in the corpus.

4. Comparison and Conclusion

In the discussion so far in this paper, we have analyzed the modality system of Japanese focusing on the types of modalization and modulation. This section concludes the whole discussion. When contrasting the subcategories of the modality systems in Japanese and English, we find many differences. In English, for example, one category of <obligation> in Halliday and Matthiessen (2014), corresponds to <obligation>, <necessity>, <permission> and <expectation> for the analysis of Japanese.

To summarize, the Japanese modality expressions are far more complex than the English counterparts due to the combinations of various parts of speech, as shown in (7) and (8). The number of the auxiliary verbs realized in the modality expressions in English is smaller than those of Japanese. In Japanese, there are not only auxiliary verbs such as *dekiru*, *da*, *nai*, but also main verbs *aru*, *chigau*, *kagiru*, *wakaru*, nouns *koto*, *beki*, *tsumori* and particles *wa*, *mo*, *ga*. The combinations of these syntactic categories form the complicated structure of the modality expressions in Japanese, especially those of the modulation predicates.

When we compare the types of Japanese Modality in (4) with the English counterpart, the former is more complicated in that <ability> is added in Modalization by Teruya (2007). So is the Japanese Modulation, which contains added subcategories of <necessity>, <permission> and <expectation>, other than <obligation> and <inclination>, which are ‘inherited’ from the English system in (8). It has been hypothesized in this paper that these additions resulted in the finer types in the Japanese analysis than in its English counterpart, due to the possible reason that the syntactic structures of the Japanese modality expressions are far more complicated than those of English.

The most characteristic difference of the predicates in the English and the Japanese modality expression is, it seems, that in the latter the syntactic categories and the structures are far more complicated than in the former. In English, the modality predicates are basically limited to the modal auxiliaries, and negation is realized with *not*. In Japanese, however, the modality predicates are combination of verbs, auxiliaries, nouns, adjectives, and case particles. In addition, the negations are asymmetrical: *shi-nakere-ba nara-nai* (verb + AUX + particle + verb + AUX) is grammatical but **shi-nakere-ba naru* is not. From a syntactic viewpoint, this is a contrast of simple (English) versus complicated (Japanese).

In order to arrange the complexity in some order, the positive and negative pairs are contrasted in section 3. The most typical contrast was *aru* and *nai* such as in ‘hitsuyou ga aru / nai.’ The second one is the contrast of *da* and *de-wa-nai* in ‘suru beki da / suru beki de wa nai.’ Still such pairs are difficult to analyzed with the first-half and the second-half negations, however.

Notes

- *1 Each category is indicated with angled brackets so that it should be recognized as such.
- *2 In the sense that 'one just has to do something' we can say *suru ni kagiru*, which seems to have a meaning similar to necessity. In this particular case, the positive *kagiru* and the negative *kagira-nai* make a semantic pair.
- *3 Kadooka (2016b: 224) analyzes as follows, as for the two negations concerned: <expectation> *sure-ba ii* <permission> *shi-naku-te mo ii* <permission> *shi-te mo ii* <expectation> *shi-nakere-ba ii*. With this interpretation, the two categories <expectation> and <permission> are interchangeable. In a sense, the analysis in the main text here is stricter in maintaining the sameness of the categories.
- *4 When searched with '**shi**-nakere-ba nara-nai' in Kadooka (2016: 193) the number is reported as 8,266. As the result of removing the main verb 'shi,' the number of cases found becomes one third. Still, this is more frequent than the other modulation expressions '*suru hitsuyou ga aru*' (2,818 cases, *have-need to*), '*suru beki da*' (247, *do-should*), *shi-te mo ii*' (1,125, *may*).
- *5 With '**shi**-te wa nara-nai,' 1,357 cases are found (Kadooka 2016, 193).

References

- 角岡賢一（2012）「日本語説明モダリティとその否定形式について」『龍谷紀要』34巻第一号、15-31 ページ。
- 角岡賢一（2013）「機能文法による日本語説明モダリティの分析」『機能言語学研究』第七巻、日本機能言語学会、23-42 ページ。
- 角岡賢一（2014）「機能文法による日本語叙法構造とモダリティの分析」『龍谷大学国際社会文化研究所紀要』第十六号、127-142 ページ。
- 角岡賢一（2015a）「機能文法による日本語モダライゼーションとモジュレーション下位分類の分析」『龍谷大学国際社会文化研究所紀要』第十七号、105-119 ページ。
- 角岡賢一（2015b）「日本語モダリティ表現における叙述形式について」『龍谷紀要』第37巻第一号、27-38 ページ。
- 角岡賢一（2016a、編著）『機能文法による日本語モダリティ研究』東京：くろしお出版。
- 角岡賢一（2016b）「機能文法による記述体系、モダライゼーションとモジュレーションの下位分類」角岡（2016a）所収。
- 角岡賢一（2016c）「機能文法による日本語叙法体系分析」『龍谷紀要』第37巻第二号、37-53 ページ。
- ナロック、ハイコ（2014）「モダリティの定義をめぐって」澤田（編、2014）、1-23 ページ。
- 澤田治美（2006）『モダリティ』東京：開拓社。
- 澤田治美（2014、編）『モダリティ I：理論と方法』東京：ひつじ書房。
- 福田一雄（2013）『対人関係の言語学 ポライトネスからの眺め』東京：開拓社。
- 福田一雄（2014）「日本語モダリティ覚え書き（その一）」『言語の普遍性と個別性』第五号、新潟大学大学院現代社会文化研究科、1-11 ページ。
- 福田一雄（2015）「日本語モダリティ覚え書き（その二）」『言語の普遍性と個別性』第六号、新潟大学大学院現代社会文化研究科、1-18 ページ。
- 福田一雄（2016）「機能文法での叙法体系・モダリティの定義」角岡（編著、2016）所収。
- 山口登、笈壽雄（訳、2001）『機能文法概説—ハリデー理論への誘い—』（An Introduction to Functional Grammar, Second edition の翻訳）東京：くろしお出版。

Halliday, M.A.K. (1985) *An Introduction to Functional Grammar*. London: Edward Arnold.

Halliday, M.A.K. (1994) *An Introduction to Functional Grammar*. 2nd edition. London: Edward Arnold.

Halliday, M.A.K. and C.M.I.M. Matthiessen. (2004) *An Introduction to Functional Grammar*. 3rd edition. London:

- Arnold.
- Halliday, M.A.K. and C.M.I.M. Matthiessen. (2014) *An Introduction to Functional Grammar*. 4th edition. Abingdon: Routledge.
- Heiko, Narrog. (2009) *Modality in the Japanese Language*. Amsterdam: John Benjamins.
- Johnson, Yuki. (2003) *Modality and the Japanese Language*. Ann Arbor: Center for Japanese Studies, University of Michigan.
- Kadooka, Kn-ichi. (2014) "A Corpus-based Study of Japanese Explanatory Modality." *The Ryukoku Journal of Humanities and Sciences*. Vol. 36. No. 1. pp. 11-27.
- Kadooka, Kn-ichi. (2015) "On the Asymmetric Nature of Polarity in Japanese Modality." in *Ryukoku International Center Research Bulletin*. Vol. 23.. pp. 75-94.
- Kadooka, Kn-ichi. (2017) "A Contrastive Study of the English and the Japanese Modality Systems." in *Journal of the Socio-Cultural Research Institute, Ryukoku University* Vol.19, pp. 133-147.
- Lyons, John. (1977) *Semantics*. two volumes. Cambridge: CUP.
- Palmer, F.R. (1990) *Modality and the English Modals*. (second edition) London: Longman.
- Palmer, F.R. (2001) *Mood and Modality*. (second edition) Cambridge: CUP.
- Sawada, Harumi. (1995) *Studies in English and Japanese Auxiliaries—A Multi-stratal Approach*. Tokyo: Hituzi.
- Teruya, Kazuhiro. (2007) *A Systemic Functional Grammar of Japanese*. London: Continuum.

ファーストからセカンドへ

—ミルトンによるシェイクスピア非／受容—¹

川 島 伸 博

▶キーワード

ジョン・ミルトン ウィリアム・シェイクスピア ファースト・フォリオ
セカンド・フォリオ ジョージ・ティクノー ルートヴィヒ・ティーク
書物史 編集 影響関係

▼要 旨

1632年に出版されたウィリアム・シェイクスピアのセカンド・フォリオの冒頭には、後に大詩人となるジョン・ミルトンによるシェイクスピアへの献呈詩が掲載されている。しかしながら、英文学史上の二つの巨星を結びつけるこの詩に関しては、不可解な点が今も残っている。本論は、この謎を解く鍵として、ドイツ・ロマン派の作家ルートヴィヒ・ティークが提唱した仮説に注目する。文学研究の世界ではほぼ黙殺されているが、ティークは、セカンド・フォリオのテキスト編集にミルトンが携わっていた可能性を指摘していたのである。本論はこの仮説を検証しつつ、問題の献呈詩を読み解いていくことで、ミルトンの詩作に及ぼしたシェイクスピアの影響が、我々が考えてきた以上に甚大であることを示したい。

ミルトンによるシェイクスピア墓碑銘

ウィリアム・シェイクスピア (William Shakespeare, 1564-1616) が没して7年後の1623年に出版された全集 (ファースト・フォリオ) は、そのわずか9年後の1632年には第2版 (セカンド・フォリオ) が出ている²。セカンド・フォリオの本文は、後に見るように、ファースト・フォリオのページ・レイアウトを忠実に再現する形になっているが、前付には大きな変更が見られる³。我々の目を引くのは、ジョン・ヘミング (John Heminge, 1566-1630) とヘンリ・コンデル (Henry Condell, 1576-1627) による「読者への序文」(“To the great variety of Readers”) のすぐ後に追加された「驚嘆すべき劇詩人 W・シェイクスピア墓碑銘」(“An Epitaph on the

admirable Dramaticke Poet, W. SHAKESPEARE”) という匿名の献呈詩である。

What neede my *Shakespeare* for his honour'd bones,
The labour of an Age, in piled stones
Or that his hallow'd Reliques should be hid
Vnder a starre-ypointing Pyramid ?
Deare Sonne of Memory, great Heire of Fame,
What needst thou such dull witness of thy Name?
Thou in our wonder and astonishment
Hast built thy selfe a lasting Monument:
For whil'st to th' shame of slow-endavouring Art
Thy easie numbers flow, and that each part,
Hath from the leaves of thy unvalued Booke,
Those Delphicke Lines with deepe Impression tooke
Then thou our fancy of her selfe bereaving,
Dost make us Marble with too much conceiving,
And so Sepulcher'd in such pompe dost lie
That Kings for such a Tombe would wish to die.

我がシェイクスピアに何が必要か、その誉れ高き遺骨のために。人々に長き労役を強い、石を積み上げさせることだろうか。あるいは、その神聖なる遺物を隠すために、星を指し示すピラミッドが必要だろうか。「記憶」の愛し子、「名声」の偉大なる継承者よ、お前の名の証とするのに、そんなつまらぬものが必要か。お前は、我らを驚嘆させ、我らの驚愕の思いのなかに、お前自身を永遠なる記念碑として打ち立てた。技巧の遅く進まぬ詩行を尻目に、お前の詩行はよどみなく流れる。そして読者各人が巫女のごとく、お前の尊い書物の一葉一葉からデルフォイ神託の詩行を深く刻まれることになる。すると、我らの想像力は力を奪いとられ、一人一人がお前の想念で膨れ上がり、動けぬ大理石になるのだ。お前は、そんな立派な石棺の中に眠っている、国王たちでさえ、そんな墓で死にたいと望むような。

シェイクスピアの「誉れ高き遺骨」(1)を納めるのに「ピラミッド」(4)は不要だ、というのも、この全集のすぐれた詩行を「深く刻まれる」(12)読者の一人一人が、「想像力」(13)を奪われて「大理石」(14)となり、「国王たち」(16)も羨むほどの巨大な墓を形成するからだ、と詩人は言う。題名の“admirable”、7行目に連続する“wonder”、“astonishment”という言葉が示すように、詩人はシェイクスピアの偉業に驚嘆しているのである。

そして、この匿名詩は、セカンド・フォリオから13年後の1645年、ジョン・ミルトン (John Milton, 1608-1674) の第1詩集に少し修正を加えた形で再録されることになる。シェイクスピアの詩人としての偉業を絶賛するこの詩は、後に大詩人となるミルトンによって書かれたものだったのである。

これほど明確なつながりを示す証拠がありながら、シェイクスピアの影響をミルトンに読み解く研究はほとんどない。英文学史上燦然と輝く二つの巨星はそれぞれ異なるタイプの詩人として論じられてきたのである。ゆえに、シェイクスピアとミルトンを直結するこの詩も、「若気のいたり」の作品として片づけられることが多く、ミルトン研究ではあまり重要視されない⁴。この詩で表明されるシェイクスピアへの驚異は、常套句的表現の寄せ集めであってミルトンの本心ではないとされてきた。本論の目的は、セカンド・フォリオの成立背景に関するある仮説に注目しつつ、この「墓碑銘」のもつ意義を捉え直し、ミルトンとシェイクスピアの関係を再考していくことにある。

いくつかの謎と一つの仮説

ミルトンには珍しい変則ソネット形式で書かれたこの詩にはいくつか不可解な点がある。まず、その製作と出版に関する謎である。ミルトンは1632年の時点で作品を一切発表しておらず、無名の詩人による詩がなぜセカンド・フォリオの巻頭に掲載されたのかわからない。また、ミルトンがこの詩を自らの詩集に再録する際、製作年代をセカンド・フォリオよりも2年早い

1630年としている点も不可解である。もう一つはこの詩の内容についての謎である。この「墓碑銘」を額面通り取るならば、ミルトンは、「想像力」を奪われて「大理石」になってしまうほど、シェイクスピアの詩行を深く読み込んでいたことになる⁵。しかし、ミルトンの後の詩には、全くと言っていいほどシェイクスピアの詩行からの影響が見られない⁶。この食い違いをどう考えればいいだろうか。

ここで、これらの謎を解く鍵として、一つの仮説に注目したい。ハーヴァード大学教授として主にフランス・スペイン文学を講じていた文学者ジョージ・ティクノー (George Ticknor, 1791-1871) は、1835年にその職を辞し、ヨーロッパに渡っている。そして翌年の1月、ゲーテ (Goethe, 1749-1832) なきドイツ文壇の巨頭となっていたルートヴィヒ・ティーク (Ludwig Tieck, 1773-1853) のもとを訪れている⁷。ティクノーはティークの書齋にずらりと並ぶ、初期近代英国演劇の初版本や手稿の量に圧倒されるなか、シェイクスピア研究に関する仮説を聞かされたという。

He[Tieck] told me to-day that he thinks Milton superintended the edition of Shakespeare to which his sonnet is prefixed, because the changes and emendations made in it, upon the first folio, are poetical and plainly made by a poet.(472)

残念なことに、このティークの仮説は検証されることのないまま、シェイクスピア研究においてもミルトン研究においても、忘れ去られてしまっている。確かに、この仮説には、「出来すぎ」で胡散臭いところがある。また、この仮説を認めることは、偉大なる詩人ミルトンを単なる「編集者」に貶めることにつながりかねず、そのために、ミルトン研究で黙殺されてきたのかもしれない⁸。

ここで注意しなければならないのは、17世紀において「編集者」という概念が存在しなかった事実である。夙に知られるように“edit”という動詞は“editor”の逆成語であり、“editor”が「編集者」という意味で使われるようになったのも、OEDによると18世紀のジョセフ・アディソン (Joseph Addison, 1672-1719) 以降のことである。この語史からもわかるように、ミルトンの生きた17世紀において「編集」という作業は、きちんと確立したものではなかった。しかし、裏を返せば、17世紀に出版された本の中で、なんらかの「編集」の跡がうかがえる場合、その背後には職業的出版者ではなく、文人の姿が見えてくる。たとえば、モンテーニュ (Montaigne, 1533-1592) 研究の第一人者、サウル・フランプトン (Saul Frampton) がガーディアン紙に寄稿した「誰がシェイクスピアを編集したのか」という文章で、ファースト・フォリオとクォーター版のテキストとを比べつつ、前者の編集にモンテーニュの英訳者ジョン・フロリオ (John Florio, 1553-1625) が携わっていた可能性を指摘したのは記憶に新しい。

この文脈に位置づけると、ティークの仮説は俄然、蓋然性を増してくる。もしティークが主張したように、セカンド・フォリオの編集にミルトンが携わっていたのだとしたら、セカンド・フォリオの巻頭に掲げられたミルトンの詩の意義、そして二人の詩人の関係は大きく変わってくる。まずはティークが「詩的」と評するセカンド・フォリオの「編集」作業を、マシュー・ウィルソン・ブラック (Matthew Wilson Black) とマティアス・A・シャーパー (Matthias A. Shaaber) による『17世紀のシェイクスピア編集者たち』(Shakespeare's Seventeenth-Century

Editors 1632-1685) を参考にしながら、検証していきたい。

セカンド・フォリオの「編集」

セカンド・フォリオには、前付を除くと、新たなテキストはなく、劇の本文については、字体は異なるものの、ファースト・フォリオの本文のページ割をそのまま踏襲する形になっている。ファースト・フォリオでは頁数が付されていなかった『トロイラスとクレシダ』(*The Tragedie of Troylus and Cressida*)⁹も、新たに頁数が追加されてはいるものの、同じく悲劇のセクションの最初に配置され、特異な位置にあったプロローグは、その不自然さを維持したままになっている。このページ・レイアウトから判断すると、セカンド・フォリオの組版は、植字工がファースト・フォリオを手許に置き、頁ごとに確認しながら行われたことがわかる。

さらに、ブラックとシャーバーは、ある組字ミスに注目する。『リチャード三世』(*The Tragedy of Richard the Third*) 4幕1場の“Go thou to Richmond, & good fortune guide thee”というヨーク公爵夫人の台詞が、セカンド・フォリオでは“Go to Richmond, to Dorset, to Anne, to the Queene, and good fortune guide thee”になっているのだ。ここで追加されている“to Dorset, to Anne, to the Queene”は、ヨーク公爵夫人が語りかける相手を示している。この間違いは、修正指示として追加された「ト書き」を、植字工が台詞の一部と勘違いした結果としか考えられない。ここから、セカンド・フォリオの組版は、植字工とは別の人物が修正指示を書き込んだファースト・フォリオをもとに行われたことがわかる。また、セカンド・フォリオには、その修正指示を行った人物であれば見逃すはずがない単純な組字ミスの数が夥しい。このことから、その「編集者」は、修正指示を書き込んだファースト・フォリオを出版者に渡した後、校正作業には関わっていないことが推測される。

この時点で、ミルトンがセカンド・フォリオの編集を“superintend”していたというテークの仮定は成立しないが、セカンド・フォリオ組版に際し、修正指示を書き込んだファースト・フォリオを提供した人物が、ミルトンであった可能性は残る。ブラックとシャーバーによると、セカンド・フォリオにおける実質的編集は1679箇所¹⁰に及ぶ。彼らは、この変更箇所を「意味」(Thought)、「ト書き」(Action)、「文法」(Grammar)、「韻律」(Meter)、「文体」(Style)の五項目に分類し、この「編集者」像に迫っていく。そして、これらの情報から、この人物は印刷所勤めの単なる校正者の仕事ではありえないと断定する。「意味」、「ト書き」、「文法」の変更箇所からは、この人物が、演劇を深く読み込みそれを視覚化できる力を備えていること、「文体」の変更箇所からは、歴史や古典の知識が豊富であること、「韻律」の変更からは詩のリズムに鋭敏な感覚の持ち主であることがわかるという。ブラックとシャーバーは、この「編集者」が誰であるかを特定することまではしないが、ここで示される人物像は、我々の知るミルトン像と決して矛盾しない。「文体」のラテン語に関連する箇所と「韻律」における変更¹¹に注目しつつ、詳しく見ていこう。

ラテン語の知識

ミルトンが、大学に行く前からラテン語による詩を書くほどラテン語に堪能であり、後に共

和政府のラテン語書記官という要職についたことは広く知られている。サルマシウス (Claudius Salmasius, 1588-1653) の『チャールズ一世弁護論』 (*Defensio regia pro Carolo I*, 1649) を論駁するために書かれた『イングランド国民弁護論』 (*Defensio pro Populo Anglicano*, 1651) の次の一節は、ミルトンのラテン語力とその性格をよく表している¹¹。

「彼らは不遜にも、この王国のむかしながらの政体を多数者による独裁制に変えることに着手した」とそなたは言われる。……そなたは彼らを非難すれば、かならず自分が道徳においてでなく統語法においても汚らわしい野蛮人であり、文法違反者であることを暴露してしまいなさる。文法学者の面汚しめ！ (新井・野呂訳 30)

中性名詞の「政体」(regimen) を男性関係代名詞 (qui) で受ける「性の不一致」という細かい間違いを鬼の首をとったかのようにあげつらうミルトンは、このように他人の間違いに寛容でないところがあった。このミルトン像を頭に入れつつ、セカンド・フォリオでの変更点を見ていくと、『じゃじゃ馬ならし』 (*The Taming of the Shrew*) の1幕1場152行目は、ファースト・フォリオでは

Redime te captam quam queas minimo.

となっているが、セカンド・フォリオでは

Redime te captum quam queas minimo.

と、“*captam*” から “*captum*” へ、ラテン語の格の誤りが正しく修正されている。こういった細かいラテン語文法の修正は、他にも何箇所かあるが、注目すべきは『恋の骨折り損』 (*Loves Labour's lost*) 4幕2場80行の修正である。

Facile precor gellida, quando pecas omnia sub umbra ruminat.

と田舎牧師のホロファニーズは突如、マンチュアン (Mantuan, 1447-1516) の詩を引用する。しかしこの引用は間違っており、セカンド・フォリオでは

Fauste precor gelida, quando, pecus omne sub umbra, ruminat.

と正しく修正され、後の編集者の多くもこれに従っている。ブラックとシャーバーも、

The editor's Latin was evidently good, good enough, at least, to recover quotations from Mantuan, Ovid, Virgil, and Horace. (48)

と総括している¹²。言うまでもなく、マンチュアンもオウィディウス (Ovid, 43 BC-17/8 AD)

もウェルギリウス (Virgil, 70 BC-19 BC) もホラティウス (Horace, 65 BC- 8 BC) も、みなミルトンが知悉していた詩人たちである。

韻律への拘り

次に韻律に関する変更箇所を見ていこう。テークが詩人による編集であるに違いないと推測した根拠となる部分でもある。実際、この「編集者」は blank verse の乱れを見つけると、単語を短くしたり長くしたり、あるいは単音節語を挿入したり、削除したりすることで、現代の編集者であれば、シェイクスピアのオーラにはばまれ、とても手の出せそうもないところにまで手を加えている。散文の箇所が韻文になっていたり、脚韻を整えたりと、かなりこの人物の癖が出ているところであるが、ここではブラックたちが「編集者」による勘違いと指摘している箇所を取り上げたい。『間違いの喜劇』(The Comedie of Errors) 3幕1場123行は、ファースト・フォリオでは次のようになっている。

Ile meet you at that place some houre hence.

アレクサンダー・シュミット (Alexander Schmidt) が指摘したように、シェイクスピアはしばしば “hour” を二音節として用いた詩人である。しかし、セカンド・フォリオの編集者には、この単語を二音節と取る習慣がないようで、以下のように “sir” という一語を足す訂正を加えている。

Ile meet you at that place some houre sir hence.

ここから、この「編集者」は “hour” を二音節にとらない詩人だということがわかる¹³のだが、ミルトンは一貫して “hour” を一音節として用いた詩人であった。セカンド・フォリオと同じ時期に書かれたミルトンの「時について」(“On Time”) という詩を参照しても、やはり “hour” を一音節でとっている。

Fly envious *Time*, till thou run out thy race,
Call on the lazy leaden-stepping hours... (1-2)

この詩は時をテーマとしているだけあって、詩のリズムには特に注意が払われた作品だが、このようにミルトンは “hour” を一音節として数える詩人であった。

この他にも、セカンド・フォリオ「編集者」がミルトンであることを匂わせる箇所を列举していくことは可能だが、テークの仮説の蓋然性の論証はこれで十分だと考える。本論の意図は、むしろ、これを前提とすることで、ミルトンの献呈詩を読み直し、シェイクスピアとミルトンの関係を再考することである。

「墓碑銘」再読

ミルトンがこの詩を1632年ではなく、1630年作としている点については、早熟を気取り、制作年代を前倒しにしたのだらうと説明されることが多い。また、無名のミルトンがなぜセカンド・フォリオに詩を掲載できたかについては、ゴードン・キャンベル（Gordon Campbell）がミルトンの父親の人間関係から説明している。ミルトンの父はブラックフライヤーズ劇場の管財人の一人となっており、またシェイクスピアと関係するトーマス・モーレイ（Thomas Morley, 1557-1602）という作曲家とも親交があったという。つまり、セカンド・フォリオに無名のミルトンの詩が載ったのは、父親の伝手だという説明である。またこの詩の“starre-ypointing Pyramid”という詩句が、スタンレー家（The Stanleys）の碑文に見られる“Sky aspiring Piramids”と類似していることから、ミルトン家がシェイクスピアに関係する人々と深く通じていた可能性も示唆している。スタンレー家の碑文については、17世紀にシェイクスピア作とする文書がいくつか残っており¹⁴、キャンベルは、この詩を、ミルトン家がシェイクスピアに関するある種の「インサイダー情報」にも通じていた証拠とし、ミルトンはその情報を用いて、シェイクスピアが書いたとされる碑文の詩句を彼の墓碑銘に引用したのだと想定している¹⁵。

キャンベルの説には一定の説得力はあるが、1630年という製作年代の謎は残る。しかし、セカンド・フォリオの編集にミルトンが携わっていたと仮定するならば、どうなるだろうか。1629年にケンブリッジ大学を卒業したミルトンは、職に就くことなく、父親のもとで10年に及ぶ文学修行を開始している。父親の人間関係もあり、幼い頃からシェイクスピア演劇に親しんでいたミルトンが、文学修行の手始めとしてシェイクスピアのファースト・フォリオを選んだとしても何ら不思議ではない。文学修行中の彼にとってシェイクスピアの“easie numbers”（10）と“Delphick Lines”（12）は格好の研究対象であったはずだ。ミルトンは、ブランク・ヴァースのリズムを一行一行感じながら、修正すべきと思った箇所には、きちんと書き込みを施しながら読んだであろう。そして、その圧倒的才能に打ちのめされたミルトンは、読了後すぐの1630年、シェイクスピアを称える詩をつくったのである¹⁶。そして、この詩が書かれた後しばらくして、セカンド・フォリオを出版するという話が持ち上がる。その話を耳にしたミルトンの父は、息子が書き込みを行ったファースト・フォリオが校正に使えることを見抜き、出版者のトーマス・コウト（Thomas Cotes, ?-1640）に渡す。ミルトンの詩がセカンド・フォリオの巻頭に掲載されたのは、その功績を認められたと考えれば筋が通る。

この仮説をもとにあらためて「墓碑銘」を読み直してみよう。この詩は、確かに常套句的表現に終始しているかもしれない。しかし、ミルトンが冒頭で“my Shakespeare”という表現を使っていることを見逃してはならない¹⁷。およそミルトンらしくないこの表現は、シェイクスピアが彼にとって特別な詩人であったことを雄弁に物語る。常套句的表現に終始するのも、陳腐な型の中に押し込むことによって、ミルトンがシェイクスピアに感じた「影響の不安」を回避しようとする防御機制と解釈することもできる。何よりも“admirable”、“wonder”、“astonishment”と「驚異」を表す単語を連発させているのがその証拠だ。だとすると“my Shakespeare”という表現は、シェイクスピアへの特別な感情を示すだけでなく、対象を所有することでその恐怖を抑え込もうとした結果にさえ思えてくる。

シェイクスピアとミルトン

こう考えると、ミルトンの詩にシェイクスピアの詩行の影響が全く感じられない理由も見えてくる。校正に使えるほどしっかりと書き込みをしながらファースト・フォリオを読んだミルトンの頭の中には、墓碑銘の文言が示すように、シェイクスピアの詩行が深く刻まれていたのである。事実、ミルトンの『偶像破壊者』(*Eiconoclastes*, 1649)にはそのことを示す一節がある。ミルトンはチャールズ I 世が書いたとされる『国王の肖像』(*Eikon Basilike*, 1649)を反駁し、国王処刑の正当性を訴えていく。そして、『国王の肖像』でチャールズが示す敬虔な、そしてミルトンから見れば偽善的なイメージと言葉遣いは、シェイクスピアの『リチャード三世』を参考にしたに違いないと糾弾し、その 2 幕 1 場から 4 行、直接、引用するのである。

I doe not know that Englishman alive
With whom my soule is any jott at odds,
More then the Infant that is borne tonight;
I thank my God for my humilitie.

何かの引き合いに引用するという行為は、頭の中にその本文が何らかの形で残っていないならば不可能である。やはり、ミルトンの頭の中には、シェイクスピアの詩行が深く刻まれていたのである¹⁸。

にもかかわらず、ミルトンの詩句にシェイクスピアの詩行のエコーが見られないのはなぜだろうか。『偶像破壊者』の同じ箇所がヒントになる。ミルトンはここで、20年前に“my Shakespeare”と呼んだ同じ人物を「夙に知られるように、この間、彼の孤独を癒す最も親しい伴侶であった人物、ウィリアム・シェイクスピア」(“one whom wee well know was the Closest Companion of these his solitudes, *William Shakespeare*”)と突き放した言い方をしている。これは、議会軍に捕まったチャールズが、国民や国政に思いをはせるのではなく、セカンド・フォリオを読むことで慰みを見出していた事実を揶揄する表現である¹⁹。つまり、シェイクスピアの名は、ミルトンが蛇蝎のごとく嫌った国王チャールズと深く結びついてしまったのである。「墓碑銘」の詩句を信じれば、ミルトンにとってシェイクスピアは、自らの「想像力」を脅かすほどの先行者であった。ミルトンはシェイクスピアの名が亡き国王と結びつけられる中、それを一つの口実として、シェイクスピアによる「影響の不安」から逃れ、意識的、あるいは無意識的に、その詩行の影響を徹底的に廃した詩句をつくり出していったと考えられる。

以上、ティークの仮説をもとにミルトンの「墓碑銘」を読み直し、シェイクスピアとミルトンの関係について考察してきた。この仮説自体はセカンド・フォリオの組版に用いられたと想定される、修正入りのファースト・フォリオの原本が見つかり、その書き込みの筆跡がミルトンの残した手稿の筆跡と一致することでもない限り、実証は不可能である²⁰。ただ、本論で見てきたように、蓋然性が高いものだと言えよう。しかし、たとえティークの仮説が成立しないとしても、ミルトンがシェイクスピアの詩行に驚嘆する詩句は、「若気のいたり」の常套表現とし

て片づけてしまうのではなく、彼の本心として捉え直すべきであろう。この詩は、ミルトンがシェイクスピアの最初にして最良の読者の一人だったことを示す証である。ミルトンはシェイクスピアから影響を受けなかったのではない。その影響は甚大であり、むしろミルトンの詩行の背後には、「影響の不安」によって封じられたシェイクスピアの詩句が膨大な背景として広がっていたと考えるべきである。だとすれば、ミルトンの詩行は、シェイクスピアの詩行のネガとして読み直す必要があるのかもしれない。そのためにまず我々がせねばならぬことは、若きミルトンと同じように、「想像力」を奪われる恐怖を感じるほど強く、あらためてシェイクスピアを読み続けていくことであろう。

註

- 1 本論は津田塾大学小平キャンパスで開催された第57回シェイクスピア学会（2018年10月13日）で口頭発表した原稿に加筆・修正を加えたものである。
- 2 シェイクスピアに先んじて1616年に出版されたベン・ジョンソン（Ben Jonson, 1572-1637）の全集は、1631年に第二巻を追加した第二版が企画されたが頓挫している。実際に二巻本の第二版が出たのはジョンソン死後の1640年から41年にかけてである。シェイクスピア全集のファースト・フォリオからセカンド・フォリオまでわずか9年しか経っていないことは、現在の感覚から言っても特筆すべき短さである。
- 3 セカンド・フォリオの前付（preliminaries）に追加された献呈詩は、ミルトンによる墓碑銘の他、匿名の“Vpon the Effigies of my worthy Friend, the Author Master William Shakespeare, and his Workes”とI. M. S.名義の“On Worthy Master Shakespeare and his Poems”の三篇である。この追加に伴い、ベン・ジョンソンによる“To the memory of my beloved, The AUTHOR MR. WILLIAM SHAKESPEARE and what he hath left us”とヒュー・ホランド（Hugh Holland, 1569-1633）による“Vpon the Lines and Life of the Famous Scenicke Poet, Master W. SHAKESPEARE”は後方に回される。ただし、ファースト・フォリオでは献呈詩の最後に置かれていたレオナード・ディグズ（Leonard Digges, 1588-1635）の“To the Memorie of the deceased Author, Master W. SHAKESPEARE”とI. M.名義の“To the Memory of M. W. Shakespeare”は前方に配置転換されている。“To the Memory of M. W. Shake-speare”を書いたI. M.は、ジョン・ミルトンの同姓同名の父親（1562-1647）だと推測する批評家もいる（Campbell）。なお、I. M.の正体についてはディグズの友人ジェイムズ・マップ（James Mabbe, 1574-1642）が有力視されている。
- 4 日本におけるミルトン研究の第一人者新井明による評伝『ミルトン』にはこの詩への言及はまったくなく、主要作品の制作年代を記す「ミルトン年譜」にもこの詩は載っていない。
- 5 シェイクスピアを「想像力」と結びつける詩句は、「墓碑銘」と同時期の「快活の人」（“L' Allegro”）にもある。

Then to the well-trod stage anon,
If *Jonsons* learned Sock be on,
Or sweetest *Shakespear* fancies childe,
Warble his native Wood-notes wilde... (131-134)

シェイクスピアとジョンソンとの比較でよく引き合いに出される詩句だが、ミルトンにおけるシェイクスピアの影響の議論にはつながっていない。

- 6 百年ほど前にセイラー（Alwin Thaler）がミルトンの詩句の中でシェイクスピアの詩句と似ている箇所を数百箇所あげているが、いずれも常套句レベルで、説得力に乏しい。
- 7 ティークの名は現在、トーマス・カーライル（Thomas Carlyle, 1795-1881）も英訳している『金髪のエックベルト』（*Der blonde Eckbert*, 1797）、あるいはノヴァリス（Novalis, 1772-1801）の『青い花』（*Heinrich von Ofterdingen*, 1802）の出版者として専ら知られているが、彼は生涯、シェイクスピアを研

究し続けた学者でもあった。また彼が主催する「文学の夕べ」にはヨーロッパ中の文人たちが参加したという。

- 8 セカンド・フォリオというあまりシェイクスピア研究の俎上にあがらない本が舞台となっていることもこの仮説が忘れ去られた要因のひとつだろう。
- 9 シェイクスピア劇はすべてファースト・フォリオのタイトル表記に従う。また幕・場・行の表記については *The New Oxford Shakespeare* の Modern Critical Edition に準拠する。
- 10 ブラックとシャーパーは、まず植字工が犯しやすい過ちについてタイプ別に解説し、それらを取り除くことで、「編集者」による実質的な修正箇所を抽出していく。なお1679という数字には句読点の編集は含まれていない。

種類別変更数	
Style	357
Grammar	459
Meter	359
Action	130
Thought	374

「編集」の質による分類 (1939年の段階)	
近代版で採用されているもの	623
近代版で刷新されたもの	213
四折版と同じになっているもの	169
「編集」として理解可能なもの	331
「編集」として誤っているもの	343

Black & Shaaber の表を基に作成

- 11 サルマシウスはすぐれたラテン語の書き手として当時ヨーロッパ中で有名であった。ミルトンはそのことを逆手に取り、「文法学者」と皮肉りつつ、その上で、ラテン語の間違いを指摘しているのである。ミルトン原文は以下の通り。

Isti sunt, qui regimen regni antiquum in alium qui a pluribus tyrannis teneatur, mutare praesumpserunt; recte quidem illi & feliciter, quos tu reprehender non potes, quin simul foedissime barbarus & soloecus sis, non moribus solum, sed syntax etiam, grammaticorum opprobrium. (34)

- 12 『恋の骨折り損』の修正箇所については、現代のエディションにもこの修正を踏襲しているものがある。しかし、ホロファニーズのキャラクタ設定を考えると、わざと間違ったラテン語を使い、でたらめな引用をしている可能性があり、ファースト・フォリオの方が「正しい」のかもしれない。だとすると、セカンド・フォリオ「編集者」のラテン語と引用に対する几帳面な性格によって、シェイクスピアのテキストが変容を被った箇所と言えるかもしれない。我々がミルトンと仮定するこの「編集者」は、喜劇的言い間違い (Malapropism) の修正についても、少しやりすぎてしまう傾向がある。
- 13 ただし、ファースト・フォリオの中でシェイクスピアがこの語を二音節で用いている箇所がすべて「訂正」されているわけではない。たとえば、『ヘンリ六世第三部』 (*The third Part of Henry the Sixth, with the death of the Duke of YORKE*) 2幕5場31-34行目、

So many Houres, must I tend my Flocke;
 So many Houres, must I take my Rest:
 So many Houres, must I contemplate:
 So many Houres, must I Sport my selfe:

はセカンド・フォリオでもそのままとなっているが、これは「編集者」があえて一音節足りない行と解釈したのかもしれない。

- 14 スタンレー家の碑文は以下の通り。

[East End]
 ASK WHO LYES HEARE, BVT DO NOT WEEP,

HE IS NOT DEAD, HE DOOTH BVT SLEEP
THIS STONY REGISTER, IS FOR HIS BONES
HIS FAME IS MORE PERPETVALL THEN THEISE STONES
AND HIS OWNE GOODNES WT HIMSELF BEING GON
SHALL LYVE WHEN EARTHLIE MONAMENT IS NONE

[West End]

NOT MONVMENTALL STONE PRESERVES OVR FAME,
NOR SKY ASPYRING PIRAMIDS OVR NAME
THE MEMORY OF HIM FOR WHOM THIS STANDS
SHALL OVTLYVE MARBL, AND DEFACERS HANDS
WHEN ALL TO TYMES CONSVMPCTION SHALL BE GEAVEN
STANDLY FOR WHOM THIS STANDS SHALL STAND IN HEAVEN

シェイクスピア詩集の最新版には、この詩がシェイクスピア作の詩として最後に掲載されている。

- 15 キャンベルが注目する“starre-ypointing Pyramid”という詩句に関しては、現存するセカンド・フォリオの初刷りでは、“starre-ypointed Pyramid”となっている。後者はパーコンを示す暗号だとし、シェイクスピアの正体がフランシス・パーコンであることをミルトンが知っていて、わざとそれを匂わす表現を使ったと主張する批評家もいる（Smith 参照）。むしろこれは、ミルトン自身、自分の詩句については、細かく校正にも関わっていたことを示す証拠とできるかもしれない。
- 16 この詩が、そのファースト・フォリオの見返しなどに直接書き込まれた可能性もある。
- 17 ミルトンはケンブリッジ時代の友人の死を悼む牧歌的哀歌「リシダス」(“Lycidas”)の中でさえ、「我がリシダス」といった表現を使っていない。
- 18 しかも、ここで引用される一節をファースト・フォリオとセカンド・フォリオの該当箇所と校合すると、綴りと句読点がどちらも微妙に異なっている。もしかするとミルトンの頭の中には、引用する際に本文を確認する必要がないほど、シェイクスピアの詩行がしっかり刻まれていたのかもしれない。
- また『闘志サムソン』(*Samson Agonistes*, 1671)の序文でミルトンは明らかにシェイクスピアの劇を念頭に置きつつ、イギリス演劇を批判しているが、シェイクスピアに言及することはない。
- 19 チャールズが所有していたセカンド・フォリオは現存している。そこにチャールズは「息する限り楽しむ」(“Dum Spiro Spero”)とラテン語の書き込みをしている。
- 20 本論を準備している段階で、ミルトンが書き込みをしたと思われるシェイクスピアのファースト・フォリオが発見されたという衝撃的なニュースが発表された(2019年9月16日)。フォルジャー・シェイクスピア・ライブラリーのウェブサイト(<https://www.folger.edu/Shakespeare-unlimited/Milton-first-folio>)に発見者であるジェイソン・スコット・ウォレン (Jason Scott Warren) とその発見のきっかけとなる論文を執筆したクレア・M・L・ボーン (Claire M. L. Bourne) へのインタビューが掲載されている。現在 The Free Library of Philadelphia に所蔵されているそのファースト・フォリオには二人の人物による多数の書き込みがあり(“3 annotations, 121 emendations, 2 additions, and 603 marginal brackets” (Bourne, 198))、そのうちの一人の筆跡がミルトンの筆跡に似ているという。ボーンは、シェイクスピアのクォーター版との比較により、この人物による書き込みが1630年代後半以降になされていると推定する。
- この書き込みの年代が示すように、もしこのフォリオがミルトン所有のものであったとしても、ファースト・フォリオの「編集」に使われたものである可能性はない。また本論が蓋然性が高いと主張する「ミルトンがセカンド・フォリオを編集した」という仮説を否定するものでもない。

参考文献

- 新井明『ミルトン』清水書院, 1997.
- Black, Matthew Wilson, and Matthias A. Shaaber. *Shakespeare's Seventeenth-Century Editors 1632-1685*. Oxford University Press, 1937.
- Bourne, Claire M. L. "Vide Supplementum: Early Modern Collation as Play-Reading in the First Folio". *Early Modern English Marginalia*. Ed. Katherine Acheson. Routledge, 2019.
- Campbell, Gordon. "Shakespeare and the Youth of Milton". *Milton Quarterly*, Vol. 33 Issue 4, 1999.
- Frampton, Saul. "Who edited Shakespeare?" *The Guardian*, 12 July, 2013.
- 常名朗央「若きミルトンのシェイクスピアへの憧憬—On Shakespeare 考察から見える模倣の芸術—」東京電機大学総合文化研究 第14号, 2016.
- 川島伸博「セカンドからサードへ—ミルトンとシェイクスピア—」『イギリス文学と文化のエートスとコンストラクション—石田久教授喜寿記念論集—』大阪教育図書, 2014.
- Milton, John. *Defensio pro Populo Anglicano Defensio*. Google Books, 1651.
- Milton, John. *Eikonokrates*. Early English Books Online, 1649.
- Milton, John. *Poems*. Early English Books Online, 1645.
- Milton, John. 『イングランド国民のための第一弁護論および第二弁護論』新井明・野呂有子訳 聖学院大学出版会, 2003.
- Murphy, Andrew. *Shakespeare in Print: A History and Chronology of Shakespeare Publishing*. Cambridge University Press, 2003.
- Schmidt, Alexander. *Shakespeare- Lexicon*. Revised and Enlarged by Gregor Sarrazin. 6th ed. Walter De Gruyter, 1971.
- Shakespeare, William. *The Complete Poems of Shakespeare*. Ed. Cathy Shrank and Raphael Lyne. Routledge, 2018.
- Shakespeare, William. *The New Oxford Shakespeare: The Complete Works. Modern Critical Edition*. Ed. Gary Taylor, John Jowett, Terri Bourus, and Gabriel Egan. Oxford University Press, 2017.
- Shakespeare, William. *The Norton Facsimile: The First Folio of Shakespeare*. Prepared by Charlton Hinman. W. W. Norton & Company, Inc., 1968.
- Shakespeare, William. *The Second Folio: A Reproduction of the Copy in the Windsor Castle Library Owned by Charles I*. Archival Facsimiles Limited, 1987.
- Smith, Robert Metcalf. *The Variant Issues of Shakespeare's Second Folio and Milton's First Published English Poem: A Bibliographical Problem*. *Lehigh University Publications*, II, No. 3, 1928.
- Thaler, Alwin. "The Shakespearian Element in Milton". *PMLA* 40, 1925.
- Ticknor, George. *Life, letters, and journals of George Ticknor*, Vol. I. James R. Osgood and Company, 1876.

高校生の英語学習動機から自発的学習時間、 学習成果までのプロセスに関する実証研究

前 田 哲 宏

▶キーワード

動機づけ、自発的学習時間、学習成果

▼要 旨

本研究は、動機づけが学習成果に与える影響について、質問紙調査に基づいて考察したものである。具体的には、自己決定理論のミニ理論の一つである有機的統合理論の枠組みを用い、動機づけの四つの調整スタイル概念（内的調整、同一視的調整、取入的調整、外的調整）に基づいた質問紙調査を行い、各概念がどのように学習成果に影響を与えるのかを明らかにしようとするものである。先行研究では、学習成果への影響は、どのような動機づけを保持しているかによって大きく異なることがわかった。同時に、直接的な関係はなくとも、間接的に動機づけが学習成果に影響を与えている可能性も示された。先行研究の結果をもとに、本研究では、動機づけと学習成果を媒介する要因として、自発的な学習時間を取り上げ、質問紙調査により動機づけから学習成果までの一連の因果関係の説明を試みる。

調査は、国立大学附属高校一年生（103名）及び二年生（108名）を対象に、2018年2月に実施された。結果、自律的な外発的動機づけである同一視的調整傾向の強い学習者集団であることがわかった。その後の分析として、動機づけ調整スタイルから自発的な学習時間を介して学習成果にどのような影響を与えるかを共分散構造分析を用いて調べた。動機づけから自発的な学習時間への影響は少なからずあるものの、学習時間から学習成果への影響はほとんど見られないということがわかった。

I. はじめに

学力はいかなる要因で構成されているのか。Hattie (2009) は、学力の分散の80%は学習者要因であり、13%が教師要因、残りの7%は学校要因で説明できるとしている。これが事実であ

れば、学力のほとんどの責任が学習者自身に委ねられることになる。では、我々教師は学習者要因のどの部分に働きかければよいのだろうか。英語学習における学習者要因は、知力、言語適性、年齢、学習スタイル、性格、動機づけ、学習ストラテジーといった要因で構成される。教育の介入によって変化しうる学習者要因は動機づけと学習ストラテジーといった外的要因にのみ絞られる。学習者をどのように動機づけ、どのような学習ストラテジーを身につけさせるのか、が我々教師のできることとなろう。本研究では、それら方法論の前に、動機づけに焦点を当て、実際にいかなる動機づけが学習成果に影響を与え、また、動機づけが学習成果に介入する要因として自発的学習時間を取り上げ、それらが学習成果にどのように関与しているのかを見ていく。

Ⅱ. 先行研究

Ⅱ.1 自己決定理論

近年の動機づけ研究の理論的枠組みの中で最も引用されているのが自己決定理論 (Self-Determination Theory, 以下 SDT: Deci & Ryan, 2002) である。SDT を構成するミニ理論の一つである有機的統合理論では、従来の二項対立式の内発的・外発的動機づけの概念を、自律性・自己決定性の観点から調整スタイルという区分を用いて細分化し、一次元上の連続体上にそれらを配置している (図1 参照)。それによると、最も自律性の高い調整スタイルを内的調整と呼び、これは従来の内発的動機づけにあたる。そして、外発的動機づけも自律性の程度によって四つの調整スタイルに区分され、最も自律性の高い外発的動機として統合的調整、次いで同一視的調整、統制的外発的動機づけとして取り入れ的調整、そして最も統制的な外的調整の順に配列されている。

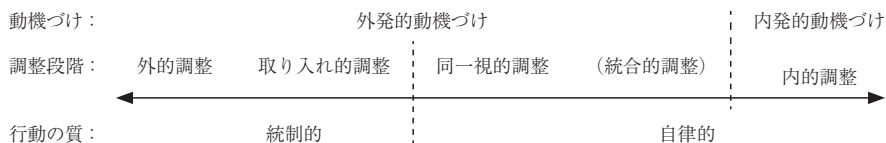


図1 動機づけの分類 (Deci & Ryan, 2002:16に基づき、筆者が一部加筆)

外的調整は、報酬の獲得や罰の回避を目的とした動機づけであり、行動は外的要因によって統制されている段階と言える。取り入れ的調整段階では、自我拡張や他者比較による自己価値の維持、恥の回避等に基づく動機づけがされている。自律的外発的動機づけに位置づけられる同一視的調整は、行動の原因は外的に存在するものの、その価値をある程度内在化している段階である。具体的には「将来の進路のため」や「就職のため」といった個人的に重要な目標のため行動が生起する動機づけである。さらに自律性が進むと統合的調整段階となり、自己内で葛藤が生じることなく活動に取り組む調整スタイルである。これは、自己決定理論では最も自律性の高い外発的動機として位置づけられているが、統計的に同一視的調整との区別が難しく、また個人のパーソナリティに大きく関わる動機づけであることから心理学研究では扱われてお

らず（詳細は岡田，2010を参照）、本研究においても統合的調整は扱わないこととした。最後に、内発的調整は、行動そのものが目的となる段階であり、「楽しいからする」といった自発的に取り組む動機づけである。

Ⅱ.2 動機づけと学習成果の関係

SDTでは、自律性の高い動機づけほど、行動の結果が高水準になると考えられている。安田（2015）は、中学生の学業成績と動機づけの関連を調査した六つの研究をメタ分析し、その結果、内発的調整が学業成績と最も関連性が強く、次いで同一視的調整との関連が強いと結論づけている。また、取り入れ的調整と学業成績の関連は有意ではなく、外的調整と学業成績は有意な負の関係であるとしている。このことから、高いパフォーマンスを求める場合、より自律性の高い調整スタイルに働きかけることが有効になると主張している。

しかしながら、学習者は一種類の動機づけだけを保持しているわけではない。程度の違いはあれ複数の動機によって行動が生起されると考える方が自然である。それも図1上の両極の調整スタイル（内発的調整と外的調整）を保持している可能性もある。英語学習に置き換えるならば、英語学習それ自体が楽しいと思いつつも（内発的調整）、一方で教員や保護者からできるだけ叱られたくないので勉強をする（外的調整）という動機を持ち合わせている場合がそれにあたる。前田（2018）では、高校生年代にあたる学習者に質問紙調査を実施し、そのようなアンビバレントな学習動機を持ち合わせている実態を明らかにした。また、その後の分析で、自律性の高い動機づけが高パフォーマンスを生む可能性があったとしても、統制的動機づけによってその効果が相殺される可能性も指摘している。

また、動機づけが直接学習成果に影響を与えている場合もあれば、別の要因を介して学習成果に影響を与えていることも考えられる。先行研究である前田（2017）では、高校二年生を対象に自律的動機づけ尺度（西村他，2011）による質問紙調査を実施し、重回帰分析を用いて動機づけ調整スタイルと学習成果の関係を調べた。結果、動機づけ調整スタイルから有意な標準偏回帰係数が得られなかった場合でも、動機づけ調整スタイルと学習成果には有意な相関関係が見られる場合もあることがわかり、第三の変数の関与が示唆された。ある種の学習動機が高まると、それに付随して何が変化するのか、そしてそれがどのように学習成果に関わるのかを探ることの必要性をその中で主張している。

Ⅱ.3 動機づけと自発的学習

動機づけが高まるとそれに付随して変化し、且つ学習成果に関与する要因として、学習方略、学習環境、そして学習時間といったものが考えられる。学習動機が高まり、ある者はこれまでの勉強の仕方を見直し（学習方略の変化）、またある者は予備校や塾に通うようになるかもしれない（学習環境の変化）。余暇を英語学習に費やすことになることもあるだろう（学習時間の変化）。中でも学習時間は学習動機の量的指標であり、動機づけと学習時間の関係を探る研究も行われている。例えば、山田・松井（2010）らの研究では、学習時間の長さを実用志向の学習動機には有意な相関があるとしている。また、林（2011）は、高校三年生を対象に質問紙調査を

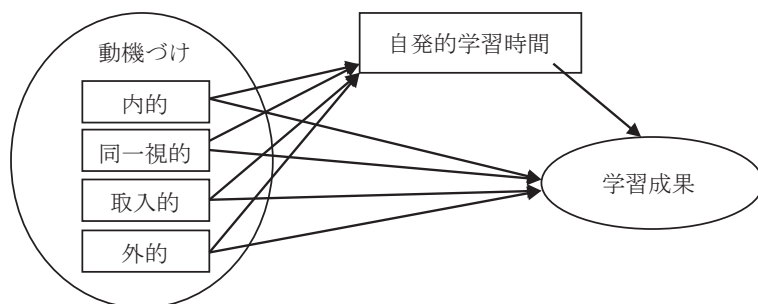


図2 動機づけから自発的学習を介した学習成果へのプロセス

行い、内発的動機（内的調整）と自律性外発的動機（同一視的調整）が学習意欲を高め、学習時間の増大につながることを明確にした。

学習時間については、金子（2013）がそれを三つに分類している。一つは「拘束的学習」で、教員の監督のもと時間的、空間的拘束の枠内で行われる学習である。学校での授業時間がこれにあたる。「自律的学習」は、時間的、空間的拘束はないものの、学校等の意図的な教育の枠内で学習者自身が行う自律的な学習であり（例えば、与えられた課題を家庭で行う等）、「自主的学習」とは学校等の教育的枠組みとは関係なく行われる学習である。動機づけが学習時間に及ぼす影響は先に述べたが、これら学習時間の学習成果への影響に関する研究もなされている。例えば、中野・深谷（2011）は、自発的学習時間に着目し、それが動機づけの指標であると位置付け、そこからさらなる課題の発見、ひいては学習者のパフォーマンス向上につながると考察している。李（2017）では、上記分類に基づいた学習時間と学習成果の関係を大学生を対象に調査し、成績が優秀な学生は、授業と関連する学習に加えて自発的学習時間が長い傾向にあると結論づけている。

英語学習動機から自発的学習時間を介した学習成果への一連のプロセス図式化すると図2のようなモデルとなる。それぞれの矢印は、因果関係を想定しており、動機づけから学習成果へのプロセスは二通りを想定している。一つは、動機づけの構成要素である四つの調整スタイルそれぞれが、直接学習成果に影響を与える場合であり、もう一つは、各調整スタイルが自発的学習時間の変化をもたらし、そしてそれが学習成果へとつながる過程である。これまでの先行研究からも、動機づけが学習成果に直接関与していることが確認されている（例えば、西村他，2011；前田，2016）。ただ、調査対象者によって、どの調整スタイルが学習成果に関与しているかは異なる結果となっており、本研究では高校一年生と二年生に絞って調査することとする。上述の先行研究においては、動機づけから自発的学習時間へのプロセスについて（例えば林，2011）、あるいは自発的学習時間から学習成果へのプロセスについて（例えば李，2017）のみが調査されてきた。本研究ではそれらをまとめた動機づけから自発的学習時間を介して学習成果までのプロセスを考察する。

Ⅲ. 研究課題

研究課題としては、大きく分けて以下の三つが挙げられる。

- (1) 各動機づけ調整スタイルから直接学習成果に与える影響を調べる。
- (2) 各動機づけ調整スタイルが自発的学習時間にどのように関与しているかを調べる。
- (3) 各動機づけ調整スタイルが自発的学習時間を介して学習成果に与える影響を調べる。

IV. 調査の概要

IV.1 調査対象者・データ収集時期

本調査は、近畿圏内にある国立大学附属高校一年生（103名）と二年生（108名）を対象に実施された。先行研究では中学生や大学生を対象にしたものが多いことから、本調査では高校生を対象とした。調査協力校は、完全中高一貫校であり、高校課程進学時の学力入試は実施されていない。中学入学には入学適性検査が実施されるものの、英語は検査科目になっていない。なお、当該学校は筆者の前任教である。

いずれの学年も、学年末考査前の最後の英語授業時（2018年2月下旬）に、当該高校英語担当教員によって回答は任意である旨の説明の後、質問紙調査が実施された。同担当教員によると、学年末考査の時期は、進級する直前ということもあり、一年生にとっては、二年生になれば実施される修学旅行や学園祭といった学校行事に本腰を入れる直前、また、二年生にとってはそれらの大きな行事が終了し、大学進学へと意識が向かっていく時期にあたるということであった。

IV.2 質問紙と学習成果指標

質問紙は、西村他（2011）で用いられた自律的動機づけ尺度を英語学習向けに改編し、基本となる四つの動機づけ調整スタイルを測る質問項目（5問×4項目、計20問）と、独自に学習時間に関する項目を追加した質問紙を用いた（参考資料参照）。自律的動機づけ尺度では、教示を「以下の項目は、あなたが英語を勉強する理由にどれくらいあてはまりますか。」とし、内的調整を測る項目として、「英語の勉強自体が楽しいから」の他4問を用いた。同一視的調整項目では、「自分の夢を実現したいから」といった自分の将来の目標に向かって学習するという動機が問われ、取り入的調整項目では、周囲との比較を表す「友達より良い成績をとりたいたから」といった質問が並ぶ。最後に、外的調整を測る質問として、「成績が下がると怒られるから」のような罰の回避を動機とするような質問がなされた。いずれの質問も、7件法での回答（1＝全くあてはまらない、7＝とてもあてはまる）を求めた。また、自発的学習時間を調査するため、週当たりの自発的な英語の平均学習時間を尋ねた。自発的学習時間は選択肢で答える形式とし、分析にはそれぞれの選択肢の時間幅の中間値を用いた。

なお、本研究における学習成果を表す指標としては、質問紙調査をしてから約一週間後に実施された学年末考査の英語科目二種類の素点を用いた。一つは読解問題を中心とした試験内容であり（学年末考査R）、もう一つはライティングを中心とした試験内容であった（学年末考査W）。これらは試験範囲が指定された学習到達度テストであるが、いずれの試験もおおよそ25%は試験範囲とは関係のない初見の問題が出題されているとのことだった。

IV.3 データ分析法

調査結果は、IBM SPSS 24及びIBM SPSS AMOS 24を用いて統計分析を行った。得られたデータは図2のモデルに示した因果関係を検証するため、最終的に共分散構造分析にかけた。

V. 結果と考察

V.1 記述統計結果

表1はその記述統計結果を表にしたものである。なお、いずれの学年・調整スタイルにおいても、調整スタイル項目における最小値及び最大値はそれぞれ0.0と7.0であった。

表1のとおり、記述統計上いずれの学年も英語学習に対して非常に良く似た動機づけ状態にあると言える。両学年とも四つの調整スタイルの内、同一視的調整スタイルが最も高く、平均値が約5.3であった。7件法であることを考えると、同一視的に比較的強く動機づけられている状態であると言える。これは、多くの学習者が将来の目標に向かって英語学習に取り組んでいる傾向にあることを意味している。また、その他の三つの調整スタイルについては、やや高校二年生の方が高い数値を示しているものの、両学年とも中程度にそれぞれ動機づけられているのではないだろうか（高校一年：内的3.47、取り入れ的3.34、外的3.54；高校二年：内的3.56、取り入れ的3.68、外的3.83）。これは、自律的な内発的動機づけと同程度に非自律的な外発的動機づけも同時に持ち合わせていることを意味する。以上、動機づけ尺度に関しては、記述統計上は両学年に大きな差異は見られなかった。なお、二種類の学年末考査の素点と一週間あたりの平均自発的学習時間は表1の通りであった。

V.2 共分散構造分析結果

図3は高校一年生の共分散構造分析の結果である。モデルの適合度指標は、 $\chi^2=5.916$ 、 $df=4$ 、 $p=.206$ 、 $GFI=.984$ 、 $AGFI=.889$ 、 $RMSEA=.069$ であり、妥当な適合度であると考えられる。それぞれの因果係数を見てみると、動機づけ調整スタイルから自発的学習時間に有意な因

表1 学年別記述統計

	高校一年 (n=103)		高校二年 (n=108)	
	MEAN	SD	MEAN	SD
内的調整	3.47	1.46	3.56	1.41
同一視的調整	5.29	1.25	5.28	1.14
取り入れ的調整	3.34	1.40	3.68	1.41
外的調整	3.54	1.39	3.83	1.43
学年末考査R素点	48.73	19.35	57.79	21.01
学年末考査W素点	76.13	16.94	63.83	20.73
自発的学習時間	1.05時間/週	1.19	1.34時間/週	1.32

果係数が得られたのは内的調整だけであった（因果係数 = .56）。さらに、自発的学習時間から学年末考査への因果係数は極めて低く（因果係数 = .09）、有意でなかった。これにより、一年生については自発的学習時間が学習成果に影響を与えることはない結論づけられる。また、自律的動機づけにあたる内的調整と同一視的調整は、直接学習成果に有意に関与しているということがわかった。それ以外の統制的調整（取り入れ的調整、外的調整）は学習時間にも学習成果に対しても有意な因果係数は得られなかった。

次に、高校二年生における共分散構造分析の結果を図4に示す。適合度指標は、 $\chi^2 = 2.337$ 、 $df = 4$ 、 $p = .674$ 、 $GFI = .994$ 、 $AGFI = .957$ 、 $RMSEA = .000$ であり、これについても適合度は妥当であった。動機づけ調整スタイルから自発的学習時間へのパスを見てみると、高校二年生では、同一視的調整と外的調整からそれぞれ有意な負の因果係数が見られた（同一視的調整からの因果係数 = $-.35$ 、外的調整からの因果係数 = $-.26$ ）。これは、将来の目標に向かって勉強するといった動機が強いほど自発的な学習時間が減少することを意味している。同様に、報酬の獲得や罰の回避を学習動機としている傾向が強いほど、自発的学習時間は減少する傾向にもある。一年生のような内発的動機づけが自発的学習時間に影響を与えている様子は見られなかった。動機づけが自発的学習時間を介して学年末考査の結果に影響を与えている様子も見られなかったことは一年生と同様の結果であった。

また、学年末考査に直接有意な影響を与えている調整スタイルは、内的調整、同一視的調整、

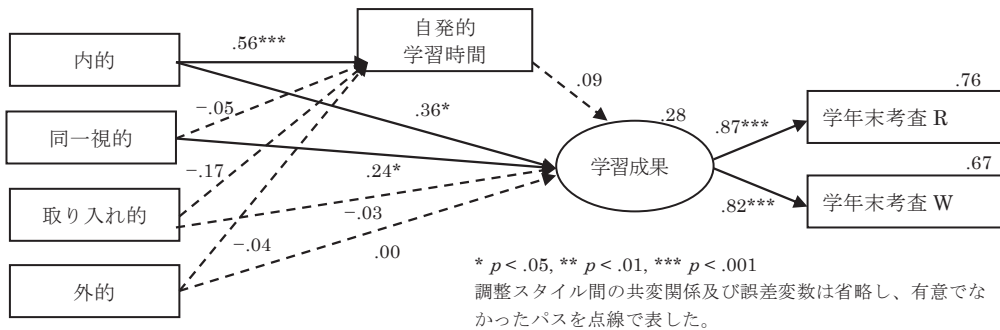


図3 高校一年生の動機づけ因果モデル（標準化解）

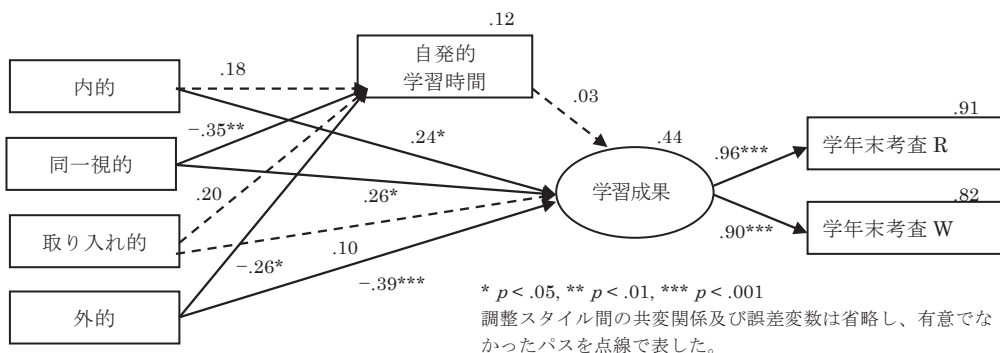


図4 高校二年生の動機づけ因果モデル（標準化解）

外的調整であった（内的調整からの因果係数=.24、同一視的調整からの因果係数=.26、外的調整からの因果係数=-.39）。自律的動機づけである内的調整と同一視的調整は正の影響を、統制的動機である外的調整は負の影響を与えており、一年生の結果よりも複雑に動機づけが学習成果に作用している様子が見て取れる。

V.3 考察

記述統計結果に見る通り、学年に関わらず外発的動機づけの中でも最も自律性の高い同一視的調整が強い傾向にあった。これは、将来の目標に向かって英語学習をしているという実用性志向が強いことを表しており、調査対象校が進学実績の高い学校であることを考えると極めて自然な結果であると言える。その他の調整スタイルにおいても数値上は両学年共にほぼ同程度に動機づけられており、それぞれ中程度の強度であった。このことから、ある程度自律的にも統制的にも動機づけられている学習者集団であることがわかる。

一方、共分散構造分析の結果を見てみると、平均値上は非常によく似た二学年であるが、一年生では内的調整スタイル、すなわち英語の勉強そのものに価値を見出している動機づけが成績に有意に関与しており、二年生ではそれに加え、将来への目標を持つこと（同一視的調整スタイル）が現実的に成績につながっていることがわかる。また、二年生では同時に外的調整が負に作用していることもわかった。単純に考えると、学習成果に好結果をもたらす動機づけと悪影響を与える動機づけが個人の中に同時に存在し、互いに影響を相殺している可能性もある。このように、二年生の方がより複雑に動機づけが学習成果に関係していると考えられる。これは、学年が上がるにつれ、漠然としていた学習目標がより明確なもの、あるいはより現実的なものになることで、様々な動機づけが成果に反映してくるようになることが原因なのかもしれない。また、二年生において外的調整が成績に負の作用を及ぼし、一年生ではそのような影響は見られなかった点についても、卒業後の進路に対する意識の違いが表れているのではないだろうか。一年生から二年生へ進級するこの時期は、二年生から三年生へと進級する時期と比較すると、進学や進路に対するプレッシャーはほとんど感じておらず、数字上ではほぼ同程度に動機づけられている外的調整であるが、そのような動機づけ尺度では見えない部分が学習成果に影響を与えている可能性がある。先述のように、調査対象校では高校二年生において修学旅行や学園祭といった学校行事があり、多くの生徒達はそれらが一段落するまでは、いわゆる「受験モード」にはならないということであった。つまり、それらの学校行事を控えた一年生と、すでにそれらの行事を終え「受験モード」に突入しているかもしれない二年生とでは、英語学習に対する動機づけ程度は変わらずとも学習成果へ与える影響の強さや、影響を与える動機づけの種類は大きく違うということである。

それら調整スタイルが自発的な学習時間に与える影響について見ていくと、一年生では内的調整が学習時間の増加を生むことがわかったが、自発的学習時間から学習成果への有意な因果関係は見られなかった。英語学習そのものに見出すと、自発的に英語に触れる時間が増えることは想定できるが、それは学習成果、特に定期考査の結果にはつながらないということである。二年生では、同一視的調整と外的調整が自発的学習時間に負の影響を与えていることがわかった。これは、将来の目標や入試でよい結果を目指す動機づけが高まると、塾や予備

校に行く時間が増えることに起因しているのではないだろうか。塾や予備校に時間を割くようになると必然的に自発的な学習時間は減少する。また、外的調整が自発的な学習時間の減少につながる点については、周囲からの叱責や消極的理由による学習動機は、自発性を損なわせることの表れではないかと考えられる。周囲から強制的にさせられる学習は自発的な学習とは言えず、そのような強制的な学習が増加すると、当然ながら自発的な学習は減少するはずである。

次に、両学年とも自発的な学習が学習成果に影響を与えている有意な因果係数が得られなかった原因を考えたい。一つは、定期考査の結果を今回の学習成果指標として用いた点が挙げられる。質問紙調査での教示は、「学校や塾等から出された英語の宿題や予習・復習ではなく、それ以外の自発的な英語の勉強を平均約何時間していますか」であった。学校や塾の勉強に直接関係のない週当たりの英語学習時間を回答するよう求めたものであるが、学習成果指標として学校での学習が大いに関わっている定期考査を用いていることから、問われている自発的な学習時間が、学校での学習成果に直接影響を与えるとは考えにくいものであった。もう一つの原因は、表1を見てもわかる通り、いずれの学年においてもほとんど自発的な学習はしていないことが考えられる（一年：1.05時間/週、二年：1.34時間/週）。一年生においては、標準偏差が平均値を超えていることから、ほとんどの学習者が自発的な学習をしていないことが想像できる。そもそも自発的な学習が生起していない、あるいはせいぜい週当たり一時間程度の自発的な学習時間であったことから、学習成果に関与することもなかったと推察される。

最後に、周囲との比較による自我拡張や恥の回避による動機づけである取り入れの調整のみが、いずれの学年においてもどの結果変数にも影響を与えていなかったことについて触れておきたい。本研究と同じように、動機づけ調整スタイルと学習成果との関係を調査した安田（2015）や前田（2016）においても取り入れの調整と学習成果の有意な関連は見られなかった。他の調整スタイルについては、おおよそ内的、同一視的調整は正の影響を、外的調整は負の影響を学習成果に与えることで結果が一致している。「友達には負けたくない」や「惨めな気持ちになりたくない」といった学習動機は本当に自発的な学習時間の増大にもパフォーマンスにもつながらないのであろうか。考えられる原因としては、周囲との比較や恥をかくことを想起することで行動に対して奮起する学習者と、逆に消極的になる学習者とに二分されることが挙げられる。結果、そういった動機づけによってパフォーマンスが向上する場合と、逆に低下する場合とに分かれ、一様な影響を与える結果にはならないのではないだろうか。この場合、動機づけから意欲の向上、あるいは意欲の低下を経て学習成果へとつながるプロセスが考えられるだろう。

VI. まとめと今後の課題

本調査結果から判明したことをまとめると、以下の四点に集約される。

- (1) 高校一年生も二年生も非常によく似た英語学習に対する動機づけの状態であった。具体的には、将来の目標を見据えた動機づけである同一的調整が高く、それ以外の動機づけについては中程度に動機づけられている状態であった。
- (2) 研究課題(1)について、動機づけ調整スタイルから学習成果への直接の影響は学年によって結果が異なる。一年生では内的調整のみが学習成果に正の影響を与え、二年生では内

的調整と同一視的調整が正の影響を、外的調整が負の影響を学習成果に与えている。このことから、二年生の方が複雑に動機づけが学習成果に作用していることがわかった。

(3) 研究課題(2)について、各調整スタイルが自発的学習時間に有意に関与しているかどうかは学年によって異なる。一年生では内的調整が自発的学習時間の増加を生み、二年生では同一視的調整と外的調整が自発的学習時間の減少につながるという結果であった。

(4) 研究課題(3)については、両学年とも自発的学習時間から学習成果への有意な影響は見られなかった。しかしながら、本研究においてはそもそも自発的学習時間が生起していない調査対象者が多い中での結果であり、ある程度自発的学習時間を取っている学習者を抽出した上で分析するなど、さらなる調査が必要である。

以上のように、比較的進学志向の強い高校生では、概ね強度の同一視的調整スタイルを保持している状態であると言えるが、学年によってどの種の調整スタイルが学習成果に影響を与えているかは異なる。特に、学習成果に負の影響を与える外的調整を保持している学習者、あるいはその傾向の強い学習者集団の指導には注意を払う必要があるようだ。また、例えば大学入試といった学習目標が身近になることによって、学習成果に影響を与える動機づけが複雑化していくのであれば、できるだけ負の影響を及ぼすであろう動機づけを持たせないようにする必要もある。いずれにせよ、集団としてよく似た動機づけ状態であったとしても、学習成果に及ぼす影響は集団によって大きく異なり、指導の際には注意が必要となる。これが発達段階によって異なっていくものかどうかは今後の課題である。具体的には本調査での一年生が二年生の学年末の時期にどのような動機づけ状態に変化しているのか、またそれら動機づけがどのように学習成果や自発的学習時間につながっているのかを調査する必要があるだろう。

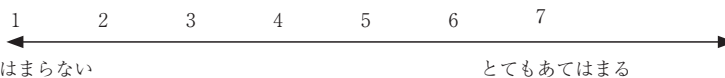
また、本調査では自発的学習時間が学年末考査の成績に直接影響を与えるという結果は得られなかったが、学習時間と学業成績には何らかの相関関係がある（藤田，1991；李，2017）ことを考えると、やはり個人が机に向かう時間は無視できないものである。それが金子（2013）の言う「拘束的学習」の時間や「自律的学習」の時間なのか、「自主的学習」の時間なのか、あるいはそれらの組み合わせ次第なのか、本調査では自主的学習にのみ焦点を当てたが、その他の学習時間についての調査も今後の課題としたい。

参考資料：質問紙の抜粋

1. 以下の項目はあなたが英語を学習する理由にどれくらい当てはまりますか？

注意事項

- ・質問は全てあなたの英語学習に関するものです。
- ・1～7の番号（下記表を参照）にマークをしてください。



- | | |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 問題を解くことがおもしろいから | (2) 将来の成功につながるから |
| (3) 英語力で友達に負けたくないから | (4) やらないとまわりの人がうるさいから |
| (5) 自分の夢を実現したいから | (6) 友達よりよい英語の成績をとりたいたいから |
- 他14問

2. 学校や塾等から出された英語の宿題や予習・復習ではなく、それ以外の自発的な英語の勉強を平均約何時間していますか？

- ① 0～1時間，② 1～2時間，③ 2～3時間，④ 3～4時間，⑤ 4～5時間，⑥ 5時間以上，⑦ なし

参考文献

- Deci, E. L., & Ryan, R. M. (Eds.). *Handbook of self-determination research*. New York: University of Rochester Press. 2002.
- 藤田讓二. 「英語学習時間の調査—中学校の3年間で、学習者が英語に触れる時間と成績との関係を探る—」『中国地区英語教育学会研究紀要』第21号, pp. 183-186.
- Hattie, J. *Visible learning: A synthesis of over 800 meta-analyses relating to achievement*. New York: Routledge, 2009. [山森光陽 (監訳) 『教育の効果 メタ分析による学力に影響を与える要因の効果の可視化』東京: 図書文化社 2018.]
- 林日出男. 「高校高学年での英語学習における入試緊張・動機づけ・自己調整・学習意欲・学習時間の因果モデル」『Annual Review of English Learning and Teaching』No.16, 2011, pp. 1-14.
- 金子元久. 『大学教育の構築』東京: 玉川大学出版部. 2013.
- 李敏. 「学習時間と学習成果との関係—信州大学「学習時間調査2015年」の結果に基づいて—」『信州大学総合人間科学研究』第11号, 2017, pp. 59-72.
- 前田哲宏. 「高専生の動機づけ調整スタイルとメタ認知方略使用が英語学習成果に及ぼす影響について」『全国高等専門学校英語教育学会研究論集』第35号, 2016, pp. 49-58.
- _____. 「高校生の英語学習動機の実態と学習成果との関係—自己決定理論に基づく質問紙調査を基に—」『第43回全国英語教育学会島根研究大会発表予稿集』, 2017, pp. 562-563.
- _____. 「異なる動機づけ調整スタイルの同時保持とその類型化—高専生の英語学習動機の実態調査を基に—」『全国高等専門学校英語教育学会研究論集』第37号, 2018, pp. 95-104.
- 中野友香子・深谷優子. 「評価方法予告が動機づけに及ぼす影響—達成目標志向性と自発的学習時間の分析から—」『東北教育心理学研究』第12巻, 2011, pp. 33-40.
- 西村多久磨・河村茂雄・櫻井茂男. 「自律的な学習動機づけとメタ認知方略が学業成績を予測するプロセス—内発的な学習動機づけは学業成績を予測することができるのか?—」『教育心理学研究』第59号, 2011, pp. 77-87.
- 岡田涼. 「小学生から大学生における学習動機づけの構造的変化—動機づけ概念間の関連性についてのメタ分析—」『教育心理学研究』第58号, 2010, pp. 414-425.
- 山田亮・松井賢二. 「キャリア教育は学習意欲と教科学力を高めるか?—キャリア教育の効果に関する探索的研究(1)」『日本キャリア教育学会 第32回研究大会発表論文集』, 2010, pp. 144-145.
- 安田傑. 「中学生における学業成績と動機づけの関連性—先行研究の量的分析結果の統合—」『関西学院大学心理科学研究』Vol. 41, 2015, pp. 57-61.

魔女論争と学問の進歩： グランヴィル、ウェブスター、バイコン主義

岡田典之

▶キーワード

魔女裁判
デモノロジ
ジョゼフ・グランヴィル
ジョン・ウェブスター

▼要旨

Joseph Glanvill は1668年に *A Blow at Modern Sadducism* を出版し、魔女の存在を肯定し、魔女裁判の正当性を訴えたが、これに対し John Webster は1677年出版の *The Displaying of Supposed Witchcraft* で、魔女裁判こそ悪魔の唆しによるものであると、魔女裁判を肯定する、いわゆるデモノロジストたちを厳しく批判した。魔女（裁判）をめぐる論争は、一見すると保守的なデモノロジスト対進歩的・合理的懐疑主義者の争いに見える。しかしながらこの両者には、学問における経験の重視、思弁的学問に替わる実践的学問の提唱、反スコラ哲学、オカルト現象を自然学的に説明しようとする努力、霊的存在に対する冷笑的態度に対抗しようとする姿勢など、共通する部分が多く見られる。この論争は、魔女、悪魔、ひいては霊の存在を問うものではなく、霊が存在することを前提とした、霊的存在に関する学問の正しい在り方をめぐるものであったと言える。

1. 魔女裁判と魔女論争

十五世紀後半からほぼ二百年にわたって、ヨーロッパでは魔女迫害のあらしが吹き荒れた。と同時に魔女の存在や悪魔との関わりを論じ、魔女裁判を正当化する、いわゆる「悪魔学 (demonology)」文献と呼ばれる著作が多く書かれ、またそれに反論する魔女裁判批判の書も出版され、魔女迫害の時代は、同時に魔女論争の時代ともなった。イギリスも例外ではなく、十

五世紀末あたりから十八世紀初頭に至るまで、魔女の存在と魔女裁判をめぐって論争が繰り返された。本稿では、その論争の中で十七世紀後半、王政復古期におけるジョゼフ・グランヴィル (Joseph Glanvill, 1636-1680) とジョン・ウェブスター (John Webster, 1610-1682) の論争を取り上げ、当時の魔女論争において何が問題とされたのかを見ていくこととしたい。現代から見ると、魔女の存在に関する論争は、魔女の存在を信じる迷信的で非科学的な陣営と、魔女の存在を否定する合理的、進歩的、科学的陣営との争いに見えがちだが、実情は当時の宗教的、文化的、政治的状況が絡み合い、そのような単純な二項対立には収まらない、複雑なものであった。

そこでまず、イギリスにおける魔女裁判の大まかな傾向などを見ておこう¹。イギリスの魔女裁判は、1580年代から1590年代にかけてピークを迎えるが、この時期には魔女裁判を批判したレジナルド・スコット (Reginald Scot, c.1538-1599) の『妖術の暴露 (*The Discoverie of Witchcraft*)』と、それに対する反論の書としてスコットランド国王ジェームズ六世 (のちイングランド国王ジェームズ一世) の『デモノロジー (*Daemonologie*)』が出版されている。その後1630年代にかけて起訴件数、有罪率ともに大きく減少し、また、裁判に関わるパンフレット類の出版数も減っていくが、1640年代後半には、魔女狩り人 (witch hunter) と呼ばれたマシュー・ホプキンスによる大規模な魔女迫害が発生し、有罪率も急上昇する。1650年代はその反動のためか有罪率が低下する。また、魔女裁判を直接に扱ったものではないが、霊的存在についての議論に大きく影響する内容をもつトマス・ホブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) の『リヴァイアサン (*Leviathan, or the Matter, Forme, and Power of a Commonwealth, Ecclesiasticall and Civil*)』が1651年に出版されている。

このように、魔女裁判の件数や有罪率は上昇と下降を繰り返していたのだが、1664年から1665年にかけて最後のピークというべき状況を迎える。この時期、治安判事ロバート・ハントは巡回裁判において25人の魔女を裁き、3人を処刑している。これによって魔女論争が再燃し、王立協会会員であり聖職者でもあったグランヴィルは1666年、魔女の存在を肯定しハントの姿勢を支持するという立場からハントに宛てた書簡という形で *Philosophical Considerations Touching the Being of Witches and Witchcraft* を出版し、さらにこれを改訂して *A Blow at Modern Sadducism* として1668年に出版している。また、邪悪な霊 (悪魔) の存在に関する著作として、メリク・カズボン (Meric Casaubon, 1599-1671) 編集による *A true and faithful relation of what passed for many years between Dr. John Dee and Some Spirits* が1659年に出版され、エリザベス朝期の自然哲学者ジョン・ディーが悪魔に騙された学者として、自然哲学、自然魔術ではなく「妖術 (witchcraft)」と関連付けられている。内戦期には議会派の聖職者であり、パラケルスス派の医師でもあったウェブスターはこれらを批判する形で *The Displaying of Supposed Witchcraft* を1677年に出版するのである。

以上のような流れを念頭において、グランヴィルの著作における論証の進め方の特徴と、それに対するウェブスターの反応、反論を見てみることにしたい。

2. 魔女の存在と無神論

デモノロジー著作に共通したモチーフのひとつは恐怖感であると言えよう。この世では邪悪な霊である悪魔が跳梁し、悪魔と契約した魔女が蔓延しているという恐怖を煽ることで、デモ

ノロジー著作は魔女裁判を正当化しようとするのである。グランヴィルの著作にもこうした特徴は表れているが、これに加えて霊の存在に対する人々の信念が揺らいでいることへの危機感が強く訴えられている。

[I]t would be to me matter of *Astonishment*, that Men, otherwise *witty and ingenious*, are fallen into the conceit that there's *no such thing* as a *Witch* or *Apparition*, but that these are the *creatures of Melancholly and Superstition*, foster'd by *ignorance and design*.... (*A Blow*, 2)²

現代は驚異の時代 (an *Age of Wonders*) だが、知性に優れた人々が魔女や亡霊のようなものは存在せず、鬱病や迷信によるものだと信じるようになったことこそ、まさに驚嘆すべきことであると、皮肉を交えながら危機意識を大仰に表現する。グランヴィルによれば、邪悪な霊は存在し、その策略は“*secrecy*”と“*concealment*”によって効果的に遂行される。悪魔は“*there is no such thing as himself*”という信念を吹き込むことによって最大限の利益を得ることができる (*A Blow*, 3)。つまり、悪魔は空想上の産物であり、したがって魔女はメランコリーによる夢のようなものであると信じることは、悪魔の利害に一致することになる (*A Blow*, 3-4)。魔女の存在を否定する者は、「無償で (*gratis*)」悪魔の存在を信じているようなものであり、その信念は容易に覆る。いったん悪魔の存在を否定してしまえば、天使の否定につながり、ひいては霊的存在や魂の不死の否定へと至るのである。さらには、霊的存在の否定によって、秩序正しく構成されているはずのこの世界は、偶然の産物に帰してしまう。

And then, that the world was jumbled into this elegant and orderly Fabrick by chance; and that our Souls are only parts of Matter, that came together we know not whence, nor how; and shall again shortly be dissolv'd into those loose Atoms that compound them.... (*A Blow*, 8)

魂は物質となり、原子に解体する。さらにグランヴィルは、人間の抱く観念は物質の衝突であり、盲目的な因果律に支配された運動にすぎないものとなってしまうと続ける。やや誇張したレトリックのように見えるかもしれないが、ここには、霊の存在が疑われることによってやがてほとんど連鎖反動的に無神論（およびそれと結びついている唯物論的な原子論）へ至るのではないかという恐怖心、ほとんど被害妄想的な危機意識が透けて見えるのである。

このような魔女裁判擁護論の前提に対して、ウェブスターは魔女裁判を支持することこそが迷信的、カトリック的であると、議論を完全に反転させ、魔女裁判が神の摂理に反するとすることで、宗教的正統性は、魔女肯定論ではなく魔女否定論側にあることを強調する。

... the horrid absurdities the tenent of the common Witchmongers brings along with it, as not only tending to advance superstition and Popery, but also to be much derogatory to the Wisdom, Justice, and Providence of the Almighty.... (*Displaying*, Preface)³

言い換えれば、魔女裁判こそが「無知と迷信につけこんだ悪魔的なそそのかし (diabolical instigation, working upon ignorance and superstition, *Displaying*, 82)」なのである。グランヴィルの持ちだす、無神論・唯物論・原子論という危機意識に対し、ウェブスターは迷信・無知・カトリックで対抗する。悪魔にそそのかされているのは魔女ではなくむしろ魔女裁判を維持しようとする者たちのほうである、というのは、まさに魔女裁判の実態を「暴露 (*Displaying*)」した、痛烈な皮肉であるとも言えるだろう。

とはいえ、ウェブスターはグランヴィルの論理立てそのもの (魔女の存在の否定が無神論の否定に至る) を批判することはしない。これを無理なレトリックであると批判することも可能なはずだが、ウェブスターはむしろ、魔女の存在についてはこれを肯定するのである。「グランヴィル氏は、スコット氏が魔女の存在を否定しているとして非難するが」とウェブスターは述べ、こう続ける。

... without any quotation, to shew where or in what words *Scot* doth simply deny the Being of Witches (*Displaying*, 10)

これはグランヴィルの厳密さを欠いた論証法、あるいはスコットに関するグランヴィルの不注意な読みを皮肉っているところでもあるが、ウェブスターがここで強調するのは、魔女の存在そのものを否定するような魔女裁判批判の書はないということである。

Mr. *Scot*...[does] not state the Question... Whether there be Witches or not, but... in what manner they act. (*Displaying*, 10)

つまり、魔女裁判を批判する者 (ウェブスターも含めて) は、魔女の存在ではなく、どのような状態で魔女が存在し得るかを論じているのであって、これを論じる以上、魔女の存在は当然のこととして前提されているのである (存在しない者について、どのように存在するかを論じることはあり得ないので)。

このようにウェブスターは、魔女の存在 (ひいては悪魔の存在) を否定している者はいないということによって、グランヴィルの危機感を無効化するのだが、魔女の存在の否定が悪魔の否定につながり無神論に至るというロジック (これを Henry More は簡潔に “No spirit, no God” と言う⁴) そのものを否定することはせず、むしろこの問題を回避しているように見える。これは、魔女裁判批判が霊的存在の否定と結びつけられることを避けようという戦略的な配慮でもあろうが、同時に、ウェブスターの自然観の一端が現れているところでもあるだろう。ウェブスターが魔女や悪魔の存在を否定せず、魔女のあり方、具体的には英国の魔女裁判において魔女の重要な特徴とされたいくつかの点 (悪魔との契約など) に絞って否定していることについては後述することとしたいが、ここでは、十七世紀における魔女裁判批判は、あくまでも魔女裁判批判であって、魔女の存在、ましてや悪魔の存在を否定するものではなかったことに注意しておく必要があることを確認しておきたい⁵。

3. 懐疑と詭弁

グランヴィルの魔女論に強く表れているのが危機感であることは先に述べたが、この危機感を効果的に伝え、魔女の存在を説得するための巧みな論理操作やレトリックもまた、その特徴のひとつである。例えば、新約聖書中に魔女への言及がないことについて、グランヴィルはどのように述べる。

... though the New Testament had mention'd nothing of this matter, yet its silence in such cases, is not argumentative. Our Saviour *spake* as he had occasion.... He said nothing of those large unknown *Tracts* of America.... (A Blow, 80)

新約聖書にはアメリカについての記述はない。さらには、そのアメリカにまで福音を伝えるのに大いに役立った技術、印刷術と磁石（航海術）についても述べられていない。だからといってアメリカや印刷術や磁石が存在しないとは言えないであろうとグランヴィルは続ける。確かに、聖書に書かれていない事柄以外のものは存在しないと結論し、何であれ聖書に書かれていないことを理由に、これを存在しないと決めつけることは誤った推論であろう。この限りでは、つまり新約聖書を根拠に魔女の存在を否定することはできないという点ではグランヴィルの論理は誤りではない。ただしここでグランヴィルは「存在しないと言うことはできない」から「存在すると言える」へ、アメリカと印刷術と磁石の例で、読む者を誘導しようとする。アメリカが存在するように魔女も存在すると、暗に結論づけるのである。これに対してウェブスターは冷静にこのように応じる。

So we cannot universally say, that nothing hath a being but what is mentioned in Scripture; but we may very well affirm, that some things have no being, of truth of existence, because not declared in Scripture. (*Displaying*, 44)

グランヴィルのレトリックは、「存在しないとは言えない」から「存在すると言える」へ、アメリカのような地理的な事例も魔女のような超自然的な事例も同様に扱うことで、その存在を証しようというものだが、ウェブスターは、グランヴィルのロジックがすべてのものに当てはまるわけではないと、ごく穏当に指摘しているのである。

またグランヴィルは、魔女の特徴とされた「嵐を起こす能力」や「悪魔との性交」や「使い魔が血を吸う」ことについては、懐疑主義的、不可知論的立場から、それらの事実が存在することを主張しようとする。グランヴィルによると、悪魔のさまざまな行動の原理、理由は人間には知りようがなく、これらについては何一つ確実なことは言えない。

[T]he laws, liberties, and restraints of the inhabitants of the other world are to us utterly unknown....[B]y what Laws they are kept from making us a prey, to speak like Philosophers, we cannot tell.... (A Blow, 30-31)

しかし、こうした不確実性、不可知性は、魔女の存在を否定するものとはされない。

Briefly then, matters of fact well proved ought not to be denied, because we cannot conceive how they can be performed.... (*A Blow*, 15)

確かに、その原因を知り得ないことが、ある事柄の存在を否定する根拠にはならないであろう。ただし、存在を否定する根拠にならないからといって、その事柄の存在が確証されるわけではない。「無いとは言えない」はあくまでも推測にとどまるのであり、これを「有るかもしれない」と言うことはできても、「有ると言える」と断定することはできないはずである。もちろんグランヴィルは断定しない。断定はしないが、先ほどのアメリカの例のように、巧みなロジックで読者を誘導しようとするのもあれば、推測に修飾語句を付け加えることによって、限りなく断定に近い効果を与えようとする。いたるところでグランヴィルは“with great probability”や“infinitely probable”や“exceedingly likely”といった表現を用いるが、なぜ、単に「蓋然性がある」だけでなく“great”や“infinitely”と言えるのかという点については明言しない。さりげなく蓋然性の程度を上げる形容語句を滑り込ませることによって、断定すること無しに、断定に近い確実性が自らの記述にはあることを印象付けようとするのである。

これに対してウェブスターもまた、懐疑的な立場を表明している。

And though it be not easy to assign the true and proper cause of such a strange effect, yet must we not measure all things to be, or not to be, to be true or false, according to the extent of our understandings.... (*Displaying*, 300)

超自然的現象の原因に関しては、あらゆることを人間の理解の尺度で測るわけにはいかないというこの主張は、グランヴィルのものだと言ってもよさそうである。しかし、ここからウェブスターはグランヴィルを批判する。

And if(he saith) “We know so little of the Nature of Demons and Spirits, that 'tis no wonder we cannot certainly divine the reason of so strange an action”: Now if he knew so little of their Nature, it must needs be vanity and arrogance to take upon him to declare so much.... (*Displaying*, 81)

ここでの非難は直接には、例えば「魔女の血を吸う使い魔」について、その現象の理由は人間には知り得ないと言いつつさまざまな推論を積み重ねるグランヴィルの論証法に向けられているのだが、さらに言えば懐疑主義的方法の正しい使い方に関する批判であるとも読めるだろう。グランヴィルが懐疑から出発して（ひそかに）断定を目指すのに対して、ウェブスターは懐疑にとどまり続けようとする。後に見るように、これはまたバイコン主義的な方法論とも関わっている。十分な事例の収集を優先し、拙速な断定を戒めるという、バイコン主義的方法論（と同時に懐疑主義的立場）が実践されているかどうかをウェブスターは問題にしているのである。

4. 王立協会と実験哲学

グランヴィルの危機感と巧妙なレトリックの足元をすくうような批判を繰り出すウェブスターだが、権威としての王立協会 (the Royal Society of London) への訴え、実験哲学、経験主義的態度の重視という点に関しては、時に両者は、ほとんど同様の主張をしている。「霊の世界はアメリカのようなものであり、人知にとっては未踏の地、いまだ十分には探索されていない区域である」というのはグランヴィルの霊界に対する認識をよく表しているが、このような世界を探究するのに有効な方法が経験主義、実験哲学であり、その方法論に賛同する者が集う組織が王立協会なのである。霊現象の事例の収集を重視するグランヴィルは、王立協会との関連を強く訴える。

... that many of those matters of Fact, have been since critically inspected and examined by several sagacious and deep searches of the ROYAL SOCIETY, whom we may suppose as unlikely to be deceived by a contrived Imposture, as any persons extant. (*A Blow*, 89)

自然界の探究も超自然界の探究も同じ方法論が適用できる学問領域であり、また王立協会が霊界探究に関わることにより、無意味な事柄にうるさく、膨大な著作を生み出したがる人々の哲学、要するにスコラ哲学のようなものとは全く別種の、霊に関する学問が成立するのである。

And did the SOCIETY of which your Lordship is an illustrious Member, direct some of its wary, and luciferous enquiries towards the World of Spirits, I believe we should have other kinde of Metaphysicks, than those are taught by men that love to write great Volumns, and to be subtil about nothing. (*A Blow*, 94)

このように、王立協会員でもあるグランヴィルは、この新興の学術団体の方法論と権威を魔女裁判擁護、霊界擁護のために最大限に用いようとするのだが、これに対しウェブスターは、協会を批判するのではなく、グランヴィルと同じく自らの立場と王立協会を結びつけようとする。王立協会を“that Society of persons, and their endeavours, who have a just, pious, merciful, and learned King for their Founder, and the greatest number of Nobility and Gentry, renowned for divine and humane Knowledge” (*Displaying*, 4) と (やや追従気味に) 讃えるウェブスターは、学問の革新に疑問を呈するメリク・カゾボンを痛烈に皮肉っている。

Alas! poor man, he was so blind, that he could see no ground or appearance of reason for the usefulness of Experimental Philosophy, nor for the Institution of the Royal Society, but must ascribe it to the Stars.... (*Displaying*, 4)

また、スコラ哲学に対するウェブスターの批判的態度は、*Academiarum examen* に見られるように徹底したものであり⁶、この点でもグランヴィルと共通していると言えよう。したがっ

て、スコラ的な空しい議論を避け、実験、経験を重視するという王立協会的な方法論を採ることについては両者は対立しない。重要なのは、経験主義的方法を、どちらがより正しく用いているかという点であり、ウェブスターがグランヴィルを批判するのはまさにこの点、グランヴィルの持ちだす事例が馬鹿げたものばかりで、確実な事例の水準に届いていないというところにある。グランヴィルはスコットの著作の中で述べられている魔女の実例が奇妙で愚かなものばかりだと難詰するが、ウェブスターはこの批判を逆手にとって、グランヴィルの切り札ともいえる実例、「テッドワースの鼓手」と称される、一種のポルターガイスト現象を、同様にたわいもないお笑い種だと切って捨てる。

If Mr. Scot hath done little but told odd tales and silly Legends, Mr. *Glanvil* might very well have born with him; for I am sure his story of the Drummer, and his other of Witchcraft are as odd and silly, as any can be told or read, and are as futidious, incredible, ludicrous, and ridiculous as any can be. (*Displaying*, 11)

そもそも、先に述べたようにウェブスターは霊の存在自体は否定していない。善なる天使と悪魔が存在することは聖書が確実に教えてくれることであるとするウェブスターにとっては、グランヴィルの持ちだす事例は、愚かなものであることに加えて、適用の仕方を誤っているのである。

And therefore we must be bold to tell Mr. *Glanvil*, that the Sacred Scriptures do with infallible certitude teach us, that both good and bad Spirits have most certainly an Existence, and therefore we need none of his feigned nor forged stories of Apparitions... (*Displaying*, 42)

とはいえ、ウェブスターもまた、魔女以外のオカルト的現象については、事例、経験を重視する立場を表明している。例えば、自然魔術的治療については「疑いようのない証言や自らの経験に基づいて語られた事例を拒絶するのは、奇妙な懐疑であり不信である」(*Displaying*, 215)と、ほとんどグランヴィルと変わらない口調で語り、また、殺人の犠牲となった者の遺体が犯人の目の前に運ばれてくると血を流して殺人を露見させるという現象については、多くの事例を列挙しつつ、その列挙には理由があり、決して無駄な繰り返しではないと強調している。

Some may think that I have been too large and tedious in heaping so many stories concerning the bleeding of the bodies of those that have been murdered; but I did it for this reason, because there are many that think it but to be a Fable of the credulous vulgar... (*Displaying*, 306)

つまりこれが事実であり、しかも超自然的なものであることを納得させるためには、事例の積み重ねという経験主義的手法が最も有効なものであるとウェブスターは考えているのである。この現象にこだわるウェブスターは、“such bleeding is absolutely true”と断言するのだが、絶

対的に真実である根拠は“de facto”つまり、「事実」なのである（それ以外の根拠をウェブスターは提示していない）。

それでは、その「事実」について、グランヴィルの持ちだす事例を馬鹿げたものと切り捨てるウェブスター自身は、より厳密な基準を持っているのであろうか。グランヴィルが、魔女と並んで重視する事例に亡霊現象があるが、多くの幽霊譚についてウェブスターは次のように述べている。

I confess I have heard strange stories of things that have been revealed by these supposed apparitions, from persons both of great worth and learning, but seeking more narrowly into the matter I found them all to be superstitious delusions, fancies, mistakes, cheats and impostures. (*Displaying*, 311)

これを見ると、ウェブスターは一応、厳密な基準で判断しているように思われるのだが、実際には年代記などから歴史上の多くの事例を事実として引用している。

To these we shall conclusively add one story of sufficient credit... from our own English Annals, which is this: In the year 1187. being the 33th year of the Reign of Henry the second.... (*Displaying*, 287)

「十分な信憑性」とウェブスターは言うが、十二世紀の年代記において、そう判断する根拠が何かについては示されていない。この事例は、殺人被害者の亡霊が現れて事件を露見させるというものだが、ウェブスターはこれを事実として扱い、その原因を不正を正す神の力に帰するだけである。

このように、超自然的現象の解明には経験主義による他はないとする点では、グランヴィルとウェブスターの立場は同じであると言えよう。またこれを王立協会と結びつけ、正当な学問として扱おうとする点でも同様である。ただ、何を正しい経験（証言）とするかについての判断基準に関する見解の相違があるだけであって、この点でウェブスターはグランヴィルの魔女事例を批判しているのである。とはいえ、超自然的事例についての証言に関するウェブスター自身の判断基準も似たようなものであって、グランヴィルのものより厳密であるというわけではない。経験主義的方法論の重視と、その実践上での限界という点で、両者は共通しているのである。

5. 自然学的説明

これに加えて、超自然的現象を可能な限り、何とかして自然的な枠組みの中で扱おうとする方向性も、両者にもに見られるものである。グランヴィルがその魔女論の中で、悪魔の行動様式やその理由が人間には確実に知り得るものではないという不可知論的な立場を採っていることについてはすでに述べた通りだが、「確実に知り得ない」ということが、ある程度の蓋然性を伴った推論まで不可能にするわけではない。例えばグランヴィルは、魔女の変身、魔女が

嵐を起こすこと、魔女が使い魔に血を吸われること等、およそ自然的にはあり得ないと思われるような現象について様々な仮説を列挙してみせるが、特に“most probable”としているのが、使い魔（Familiar）が魔女の血を吸うことに関して持ちだされる、“poisonous ferment”という仮説である。

That which to me seems most *probable*, viz. That the *Familiar* doth not only *suck* the *Witch*, but in the action infuseth some *poisonous ferment* into her, which gives her *imagination* and *spirits* a magical tincture, whereby they become *mischievously influential*.... Now that the *imagination* hath a mighty power in *operation*, is seen in the just now mention'd *Signatures* and *Diseases* that it causeth.... (A *Blow*, 20)

使い魔が魔女の血を吸うという、超自然的で「その理由を確実に推定することができない」ほど奇妙な現象は、“poisonous ferment”という、漠然とはしているが自然学の枠組みで説明し得る何らかの実体に関連付けられる。その「有害な酵素」によって魔女の想像力や精気が有害なものに変質させられるのだが、これはいわば疫病に感染するようなものとされる。そして魔女の“infected imagination”は、さらに“melancholly”によって強化され、他者に害を与えることができるようになるのである。ここでグランヴィルは、魔女裁判批判派が、魔女現象の原因として持ちだす「想像力」や「黒胆汁」といった自然学的な説明の枠組みを、悪魔と魔女の関係に巧みに取り込んでいる。もちろん、自然学的な説明の枠組みを強調することは、魔女事例に関する霊的存在（悪魔）の関与を弱める効果があるという点では諸刃の剣でもある。そのような危険を承知の上で、グランヴィルは、魔女現象の重要な一要素である「使い魔による吸血」の蓋然性を高めようとしているのであり、さらにはまた、魔女裁判擁護者としての自らの仮説提示能力を誇示しようともしているのである⁷。

このようなグランヴィルの態度を“vanity and arrogance”とウェブスターが批判しているのは先に見た通りだが、さらに、“If this had been most probable, why did he bring in the other two, that are less probable? Surely he might have known that, *frustra fit per plura, quod fieri potest per pauciora*” (*Displaying*, 81) とも述べて、自然学的仮説を積み重ねようとするグランヴィルの戦略を痛烈に皮肉っている。とはいえ、超自然的と見える現象を自然的な原因で（あくまで仮説としてであるが）説明しようという態度はウェブスターにも見られる。poisonous ferment そのものについて、特に否定的な評価を述べていないのもこのようなウェブスターの態度を反映していると言えるだろう。グランヴィルの場合とは逆に、超自然的な現象や、いわゆる「自然魔術」から霊的存在である悪魔の関与をできるだけ切り離すことが目的ではあるが、自然学的説明を与えようとする点では共通しているのである。

例えば、血を流す殺人被害者の死体という現象の事例をウェブスターが多く引いていることは先に述べたが、この超自然的な霊現象のひとつとみなされてきたものについて、これが死者の魂によるものではなく、また邪悪な霊による欺瞞でもないことを示そうとするウェブスターは、「星辰的精気 (astral spirit)」という仮説を持ちだす。これは肉体と魂の中間的な実体であり、人の死後は肉体から切り離されて空中を漂い、さまざまな霊現象を引き起こすとされている。ここでウェブスターは、「星辰的精気」を原因と考えることは、「蓋然性がなくはない (not

improbably)」と述べ、あくまでもこれが仮説であるとする。とはいえ、ウェブスターはすぐに、これがどのような仮説よりも合理的なものであると強調するのである。

Neither is any Tenent yet brought by any, that is more rationally probable to solve these and many other wonderful Phenomena's than this of the Astral Spirit... (*Displaying*, 308)

したがって、ウェブスターによれば、この現象は虚偽であるか、「星辰的精気」によるものかのいずれかであると、高度な合理的蓋然性を以て言えるのである。

... therefore in most rational probability, either relations of matters of fact of this nature are utterly false, or they are effected by the Astral spirit. (*Displaying*, 312)

ここでウェブスターは、「全くの虚偽」か「星辰的精気によるもの」のどちらかだと言いながらも、自分が述べる多くの事例を虚偽であるとは全く考えていない。つまり、この「血を流す死者」現象は「星辰的精気」によるものであるとほとんど断言しているに等しいのである。仮説、推論であると断りつつ、断定に近い結論へと導くような論の運びは、ウェブスターが批判するグランヴィルの論調を思わせるものであるとも言えるだろう。

6. 霊的存在への嘲笑と悪魔の力

ここで再び、先に見たグランヴィルの著作の特徴、無神論への危機感、懸念について考えてみたい。無神論につながるもの、サドカイ派を形成する重大な要因のひとつとしてグランヴィルが警戒しているものは、無神論的、唯物論的な著作だけではない。そのような哲学的論述も脅威ではあるが、それ以上に霊の観念に打撃を与えるのは、当代流行りの“Wit”であり、宗教や霊に関わる事柄に対する嘲笑的態度なのである⁸。

SADDUCISM is the Fashion. Nor is this all, but by the same method every thing that is sacred, or serious hath been exposed, and both Government, and Religion made the objects of idle, and phantastick buffoonry. And must we call this WIT Sir? I confess there are few things that urge me to more indignation, than to hear that name which deserves to signifie better, to be so injuriously apply'd. Certainly WIT is not an odde metaphor, or a lucky simile, a wilde fetch, or unexpected inference, a mimick action, or a pretty knack in telling of a tale. But It is a faculty to profound into the depth of things, to finde out their Causes.... (*A Blow*, 143)

今やファッションとなったサドカイ派は、統治も宗教も気まぐれな話の種程度に扱い、本来は人間の優れた知的探究能力を指していたはずの“wit”は、気の利いた言葉遣いやひねった推論などと同一視される。魔女の存在を笑い飛ばすような連中は精神が幼稚なのであり、そうし

た者たちの想像力は制御されておらず不規則で不敬、宗教と統治と知識の敵なのである。

ウェブスターは、このような霊を軽視する態度について直接に言及はしてはいないが、そのような風潮を良しとしていないことは明らかであろう。ウェブスターが魔女の存在を否定せず、その前提として悪魔の存在も認めていることは先に触れた通りだが、単に存在を認めるどころではなく、ウェブスターにとっての悪魔は、人間の精神を誘惑する深刻な脅威なのである。魔女と悪魔の間には“a spiritual and mental League” (*Displaying*, 67) が存在するが、これは魔女に限ったことではなく、あらゆる悪人が悪魔と同盟を結んでいるのである。

... a mental and spiritual League, such as... all wicked men make with him, and under this League we acknowledge all Witches to be... (*Displaying*, 71)

また悪魔は、自らの力によって直接に人間の精神に邪悪な想念を吹き込むことができる。

[T]hey can of themselves dart in evil thoughts, suggestions and temptations into the minds of Men immediately of their own power... (*Displaying*, 241)

つまり、悪魔は、魔女に限らずあらゆる犯罪の教唆者となるのだが、このような悪魔像は悪魔への恐怖心、警戒心を高めるものであるという点では、魔女裁判を煽る要素にもなるという危険を伴い得るだろう。もちろん、ウェブスターの意図はその逆であって、悪魔の精神的な側面を強調しつつ、その物理的な側面（魔女との契約や性交）を否定し、悪魔を正しく警戒する方法を示そうとしているのである。

... to resist the Devil in his spiritual assaults with the spiritual weapons that God bestows upon us, and not to give heed to old Wives Fables, or the false Doctrine of Witchmongers, that make us watch for the Devil where he is not, and in the mean time not to resist him where he is, and that is within effectively in a spiritual manner... [T]herefore a Devil within us is more to be feared, than a Devil without us. (*Displaying*, 99)

また、このような悪魔の精神性の強調、その内面性の議論は、逆に、語り方によっては、悪魔を人間の悪意のメタファーとしてしまい、霊的実体としての悪魔像が希薄になってしまう可能性ももたらす。「我々の内部の悪魔は外部の悪魔よりも恐れられるべきである」という言い回しは、引用部分の文脈から切り離せば、人の邪悪さを語ったものとして通用してしまうだろう。それゆえにウェブスターは、悪魔を過度に物理的に扱うことと、悪魔をいわば希薄化してしまうという二つの危険の間で、何とかバランスをとって正しい悪魔像を成立させなければならないのである。

ウェブスターのグランヴィル批判が、魔女の存在、悪魔の存在を否定せず、魔女裁判において証拠としてみなされている魔女のあり方、特徴を問題にしていることは先に触れたが、実はそれは、正しい悪魔像をいかに示すかというこの問題に関わっている。そこでまず、具体的に

ウェブスターが魔女のどのような特徴を問題視しているのかを見てみよう。

We shall here once again repeat the four Particulars, which we are about to confute, which are these. 1. That the Devil doth not make a visible or corporeal League and Covenant with the supposed Witches. 2. That he doth not suck upon their bodies. 3. That he hath not carnal Copulation with them. 4. That they are not really changed into Cats, Dogs, Wolves, or the like. And these four Particulars we affirm were never matters of fact, nor ever had a being, except only in the fancy as meer Chimera's, nor that they ever were or can be proved to have been brought to pass or acted.... (*Displaying*, 63)

これらの点に対するウェブスターの批判のやり方には、ひとつの特徴がある。まずこれらの魔女の証拠とされるものについて聖書に根拠がないことが主張されるが、そこでウェブスターはこのように述べている。

[T]he Apostle... hath revealed no such thing as the visible appearing of Satan, much less of his making of a visible League with the Witches, or the sucking of their bodies, or the having carnal Copulation with them, which must of necessity be lyes and figments.... (*Displaying*, 48)

実はウェブスターは、引用部分中の“visible League with the Witches, or the sucking of their bodies, or the having carnal Copulation”を、ほぼそのままの形で何度も繰り返している。「契約」「吸血」「性交」（そして「変身」）を殊更に強調することによって、これらの点を根拠とする魔女裁判支持派、グランヴィルのデモノロジストの不合理さを読む者に強く印象付けようとしているのである。

また、これら「吸血」や「性交」が信じがたい話であること理由として、ウェブスターは次のように主張する。

For the most of them are not credible, by reason of their obscenity and filthiness; for chast ears would tingle to hear such bawdy and immodest lyes; and what pure and sober minds would not nauseate and startle to understand such unclean stories, as of the carnal Copulation of the Devil with a Witch, or of his sucking the Teat or Wart of an old stinking and rotten Carkass? surely even the impurity of it may be sufficient to overthrow the credibility of it, especially amongst Christians. (*Displaying*, 68)

いわば、事例の汚らわしさがその信憑性を失わせるというのだが、魔女のサバトへの参加についてもウェブスターはこれと同様の理由を与えて否定している。悪魔は神の配下として、神の意志を実行するために送り込まれてくるものであり、魔女をサバトに連れていくといった「汚らわしい (filthy)」ことをするのは神の知恵、正義、栄光に相応しくない、つまりあり得ないことなのである。ただし、汚らわしいことはあり得ない、というのは論理ではないし、証明の

ロジックとしては弱いものと言わざるを得ない。つまりウェブスターは、論理的にではなく、いわば道徳的、倫理的、神学的な観点から魔女の特徴とされたものを批判しているのである。

このような方法を採用したウェブスターの意図は、魔女裁判の非合理性を批判することはもちろんだが、むしろ魔女や悪魔をめぐる言説から迷信的で非合理的な要素を取り除くことにあったのではないだろうか。人間精神に対する悪魔の脅威を真剣に説き、霊現象の実例を挙げ、これに自然学的説明を与えるウェブスターにとって、オカルト的現象を扱うオカルト学は正統な学に属するものであったに違いない。しかしそこに、「悪魔が魔女と性交する」というような忌まわしく信じがたい要素が混入することで、オカルト学全体が馬鹿げたもの、嘲笑すべきものとみなされる可能性が生じてしまうことをウェブスターは懸念しているのである。グランヴィルの切り札的な悪魔事例である「テッドワースの鼓手」を“ridiculous”“ludicrous”であるとして退けていることも、こうした態度を示唆している。霊の存在を否定する軽薄なサドカイ派を論理と経験によって論破しようというグランヴィルだが、そのグランヴィルの魔女論を、むしろサドカイ派と同じく霊に関する学問にとっては有害なものとして、ウェブスターは批判する。皮肉な言い方をすれば、ウェブスターは真に恐るべき悪魔の姿を物質性に汚されることから守ろうとしているのである。

7. ベイコン（主義）と魔女

最後に、両者のベイコン主義との関わりに触れておきたい。両者がともに王立協会との結びつきを自らの立場の強化のために用いていることを先に見たが、ベイコン主義的精神との関わりは単に戦略的なものにとどまるものではない。グランヴィルの場合は、*A Blow* だけでは魔女裁判を擁護するための方便としてベイコン主義を用いているにすぎないという印象を与えるかもしれないが、王立協会擁護の書である *Plus Ultra* (1668) や独断論批判である *Scepsis Scientifica* (1665) においては経験主義と学問の進歩を明確に結びつけて支持している。ウェブスターは、*Displaying* において何度か、ベイコンの博物誌的著作である *Sylva sylvarum* (1626) から引用し、また、大学批判である *Academiarum examen* においてスコラ哲学を痛烈に批判し、実用的学問をこれに取って替えるよう主張している。虚しい学問としてのスコラ哲学批判と、学問の進歩と実用性という未来的な展望とにおいては、両者をベイコン主義者と呼んでもかまわないであろう。経験論的方法を用いることは、自らの主張を学問の進歩という枠組みの中にはめ込むためのものであり、両者とも、霊的存在に関する学、超自然的現象に関する学、これらがベイコン的な事例の収集によって確固たるものになり、全体としての学問の進歩に資すると考えていたのではないだろうか。両者の論争は、魔女裁判の当否をめぐるものであっただけではなく、霊的存在、霊的・超自然的現象に関わる正しい学のあり方をめぐるものであったと言えるのである。

では、これに対してベイコン自身の魔術的なものへの態度はどのようなものだろうか。*Sylva sylvarum* の最後のセクションにおいて、ベイコンは“whether there be to be found in the footsteps of nature any such transmission and influx of immateriate virtues”つまり物質的接触に依らない、何らかの遠隔的、非物質的な力の作用が自然界にあるのかどうかを探究することの必要性を説き、次いで、そのような探究を行う際の注意事項を挙げる。一つ目は「効果が

見られない場合が時にあるからといって、作用そのものを否定しないこと」、二つ目はその逆に「何度も効果が見られるからといって安易に信用しないこと」、そして三つ目が「効果や結果を見誤り、為されていないことを為されたものと拙速に判断しないようにする」というものだが、ここからはバイコンがその関心をあくまでも自然的なものの範囲にとどめようとしていることが窺える。“immaterial virtues”という言葉を使っているが、これを霊的存在についての議論に結びつけて宗教的に扱おうとはしないのである。また、第三の注意事項の例としてバイコンは、魔女裁判における魔女の証言を挙げている。

And therefore, as divers wise judges have prescribed and cautioned, men may not too rashly believe the confessions of witches.... For the witches themselves are imaginative, and believe oftentimes they do that which they do not: and people are credulous in that point....⁹

バイコンは明確に魔女裁判批判の態度を示しているわけではないが、魔女の証言へのこの懐疑的な態度はグランヴィルを含めたデモノロジスト批判とも読める。さらに、魔女の存在と霊的存在、神の存在とを関連付けるような議論もここには見られない。ウェブスターは、こうしたことを充分意識して、*Displaying* において何度か *Sylva* から引用しているのである。もちろん、「血を流す死体」事例に見られるような、ウェブスターのオカルト自然学的傾向はバイコンのものではないが、魔女裁判に限っていえば、バイコンの態度はグランヴィルよりはウェブスターに近いと言えるだろう。とはいえ皮肉なことに、そのバイコン的精神を基盤とする王立協会に好意的に迎え入れられたのはグランヴィルの著作であり、ウェブスターは、協会員になることもなかったのである¹⁰。

註

1. イギリスにおける魔女裁判の動向については、ジェフリ・スカール、ジョン・カロウ、小泉徹訳『魔女狩り』（東京：岩波書店、2004）、42-57。および Brian P. Levack, ed., *The Oxford Handbook of Witchcraft in Early Modern Europe and Colonial America* (Oxford: Oxford University Press, 2013), 283-299 参照。
2. Joseph Glanvill, *A Blow at Modern Sadducism in Some Philosophical Considerations about Witchcraft* (1668, rpt. Kila, MT: Kessinger, 2003), 15. 以下、引用は本文中に *A Blow* と略記し、ページ数を示す。
3. John Webster, *The Displaying of Supposed Witchcraft* (London, 1677), Preface or Introduction (no pagination). 引用は Google Books, <https://books.google.co.jp/books?id=gL9IAAAcAAJ&hl> による。以下、本文中に *Displaying* と略記し、ページ数を示す。
4. Henry More (1614-1687), *An antidote against atheisme* (2nd edition, 1655), p.278. More はこのフレーズで著作を締めくくっている。
5. 魔女、亡霊、妖精などをめぐる論争が霊的存在の証明と密接に関わっていたことについては、Peter Marshall, *Invisible Worlds: Death, Religion And The Supernatural In England, 1500-1700* (Society for Promoting Christian 2018), Ch.10 および Ch.11 参照。
6. John Webster, *Academiarum examen, or the examination of academies* (London, 1654), Google Books, <https://books.google.co.jp/books?id=wIBBAAAacAAJ> 参照。当時の大学教育批判の書とされるが、スコラ哲学批判に当てられた第6章の分量が圧倒的に多い。

7. Julie Davies, *Science in an Enchanted World: Philosophy and Witchcraft in the Work of Joseph Glanvill* (New York: Routledge, 2018), Kindle, loc. 3444-3725. Davies は、この仮説に見られるような自然科学的なアプローチが、グランヴィルの著作が王立協会に評価される要因のひとつであったと評価している。
8. Marshall, *Invisible Worlds*, Kindle, loc. 3709.
9. James Spedding, Robert Leslie Ellis and Douglas Denon Heath, eds., *The Works of Francis Bacon*, vol.5, 119-121. Internet Archive, <https://archive.org/details/worksfrancisbaco05bacoiala/> による。
10. Davies, *Science in an Enchanted World*, Kindle, loc. 3731-3734 参照。ウェブスターは王立協会の出版許可を得ることに成功している。Michael Hunter, "John Webster, The Royal Society, and *The Displaying of Supposed Witchcraft* (1677)," *Notes and Records* 71 (2017), 7-19 は印刷許可を得た経緯を王立協会の当時の内情と絡めて考察した興味深い論考。

歴史化と帰属意識（ホーム）

—*Libra* におけるノスタルジア⁽¹⁾

内 田 有 紀

▶キーワード

ノスタルジア、*Libra*、Don DeLillo、帰属意識、
ホーム、歴史化、アメリカン・ドリーム

▼要 旨

「私たちとは何か」を考えると時のひとつの大きな指標に時代区分がある。昨今の「ポスト9.11/3.11をどう生きるべきか」という議論は、「私たちとは何か」という問いが「歴史的」な過去への参照を通して考察される傾向を示唆しており、さらに、「歴史的」な出来事を機に私たちは何かを失ってしまった、という認識を前提としている。では、この「歴史的」な出来事以前に私たちは一体どんなアイデンティティを享受していたのだろうか。振り返ってみると、9.11/3.11以前はそれぞれ「ポスト冷戦期を/1995年以降をどう生きるべきか」という問いに悩まされていたのではないか。結局、ある特定の過去の出来事を歴史化し、その表象された過去への参照を通して現在を表象することによって私たちが享受できるのは、「その時点までは確かにアイデンティティがあったのに」というパラノイアでしかない。本稿では、現在の願望が投影された過去をホームと定め、そのホームを偲ぶ症候—ノスタルジア—を通して可能になるこうしたパラノイアについて、「歴史的」な事件のひとつである Kennedy 大統領射殺事件を扱った Don DeLillo の *Libra* に言及しつつ考察する。

1. はじめに

ノスタルジアについて論じるにあたって、まずノスタルジアという語が何を意味するのか、その語源や起源について確認しておく必要がある。ノスタルジアとは、そもそも、ある精神的な病を指す病理学的な用語であった。「家へ帰ること」を表すギリシャ語 “nostos” と、「苦しみ」を表すギリシャ語 “algos” を組み合わせた語である「ノスタルジア (nostalgia)」は、「家に

帰りたいと願うが、二度と帰れないかもしれない」という恐怖とそれに伴う心の痛みという症状の名前として、1688年、スイスのある医学生によってつくられた造語で、このノスタルジアという病は、とくに戦時中は前線にいる兵士たちによく観察されたという。ノスタルジアという用語から病理的な意味合いがなくなるのは、19世紀後半、交通機関の発達に伴って長距離間の移動が容易になり、一般的に広く「ホームシック (homesick)」と同じ意味で使われるようになった頃のことである。ただし、ノスタルジアとホームシックとの間には決定的な違いがある。その違いは、ホームシックが想定するホームが特定の場所であるのに対して、ノスタルジアが想定するホームは特定の場所から次第に時間へと変わっていったことにある。これは、定住よりも移動が日常となっていく中で、特定の場所に、そこをホームと呼ぶことができるほど根づくことが困難となった現代性を反映している。場所との関係が希薄である今日において、ノスタルジアとは、時間的に「今ここ」から遠く離れているホームに対する、とくに「過去」に対する好意的、肯定的な感情を意味するのである。

ここでノスタルジアという感情が過去の表象の問題と交差することが明らかとなる。つまり、ノスタルジアが想定する「過去」は実際に生きられた過去ではなく、単に表象された過去にすぎないという問題である。Linda Hutcheonが「ノスタルジアは過去についてというよりは現在についてのものである」と述べるように、ノスタルジアの対象は過去そのものではなく、「想像された過去」、「記憶と欲望を通して理想化された過去」なのだ。

This is rarely the past as actually experienced, of course; it is the past as imagined, as idealized through memory and desire. In this sense, however, nostalgia is less about the past than about the present. It operates through what Mikhail Bakhtin called an “historical inversion”: the ideal that is *not* being lived now is projected into the past. It is “memorized” as past, crystallized into precious moments selected by memory, but also by forgetting, and by desire’s distortions and reorganizations.[...] The simple, pure, ordered, easy, beautiful, or harmonious past is constructed (and then experienced emotionally) in conjunction with the present – which, in turn, is constructed as complicated, contaminated, anarchic, difficult, ugly, and confrontational. (Hutcheon 195)

現代のノスタルジアの対象は過去ではなく、「現在において生きられていない理想」が投影された「過去」であり、したがって私たちが帰りたいと願うホームは「かつて一度も存在したことの無い過去」である。では、なぜ私たちは、現在の願望が投影された「過去」を、生きられた過去として、私たちのホームとして思い出し、なつかしむのか。

この問いについて考えるにあたって、とくにアメリカでは「ポスト9.11をどう生きるべきか」について、日本においては「3.11以降をどう生きるべきか」について頻繁に議論されてきたことを思い出したい⁽²⁾。こうした議論は、「私たちとは何か」という問いが「歴史的」な過去への参照を通して考察される傾向を示唆しているだけでなく、「現在の私たち」が同時多発テロや東日本大震災という「歴史的」な出来事を機に少なからず変わってしまった、何かを決定的に失ってしまった、という認識を前提としている。では、この「歴史的」な出来事を機に私たちは一体何を失ってしまったんだろうかと考えてみると、それは「ポスト冷戦期をどう生きるべきか

／1995年以降をどう生きるべきか」という問いであることに思い至るだろう。このことから現代のノスタルジアについて次のようにまとめることができる。居心地のいいホームとして過去を好意的肯定的に表象し、その「過去」をなつかしむ現代のノスタルジアは、「その時点までは確かにアイデンティティが、ホームがあったのに」というパラノイア⁽³⁾に私たちが耽ることを可能にし、さらに、「帰るべきホームを失った現在」というパラノイアのアイデンティティを私たちに与える。この現代のノスタルジアに必要なのが、時代区分という作業である。つまり、ある特定の時代を都合のいいホームに仕立て上げるためには、その特定の時代と現在とを決定的に断絶するような契機としての「歴史的」な出来事が必要となる。より厳密に言えば、時代区分をすることによって、私たちは初めて「過去」を手に入れることができ、「過去」を手に入れることによって、私たちは婉曲的に「現在」を手に入れることができるのである。

本稿では、こうした「歴史的瞬間」として参照されることの多いKennedy大統領射殺事件を扱ったDon DeLilloの小説*Libra* (1988)において、どのようにノスタルジアの対象としての「過去（ホーム）」が生成されるのか、そのプロセスに着目し考察する。

2. 理想化された「過去」へのノスタルジア

1963年11月22日に当時のアメリカ大統領John F. Kennedy (1917-1963) が射殺された事件がその後のアメリカ史にトラウマを形成したことに疑いの余地はない。当時はLee H. Oswald (1939-1963) による単独犯行と結論づけられたこの事件については、彼の単独犯行では説明のつかない不可解な要因がさまざまな憶測を呼んできた。事件検証のために設置されたウォーレン委員会による報告書 (Warren Commission Report) は、すでにその98%が一般公開されているものの、これが事件の「真相」を語るものではないと考える人々が多い。だからこそDeLilloは、この事件を扱った小説*Libra*の巻末に「著者あとがき」を付し、「これは小説である」と読者にリマインドする必要があるのだろう。

This is a work of imagination. While drawing from the historical record, I've made no attempt to furnish actual answers to any questions raised by the assassination.

(*Libra* 457)

*Libra*においてこの事件は、元CIA諜報員らによって企図された、未遂に終わるはずの陰謀だったと設定される。歴史的な記録をもとにした実在の人物が登場する作品ではあるが、小説が提示するのは「真相」ではないと述べる時、DeLilloの関心はどこにあるのか。

この事件を語る際によく用いられる「アメリカがイノセンスを失った日 (the moment America lost her innocence)」⁽⁴⁾という表現がある。これはKennedy大統領が純真無垢な人物であったことを意味するのではなく、「アメリカは純真無垢である」という自己認識が彼の死を機に通用しなくなったことを意味している。では、どのような意味においてアメリカは純真無垢であったのか。インタビューでDeLilloは、事件を機に失ったものについて次のように話している。

It had a strong impact, as it obviously did for everyone. As the years have flowed away

from the point, I think we've all come to feel that what's been missing over these past twenty – five years is a sense of a manageable reality. Much of that feeling can be traced to that one moment in Dallas. We seem much more aware of elements like randomness and ambiguity and chaos since then. (DeCurtis 48)

ここでDeLilloが、事件を機に「管理可能な現実」を失ったと述べるのではなく、現実が管理可能だという「感覚」を失ったと述べている点は非常に重要である。言い換えると、事件前までは、アメリカは「現実を管理することができる」と純朴にも信じていたとDeLilloは指摘しているのである。したがって、この事件のトラウマ性は、Kennedyの死そのものにあるのではなく、彼の死が「現実が管理可能だ」と信じていた無垢なアメリカの自己認識に揺さぶりをかけたことにある。だからこそ、*Libra*の関心は事件の「真相」ではなく、人々がどのように事件のトラウマ性を認識的に処理するのか、その歴史化のプロセスに置かれている。とりわけDeLilloは一人の若者に最大の関心を寄せる。事件の実行犯として逮捕されたこの若者が、事件以降の人々が、事件以前、すなわち、アメリカがイノセントであったはずの「過去」に対して抱くノスタルジアを補完するための立役者を演じる／演じさせられるからだ⁵⁾。この若者Lee Oswaldは、どのようにしてメディアスター「Lee Harvey Oswald」として生まれ変わり、そしてそのことはどのように事件以降の人々の自己同一化のプロセスに貢献するのか。*Libra*においてOswaldが射殺される映像が繰り返し流れるテレビ部屋の場面解釈を中心に考えていく。

事件直後、Kennedyの死を目撃した人々の反応は分裂症的なパニックという形で表される。たとえば、その場に居合わせた国際通信社の担当者が事件の速報を伝える際に送信した電報は、以下の通りであった。

FLASH
SSSSSSSSSS
BLOOD STAINENZAAC
KENNEDY SERIOUSLY WOUNDED
SSSSSSSSSS
MAKE THAT PERHAPS PERHAPS
SERIOUSLY WOUNDED (Libra 402)

登場人物の一人David Ferrieは、一般的にパニックを和らげるためには「歌や詩や民間伝承のまじない (some folk magic)」(427)が必要だと説くが、実際にKennedy射殺事件以後の人々の分裂症的パニックを鎮める役割を担うのは、メディアである。Kennedyの死後、「外の世界の不完全さ、隙間、空白(…)断絶、明かりの消えたような都市、停止した生活」の感覚に悩まされる人々は、メディアを通して伝えられるニュースを渴望する。

They sensed the incompleteness out there, gaps, spaces, […] disconnections, dark cities, stopped lives. People were lonely for news. Only news could make them whole again, restore sensation. Three hundred reporters in a compact space, all pushing to extract a

word. A word is a magic wish. A word from anyone. With a word they could begin to grid the world, make an instant surface that people can see and touch together. (414)

Oswaldが逮捕された警察署内では、報道記者らが押し寄せ、関係者から「一言」を引き出そうと待ち構える。たった「一言」さえ引き出すことができれば、メディアはニュースをつくることができ、そのニュースでもって人々は事件によって喪失された「現実管理可能だ」という感覚を取り戻すことができるからだ。メディアが設計した「碁盤割り」の現実を、視聴者は自分たちが置かれている現実として受容する。しかし、このニュースが「即席の表層」でしかないことは、それが表象不可能な現実を単に覆い隠すものでしかないことを意味する。つまり、この「まじない」は持続性のない対症療法にすぎないと言えよう。この「即席の表層」の消費者の一人として登場するBeryl Parmenterは、Oswaldが射殺される映像を観ることに、Kennedyの死のトラウマを和らげる「まじないの効果 (a magic wish)」を期待する。多くの記者らにもみくちやにされながら移送されるOswaldの方へ一人の男が近づいていき、次の瞬間Oswaldが苦痛に顔をゆがめながら崩れ落ちていくという一連の映像に、一体どのような「まじないの効果」が期待できるのだろうか。一方の男 (Kennedy) が死にゆく映像はトラウマを形成し、他方の男 (Oswald) の死にゆく映像がそのトラウマを解消することを可能にするのはなぜか。これについて考察するために、続いて、メディアによるOswald表象に着目する。

指定の日時に指定の場所から指示通りにKennedyを狙撃したOswaldを、メディアは、Kennedyを射殺した単独犯として報道する。さらに彼は、これまでに誰にも呼ばれたことのないミドルネーム入りのフルネームがメディアの報道で採用されていることに気づく。そして、メディアが生産する彼についての表層の表象が、彼自身の存在から乖離しているように感じる。

Whenever they took him down, he heard his name on the radios and TVs. Lee Harvey Oswald. It sounded extremely strange. He didn't recognize himself in the full intonation of the name.[...] No one called him by that name.[...] Lee Harvey Oswald. Lee Harvey Oswald. It sounded odd and dumb and made up. They were talking about somebody else. (416)

Oswaldが抱くこの疎外感や違和感は、メディアによる意図的な操作によって引き起こされたものだとしてWilliam Skipは指摘する。

Oswald is the symptom of the “antagonistic character of the system,” and this social antagonism must be repressed in order to maintain the “corporatist” fantasy of American society.[...] In this way, class struggle and other social antagonisms[...] are repressed and/or projected onto the fantasy figure of “an external element, a foreign body introducing corruption into the sound social fabric.” In my reading, Oswald as “Communist” serves the purpose of this “foreign body” in many theories of the assassination, including the Warren Commission's. (Skip 419–20)

Skip はウォーレン委員会報告書を含む多くの文書で Oswald が共産主義者と断定されていることに着目する。その上で、Slavoj Žižek を援用しながら、その目的が、実際にはニューオーリンズで生まれ育った正真正銘のアメリカ人である Oswald を「よそ者」に仕立て上げることにあったと指摘する。アメリカの格差社会が強い貧困を脱することを夢見る多くのアメリカ人の一人にすぎない Oswald をアメリカ社会の外側に位置づけることは、Kennedy を射殺しアメリカ社会を混乱に陥れた要因を、「外部からの脅威」としてアメリカ社会の外側に求めることを可能にする。これにより、たとえばアメリカ社会がその内部に抱える貧困問題や階級闘争といった Oswald の人格形成に作用した現実問題は、「協調組合主義的なアメリカ社会」という幻想に覆い隠されたまま棚上げされるのである。

続いて、メディアによる Oswald 表象が世間にどのように受容されるかを確認するために、Oswald が射殺される場面が繰り返し流れる報道番組を観る Beryl の部屋に戻ろう。

She knew exactly what Ruby was thinking. He wanted to erase that little man. He wanted him out of here. He didn't want to see him or hear him or think about him. Just like the rest of us, Jack. We want him out of here too. (Libra 446)

Beryl がメディアを通して Oswald を「Kennedy を射殺した、排斥すべき人物」として知覚していることから、彼女がメディアによる意図的な誤表象をまともに受容していることがわかる。これは単に彼女のメディアに対する受動的で無批判な態度によるものだろうか。

興味深いことに、映像を観る Beryl は彼女自身を一人称単数ではなく、一人称複数で言及している。つまり彼女は、映像内の Oswald を「よそ者」として受容することで、その副産物として、「外部からの脅威にさらされた私たち」という集団的アイデンティティを享受している。彼女は、メディアによる Oswald についての意図的な誤表象を積極的かつ戦略的に利用し、「事件前までは、現実是我们たちにとって管理可能な対象だった」ことを不問の定理へと仕立てるだけでなく、「管理可能な現実を奪われてしまった私たち」というパラノイアのアイデンティティをも巧みに構築している。メディアによって誤表象された Oswald は、「協調組合主義的なアメリカ社会」という幻想の維持のためだけでなく、視聴者の「現実管理可能だ」という幻想を維持するために機能する記号「Lee Harvey Oswald」として定着していく。Oswald はメディアと視聴者の共犯関係の中で「Lee Harvey Oswald」へとズラされていくのだ。

Oswald が移送される際に撮影された映像は、視聴者に「私たち」という慰みの集団的アイデンティティを与えるだけではない。この映像には、Kennedy 射殺事件のトラウマ性、表象不可能性を「歴史的瞬間」として表象するための「まじない効果」がある。まず、上の引用で、Beryl が映像内に登場する Jack Ruby を「私たちの身内」として歓迎し、共感を示している点を確認しておく。Ruby が映像内で Oswald を射殺する行為を正当化するとき、視聴者は、Oswald と Ruby の関係性に「悪党 - 英雄」を読み込んでいる。逆説的に言えば、この対立構造の導入によって初めて、視聴者自身が一人の生身の人間に抱く憎悪や殺意が「正義」として正当化される。つまり、Oswald のみならず、Ruby もまた、視聴者の欲望が投影された記号として受容される。言い換えると、視聴者の欲望成就を代行する点においてのみ、Oswald を射殺する行為者である点においてのみ、Ruby は「英雄」であり、視聴者の「身内」なのである。こうして、メ

ディアの誤表象と視聴者の曲解によって、二人の射殺犯のうち、一方が悪党、他方が英雄として意味づけられていることをふまえると、この映像が捉える Oswald の死は、よくある昔話 (folklore) の結末を成す「悪党退治」の場面として象徴化されていると考えられる。そして、この場面を「物語の結末」として消化することによって、先行する Kennedy 射殺事件のトラウマ性、表象不可能性までもが、お決まりの首尾一貫した起承転結を有する物語構造へと回収される。つまり、Kennedy 射殺事件は、よくある昔話の発端として必要とされる「喪失」であると同時に「悪党の出現」として機能するものとして、遡及的に理解されるのである。Kennedy 射殺事件の偶発性が、よくある物語の筋書きに見られる「悪党の出現」という必然的な要素へと還元され、その後テレビカメラが偶然捉えた Oswald 射殺事件もまた、物語の筋書きに見られる「悪党の退治」という必然的な要素へと還元される。Kennedy の死によって分裂症的パニックに陥っていた人々は、このように、一連の偶発的な出来事を物語化し、構造化することによって、その「民間伝承のまじない (some folk magic) の効果」として、「一件落着」という表象された「現在」を獲得する。つまり、Kennedy の死によって引き起こされた分裂症的症状は、パラノイア的症狀へとズラされることで治癒され、Kennedy 射殺事件は「歴史」という大きな物語の中で起こるべくして起こった不可避の「歴史的瞬間」として表象されるのである。こうして「歴史的な瞬間」として表象可能＝管理可能な現実となった Kennedy 射殺事件は、Oswald の母親をはじめとする事件以降を生きる人々によって自意識的に参照されることになる。「私たちとは何か」というアイデンティティ的の不安を解消するため、彼らは Kennedy 射殺事件を機として、事件以前を「古き良き過去」へと還元し、そうすることによって「現在」の感覚を婉曲的に獲得するのである。

3. 理想化された「未来」へのノスタルジア

ノスタルジアとは、ある特定の過去を事後的に「歴史的瞬間」として表象し、その「歴史的瞬間」以前を「現在の私たちとは何か」を意味づけるときに参照する座標点 (ホーム) とみなして思ふ症候であることを確認してきた。次に *Libra* における Lee Oswald のノスタルジアについて考察していく。

Lee Oswald は貧しい母子家庭で、根なし草のような暮らしを強いられてきた人物として描かれる。幼少期から幾度となく引っ越しを経験しているということも手伝い、彼は、アメリカの資本主義体制が彼や彼の母親のような人々の「人間的価値を日々貶めている」(41) と感じる。そして資本主義国アメリカにおいて疎外感を感じないために、彼は「洗濯機、車、バルコニーつきの家、モダンな家具を買う」(371) 必要性を感じているが、こうした経済活動に参加できない自分を「システムにおいてゼロ」⁽⁶⁾とみなす。そして、彼は、社会的な矛盾が魔法のように解決されるようなユートピア的な場所 (ホーム) があるはずだと盲目的に信じ、彼が疎外感を感じずにいられる場所を探し始める。Oswald は17歳で海兵隊に入隊し、除隊後の1959年に当時アメリカの仮想敵国であった社会主義体制のソ連へと亡命するも、いずれも彼を「ゼロ以上の存在」として受け入れるシステムではないことに絶望する結果に終わる。しかし1962年、アメリカに帰国後、Oswald を必要とする組織が現れる。それが、Kennedy 射殺未遂事件を画策する元 CIA 諜報員が率いる秘密組織である。Oswald はついに彼のホームを「発見」する。しかしそ

れはこの秘密組織ではない。彼はこの秘密組織の陰謀を利用して、ホームへ帰ることを目指すのだ。彼が見つけたホーム、それは歴史である。このことは Oswald が「歴史日記 (Historic Diary)」と題する日記をつける際に、来るべき未来の他者をその読者と想定していることから明らかである。

Even as he printed the words, he imagined people reading them, people moved by his loneliness and disappointment, even by his wretched spelling, the childish mess of composition. (211)

He believed religiously that his life would turn in such a way that people would one day study Historic Diary for clues to the heart and mind of the man who wrote it. (212)

Kennedy 射殺未遂事件という陰謀の立役者を演じ、歴史に名を刻むことで、未来の他者が「Lee Oswald」を意味づけるよう仕向ける Oswald は、未来の他者によってアイデンティティを付与され、「システムにおいてゼロ」ではなくなることが可能であるようなホームとしての「歴史」を盲目的に信じ、1963年11月22日ダラスの教科書倉庫ビルの5階の窓から、速度を落として走行中のオープンカーに向けて発砲する。この場面以降の成り行きについては先ほど確認した通りである。ここで強調したいのは、Oswald が彼の帰るべきホームを現在でも過去でもなく未来に想定している点だ。ここで示唆されているのは、ノスタルジアが「現在の願望が投影された、かつて一度も存在したことのない場所」を帰るべきホームとして想定することにより生じる感情であるとき、そのノスタルジアの対象であるホームは必ずしも表象された「過去」とは限らず、とりわけアメリカという文脈においてはそうとは限らないということである。Frank Lentricchia は *Libra* についての論考で次のように述べている。

To be real in America is to be in the position of the “I” who would be “he” or “she,” the I who must negate I, leave I behind in a real or metaphoric Europe, some suffocating ghetto of selfhood figured forth repeatedly in DeLillo’s books as some shabby and lonely room in America, a site of dream and obsession, a contemporary American origin just as generative as the Mayflower. The Mayflower may or may not have been the origin of origins – surely it was not – but, in any case, for America to be America the original moment of yearning for the third – person must be ceaselessly renewed.

(Lentricchia 195)

アメリカにおいて「リアル」であるためには、「私である」ことを否定し、「私になる」ことを目指すことが必要だという主張である。言い換えると、アメリカにとってホームとは現在に求めるものではなく、未来に求めるものなのだ。このように「アメリカン・ドリーム」がそもそも、「今ここ」(イギリス)をホームと認めず、未来(アメリカ)へ漕ぎ出でたピルグリム・ファーザーズの子孫として、勤勉さと努力でもって、「三人称の自己」になることを可能にするような理想的なホームの「発見」を目指すことであるとすれば、アメリカン・ドリームとはそもそもノスタルジアという感情から生じていると考えることができる。そして、*Libra* におい

て「現在において生きられていない理想」を未来に投影し、その「未来」(ホーム)へ帰ることをノスタルジックに求める Lee Oswald は、紛れもなくアメリカン・ドリーマーであるのだ。

4. おわりに

とは言え、アメリカ文学史に名を残す数々のアメリカン・ドリーマーたち、すなわち、ユートピアとして理想化された「未来」を帰るべきホームとして盲目的に信じ、そのホームへと帰るためさまざまな困難を乗り越える愛すべきアメリカのヒーローたちの系譜に *Libra* の Lee Oswald を位置づけることに対して、私たち読者は抵抗を感じずにはいられない。理論上は Oswald もアメリカン・ドリーマーであるとは言え、彼は私たち読者からすれば、むしろパラノイドと呼ぶ方が適しているように思えるのだ。これは、*Libra* における Oswald に限った話ではない。たとえば、Paul Auster の *Leviathan* (1992) に登場する Benjamin Sachs は「自由の怪人」と名乗って、全国各地の自由の女神像のレプリカを爆破してまわり、「目覚めよ、アメリカ」という声明を出すテロリストである。もともと小説家であった Sachs は、何の苦勞もなく言葉を操る才能に恵まれていた点で、「完全なるイノセンス (a state of perfect innocence)」(*Leviathan* 50) を享受していた。ところが、彼は作家として売れなくなると、そのイノセンスの喪失の原因を社会的政治的に腐敗した国家に求めるようになり、彼が現在身を置く「今ここ」から「ホーム」を求めて「家出」する。作家 Sachs がペンを爆弾に持ち替える際の決意表明には、「現在生きられていない理想」が投影された「未来」へ帰るアメリカン・ドリーマーの安堵を見て取ることができる。

All of a sudden, my life seemed to make sense to me. Not just the past few months, but my whole life, all the way back to the beginning. It was a miraculous confluence, a startling conjunction of motives and ambitions. I had found the unifying principle, and this one idea would bring all the broken pieces of myself together. For the first time in my life, I would be whole. (228)

このように Sachs もまた、「未来」へのノスタルジアに突き動かされ、理想化された「未来」を参照点として、遡及的にこれまでの自分の全人生を物語化=構造化し、現在の自分を意味づける点で、Oswald とよく似ている。そして、やはり Sachs についても、私たち読者はパラノイドの印象を抱くことしかできない。Oswald や Sachs など現代アメリカ小説のアメリカン・ドリーマーらについて、私たち読者がもはや、かつてのように共感することができなくなっているのはなぜだろうか。

Perhaps, however, what is implied is simply an ultimate historicist breakdown in which we can no longer imagine the future at all, under any form - Utopian or catastrophic. (Jameson 286)

Frederic Jameson が言うように、ポストモダンの状況下で永遠の現在に身を置く現代の読者は、

アメリカン・ドリーマーらのノスタルジアの対象であるところの未来の存在自体を、ユートピアとして理想化された未来としてはもちろん、終末論的な未来としてさえも、想像することができない。だからこそ私たちは、アメリカン・ドリーマーが想定するホームの存在をまともに受け止めたり、直に信じたりすることができず、結果的にそれを単なるパラノイアとみなすのである。逆説的に言えば、未来を理想化できないからこそ、私たちは「現在の私たちとは何か」を意味づける際に、特定の過去の出来事を「歴史的」と表象し、その歴史的瞬間を機に何かを失った世代あるいは時代というパラノイアの「現在」を婉曲的に獲得しようとする。では、アメリカン・ドリームへの信奉がパラノイアとみなされる現代において、Lee Oswaldや Benjamin Sachs などの現代アメリカ小説に登場するアメリカン・ドリーマーたちに対する需要がいまだ衰えないのはなぜだろうか。これについては、1940年代のフィルム・ノワールを引き合いにしてノスタルジアについて論じる Žižek からの引用を参照したい。

That is to say, what fascinates us is precisely a certain gaze, the gaze of the “other,” of the hypothetical, mythic spectator from the ‘40s who was supposedly still able to identify immediately with the universe of film noir. What we really see, when we watch a film noir, is this gaze of the other: we are fascinated by the gaze of the mythic “naive” spectator, the one who was “still take it seriously,” in other words, the one who “believes in it” for us, in place of us. For that reason, our relation to a film noir is always divided, split between fascination and ironic distance: ironic distance toward its diegetic reality, fascination with the gaze. (Žižek 112)

今や時代錯誤的な印象を与えかねないアメリカン・ドリーマーが、それでも現代アメリカ小説において主要登場人物として起用されるのは、Žižekの言葉を借りて言うならば、彼らが「現在生きられていない理想が実現するはずの未来」を、私たちの代わりに、直に、まともに、純真無垢に信じることのできる人物であるからに他ならない。現代アメリカ小説は、未来を想像することができた時代として過去が歴史化されるというポストモダンの状況を浮かび上がらせ、アメリカン・ドリーマーをその「過去」を真に受ける純真無垢な「他者」として機能させていると言えるだろう。アメリカン・ドリーマーが純真無垢な「他者」として登場するからこそ、読者は「もはや未来を想像すらできない私たち」という集団的アイデンティティを獲得する。つまり、アメリカン・ドリーマーへのノスタルジアを通して、読者は「ポスト・アメリカンドリーム世代」という帰属意識（ホーム）をつくりあげ、婉曲的に現在性（の感覚）を享受するのである。

注

- (1) 本論は日本アメリカ文学会関西支部例会（若手シンポジウム）（2014年1月11日）において発表した原稿に加筆修正したものである。
- (2) これらの問いは今日、「ポスト・トゥルース」（2016年イギリスのオックスフォード英語辞典によって「今年という言葉（Word of the Year）」に選ばれた用語）の時代をどう生きるべきかという問いに引き継がれている。
- (3) この文脈においてパラノイアとは病理的症状を表しているのではなく、現実を理解する方法論を指す。ポ

ストモダンの状況において、「失われた大きな物語」という「大きな物語」に依存し、そのために虐げられているという不安に陥るにもかかわらず、「何者かによって虐げられている＝操作されている私たち」という自己規定の枠組みを想定し、癒しや安心感を得る方法である。パラノイアはポストモダン以前、すなわちシステムへの信頼がゆるぎなかった時代にも存在していたが、ポストモダンの状況下で観察されるパラノイアとは区別されるべきである。詳しくは拙論“Beyond the Poetics of Paranoia: The Postmodern Sublime and Its Residue in Contemporary American Fiction” (2013) を参照されたい。

- (4) この表現は、Kennedy 射殺事件だけでなく、ベトナム戦争や同時多発テロについても使用されることがある。興味深いことに、アメリカは何度もイノセンスを失ってきたのだ。
- (5) Oswald の自己演出性については、拙論“Beyond the Poetics of Paranoia: The Postmodern Sublime and Its Residue in Contemporary American Fiction” (2013) 第三章で詳述している。
- (6) Oswald の「システムにおいてゼロ」状態は、この表現が本作品内で四度登場するほど強調される。

If you can't buy what they're selling, you're a zero in the system. (*Libra* 40)

We're a zero in the system. (*Libra* 106)

A zero in the system. (*Libra* 151)

He is a zero in the system. (*Libra* 357)

[引用文献]

- Auster, Paul. *Leviathan*. London: Faber and Faber, 1992.
- DeCurtis, Anthony. “An Outsider in This Society: An Interview with Don DeLillo.” In *Introducing Don DeLillo*, edited by Frank Lentricchia. Durham and London: Duke University Press, 1999: 43-66.
- DeLillo, Don. *Libra*. London: Penguin Books, 2006.
- Hutcheon, Linda. “Irony, Nostalgia, and the Postmodern.” *Studies in Comparative Literature* 30 (2000): 189-207.
- Jameson, Fredric. *Postmodernism, or The Cultural Logic of Late Capitalism*. Durham: Duke University Press, 1997.
- Lentricchia, Frank. “*Libra* as Postmodern Critique.” In: *Introducing Don DeLillo*, edited by Frank Lentricchia. Durham and London: Duke University Press, 1999: 193-215.
- Skip, Willman. “Traversing the Fantasies of the JFK Assassination: Conspiracy and Contingency in DeLillo’s *Libra*.” *Contemporary Literature* 39.3 (Fall 1998): 405-434.
- Žižek, Slavoj. *Looking Awry: an introduction to Jacques Lacan through popular culture*. Massachusetts: Massachusetts Institute of Technology Press, 1993.

Ist der Übersetzer ein Vermittler oder ein Verderber?

— Über die Korrektheit von Literaturübersetzungen am Beispiel
der Erzählung »Tonio Kröger« von Thomas Mann —

Atsushi IMAI

▶ キーワード

Thomas Mann, Übersetzung,
Tonio Kröger

Einleitung – Was der andere Thomas von der Übersetzung hält

In einem Fernsehinterview von 1986 antwortete Thomas Bernhard, ein damals schon international anerkannter österreichischer Autor, auf die Frage, ob es für ihn eine gewisse Befriedigung sei, seine Bücher übersetzt zu sehen, folgendermaßen:

„Nein, überhaupt nicht. Es ist ja ganz lustig, aber es hat ja mit dem, was man schreibt, nichts zu tun, weil das ist ja dann das Buch von dem, der es übersetzt hat. Der geht ja seinen eigenen Weg, und der setzt sich immer durch. Ist nicht wiederzuerkennen. Ein übersetztes Buch ist wie eine Leiche, die von einem Auto bis zur Unkenntlichkeit verstümmelt worden ist. Können Sie dann die Trümmer zusammensuchen, aber es nützt nichts mehr. Übersetzer sind ja was Furchtbares. Sind arme Leute, die nichts kriegen für ihre Übersetzung, niedrigstes Honorar, himmelschreiendes, wie es heißt, und machen auch eine furchtbare Arbeit... soll er gleich etwas Eigenes schreiben, nicht? Das ist eine furchtbare Art des Dienens, das Übersetzen.“¹

Natürlich überspitzt Bernhard sein Urteil, aber mit dieser abqualifizierenden Meinung steht er nicht allein, auch andere Autoren äußerten sich schon skeptisch gegenüber Übersetzungen ihrer Texte, zwar selten in der Öffentlichkeit, aber umso öfter in ihren privaten Briefen und Tagebüchern. Einerseits fühlen sie sich geschmeichelt, da ihre Bücher über die sprachlich-kulturellen Grenzen hinaus Wirkung zu zeigen scheinen; andererseits glauben sie aber wohl nicht, dass eine Übersetzung dem Original gleichkommen könne.

Die Skepsis der Autoren rührt wohl daher, dass sie meistens nicht in der Lage sind, die Übersetzung auf die Korrektheit und die literarische Qualität hin zu prüfen, obwohl die sprachliche Auszeichnung doch das Anliegen eines Schriftstellers sein sollte. Also wird das Misstrauen umso stärker sein, je größer die sprachlich-kulturellen Differenzen sind. Es scheint sehr schwer, fast unmöglich, einen literarischen Text mit seiner Musikalität, seiner Vielschichtigkeit und seinen komplexen Bezügen auf die historisch-sozialen Hintergründe makellos in ein anderes Zeichensystem zu übertragen.

Als ich die oben zitierte Bemerkung Thomas Bernhards über den Übersetzer las, fühlte ich mich, selbst Literaturübersetzer, seltsamerweise weder beleidigt noch verwirrt. Ich gab ihm vollkommen recht. Völlig einverstanden war ich mit seiner Meinung, dass das Übersetzungsbuch nicht mehr vom Autor, sondern vom Übersetzer ist. Ebenfalls entspricht es den Tatsachen, dass die Übersetzungsarbeit mit ganz wenigen Ausnahmen lediglich „niedrigstes Honorar“ bringt, und somit kaum als „Broterwerb“ ausgeführt werden kann. Selbst seine Bemerkung, dass „ein übersetztes Buch“ „wie eine Leiche“ sei, fand ich treffend; der Übersetzer sollte besser etwas Eigenes schaffen, anstatt das Erzeugnis eines anderen „bis zur Unkenntlichkeit“ zu „verstümmeln“. Allerdings empfand ich gleichzeitig, dass dasselbe auch über den Literaturwissenschaftler gesagt werden könnte.

Trotz aller Einwände verdanken wir Übersetzern vieles. Ich kann mir nicht vorstellen, dass ich mich jemals für Germanistik als Studienfach entschieden hätte, ohne vorher Goethe, Nietzsche, Thomas Mann und andere in der japanischen Übersetzung gelesen zu haben. Die Begeisterung für ihr „Werk“ und überhaupt für die deutschsprachige Kultur war bei mir der Beschäftigung mit der deutschen Sprache vorausgegangen. Ich nehme an, dass es vielen japanischen Kolleginnen und Kollegen ähnlich ging. Die Übersetzung überbrückt Kulturen. Das ist sicher. Anders als heute und anders als in internationalen Großstädten wie Tokio oder Kioto lebten vor vierzig Jahren in der kleinen Provinzstadt, in der ich geboren bin und meine Kindheit verbrachte, nur zwei Amerikaner, die gegenüber der restlichen Bevölkerung die abendländische Kultur vertraten. Deutsch habe ich dort nie gehört. Es gab aber in Buchhandlungen und Bibliotheken immer Übersetzungen der Weltliteratur. Sie waren also damals wie heute ein Fenster, durch das man in die Welt hinausschauen und auf ihre Stimmen hören konnte.

1. Theoretisches über die Literaturübersetzung

Was muss aber der Literaturübersetzer alles Unmögliche leisten, um ein Kunstwerk, das ausschließlich aus sprachlichen Mitteln besteht, in ein anderes Sprachsystem zu überführen, und zwar so, dass alles allem entspricht. Mehr noch: die Übersetzung soll „fremde“ Leser ansprechen. Spätestens hier stellt sich nun die grundsätzliche Frage: was denn überhaupt „Korrektheit“ in Bezug auf die Literaturübersetzung ist.

Übersetzung wird in der Regel als „Sinnübertragung“ aufgefasst. Diese schlichte Definition wird aber schon fragwürdig, wenn man bedenkt, dass es in der Literatur nicht nur darum geht, „was“ dargestellt ist, sondern vielmehr, „wie“ das Ganze gestaltet ist. Die Übersetzung soll nicht nur genau den gleichen Sinn vermitteln, sie muss auch als Literatur tauglich sein, und zwar dergestalt, dass sie auch den formalen Charakter des Originals treu widerspiegelt. Ist das aber überhaupt möglich?

In der Lyrik ist es fast unmöglich; Es wird vielleicht angehen, einige englische Gedichte unter Beibehaltung ihres metrischen Charakters ins Deutsche zu übersetzen und umgekehrt, weil die englische Metrik in mancher Hinsicht mit der deutschen übereinstimmt. Aber man kann z. B. ein Gedicht aus 14 jambischen Fünfhebern (bzw. Sechshebern) mit Reimen nicht ins Japanische übertragen, da der japanische Vers weder den Reim noch die Hebung kennt. Ein paar japanische Dichter haben es versucht, Sonette zu dichten, vergebens. Sie haben nur 14-Zeiler geschrieben, zwar gute Gedichte, die aber sonst kaum etwas mit dem europäischen Sonett gemein haben.² Es versteht sich also von selbst, dass es mehr oder weniger Grenzen gibt, um den formalen Charakter eines Originals in der Zielsprache wiederzugeben. Die Sprache ist anders. Das ist entscheidend. Ein Text wird nicht nur sinngemäß, sondern auch der Sprache gemäß geschrieben. Die Übersetzung muss sich dem Charakter und den Regeln der Zielsprache beugen.

Aber darf man sich dann doch damit begnügen, selbst wenn es prosaisch ausfällt, lediglich den Wortsinn und den Sinn des Textes in der Zielsprache mitzuteilen? Selbst das ist schon nicht so einfach: Es gab zum Beispiel im Japanischen bis vor der Meiji-Ära, also bis zur Mitte des 19. Jahrhunderts keine Entsprechungen für Wörter wie „Gesellschaft“, „Individuum“, „Schönheit“, „Liebe“, „Sein“, „Recht“, „Freiheit“ usw.³ Wie kann man ohne solche Schlüsselwörter der europäischen Kultur einen literarischen Text übersetzen? Damals musste man vermittels der Lehnprägung erst solche Wörter schaffen; dann haben sich diese Begriffe nach und nach in der japanischen Sprache, und also im Denken der Japaner eingebürgert. Aber nicht nur solche Abstrakta bereiten Schwierigkeiten, sondern ebenso konkrete Dinge, die in Europa ganz gewöhnlich, aber kaum in Japan zu finden sind.

Ist es also unmöglich, einen literarischen Text in eine so unterschiedliche Sprache wie das Japanische zu übersetzen? Ja, es ist unmöglich, und doch gibt es bis heute eine Menge Übersetzungen, die gelungen sind, oder zumindest als gelungen gelten. Davon zeugen die

vielen Leser, die die Übersetzung erreicht und berührt hat, und die begeistert über ihr Gelesenes reden. Sie haben Literatur, und zwar ernsthafte Literatur in hoher Qualität genossen. Man liest italienische, französische, russische und deutsche Literatur in der Übersetzung und denkt, dass man Dante, Flaubert, Tolstoi, Kafka lese und nicht ihre Übersetzer. Ist es also doch möglich, einen literarischen Text makellos, im Sinne des Originals als Literatur zu übersetzen? Auf jeden Fall verfolgten bis heute viele Übersetzer dieses Ideal und leisteten ihr Bestes.

Das ist ihr Verdienst und gleichzeitig ihr Vergehen. Denn durch die Arbeit der Übersetzer verwandelte sich die Sprache selbst. Das Japanische hat schon längst alle Begriffe, die sich in abendländischen Büchern finden, in seinem Wortschatz. Aber nicht nur Vokabeln, sondern auch der Stil wandelte sich. Bis vor anderthalb Jahrhunderten kannte man kaum Personalpronomina der 3. Person; es gab sie eigentlich gar nicht.⁴ Ein Satz hatte selten ein Subjekt. Sogar „ich“, also das Personalpronomen der 1. Person fehlte oft. Heute stehen überall in Texten japanischer Autoren „ich“, „er“ „sie“ „wir“ usw., obwohl die Person auch ohne besondere Angabe aus dem Kontext ersichtlich ist. Es hat den Anschein, als hätte man diese Texte aus einer europäischen Sprache übersetzt. Das Japanische ist seit 150 Jahren durch die Wirkung von Übersetzern stark europäisiert, wenn nicht gar nivelliert worden. Nicht wenige Japaner glauben, dass Wortschöpfungen wie 象牙の塔 (wörtl. „Elfenbeinturm“) oder 豚に真珠 (wörtl. „Perlen für die Schweine“) rein japanische Ausdrücke oder von chinesischer Herkunft wären.⁵

Wenn eine Übersetzung großen Erfolg hat, ist auch ihre Wirkung groß. Viele lesen sie und lassen sich von ihr beeinflussen, nicht nur durch ihren Inhalt, sondern auch durch ihre sprachliche Formulierung. So kann die Übersetzung nach langer Zeit die Sprache selbst beeinflussen. Aber dass sie als gelungen gilt, ist noch kein Zeugnis dafür, dass sie „korrekt“ ist. Es könnte passieren, dass eine Übersetzung mit hoher literarischer Qualität dennoch Fehler enthält und der Text wegen dieser Fehler missverstanden wird. Aber was ist ein Fehler und was ist die „Korrektheit“ einer Literaturübersetzung? Ich möchte jetzt dieser Frage anhand von verschiedenen Übersetzungen eines literarischen Textes nachgehen. Dieser Text ist die Erzählung »Tonio Kröger« von Thomas Mann, die im Original erstmals 1903 veröffentlicht wurde.

3. japanische Übersetzungen von Thomas Manns »Tonio Kröger«

Es ist nicht zu bestreiten: Die Erzählung »Tonio Kröger« von Thomas Mann ist neben Goethes »Die Leiden des jungen Werther«, Hesses »Unterm Rad« und Kafkas »Die Verwandlung« einer der am häufigsten ins Japanische übersetzten und auf Japanisch gelesenen Texte der deutschsprachigen Literatur. Seit der Erstübersetzung von 1927 – 24 Jahre nach der Publikation des Originals – erschienen bis heute zwölf verschiedene japanische Übersetzungen. Davon vier sind als Taschenbuchausgaben noch erhältlich⁶: erstens die angesprochene Erstübersetzung von

Hayao Saneyoshi, zweitens die von Yoshitaka Takahashi, die vermutlich 1949 erstmals erschien, drittens die von Kyoko Hirano aus dem Jahre 2011 und schließlich die neueste Übersetzung von Shoko Asai, die 2018 erschien. Dazwischen hatten auch Michio Takeyama (1941), Koichi Sato (1963), Hirotohi Fukuda (1965), Toshio Morikawa (1966), Toshiro Ueda (1970), Seijyo Nojima (1971), Shuhei Maruko (1990) - alle vielfache Übersetzer und Thomas-Mann-Spezialisten – ihren »Tonio Kröger« veröffentlicht. Die zuerst angegebenen zwei Übersetzungen, also von Saneyoshi und Takahashi, erlebten bis heute in Taschenbuchform mehr als 50 Auflagen, d.h. mehr als 400000 Exemplare, während die neuesten Übersetzungen von Hirano und Asai bisher keine 2. Auflage erreichten.⁷ Auflagenhöhen sind freilich von verschiedenen Faktoren abhängig und reflektieren nicht unbedingt die Qualität. Dass die zweite, also die von Takahashi bisher am meisten verkauft wurde, lässt sich auf die Verkaufsstrategie des Großverlags Shinchosha zurückführen, der dieses Buch mehrmals unter die besten Hundert seiner Taschenbuchreihe aufnahm und Werbekampagnen durchführte. Diese Übersetzung ist es auch, die 1972 in die japanische »Thomas Mann Gesamtausgabe« aufgenommen wurde.⁸

Im Folgenden sollen drei Übersetzungen verglichen werden, nämlich die von Saneyoshi, die von Takahashi und die von Hirano, weil sie jeweils als Taschenbücher von namhaften Verlagen eine große Verbreitung fanden und bis heute von größter Wirkung sind.

4. Probleme mit Eigennamen

Schon der Titel der Erzählung wirft ein Problem auf. Es ist der Name des Protagonisten. Eigennamen werden in der Regel nicht übersetzt. Es gilt im heutigen Japanischen der Grundsatz, dass fremdsprachliche Eigennamen möglichst ähnlich wie die Lautung der Ausgangssprache, aber dem japanischen Lautsystem entsprechend und mit der japanischen Silbenschrift Katakana wiedergegeben werden. Der Titel der Erstübersetzung von Saneyoshi lautet 『トニオ・クレエゲル』 [tonio kuree:ge:ru] und derjenige der Takahashi-Übersetzung 『トニオ・クレーゲル』 [tonio kure:ge:ru]. Die beiden klingen gleich, obwohl sie in einem Zeichen anders geschrieben werden. Jedenfalls ist das weit entfernt von der deutschen Aussprache. Daher ist es verständlich, dass fünf von späteren acht vollständigen Übersetzungen den gleichen Titel 『トニオ・クレーガー』 [to:ni:io kure:ga:] haben. Trotzdem setzte sich im breiten Publikum die erstere Aussprache durch. Man nennt diese Erzählung „To-ni-o Ku-re-e-ge-ru“. So etwas passiert oft. Falsche Aussprachen verbreiten sich und verdrängen originalnahe Lautwiedergaben.

Die neuere »Tonio Kröger«-Übersetzung von Kyoko Hirano ist konsequent in ihrer originalgetreuen Lautwiedergabe. Bei ihr heißt z.B. ein Schulkollege des Protagonisten イマータール [ima:ta:ru] und nicht インメルタル [immeruta:ru] oder イムメンタル [imumenta:ru] wie in den Übersetzungen von Saneyoshi und Takahashi.

Es fragt sich aber, ob es angemessen ist, dass Hirano den König Phillip aus „Don Carlos“ von Schiller wie im Spanischen フェリペ [fɛri:pe] nennt. Die andern zwei bleiben bei フィリッ

フ [firippu]. Der spanische König Phillip II ist eine berühmte historische Person, die auch in Schulbüchern vorkommt. Im Japanischen wird er dort als フェリペ [feripe] bezeichnet. Indessen ist Schillers Drama original auf Deutsch verfasst. Soweit ich feststellen konnte, wird er in allen japanischen Übersetzungen von „Tonio Kröger« außer derjenigen von Hirano フィリッポ [firippu] genannt. Vielleicht ist das aber eine Geschmackssache.

5. Wiedergabe der inneren Vorgänge

Die Hirano-Übersetzung orientiert sich durchgehend an der Sprechsprache. Die ersten zwei Übersetzungen von Saneyoshi und Takahashi beinhalten noch Spuren von der alten Schriftsprache, wie sie bis in die Nachkriegszeit hinein gebräuchlich war. Bei Hirano sind die sprachlichen Differenzen zwischen der direkten Rede, der Erlebten Rede und der Beschreibung des inneren Vorgangs durch den Erzähler kaum zu merken.

Ich zitiere eine Stelle aus dem Originaltext:

Tonio liebte seine dunkle und feurige Mutter, die so wunderbar den Flügel und die Mandoline spielte, und er war froh, daß sie sich ob seiner zweifelhaften Stellung unter den Menschen nicht grämte. Andererseits aber empfand er, daß der Zorn des Vaters weit würdiger und respektabler sei, und war, obgleich er von ihm gescholten wurde, im Grunde ganz einverstanden mit ihm, während er die heitere Gleichgültigkeit der Mutter ein wenig liederlich fand. (275)⁹

Bis zu dieser Textstelle hin beschreibt der Erzähler vom scheinbar objektiven Standpunkt aus die Gefühle des Protagonisten. Dann beginnt erst die Selbstreflexion des Protagonisten in Form der direkten Rede ohne Anführungszeichen, es zeigt sich somit ein Innerer Monolog. Ich zitiere:

Manchmal dachte er ungefähr: Es ist gerade genug, daß ich bin, wie ich bin, und mich nicht ändern will und kann, fahrlässig, widerspenstig und auf Dinge bedacht, an die sonst niemand denkt [...] (275)

Bei Hirano setzt schon nach dem Erzählerbericht „Andererseits aber empfand er“ der Innere Monolog als direkte Rede des Protagonisten ein und hält bis „liederlich fand“ an. Dann, nach einem kurzen Einschub des Erzählers „manchmal dachte er ungefähr“ beginnt erneut der Innere Monolog wieder. Auf diese Weise dominieren bei Hirano durch die ganze Erzählung direkte Reden von Figuren:

肌の浅黒い情熱的な母、ピアノとマンドリンがとても上手なこの母親が、トーニオは好き

だった。息子の評判が芳しくないことを気にしていないのもありがたかった。けれども、その一方でこうも思っていた。父さんは怒るけど、そのほうがよっぽどまとめて尊敬すべきことじゃないだろうか。叱られて当然なんだもの。だけど母さんはすこし無責任だよな。あんなふうに陽気で無関心だなんて。そして、ときどきこんなふうに思うのだった——ぼくはこのままでいい。変わりたいとも思わないし、変われもしない。投げやりで、反抗的で、誰も考えないようなことばかり考えてる。

(Hirano, S.86. Unterstreichung durch den Verfasser der vorliegenden Arbeit)

Dagegen halten sich Saneyoshi und Takahashi in ihren Übersetzungen mehr ans Original. Sie übersetzen Nebensätze als Nebensätze und Innere Monologe als Innere Monologe.

Die nächste Frage betrifft die Herangehensweise der drei Übersetzer mit der Erlebten Rede. Die Erzählung »Tonio Kröger« zeichnet sich durch ihre Vielfalt in der Vermittlung innerer Vorgänge aus. Die Erlebte Rede ist neben dem Inneren Monolog eine in diesem Text sehr häufig eingesetzte Methode. Aber bis heute habe ich noch nie eine Erlebte Rede in japanischen Texten – auch wenn sie Übersetzungen sind – gesehen. In der Regel wird in der japanischen Übersetzung sowohl aus dem Inneren Monolog als auch aus der Erlebten Rede ein Innerer Monolog gemacht, dies bedeutet, dass die Romanfigur über sich und die Welt in Präsensform reflektiert, und hierbei, falls notwendig, Personalpronomina der 1. Person gesetzt werden. In diesem Punkt verfahren die drei Übersetzer gleich.¹⁰

Der Übersetzer Takahashi ist allerdings bemüht, differenzierter vorzugehen. Er versucht zum Beispiel, die Sprache des Monologs von derjenigen des Dialogs zu unterscheiden. Da es im Japanischen mehrere Personalpronomina für die 1. Person Singular gibt, variiert Takahashi diese je nach der Situation. Er verwendet „boku“ 僕, wenn der Protagonist als Jugendlerner im Gespräch mit anderen von sich redet, und „watashi“ 私 für den Erwachsenen, während im Monolog stattdessen „jibun“ 自分 oder „ore“ おれ benutzt werden. Aber auch er macht keinen Unterschied zwischen dem Inneren Monolog und der Erlebten Rede. Zum Beispiel setzt er die folgende Textpassage in einen Inneren Monolog um:

Hans mochte seinen Namen nicht leiden, – was war dabei zu tun? Er selbst hieß Hans, und Jimmerthal hieß Erwin, gut, das waren allgemein anerkannte Namen, die niemand befremdeten. Aber ›Tonio‹ war etwas Ausländisches und Besonderes. Ja, es war in allen Stücken etwas Besonderes mit ihm, ob er wollte oder nicht, [...]
(279)

ハンスは自分の名前を好かない——といってどうしたらいいのだろうか。その彼はハンスというのだし、イムメンタールはエルヴィンというのだ。むろん世間一般に通用している名前だ、誰も不思議がりはない。しかしながら「トニオ」という名は何か外国風で奇妙だった。いやどのみち、自分にはあらゆる点で風変わりなところがあるのだ。・・・ (Takahashi, S.20)

Dass die Erlebte Rede im Japanischen schwer darstellbar ist, hängt wohl damit zusammen, dass im Japanischen sehr oft das Subjekt ausgelassen wird. Auch wissen wir, dass mit dem Tempus frei umgegangen wird. Präsens und Imperfekt wechseln ziemlich willkürlich, damit der Fluß der Erzählung nicht monoton wird. Wie bekannt steht am Ende eines japanischen Satzes immer das Verb. Und die Verben haben im gleichen Tempus ungeachtet der Person und Zahl immer die gleiche Endung. Das führt leicht zur reinen Wiederholung desselben Klanges am Satzende. Theoretisch könnte man doch im Japanischen auch die Erlebte Rede ausdrücken. Ich zweifle aber, ob dies die bessere Vorgehensweise wäre. Denn sonst hätte sich die Erlebte Rede längst in der japanischen Literatur etabliert. Im Folgenden zitiere ich noch eine Passage im zweiten Kapitel aus dem Original, einer englischen und einer japanischen Übersetzung, damit es exemplarisch hervorgeht, wie anders man im Japanischen vorgehen muss, um eine Erlebte Rede zu übertragen.

Er blickte aber in sich hinein, wo so viel Gram und Sehnsucht war. Warum, warum war er hier? Warum saß er nicht in seiner Stube am Fenster und las in Storms ›Immensee‹ und blickte hie und da in den abendlichen Garten hinaus, wo der alte Walnußbaum schwerfällig knarrte? Das wäre sein Platz gewesen. Mochten die anderen tanzen und frisch und geschickt bei der Sache sein!... Nein, nein, sein Platz war dennoch hier; ... (286)

For he was looking within, into himself, the theater of so much pain and longing. Why, why was he here? Why was he not sitting by the window in his own room, reading Storm's Immense and lifting his eyes to the twilight garden outside, where the old walnut tree moaned? That was the place for him! Others might dance, others bend their fresh and lively minds upon the pleasure in hand! ... But no, no, after all, his place was here, ...¹¹

だが、トーニオは見えていたのだ。哀しみと憧れではりさけそうな自分の心の中を。なぜ、どうして、ぼくはここにいるのか。どうして自分の部屋にいないのだ。なぜ、窓辺でシュトルムの『みずうみ』を読みながら、年老いた胡桃の木が大儀そうにきしむ夕暮れの庭にときどき目をやっていないのか。あそこそ、ぼくの居場所だろうに。やつらはダンスをすればいいのだ、一心不乱に踊ればいい……いや、いや、やっぱりぼくのいるべき場所はここだ。
(Hirano, S.38)

6. Schlüsselwörter von Thomas Mann

Was die Übersetzung von Schlüsselwörtern der Erzählung »Tonio Kröger« anbelangt, so kann man am Beispiel des Wortes „Bürger“ die Unterschiede zwischen den Übersetzungen

verdeutlichen. Lisaweta Iwanowna nennt den Protagonisten am Ende des 4. Kapitels einen „Bürger auf Irrwegen“, „einen verirrtten Bürger“. Für das Wort „Bürger“ steht sowohl bei Saneyoshi als auch bei Takahashi das japanische Wort „zokujin“ 俗人. Das wäre aber eigentlich eine Entsprechung für den deutschen „Spießbürger“ oder „Philister“. Ein „zokujin“ 俗人, „der sich in die Kunst verirrt“, würde somit einen kleinbürgerlichen Dilettanten bedeuten, der sich einbildet, ein Künstler zu sein. Ich fürchte, dass viele japanische Leser diese Stelle so interpretiert haben. Japanische Germanisten wissen aber schon längst, dass das hier nicht so gemeint ist. Die Bürgerlichkeit als „geistige Lebensform“ ist ja eines der großen Themen bei Thomas Mann und darf hier nicht negativ konnotiert werden. Wohl deswegen verwenden alle späteren Übersetzungen andere japanische Ausdrücke. Am häufigsten wird das Wort „shimin“ 市民 gewählt. Im Allgemeinen bezeichnet dieses Wort den einzelnen Stadtbewohner bzw. die Stadtbevölkerung im Ganzen. Im alltäglichen Gebrauch hat es selten die Implikation des Bürgertums als Klasse. Aber der Geschichtsschreibung über Europa und auch Thomas Mann-Kennern ist es mit dieser Implikation schon geläufig. Ich würde daher dieses Wort 市民 für angemessen befinden, zumal dadurch der Zusammenhang mit anderen Texten Manns gewahrt wird.

Die Übersetzerin Hirano wählt aber ein anders Wort. Sie verwendet überraschenderweise den japanischen Ausdruck 普通の人 für „Bürger“. Das ist die Kombination eines Substantivs mit einem Adjektiv und wäre, ins Deutsche zurückübersetzt, „ein normaler Mensch“ oder „ein Durchschnittsmensch“. Dieser Ausdruck ist zwar leichter zu verstehen als 市民, es gehen aber vielfältige Implikationen des Begriffs verloren. Ein Durchschnittsmensch, „der sich in die Kunst verirrt“: ist das nicht einfach ein Dilettant?¹²

Hirano verwendet das Wort „shimin“ 市民 anderswo. Sie setzt das Kompositum „Volksbibliothek“ in das japanische „shimin-toshokan“ 市民図書館 um. Hier soll also „shimin“ 市民 nicht als Entsprechung für „Bürger“, sondern für „Volk“ verstanden werden. Der Ausdruck „shimin-toshokan“ 市民図書館 ist an und für sich korrekt. Jeder Japaner begreift es sofort und stellt sich eine Stadtbücherei vor. Aber wenn man bedenkt, welche wichtige Rolle der Begriff „Bürger“ bei Mann spielt, sollte man hier im Sinne von „Volk“ nicht jenes Wort verwenden, das sonst für „Bürger“ steht. Bei Hirano führt diese Wortwahl zu einem Widerspruch zwischen dem dargestellten Gegenstand und die Bezeichnung. Tonio Kröger steht im stattlichen Bürgerhaus, wo er vor Jahren seine Kindheit verbrachte, also in seinem Vaterhaus, und stellt fest, dass ein Teil dieses Gebäudes, das ebenso wie sein Vater für ihn das bürgerliche Leben vertritt zum Gegensatz der Literatur und Kunst, die von seiner Mutter verkörpert werden, jetzt als Volksbibliothek benutzt wird:

Volksbibliothek? dachte Tonio Kröger, denn er fand, daß hier weder **das Volk** noch **die Literatur** etwas zu suchen hatten. (312)

市民図書館? トーニオは首をかしげた。市民や文学がこの家と一体何の関係があるんだ?

(Hirano, S.86. Unterstreichung durch den Verfasser der vorliegenden Arbeit. Zurückübersetzt: *Stadtbücherei? fragte sich Tonio Kröger; haben die Bürger und die Literatur mit diesem Haus etwas zu tun?*)

Anders als Hirano hatten die ersten zwei Übersetzer neue Komposita geprägt: Saneyoshi „minshu-toshokan“ 民衆図書館 und Takahashi „taishu-toshokan“ 大衆図書館.¹³ Beides ist zwar nicht geläufig, aber leicht verständlich.

Die Übersetzerin Hirano ist offensichtlich bestrebt, sprachliche Elemente der gegenwärtigen Alltagssprache in ihre Übersetzung einzubeziehen. Dadurch will sie wohl eine jüngere Lesergeneration ansprechen und den antiquierten Eindruck, den diese Erzählung ausstrahlen mag, auffrischen. Ihr Versuch, dies zu tun, ist sicher positiv zu bewerten. Ich frage mich aber, ob es richtig ist, einen Text, der 1903 entstand, mehr als hundert Jahre später mit zeitgenössischen Sprachmitteln zu übersetzen. Sollte man nicht die Historizität des Textes beachten?

7. Mißverständnis bei Takahashi

Wie können diesbezüglich die ersten zwei Übersetzungen charakterisiert werden? Was die Sprache betrifft, kommen sie beide ziemlich dem Original nahe. Ein bißchen altmodisch sind sie vielleicht, aber man kann konstatieren, dass sie mit vielfältigen Sprachmitteln die Erzählung kunstvoll in die Zielsprache übertragen. Es wurde aber schon mehrmals darauf hingewiesen, dass die Takahashi-Übersetzung in einem wichtigen Punkt den Sinn des Textes verfehlt.

Viele japanische Leser glauben, dass der sogenannte „Hans Hansen“ und die „Ingeborg Holm“, die im dänischen Aalsgaard Tonio Kröger vor die Augen treten, identisch mit seinen gleichnamigen Jugendfreunden sind. Die Takahashi-Übersetzung trägt zu diesem Missverständnis viel bei.¹⁴

Im Originaltext wird der Auftritt dieser Personen so beschrieben, wie der Protagonist es sieht. Hier ist er die „Reflektorfigur“ (im Sinne von F. K. Stanzels Erzähltheorie). Takahashi übersetzt aber diese Auftrittsszene so, als ob es sich um einen objektiven Bericht handeln würde.¹⁵ Die entscheidende Szene ist der Abschnitt, in dem Tonio bei der abendlichen Tanzveranstaltung die beiden von einem Eckplatz her betrachtet:

*Tonio Kröger sah sie an, die beiden, um die er vorzeiten Liebe gelitten hatte, – Hans und Ingeborg. Sie waren **es** nicht so sehr vermöge einzelner Merkmale und der Ähnlichkeit der Kleidung, als kraft der Gleichheit der Rasse und des Typus, [...]*
(331)

TAKAHASHI übersetzt diese Passage so:

トニオ・クレーゲルは二人を、その昔彼がやるせない恋の悩みを味合わされた二人を——ハンスとインゲボルクとをじっと眺めた。この二人がともに彼を悩ませたのは、二人の一つひとつの特徴や衣服の共通性のためというよりも、種族と類型の同一性・・・のためなのであった。 (Takahashi, S.95-96. Unterstreichung durch den Verfasser der vorliegenden Arbeit.)

Ins Deutsche zurückübersetzt, würde der zweite Satz folgendermaßen lauten:

Der Grund dafür, dass die beiden ihn leiden ließen, liegt nicht so sehr in ihren einzelnen Merkmalen und der Ähnlichkeit ihrer Kleidung, als vielmehr in der Gleichheit der Rasse und des Typus, [...]

Hier wurde also offensichtlich missverstanden, worauf sich das Personalpronomen „es“ bezieht. Bei Mann referiert dieses „es“ auf Hans und Ingeborg. Im Originaltext wird erklärt, warum diese beiden als „Hans“ und „Inge“ bezeichnet werden, obwohl sie es nicht sind. Takahashi bleibt aber bei seiner Interpretation, dass es sich tatsächlich um die beiden handele. Es ist zu vermuten, dass Takahashi bei seiner Arbeit die um acht Jahre vorausgehende Übersetzung von Takeyama zu Rat zog. Dieser hatte bereits 1941 dieselbe Passage auf gleiche Weise wie Takahashi übersetzt, wenn auch mit anderen Worten.¹⁶

An anderer Stelle heißt es im Original:

*Hier, ganz nahe bei ihm, saßen Hans und Ingeborg. Er hatte sich zu **ihr** gesetzt, die **vielleicht** seine Schwester war, [...]* (333)

Spätestens hier dürfte dem Leser des Originals der Sachverhalt klar sein. Die Person Ingeborg Holm des 2. Kapitels kann nicht die Schwester von Hans Hansen des 1. Kapitels sein. Weil der sogenannte „Hans“ und die sogenannte „Inge“ im 8. Kapitel nicht identisch mit jenem Hans und jener Inge sind, drückt die Reflektorfigur Tonio die Vermutung ihrer Geschwisterschaft mit dem Wort „vielleicht“ aus. Takahashi übersetzt diese Sätze aber so:

ハンスとインゲボルクとは、すぐそこに、彼にごく近いところに座っていた。ハンスは自分の妹らしい若い女の横に腰を下ろしていた。 (Takahashi, S.98)

Das wäre, ins Deutsche zurückübersetzt:

*Hier, ganz nahe bei ihm, saßen Hans und Ingeborg. Er hatte sich neben **eine junge Frau** gesetzt, die **wahrscheinlich** seine Schwester war, ...“*

Der Übersetzer läßt hier also eine zweite junge Frau auftreten, die im Originaltext gar

nicht auftritt. Auch bei Takeyama lautet diese Passage ähnlich. Aber statt 若い女 („junge Frau“) steht bei diesem 一人の女 („eine Frau“), die eindeutig auf eine andere Person als „Inge“ verweist.¹⁷

Soweit ich feststellen konnte, sind die »Tonio Kröger«-Übersetzungen von Saneyoshi, Sato, Morikawa, Ueda, Nojima, Hirano und Asai in diesem Punkt korrekt, auch wenn sie nicht so oft verkauft wurden wie die von Takahashi. Ich weiß nicht, ob Takahashi noch zu Lebzeiten diesen Fehler bemerkt hat. Vielleicht hatte er keine Zeit, diesen zu korrigieren, weil er mit anderen Übersetzungen beschäftigt war. Es gibt aber viele Thomas Mann-Fans, die durch seine Übersetzungen in das Werk von Thomas Mann eingeführt wurden. Daher darf seine Wirkung auf die Leserschaft nicht unterschätzt werden.

Naturgemäß kommen ein paar Fehler immer in einer Übersetzung vor. Das ist sehr menschlich und gar nicht zu tadeln. Sie sollten aber, auch im späteren Zeitpunkt, wenn nicht durch den Übersetzer, so doch durch das Lektorat des Verlags berichtigt werden.

8. Schlussbemerkung

Abschließend soll noch eine Bemerkung über die Korrektheit einer Literaturübersetzung gemacht werden: bei einer Übersetzung spielen eine Unzahl von Faktoren mit, denen man gerecht werden soll. Das ist eine sehr schwere Aufgabe und manchmal scheint dies auch unmöglich zu sein, da der Text notwendigerweise aus dem Kontext seiner Entstehung gelöst wird. Trotzdem bin ich der Meinung, dass man eine gute Lösung, d.h. die dem Text möglichst adäquate Lösung finden kann. Allerdings ist die Zahl der guten Lösungen so groß wie die Zahl der Übersetzer. Daher spielen ihre Kunstfertigkeit und Kreativität eine große Rolle.

Es ist nicht verfehlt, wenn der andere Thomas, also Thomas Bernhard behauptet, dass das übersetzte Buch nicht mehr vom Autor, sondern vom Übersetzer sei. Trotzdem ist der Übersetzer nicht der Autor, der als Autorität über seinen Text verfügt, sondern ein Leser, der sich sowohl dem Originaltext als auch seiner eigenen Sprache fügen muss. Es ist schon eine Kunstfertigkeit, auf diesem schmalen Seil korrekt und trotzdem frei zu tanzen.

Japanische Übersetzungen von »Tonio Kröger«:

Ü1: Hayao Saneyoshi 実吉捷郎訳：トオマス・マン「トニオ・クレエゲル」岩波書店，1927年（1939年～現在，岩波文庫）

Ü2: Michio Takeyama 竹山道雄訳：トマス・マン「トニオ・クレーガー」新潮社，1941年

Ü3: Yoshitaka Takahashi 高橋義孝訳：トーマス・マン「トニオ・クレーゲル」新潮社，1949年（1967年～現在まで，新潮文庫）

Ü4: Koichi Sato 佐藤晃一訳：トーマス・マン「トニオ・クレーガー」河出書房新社，1963年

Ü5: Hirotohi Fukuda 福田宏年訳：トーマス・マン「トニオ・クレーゲル」中央公論社，1965年（「世界の文学」35巻）

- Ü6: Toshio Morikawa 森川俊夫訳：トーマス・マン「トニーオ・クレーガー」三修社，1966年
（「ドイツの文学」第3巻）
- Ü7: Tadashi Fujii (Auszug)藤井忠 抄訳：「トニーオ・クレーガー」評論社，1970年（独文対訳
シリーズ3）
- Ü8: Toshio Ueda 植田敏郎訳：「トニーオ・クレーガー」旺文社文庫，1970年
- Ü9: Seijyo Nojima 野島正城訳：「トニーオ・クレーガー」講談社文庫，1971年
- Ü10: Shuhei Maruko 圓子修平訳：トーマス・マン「トニーオ・クレーガー」集英社，1990年
（集英社ギャラリー「世界の文学」11）
- Ü11: Kyoko Hirano 平野卿子訳：トーマス・マン「トニーオ・クレーガー」河出文庫，2011年
- Ü12: Shoko Asai 浅井晶子訳：「トニーオ・クレーガー」光文社古典新葉文庫，2018年

Notes

Die vorliegende Arbeit ist die zum Druck bearbeitete, ergänzte Version eines Vortragstextes, den der Verfasser am 7. 3. 2018 im »Symposium anlässlich des 30-jährigen Jubiläums des Arbeitskreises Thomas-Mann-Forschung« an der Ryukoku-University, Kyoto, vortrug. Inhaltlich geht sie aber noch weiter zurück auf einen Vortrag, den er am 5. 12. 2013 im selben Arbeitskreis auf Japanisch hielt.

- 1) Thomas Bernhard: Die Ursache bin ich selbst. Interview von Krista Fleischmann, in: Thomas Bernhard: Werke, Band 22/2, hrsg. von Wolfram Bayer, Martin Huber, Manfred Mittermayer, Berlin 2015, S. 298-328, hier S.300.
- 2) Bekannte japanische Lyriker wie Chuya Nakahara, Shuntaro Tanikawa u.a. haben solche 14 Zeiler gedichtet. Tanikawa betitelte einen seiner Gedichtbände »62 Sonetten«. (谷川俊太郎『六十二のソネット』創元社1953)
- 3) Vgl. Akira Yanabu: Honyakugo-seiritsu-jijyo. Iwanami, Tokyo 1982, S.1-191.(柳父章著『翻訳語成立事情』岩波新書1982)
- 4) Ebenda, S. 193-212.
- 5) Wörter und Phrasen altchinesischer Herkunft werden heute von den meisten Japanern nicht als „Fremdlinge“ empfunden. Das liegt daran, dass die japanischen Schriftzeichen ursprünglich von den chinesischen entlehnt sind und viele Lehnwörter chinesischer Herkunft schon bei der Entstehung der japanischen Schriftsprache, 6. Jahrhundert, geläufig waren.
- 6) Als E-Book sind heute die Übersetzungen von Saneyoshi, Takahashi, Ueda, Hirano und Asai erhältlich.
- 7) Da die vorliegende Arbeit ursprünglich für das angegebene Symposium vom 7. 3. 2018 verfasst wurde, konnte der Verfasser damals die Übersetzung von ASAI, die erst im August desselben Jahres herauskam, nicht zu Gesicht bekommen. So wird diese neueste Übersetzung auch im Folgenden leider wenig berücksichtigt.
- 8) Die japanische »Thomas Mann Gesamtausgabe« erschien 1971-1972 in 12 Bänden mit einem Sonderband im Verlag Shinchosha. Unter der Herausgeberschaft von Toshio Morikawa trugen mehrere Übersetzer - u.a. Toshio Morikawa, Yoshitaka Takahashi, Koichi Sato, Shuhei Maruko - ihren Teil dazu bei. (森川俊夫他訳『トーマス・マン全集』全12巻+別巻 新潮社1971~1972年)
- 9) Zitate aus dem Originaltext von »Tonio Kröger« basieren auf der folgenden Ausgabe: Thomas Mann: Gesammelte Werke in 13 Bänden, Band VIII, Frankfurt a. M. (Fischer) 1974. Zahlen in Klammern zeigen die betreffenden Seiten.
- 10) Nicht nur diese drei, sondern alle anderen Übersetzer von »Tonio Kröger« verfahren in dieser Hinsicht gleich. Sie machen aus Erlebten Reden Innere Monologe.
- 11) Thomas Mann: Death in Venice. Tristan. Tonio Kröger, translated by H. T. Lowe-Porter, Harmondsworth

(Penguin Books) 1955, p. 143.

- 12) Als die Entsprechung von „Bürger“ verwenden nicht nur Saneyoshi und Takahashi, sondern auch Fukuda das Wort „zokujin“ 俗人, während Sato, Morikawa, Ueda, Nojima und Maruko „shimin“ 市民 für adäquat halten. Überraschenderweise steht in der Übersetzung von Takeyama (1941) an derselben Stelle das Wort „shoshimin“ 小市民, das eigentlich die wörtliche Entsprechung für Kleinbürger ist und somit eindeutig als falsch beurteilt werden muss.
- 13) Das Wort „minshu-toshokan“ 民衆図書館 ist auch von den Übersetzern Takeyama, Sato, Fukuda, Morikawa, Ueda, Nojima und Maruko gesetzt.
- 14) Hirano z.B. weist im Nachwort zu ihrer Übersetzung darauf hin, dass es viele Leser gebe, die in dieser Weise den Text missverstünden, und dass einige Übersetzungen zu diesem Missverständnis beitrugen. Vgl. Kyoko Hirano: Nachwort des Übersetzers(訳者あとがき) In: Ü11, S.246. Ich habe in den 80er Jahren vom Thomas Mann-Übersetzer Morikawa von diesem Problem erfahren.
- 15) Nicht nur Takahashi, sondern auch Saneyoshi, Takeyama, Ueda machten in ihren Übersetzungen aus dem kursiv markierten Satz im Originaltext „Da geschah dies auf einmal: *Hans Hansen und Ingeborg Holm gingen durch den Saal.*“ (327) einen ganz normalen Satz ohne Hervorhebung, während andere Übersetzer ihn mit Hervorhebungspunkten kennzeichneten.
- 16) Vgl. Ü2, S.245. Takeyamas Übersetzung, in der alte schriftsprachliche Ausdrücke überwiegend sind, ist schon lange vergriffen.
- 17) Auch bei, Fukuda und Maruko lautet diese Passage ähnlich wie bei Takahashi. Maruko verwendet den gleichen Ausdruck wie Takahashi: 若い女 („junge Frau“). Bei Fukuda steht dafür das Wort 少女 („Mädchen“), wobei es unklar ist, ob dieses „Mädchen“ sich auf die vorhergehende „Inge“ bezieht oder eine andere Person bedeutet. Im Japanischen gibt es ja keine genauen Entsprechungen für die bestimmten und die unbestimmten Artikel. Vgl. Ü2, S. 248; Ü5, S.428; Ü10, S. .

台湾の多元文化主義について

金子 眞 也

▶キーワード

台湾 多元文化 族群
新住民 外国人労働者

▼要 旨

本稿は「族群」「法律や政策」「婚姻による新住民」「原住民族と非現住民族との間の格差」「外国人労働者に依存する社会」という観点から台湾の多元文化について統計を用いて考察し、台湾の多元文化が外国人労働者によって支えられていることを示したものである。

0. はじめに

台湾のエスニシティーに関する先行研究は多数あるが、その多くは「台湾先住民族の権利獲得（回復）の過程」や「政府の政策の変遷」に重点をおき、通時的に論じた論考が主流であるとの印象を筆者はもっている¹。直接引用した部分こそないものの、本稿もこれらの先行研究の学恩の上に執筆したものであることはいうまでもない。屋上屋を重ねても意味がないので、本稿においてはこの問題を別の側面から捉え直していきたいと筆者は考える。

本稿は台湾の多元文化について、法律の条文や政府の政策を参照しつつ、主として統計資料を利用してその実態をデータで確認しようとする試みである。「新住民」や「外国人労働者」（外籍勞工）といった人々にも光を当て、「住民にカウントされる／されない」を問わず、現在台湾に暮らしているすべての人々にスポットを当てることとしたい。

台湾の先住民族のことを台湾では「原住民族」と呼ぶ。本稿においてもこの呼称を尊重し、以下、先住民族ではなく原住民族という呼称を用いることとする。また機関や法令の名称と引用文以外の漢字は基本的に常用漢字を用いていることをお断りしておく。

1. 台湾の族群

台湾の族群はいったいいくつに分かれるのだろうか？台湾行政院の「國情簡介」というサイトでは台湾に住む人々を以下の四つに分けている²。

漢民族

河洛³族群

泉州人

漳州人

客家族群

臺灣原住民族

ここでは行政院の「國情簡介」の分け方をそのまま用いたが、民族の分類には諸説ある。なお、民族名の日本語表記は順益台湾原住民族博物館ウェブサイトにある日本語表記⁴に依拠した。順益台湾原住民族博物館は民間の博物館ながら原住民族関係では定評のある博物館であることが依拠した理由である。

阿美族（アミ族）

泰雅族（タイヤル族）

排灣族（パイワン族）

布農族（ブヌン族）

卑南族（ブユマ族）

魯凱族（ルカイ族）

鄒族（ツォウ族）

賽夏族（サイシャット族）

雅美族（達悟族）（ヤミ族（タオ族））

邵族（サオ族）

噶瑪蘭族（カヴァラン族）

太魯閣族（タロコ族）

撒奇萊雅族（サキザヤ族）

賽德克族（セデック族）

拉阿魯哇族（サアロア族）

卡那卡那富族（カナカナブ族）

戦後移民

「國情簡介」には、民国37年から44年にかけて国民政府とともに台湾に移ってきた人々とその子孫を民間では外省人と呼び慣わしているとの説明がある。

新住民

「国情簡介」に従えば、新住民とは台湾人の配偶者である外国籍や大陸籍の人々で台湾に根をおろした人々を指す。

これで終われば話は簡単だが、そう簡単な話ではない。行政院の「国情簡介」はその冒頭で「漢人が最大の族群で総人口の97%を占め、その次が16の原住民族で人口の2%、最後の1%が外来の配偶者」と記している。

ウェブサイト上の四つの見出しの立て方では「戦後移民」というくくりで別立てされ、民族的には「漢族」であるにもかかわらず「漢民族」から除外されてしまう外省人を、「漢人」という概念を導入することによって一つの族群ともとれる書き方をしているのである。また、「外省人」について言及しているものの、「本省人」への言及はない。

本省人・外省人の対立を想起させまいとする政治的姿勢とある種のダブル・スタンダードを、若干感じないでもない。

2. 法律の条文に見る多元文化主義

本章では法律（辦法を含む）の条文に見る多元主義を扱う。紙面の制約から網羅的な紹介は不可能であり、ここでは台湾に特徴的な部分を紹介するに留める。なお、条文の検索には「法源法律網」を用いた⁵。なお、法律名称の後ろの（）はその法律の公布日ないし執筆時点での最終改正日を示す。配列は法律を先に示し、末尾に辦法を付した。

2.1 中華民國憲法增修條文（2005年6月10日改正）

増修条文とは追加条文のこと。その第10条で「国は多元文化を肯定し、原住民族の言語と文化の発展を積極的に擁護する」と謳っている。追加条文は1991年に公布されたのち何度か変更を経ているのでこの条文がいつからこの文面で存在しているか直ちに確認することはできないが、少なくとも最終改正の2005年6月までは遡ることが可能である。

2.2 大眾運輸工具播音語言平等保障法（2000年4月19日公布）

本法は「国内各属群の地位の実質対等を擁護し、多元文化の発展を促進し、各属群が公共交通機関を利用する便を供するために制定された」(第1条) 法律で、「公共交通機関では国語⁶以外に閩南語⁷・客家語でもアナウンスすること、原住民族言語については、現地の原住民族属群のバックグラウンドや地方の特性を斟酌して加えることができる」(第6条) 旨が定められている。台湾の乗り物で国語・閩南語・客家語でアナウンスがなされる根拠と考えられる法律である。

2.3 公共電視法（2009年12月30日改正）

「公共電視法」はテレビ公共放送に関する法律である。第11条第5項に「番組を制作放映するに

あたっては、人間の尊厳を守り、自由・民主・法治の憲法の基本精神に符合し、多元性・客観性・公平性を保ち、続群間のバランスに配慮しなければならない」とある。

2.4 客家基本法 (2018年1月31日改正)

本法は「憲法の平等と多元文化を保障する精神を実行に移し、客家の言語・文化を発揚し、客家とその村落の文化産業を繁栄させ、客家に関する業務を推進し、客家属群の集団としての権益を保障し共存共栄の属群関係を築くため」(第1条)制定された。第13条には「政府は客家語とそれ以外の国家言語が公共の領域でともに使用できる体勢を支え、人民が客家語を学び多元文化国民としての資質を育てる機会を増進しなければならない」とある。また第20条は「全国客家の日」の制定と台湾の多元文化への客家属群の貢献等に言及している。

2.5 原住民族基本法 (2018年6月20日改正)

「原住民族基本法」は原住民族の基本的権利を保障する法律である。その第7条に「政府は原住民族の願望によって、多元・平等・尊重の精神に基づき、原住民族の教育の権利を保障しなければならない」と記されている。

2.6 國家語言發展法 (2019年1月9日公布)

「國家語言發展法」は「国の多元文化精神を尊重し、国家言語の伝承・振興・発展を促進するために」(第1条)制定された法律で、第3条で「本法の称するところの国家言語とは台湾の各固有属群が使用する自然言語と台湾手話を指す」と規定し、第4条「国家言語は一律平等で、国民が国家言語を使用するのに差別や制限を受けてはならない」という。第13条には「国家言語の文化多様性を示すため、政府は多元国家言語の出版物・映画・番組や各種型式での通信サービスの出版・制作・放映を奨励しなければならない」と規定している。

2.7 文化基本法 (2019年6月5日公布)

2019年6月に公布された新しい法律で、第1条に「人民の文化権利を保障し、文化参与を拡大し、多元文化を具体化し、文化の多様な発展を促進し、国家の文化発展の基本原則と施政方針を確立させるために本法を制定する」とあり、第2条では「国は多元文化を肯定しあらゆる属群・世代・コミュニティーのアイデンティティーを保障し、平等で自由に参与できる多元文化環境を築かなければならない」と定めている。

2.8 原住民族教育法 (2019年6月19日改正)

「原住民族基本法」は憲法増修第10条の規定に基づき、原住民族の教育の権利を保障し、原住民族の人材を育て、原住民族の発展に利するために定められた法律である。「多元」という語は

各所に散見するが、例えばその第2条には「政府は多元・平等・自主・尊重の原則に基づき、原住民族教育を推進し、原住民族の歴史的正義と移行期の正義⁸に対する求めを優先的に考慮しなければならない」とある。

2.9 新住民発給基金收支保管及運用辦法（2015年11月30日改正）

これは台湾地区人民の配偶者である外国人・無国籍人・大陸地区人民・香港マカオ住民（以上「新住民」と略称する）が、台湾社会に適應するのを補助するための新住民發展基金の運用方法を定めるものだが、多元文化社会の構築にも触れている。

本章をまとめてみよう。國家語言發展法に「本法の称するところの国家言語とは台湾の各固有属群が使用する自然言語と台湾手話を指す」というように、条文中に見える「多元文化」は台湾内部の属群に関して使われている。新住民（配偶者として台湾に来た外来者）に関する部分はむしろ例外といえよう。また、多元文化を強調するメッセージ性の高い条文が多いことや、「客家基本法」に見られるように客家に対する一定の配慮を見て取ることができるのも確認できたのではない。

3. 新住民について

本章では新住民について考える。ここでいう新住民とは台湾地区人民の配偶者である外国人・無国籍人・大陸地区人民・香港マカオ住民を指す。内政部移民署のウェブサイト「新住民が多元文化社会を作る」と称したページがある⁹。「さまざまな国から新住民が台湾で家庭を築くと、故郷の文化がもたらされ、美食も私たちの社会により多元化された風貌をもたらす」と記されていて、どの国・地域から何%が配偶者として台湾に来たかが書かれているのだが、この数字を根拠となる統計で確認しようとする、データと一致しない部分が残ってしまうのである¹⁰。

そこで、本章では内政部移民署のウェブサイトを鵜呑みにするのではなく、統計から独自に集計し直すこととした。移民署のウェブサイトは1986年1月から2018年12月までのデータと称しているが、最新の傾向を見るという趣旨で、今回は2018年10月から2019年9月までの直近1年間のデータを使用する。データを取る期間が全く異なるので、「新住民が多元文化社会を作る」のページとは当然数字が異なってくる。なお、データのソースは内政部移民署の統計資料で、「外籍配偶（大陸・香港マカオ地区人民を含む）」という項目を使用し¹¹、出身国・出身地域別に集計を試みた。男女差が顕著なので、男女別に集計した結果を以下に示す。

なお、今回使用したデータは、同じ内政部移民署のデータであるにもかかわらず、日本や韓国は対象外になっているように見えた。おそらく「東南アジア+中華圏」というくくりになっているのだろうと思われる。

台湾男性の結婚相手先女性¹²の出身地は次頁の表1の通りで、台湾以外の相手との結婚先としては、中国本土、ベトナム、インドネシア、香港・マカオ、フィリピン、タイ、マレーシア、カンボジア、ミャンマー、シンガポールの順になった。

表 1：台湾男性の域外結婚相手女性の国・地域別¹³割合

中国本土	越	印尼	港澳	菲	泰	馬	東	靛	新
5765	5753	746	743	518	325	306	98	77	66

台湾女性の結婚相手男性¹⁴の出身地は下の表の通りで、台湾以外の相手との結婚先としては、中国本土、香港・マカオ、ベトナム、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ミャンマーの順になった。

表 2：台湾女性の域外結婚相手男性の国・地域別割合

中国本土	港澳	越	馬	泰	新	印尼	菲	靛
959	655	480	256	151	114	78	58	22

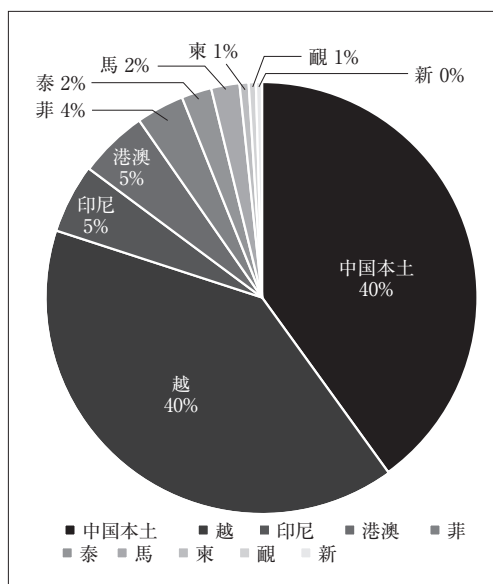


図 1：台湾男性の域外結婚の相手女性の国・地域別割合

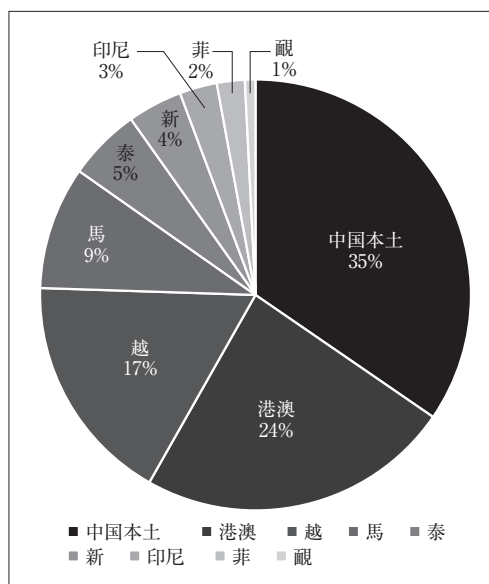


図 2：台湾女性の域外結婚の相手男性の国・地域別割合

図 1・図 2 からわかるように、男女を問わず言えるのは中国本土の人との結婚が最多であること、香港・マカオ地区の人との結婚が多いことである。つまり中華圏内が多い。台湾男性に顕著なのはベトナム・インドネシア・フィリピン女性を選ぶ人が多いことであるが、台湾女性の場合は様相を異にする。台湾男性と比較したとき、そもそも域外に結婚相手を求める人数そのものが 1 ケタ異なっている。

4. 原住民族について

原住民族については、人口構成、就労状況、所得などさまざまな視点から考えることができ

るが、本稿においては「上級学校への進学」という視点からデータを採取し、格差の問題を考えていきたい。

4.1 原住民族の人口

内政部統計處の「内政統計通報」(107年第3週¹⁵)によれば2005(民国94)年末の原住民族人口は464,961人で総人口の2.04%、2008(民国97)年末の原住民族人口は494,107人で総人口の2.14%、2011(民国100)年末の原住民族人口は519,984人で総人口の2.24%、2014(民国103)年末の原住民族人口は540,023人で総人口の2.30%、2017(民国106)年末の原住民族人口は559,426人で総人口の2.37%となっている。つまり原住民族の人口は漸増していて、全人口に占める割合もこれに応じて漸増している。とりあえず、ここ12年間の限られたデータだけから見ても、漸増傾向ははっきりしている。

4.2 原住民族の大学進学率

本節では台湾の総人口中に占める原住民族人口の割合と、大学・専科學校進学者数を比較してみる。台湾の原住民族委員会は毎年『原住民族教育調査統計』を発行している。年度ごとの『原住民族教育調査統計』の中で架蔵しているものは、残念ながら100学年度、101学年度、102学年度、104学年度のみにとどまる。今回はやや長いスパンで考えたいので、5年毎の経年変化を見ることとし、90学年度、95学年度、100学年度、105学年度版を用いる¹⁶。100年度は架蔵の冊子を用い、それ以外の90学年度、95学年度、105学年度のデータ「107學年度原住民族教育調査統計工作計畫」のページ¹⁷の「歴年報告書查詢」のタブからダウンロードして用いることとしたい。

資料の性格上、統計を取った年と出版年との間にずれがあることに注意する必要がある。たとえば100学年度版の発行は2013(民国102)年である。また、元にしたデータが90学年度を除いて「大專」というくくりを用いている関係上、本稿においてもそれを踏襲している。

表3：高等教育機関における学生数と学生数に占める原住民族学生数の割合

学年(西曆)		2001	2006	2011	2016
大学+専門学校	非原住民族	1,075,261	1,106,816	1,113,127	1,087,222
	原住民族	8,751	13,753	21,159	23,860
	合計	1,084,012	1,120,569	1,134,286	1,111,082
原住民族学生の占める割合(%)		0.81	1.23	1.87	2.15
大学院生(修士+博士)	非原住民族	103,089	192,930	216,740	196,746
	原住民族	124	494	1,060	1,613
	合計	103,213	193,424	217,800	198,359
原住民族学生の占める割合(%)		0.12	0.26	0.49	0.81

表3から、「学部生+専門学校生」の人数比は2%を突破し原住民族の全人口に占める割合に

近づきつつある。だが、大学院生のパーセンテージについて言えば、着実に上昇しているものの、まだまだ遠く及ばないということが見てとれる。

5. 外国人労働者について

本章では台湾の外国人労働者について述べる。台湾は、ブルーカラー（中国語で“藍領”）外国人労働者の受け入れをしている。

5.1 根拠となる法律¹⁸

就業服務法第46条は外国人労働者受け入れ可能職種を11挙げている。その中の以下8から10までが外国人労働者にあたる。

8. 漁業
9. ホームヘルパーおよび介護
10. 国家重要建設行程もしくは経済社会発展に応じるため中央主管機関の指定を経た職

以上が外国人労働者に相当すると考えられる。

同第52条は就労機関を定めている。8から10までの外国人の雇用期間は最長3年、更新や再入国による再就労も可能だが累計12年までとなっている。9に属する家庭看護の場合は累計14年までと定められている。

就業服務法の示す職種をより具体的に示したのが労働部労働力発展署のウェブサイトで、外国籍労働者導入の目的がわかりやすく書かれている¹⁹。

そこでまず、外国人労働者受け入れの基本政策をこのウェブサイトから拾っていく。筆者なりにまとめると以下の通りとなる。

- ①国民の就労権を保障するため、外国人労働は、国民の就業機会や労働条件、国民経済の発展および社会の安定を妨げないものでなければならない。
- ②国民の就業機会に影響しないという原則のもと、国内で不足する労働を補うため、業種と人数を限って外国人労働者を受け入れ、産業や家庭内介護に役立てる。
- ③言語・文化・宗教・風俗習慣のちがいに鑑みて、台湾社会に適応・融合できるよう必要な措置をとり、外国人労働者の導入が社会の安定に影響を与えないようにする。

労働部労働力発展署のウェブサイトには、外国人労働者の累計労働期間も就業服務法の条文よりずっとわかりやすく書かれているし、実際に受け入れる具体的職種も明示されている²⁰ので、これを訳出してかかげる。（ ）内は各職種の中国語表記である。

- 家庭内介護（家庭看護工）
- ホームヘルパー（家庭幫傭工作）

機関ないし病院における介護（機構看護工作）
製造業（製造工作）
建設業（營造工作）
漁業（海洋漁撈工）
屠畜業（屠宰工）

5.2 2018年度の統計

外国人労働者がどのような種類の労働をしているか、その内訳を2018年度の労働部の統計²¹に基づいて見よう。2018年度のデータに基づいてグラフを作成してみた。

図3は外国人労働者の職種別割合である。

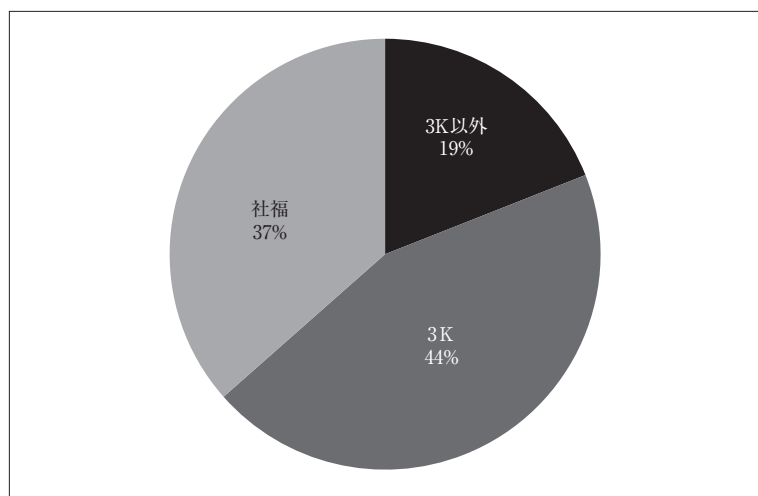


図3：2018年度外国人労働者の職種別割合

台湾の統計では「産業労働者」の中に「3K職種」の区分がある。3Kの意味は日本語の「きつい」「きたない」「危険」がそのまま入って使われているものだが、具体的にどのような業種をもって「3K」とみなすかの具体的な定義は書かれていない。そのため、産業労働者全体から「3K」の人数を除いた数を「3K以外」とカウントした。「社福」は家事・介護、要するにホームヘルパーや介護要員を指す。

このグラフから、台湾の外国人労働者の多くが「3K」や「社福」に従事していることが見てとれる。台湾の街なかで東南アジア出身とおぼしき女性が車椅子のお年寄りに付き添っているのをよく見かけるが、このグラフを見ると納得がいく。

次に、国別グラフを紹介する。特徴がよく表れるので労働者総数のグラフと社会福祉に限定したグラフを作成してみた。

次頁図4・図5のグラフから見ると、外国人労働者の割合はインドネシア、ベトナム、フィリピンの順になっていて、社会福祉（家事・介護）に限定すると、インドネシア人労働者の割

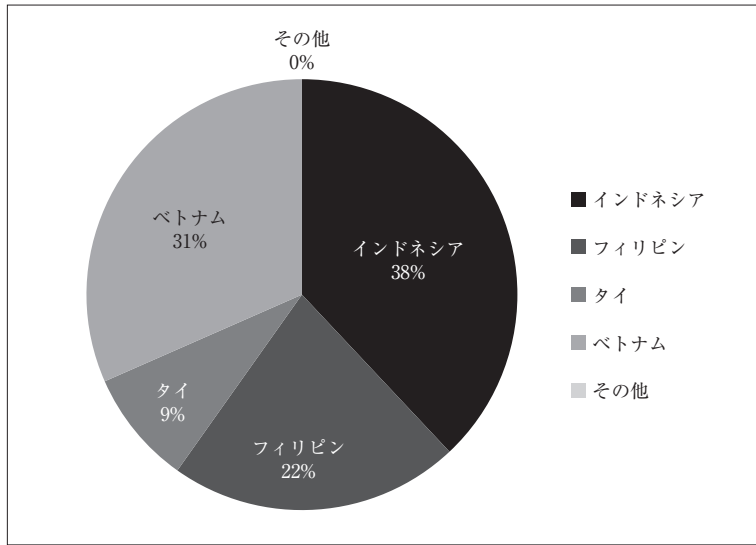


図4：外国人労働者総数の国別割合（2018年）

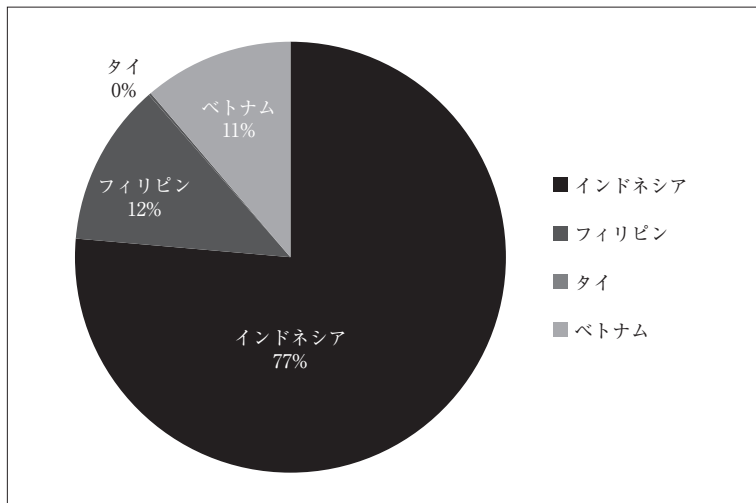


図5：社会福祉（家事・介護）に限定した国別割合（2018年）

合が圧倒的であることがわかる。台湾は高齢化が進んでいる。2019（民国108）年第5週の「内政統計通報」によれば、老化指数（老年人口を幼年人口で割った比率）は2008（民国107）年末の61.51から年を追うように増大し、2017（民国106）年2月には100を突破し、2018（民国107）年末には112.64に至ったという²²。台湾で介護要員が不足する原因がこの数字から見てとれよう。

5.3 外国人労働者数の国別推移

2019（民国108）年第5週の「内政統計通報」には、2012年末から2018年末までの外国人労働

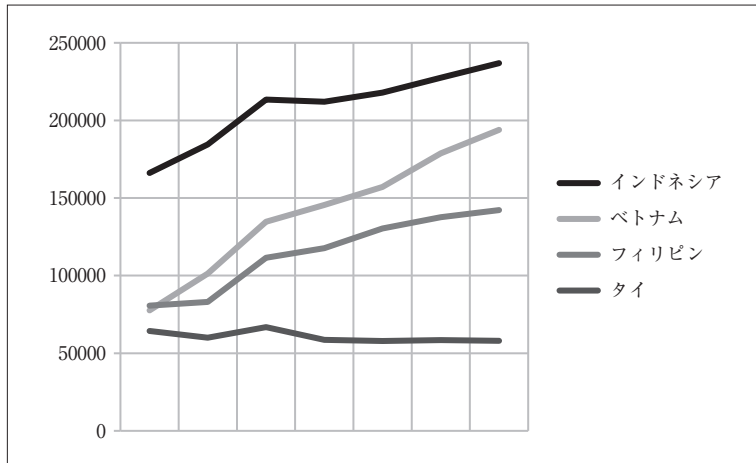


図6：2012年末から2018年末までの外国人労働者数の国別推移

者数の国別推移も表で示されている。これを図6にグラフにして示そう。2019年第5週発行のデータなので、年別としては2018年末が最新となる。グラフから見る限りでは、外国人労働者数の伸びはベトナムとインドネシアが著しく、フィリピンがこれに次ぐ。

さて、ここで本章の内容をざっとまとめてみよう。台湾の外国人労働者はインドネシア、ベトナム、フィリピンなどからの労働者によって担われており、「3K」や家事介護といった「社福」はその多くを外国人によって担われている。「社福」（家事・介護）だけとってみれば、インドネシアからの労働者の割合が圧倒的に多い。前節（5.1）でみたように国内で不足する労働、つまり「3K」「社福」など台湾人がやりたがらない労働を外国人労働者が担っている。国別ではインドネシアが最多でベトナムがこれに次ぐ。

6. 多元文化をささえる政策

本章では台湾の多元文化をささえる政策のいくつかについて述べていく。台湾では学校教育や図書館などの行政サービスが多元文化をささえている。婚姻に伴う新住民については、対応の過程を踏み出しはじめたところといえるだろう。以下それを見ていきたい。

6.1 國民中小學九年一貫課程綱要

教育部の國民中小學九年一貫課程綱要は2003（民国92）年に交付され2012（民国101）年5月に最終改正されたものである²³。その語文（言語）部分をそのまま記せば、國語、英語、閩南語、客家語、原住民族語に分かれている。

「國語」部分の基本理念の筆頭には「本国の言語と文字を学生が正確に理解し瞬時に反応できる力を育てる²⁴」と書かれている。次に「閩南語」部分の基本理念筆頭には「閩南語を学生が探求熱愛する興味・態度を養い主体的に学習する習慣を育てる²⁵」とある。

次に「客家語」だが、基本理念筆頭には「客家文化を学生が熱愛し主体的に客家語を学ぼう

とする興味と習慣を育てる²⁶」と「客家文化」が全面に出てきているところが他と異なる。

最後に「原住民族語」だが基本理念の第一に「多元文化の理念」「各民族言語の尊重」「原住民族言語教学の実施」「相互理解の促進」「社会全体の調和ある発展の基礎構築」をかかげている²⁷。「多元文化」や「民国言語の尊重」「相互理解の促進」等、他の言語の方針と異なっている箇所が鮮明である。

6.2 十二年國民基本教育實施計畫

「國民中小學九年一貫課程」の後を補うものとして策定されたのが2017年10月の「十二年國民基本教育實施計畫²⁸」で、全面実施の具体的目標は2014年8月から2020年7月が予定されている。2018年3月の「十二年國民基本教育課程綱要 國民中小學 語文領域 一新住民語文²⁹」は「新住民」にまで対象を拡げているところに特徴がある。以下にその基本理念の一部を訳出してみる。

台湾は多言語多属群多文化の社会である。グローバルな国際化の趨勢により東南アジア各国やその他の国から来た新住民はすでに台湾社会の重要な構成員となっている。新住民語分課程の開設内容は「十二年國民基本教育課程綱要總綱」に依拠し、目下婚姻移民とその子女の人数が最多であるベトナム、インドネシア、タイ、ミャンマー、カンボジア、フィリピン、マレーシア等7か国の公用語をまず開設し、その後新住民子女の人数に変化があった場合、教育部は課程の開設語種と開設数を調整することができる。

このように台湾の学校教育時は新住民とその子女に対応した政策をとりはじめている。

6.3 多元文化に対応した図書館

台北市立図書館のウェブサイト³⁰によると、その9階に、多元文化資料センターがある。その説明文を不適切な部分も含む和訳と原文を比較参照しつつ筆者なりにまとめると、下記の通りになる。

- 公共図書館は「異なる文化間の対話を促進し文化多様性の伸長をサポートする」という使命を負っている。
- 「多元文化資料センター」を設置し多元文化の価値を顕彰し、多元族群の閲覧のニーズに応え、国内外各族群に関する豊富な娯楽・学習リソースを提供する。

9階の平面図には「ベトナム」「ミャンマー」「インドネシア」「マレーシア」「フィリピン」「タイ」「インド」「韓国」「中国語」の各「図書資料コーナー」と「視聴覚資料閲覧コーナー」「台湾原住民族資料専用コーナー」が設けられていることから、台湾の原住民族以外に台湾に居住する新住民の人たちをターゲットにしていることがわかる。

同様のサービスは高雄市立図書館にもあって、「多元文化服務」とよばれている³¹。

台湾最多の人口を誇る新北市（旧台北県）の市立図書館では、新住民の多い地域対象に、東南アジアの雑誌等を届け地元の小学校で閲覧できるようにする取り組み「家郷報刊快遞便、母語圖書歡樂送」を行っている³²。

7. 結論

本稿において筆者は、1章で台湾の族群について述べ、河洛族群、客家族群、台湾原住民族、戦後移民、新住民といういささか政治性を帯びた区分けを紹介した。明示されてこそいないが、この族群の中に外国人労働者は含まれていない。

2章では法律等に見える多様な族群への配慮をとりあげた。関係する法律の中には最近改正された法律や最近新たに制定された法律も含まれているので、本稿執筆時点（2019年10月）までの最新情報を紹介することができた。

3章では新住民についてとりあげ、中国本土や香港マカオ地区などの中華圏に次いでベトナム人との婚姻が多いことを具体的に示すことができた。

4章では高等教育機関への進学率に着目して原住民族と非原住民族との格差について考え、原住民族の大学・専門学校への進学率こそ原住民族の全人口に占める割合に近づいてきているものの、大学院生についてはまだまだ遠く及ばないことを具体的に示した。

5章では外国人労働者について述べ、台湾人のやりたがらない労働、3K労働や介護などを外国人労働者が支えていることを具体的に示し、6章では多元文化を支える政策について触れ、既存の族群への配慮はもちろん、婚姻によって台湾に来た新住民への対応も最近はなされつつあることを示すことができた。

外国人労働者について最後に述べる。彼らの出身国は婚姻によって台湾に来た新住民と重なる部分がある。さまざまな方法で労働期間を更新したとしても、就労期間の上限を迎えれば帰国せざるをえないシステムになっていることから、外国人労働者が台湾の多元文化主義の恩恵に浴することは少ないと考えられる。

多元文化を標榜する台湾の社会は、その恩恵に浴することのない外国人労働者によって支えられている。これが本稿の結論である。

注

- 1 譚光鼎2002、黃樹民・章英華2010、楊武勳2015、謝世忠2017、詹素娟2019など枚挙にいとまがない。
- 2 <https://www.ey.gov.tw/state/99B2E89521FC31E1/2820610c-e97f-4d33-aa1e-e7b15222e45a>
- 3 「ホーロー人」と呼び慣わすことも多いが、ここはサイトの漢字表記に従った。
- 4 http://www.museum.org.tw/symu_jp/index.htm
- 5 <https://www.lawbank.com.tw>
- 6 細かなちがいはあるが中国本土の“普通话”に相当する言語を台湾では「國語」とよぶ。ただし、本稿における漢字表記は常用漢字に従う。
- 7 中国本土の閩南語とのちがいを重視して“ホーロー語”と呼ぶこともある。
- 8 「移行期の正義」（轉型正義）の詳細はたとえば下記を参照されたい。
<https://www.rti.org.tw/news/view/id/2014509>
- 9 <https://www.immigration.gov.tw/5382/5385/7344/70395/143257/>

- 10 行政院の「國情簡介」にも同じ記載がある。URLは注1と同じ。
- 11 <https://www.immigration.gov.tw/5382/5385/7344/7350/8887/>
- 12 同性婚のデータもあるが、サンプル数に鑑みて今回は異性婚のみの表を作成した。
- 13 国・地域の漢字表記は台湾での慣例にならった。以下表・グラフともこれに同じ。
- 14 同じく今回は異性婚のみの表を作成した。
- 15 https://www.moi.gov.tw/files/news_file/107年第3週内政統計通報_原住民人口.pdf
- 16 計算の合わない部分が見つかったので106学年度のデータの使用は見合わせた。
- 17 <http://www.ns.org.tw/download.asp>
- 18 条文の検索にはこちらも <https://www.lawbank.com.tw> を使用した。
- 19 <https://www.wda.gov.tw/cp.aspx?n=1C6028CA080A27B3>
- 20 <https://www.wda.gov.tw/Default.aspx> から外籍勞工工作資格及規定を検索すると情報が得られる。
- 21 <http://statdb.mol.gov.tw/html/year/year07/313050.htm>
- 22 https://www.moi.gov.tw/files/site_node_file/7917/108年第5週内政統計通報_老化與扶養.pdf
- 23 教育部主管法規查詢系統により改正日確認。<https://edu.law.moe.gov.tw/index.aspx>
- 24 <https://cirn.moe.edu.tw/Upload/file/570/67079.pdf>
- 25 <https://cirn.moe.edu.tw/Upload/file/586/67231.pdf>
- 26 <https://cirn.moe.edu.tw/Upload/file/996/67240.pdf>
- 27 <https://cirn.moe.edu.tw/Upload/file/996/67240.pdf>
- 28 https://www.edu.tw/News_Content4.aspx?n=D33B55D537402BAA&sms=954974C68391B710&s=37E2FF8B7ACFC28B
- 29 <https://cirn.moe.edu.tw/Upload/file/26016/51157.pdf>
- 30 <https://tpml.gov.taipei/Default.aspx>
- 31 <https://www.ksml.edu.tw/tour/Details.aspx?Parser=13,3,25,,,12>
- 32 <https://www.library.ntpc.gov.tw/htmlcnt/f99b3f17d6c54479a2397d35f934e0c4>

【参考文献】

- 譚光鼎2002. 『臺灣原住民教育—從廢墟到重建』。台北：師大書苑。
- 黃樹民・章英華（主編）2010. 『臺灣原住民政策變遷與社會發展』。台北：中央研究院民族學研究所。
- 行政院原住民族委員會2013. 『100學年度原住民族教育調查統計』。台北：行政院原住民族委員會。
- 楊武勳2015. 「台湾における原住民族の権利獲得運動の到達点と課題—2000年代以降の状況を中心に—」、『国際教育』21巻。
- 謝世忠2017. 『後《認同的汚名》の喜涙時代：臺灣原住民前後臺三十年 1987-2017』。台北：玉山社。
- 詹素娟2019. 『典藏台灣史（二）台灣原住民史』。台北：玉山社。

ツェランによるランボー「酔っばらった船」 ドイツ語訳

シェストフ『ゲッセマネの夜—パスカルについて』との関連

國 重 裕

▶キーワード

ランボー、ツェラン、
バッハマン、ハイデガー

はじめに

1957年7月から8月にかけて、パウル・ツェラン Paul Celan (1920-70) はアルチュール・ランボー Arthur Rimbaud の名作「酔っばらった船 Le Bateau Ivre」のドイツ語訳を試みる。完成後、出版の可能性をめぐって、出版社や友人に多くの手紙を書いている¹。結局ツェランによるランボーの独訳は雑誌に掲載された後、インゼル社から仏独対訳の体裁で刊行された。

「酔っばらった船」の独訳は、ツェラン研究の中でさほど注目されてこなかった。ツェランとランボーは、詩人としての気質があまりに違うこと、またランボーの独訳の直後、1958年から彼が手がけたマンデリシュタムやブローク、イエセーニンといったソ連の詩人の翻訳の方が、当時のツェランの仕事に大きな影響を与えたことがその理由としてあげられる。ユダヤ人であり、また過酷な全体主義体制に迫害されたソ連の詩人たちにツェランはみずからの運命を重ねあわせた節があり、とりわけ詩集「誰もいない者の薔薇」(1963)には詩人マンデリシュタムの存在が濃厚に揺曳している。

たしかにランボーの翻訳だけを一つだけ切り取って、ツェランの詩作にとっての意義をいたずらに強調することは、ツェラン解釈にいらぬ歪みをもたらしかねない。この点は「酔っばらった船」のあとに彼が取り組んだヴァレリーの「若きパルク」の翻訳についてもあてはまる。

一方で、ツェランは生地チェルノヴィッツで暮らしていた高校生時代からランボーの詩に親しんでいたことが知られている²。ツェランについてはじめて博士論文を書いたジャン・フィル

ジュが、パリにツェランを訪ねたときも、いま自分が取り組んでいるのはハイデガーとランボーだと語ったといわれている³。それゆえ「酔っぱらった船」を出発点として、1960年のビューヒナー受賞講演「子午線」として結実するツェランの詩学について考察することは、あながち牽強付会に過ぎるというわけでもあるまい。逆にランボーに焦点を絞ることで、パスカルやバッハマンとの関係について新たな知見をもたらすことになるだろう。「芥子と薔薇」「ことばの格子」を発表し、詩人としての地歩を築きながら、フランスで、シムノンの「メグレ警視シリーズ」や映画の字幕（その中にアラン・レネ監督「夜と霧」も含まれる）の翻訳などで生計を立てていたツェランが、「誰でもない者の薔薇」へと作風を展開する過渡期に、ランボーが果たした役割を過小評価すべきではない。

本論では、まずツェランのランボー訳を、当時存在していた他のドイツ語訳と比較し、ツェラン訳の特徴を挙げる（第1章）。つぎにツェランの「子午線」の草稿を通し、パスカル、ハイデガーとの接点をあきらかにする（第2章第1節、第2節）。そのキーワードは（とりわけメタファーの）「Dunkelheit」である。Dunkelheitとは、一義的には「暗さ」を意味するが、同時に現代詩の「難解さ」を示唆する。第3節では、ツェランの「子午線」がバッハマンの学位請求論文『マルティン・ハイデガーの実存哲学の批判的受容』と呼応関係にあるのではないかという仮説を述べる。その際、「酔っぱらった船」のドイツ語訳が掲載された雑誌『Ariadne アリアドネ』（1925）に触れることになるだろう。

1. ランボー「酔っぱらった船」

ツェランがランボーのドイツ語訳を思い立ったくわしい理由は、管見の限りでははっきりしない。いま挙げた雑誌『アリアドネ』を手にしたことがきっかけになったのかもしれない⁴。

当時の書簡をみるかぎりツェランは自分のドイツ語訳に並々ならぬ自信を抱いていた⁵。事実、書評をみると、高い評価を得ていたことがわかる⁶。先行研究であるオルシュナー、ハーブッシュともランボーの独訳の位置づけについて、さほど重きを置いていない。そこでまずツェランによる「酔っぱらった船」のドイツ語訳と、他の翻訳家・詩人によるドイツ語訳とを比べてみたい⁷。最初にInsel社から現在刊行されているフランス語の原文を、ツェランの訳詩の対訳版にしたがって引用し、つぎに宇佐美斉による邦訳、そしてツェランとその他の独訳の順で掲げる。

1-1. 「酔っぱらった船」冒頭（第1連）

ともづな
艦綱を解き放たれた「船」たる「わたし」が登場する（ハーブッシュはランボーにとって海は詩のメタファーであるとする⁸）。ランボーがこの詩を朗読した際にテオフィール・バンヴィルに「わたしは船のように」とすればいいと助言され、一笑に付した逸話は有名である。「ランボーの独創は、ダイナミックな『船＝話者＝見者』の案出であった。冒頭の四行で読者はまず、この船が乗組員たちの操縦から完全に自由になっていることを知らされる⁹。」テオ・ブックは動詞descendre（降りる）に、オルペウスやダンテらが別の世界（黄泉の国）へと下っていく詩人と詩作に関する類型を、ランボーも踏襲していると指摘する。ブックによれば、この類型を

踏まえ、「下る」という方向性を強調するために、ツェランは hinab を文頭に据えたという¹⁰。しかしわたしが注目したいのは、ツェランが主語 ich を明示している点である。他のドイツ語訳と比べれば、ツェランが「わたし」を強調していることがわかる。冒頭 2 行で多用されている f 音の滑らかさと ch という摩擦音の対比が「わたし ich」を際立たせている。

Comme je descendais des Fleuves impassibles,
Je ne me sentis plus guidé par les haleurs :
Des Peaux – rouges criards les avaient pris pour
cibles
Les ayant cloués nus aux poteaux de couleurs.

平然として流れる大河を下ってゆくほどに
船曳きに導かれる覚えはもはやなくなった
甲高く叫ぶインディアンが色とりどりの柱に
彼らを裸のままに釘づけにして弓矢の標的にしてしまった

J'étais insoucieux de tous les équipages,
Porteur de blés flamands ou de cotons anglais.
Quand avec mes haleurs ont fini ces tapages,
Les Fleuves m'ont laissé descendre où je voulais.

フランドルの小麦やイギリスの綿花を運ぶ船である私は
あらゆる乗組員どものことにもはや無頓着だった
船曳きがいなくなるのと同時にあの喧騒も収まってしまい
大河は私の望むがままに流れを下りゆかせた

Klaus L. Ammer (1907)

Ich kam die reißenden Flüsse heruntergeschwommen,
da fehlen die Schiffszieher mit einem Mal:
Rothäute, schreiende, hatten sie sich zu Scheiben
genommen
und nackt sie genagelt an den Marterpfahl.

Da scherte ich weiter mich nicht um die Warten:
englische Wolle und flämische Saat,
ließ Schiffszieher samt allem Rummel fahren
und vom Strome mich treiben, wo ich wollte grad.

Paul Thun-Hohenstein (1925)

Geruhig ließ der Strom die Wasser treiben.
Mein Schiff glitt frei -die sonst das Schlepptau zogen,
Hingen an bunten Pfählen, krumm gebogen,
Nackt, den Indianern als willkommene Scheiben.

Was kümmert mich Matrosenvolk und Fracht,
Flämisches Korn und englische Gewebe,
Wenn all dies Lärmen schwindet und ich sacht
Zum traumersehnten Meer stromabwärts schwebe...

Paul Celan (1957)

Hinab glitt ich die Flüsse, von träger Flut getragen,
da fühlte ich : es zogen die Treidler mich nicht mehr.
Sie waren, von Indianern ans Marterholz geschlagen,
ein Ziel an bunten Pfähle, Gejohle um sich her.

Ich schere mich den Terfel um Männer und Frachten:
wars flämisches Korn, wars Wolle, mir war es einerlei.
Vorbei war der Spektakel, den sie am Ufer machten,
hinunter gings die Flüsse, wohin, das stand mir frei.

1-2. 「わたし」は一個の他者である (第8連以下)

第8連以降は、航海に出た「酔っぱらった船」を描いた箇所である。ここで「わたしは見る」など、主語を「わたし Je」にした構文がつづく箇所である。ここでは4連のみ引用した。比べてみれば、忠実に「Ich sehe」とするもの以外に、さまざまな独訳が試みられていることがわかる。

Je sais les cieux crevant en éclairs, et les trombes
Et les ressacs et les courants: je sais le soir,
L'Aube exaltée ainsi qu'un peuple de colombes,
Et j'ai vu quelquefois ce que l'homme a cru voir.

私は知っている 稲妻に切り裂かれる空 そして龍巻
砕け散る波と潮の流れを 私は知っている 夕暮れを
一群の鳩のように高揚して舞い上がる暁を
そして私は時折まさかと思われるようなことをこの眼で見た

J'ai vu le soleil bas, taché d'horreurs mystiques,
Illuminant de longs figements violets,
Pareils à des acteurs de drames très-antiques
Les flots roulant au loin leurs frissons de volet!

私は見た 神秘の恐怖にしみをつけられた低い太陽が
薫いろの長い凝固の連なりを照らしているのを
そしてまた古代史を彩る立役者たちのように
大波がはるか遠くで鎧戸の戦きを転がしているのを

J'ai rêvé la nuit verte aux neiges éblouies
Baiser montant aux yeux des mers avec lenteurs,
La circulation des sèves inouïes,
Et l'éveil jaune et bleu des phosphores chanteurs!

私は夢に見た 眩惑された雪が舞う緑の夜
ゆるやかに海の瞳へと湧き上がる接吻を
驚くべき精気の循環を
そして歌う燐光が黄と青に目覚めるのを

J'ai suivi, des mois pleins, pareille aux vacheries
Hystériques, la houle à l'assaut des récifs,
Sans songer que les pieds lumineux des Mariés
Pussent forcer le muflé aux Océans poussifs!

私は従った 何箇月もの間 ヒステリーの牛の群さながらに
暗礁へと襲いかかる大波の後を追って
その時は マリアさまのまばゆい素足が 喘ぐ大洋の鼻面を
押さえつけることができるとは思いもしなかった

Celan

Ich weiß, wie Himmel bersten, ich kenn die Dämmerungen,
die Strömung und die Dünung, die Woge, die sich bäumt,
die Früh –verzückt wie Tauben, die sich emporgeschwungen,
und manchmal sah mein Auge, was Menschenauge träumt.

Ich sah die Sonne hängen –mytisch geflecktes Grauen,
und violet, geronnen, Leuchtstreifen, endlos weit,
und sah die Fluten schaufeln und groß die Bühne bauen,
ein Schauspiel sah ich spielen, das alt war die Zeit!

Im Traum sah ich die Schneenacht, die grüne, sich erheben:
ein Kuß stieg zu Augen der Meeres-Au empor.
Ein Kreisen wars von Säften, ein unerhörtes Weben,
und blau und gelb erwachte der singende Phosphor!

Ich folgt und folgt der Horde von woldgewordnen Kühen:
der See, die Klippen stürmte, folgt ich auf ihrem Ritt.
Vergessen wart ihr, Füße der leuchtenden Marien:
hier keuchten Meeresmäuler –sie schloß kein Heiligentritt!

Paul Thun-Hohenstein

Von dem kein Dichter weiß; und himmelhoch
Sah ich die Sturzsee sich zerbrandend bäumen,
Die Nacht vom Blitz durchzuckt –dann aber zog
Der Morgen auf, schön wie erträumtes Träumen,

Gleich einem Volk von Tauben aufwärts strahlend;
Und wieder sah ich tief die Sonne stehn,
Mit mytischem Violett den Himmel malend,
Erglühnden Phosphors blau und gelbe Flüsse.

Und Wochen gingen hin, dieweil ich starrte,
Wie sich die Flut, von Milch und Schaum ein Meer,
Am weißen Felsgeklüfte selber narrete . . . —
Vorbei! Und neue Wunderküsten her!

Ammer

Nun sah ich Himmel in Blitzen zerreißen,
sah Strömungen, Wasserhosen, tote Seen,
sah Morgendämmern, in Aufruhr wie das Kreisen
erschreckter Tauben, sah, was noch keener gesehn.

Träume von grünen Nächten mit Schnee, die sich sacht
wie Küsse aufs Auge des Meeres legen,
sah niegeschauter Säfte Weben und Regen,
erwachenden Phosphors blaugelbe Pracht.

Sah durch Monate, wie gleich hysterischen Brüsten
die Wellen die Riffe im Angriff umsprangen,
sinnlos, und wie die leuchtenden Küsten
den Rachen des stürmenden Ozeans bezwangen.

「本篇の語り手の『私』には、いわゆる『見者の手紙』に開陳されるランボー固有の自我論が深く関わっている。これに伴い、表題の付加語形容詞 IVRE が意味するところは、『あらゆる感覚の、長い間の、大がかりな、そして合理的な狂乱化』の結果である。つまり主人公は『酔っぱらって』はいても決して『酔いどれているのではないのである¹¹⁾』と宇佐美斉がいうとおり、「畳みかけるようにして使われている『私』 Je という主語人称代名詞には、一片の主観性も含まれてはいない。ランボーにとって『私』は、彼じしんの内部と未知の外部とが、はげしくぶつかりあう、いわば出会いの『場』として意識されているのである¹²⁾。」宇佐美の表現を借りれば「自己と対象とを、いきなり出会わせる」のである。

一方、現実と言語の連関をいったん解消し、再活性化するために、メタファーの使用はツェランにとっても重要だった。とくに属格による名詞の結合をこの時期のツェランは多用しており、批評家によって「奇抜かつ難解である」と批判的になっていた。しかしツェランが新奇な表現を取り入れたのは、第二章で詳しくみるとおり、詩作品のなかで現実と芸術の関係、言葉と詩作の関係そのものを問いなおそうとしたからである。

ランボーは、旧師イザンバール宛の手紙で、「私が考える」は誤りであり「私において誰かが思考する On me pense」というべきであると述べ、つづけて「私は一個の他者なのです。木切れがヴァイオリンになっているのに気がついたからって、どうにかなるものではありません Je est un autre. Tant pis pour bois qui se trouve violon」と断言するのである¹³⁾。

「酔っぱらった船」が「見者」であると考えれば、ランボーがいま引用した四連以下でも主語 Je と動詞という構文を繰り返したのは、いわゆる「思考する自我」ではなく三人称的な「他者たる自我」である「私」を強調する狙いがあったと考えるのが妥当であろう。それゆえ、他の独訳者が繰り返しを避け、構文を工夫してメリハリを付けているのに対し、ツェランがあくまで反復をいとわず、ランボーと同じ構文を踏襲しているのは、理にかなっている（パウル・

ツェヒ Paul Zech による独訳も、ツェランと同じように文頭に主語 Ich を据える構文を反復させている)。

ふたたび宇佐美のランボー研究に依ると、「『酔いどれ船 (ママ)』の『私』は、錯乱に身をゆだねたランボーの『他者』である。ランボーの『私』⇔ランボーの『他者』⇔『酔いどれ船』の『私』、このような三重の内部構造を把握した上ではじめて、『酔いどれ船』の『私』が作者の『私』の仮構的な転移である、とすることができる¹⁴。」ツェラン以外の訳者のように「私」を詩行のなかに分散させてしまつては、ランボーの詩の中で果たす「私」の役割への注意が逸れてしまうおそれがあったのだ。

1-3. 結尾部 (第21連以下)

他の独訳と較べると、ツェランが原文にある「おまえ tu」を忠実に活かそうとする翻訳をしていることが目立つ。さかのぼって23連をみると、ツェランのみが「錨」などに対して「おまえ」と呼びかけている。(下線の点線は引用者による。以下同じ)

J'ai vu des archipels sidéraux! et des îles Dont les cieux délirants sont ouverts au vogueur: —Est-ce en ces nuits sans fonds que tu dors et t'exiles, Million d'oiseaux d'or, ô future Vigueur?	私は見た 星の群鳥を そして航海者に 錯乱に陥った空を開示する鳥々を —おまえは眠りそして隠れ住むのか あの底の知れない夜 のうちに 無数の金の鳥たちよ おお 未来の生氣よ
Mais, vrai, j'ai trop pleuré! Les Aubes sont navrantes. Toute lune est atroce et tout soleil amer: L'âcre amour m'a gonflé de torpeurs enivrantes. Ô que ma quille éclate! Ô que j'aïlle à la mer!	それにしても 私はあまりに泣きすぎた 暁は胸をえぐり 月はすべて耐えがたく 太陽もまた例外なく苦い 刺激のきつい愛が私の全身を陶酔のうちに麻痺させた おお 龍骨よ砕け散れ 海にこの身を沈めるのだ
Si je désire une eau d'Europe, c'est la flache Noire et froide où vers le crépuscule embaumé Un enfant accroupi plein de tristesse, lâche Un bateau frêle comme un papillon de mai.	私が渴望するヨーロッパの水があるとすれば それは黒々とした冷たい森の水たまりだ そこではかくわ しい匂いのする夕暮れに 悲しみに胸をあふれさせてうずくまるひとりの少年が 五月の蝶さながらのたおやかな小舟をそっと放ちやるのだ
Je ne puis plus, baigné de vos langueurs, ô lames, Enlever leur sillage aux porteurs de cotons, Ni traverser l'orgueil des drapeaux et des flammes, Ni nager sous les yeux horribles des pontons.	おお 波よ おまえの倦怠に浴してしまった私には もはや不可能だ 綿花を運ぶ船につき従うことも 旗や吹流しの驕慢を横ざることもしてまた 廃船の恐ろしい監視の下で航海をつづけることにも

Celan

Und ich sah Inselsterne, sah Archipele ragen,
darüber Fieberhimmel –das Tor der Wanderschaft!
-Hats dich dorthin, ins Nächtige und Näschtigste verschlagen,
du goldnes Vogeltausend, du künftige, du Kraft?

Doch wahr, genug des Weinens! Der Morgen muß enttäuschen.

Ob Nacht – , ob Taggesterne, keins, das nicht bitter wär:
ich schwoll von herber Liebe, erstarrt in Liebesräuschen –
O du mein Kiel, zersplittre! Und über mir sei, Meer!

Und gäb es in Europa ein Wasser, das mich locket,
so wars ein schwarzer Tümpel, kalt, in der Dämmernis,
an dem dann eins der Kinder, voll Traurigkeiten, hockte
und Boote, fallerschwache, und Schiffchen segeln ließ'.

Wen du umschmiegt hast, Woge, um den ist es geschehen,
der zieht nicht hinter Frachtern und Baumwollträgerin her!
Nie komm ich da vorüber, wo sich die Fahnen blähen,
und wo die Brücken glotzen, da schwimm ich nimmermehr!

Walter Küchler (1955)

Ich, der ich zitterte, hört ich ächzen vom Weiten
Der Behemote Brust, den Maelstrom, dicht und schwer,
Ich, ewiger Segler blauer Unbeweglichkeiten,
Ich seh'n mich nach Europas alter, enger Wehr.

Ich durfte Sternenarchipele, Inseln schauen,
Wo offner Himmel Glut dem Wanderer sich erhellt:
Schläfst du, verbannt, in dieser Nächte tiefem Grauen,
Goldner Vögel Millionen, o Zukunftskraft der Welt?

Ich hab zuviel geweint. Weh tun die Morgenhellen,
Wahr, jeder Mond ist bö's und jede Sonne Leid.
Die bitter Liebe ließ zu starrem Rausch mich schwellen.
Oh! bräche doch mein Kiel! O Meer, ich bin bereit!

Wenn in Europa ich ein Wasser noch begehre,
Ist es das kalte, schwarze Loch, in das hinein
Ein Kind, in der Dämmerung, gebückt, voll Leid und Schwere,
Ein Schiffein setzt, zart, wie ein Schmetterling im Mai'n!

船は竜骨が折れ、廃船の憂き目にあおうとしている。第1節で触れたとおりのブックは、オルペウスやダンテといった黄泉の国へ降る伝統的な詩人像とは対照的に、詩人の挫折を描いている、とこの詩を解釈したうえで、ツェランの訳詩をランボーの詩学に忠実なものとして賞讃しているが、むしろみずから「おまえ」と呼びかけている点にこそ、着目すべきだろう。他のドイツ語訳のみならず、「おお…」とのみ記されているランボーのフランス語の原詩から一歩踏みこんだ、あるいは逸脱したツェランの解釈が反映された箇所だからだ。この「おまえ」に対する呼びかけ、あるいは呼びかけられた相手 Gegenüber の顕現によって、はじめて「私」が生成するという回路が「子午線」で明確に打ち出されていることを考えれば、ランボーの詩の独訳における呼格の処理の仕方は意識的なものであり、ブーバーの『我と汝』と同様、ツェランの詩作と密接につながっていると考えられる。

2. 「子午線」

「子午線」とのつながりで、ツェランにとってのランボー独訳の意義を考察するという主旨に即し、ここまで見てきた三つの箇所から、ツェランの「酔っぱらった船」独訳の特徴をふたつにまとめる。「わたし Ich」と「おまえ Du」の対比が際だたされていることが、まずひとつ。そしてこの「わたし Ich」が際だつような構文が目立って採用されていること、これがもうひとつである。

ハーブッシュは、「子午線」における「わたしの遠さ Ich-Ferne」とつながっていることを指摘している（そして、この Ich-Ferne は、ハイデガーを想起させる用語でもある。）自己を喪失することで、現実中存在する言語とは別の言葉 Sprache で語ることが可能となり、それにより他者に語りかけることが可能になるのだと彼女はいう¹⁵。「未知のわたし」を獲得する過程を詩において描いた「酔っぱらった船」のランボーは、彼に先立つロマン派の詩人たち— 靈感を受けて詩作する— から訣別しただけでなく、語りの主体たる「詩人」の特権を維持しようとしたマラルメの詩学も否定しているといえる¹⁶。

Harbusch は芸術における自己忘却 Selbstvergessen により、事物についてのまったく異なる言語を獲得しようとする点に、現実そのものではなく、現実と詩の関係を詩のテーマにした点、芸術のための芸術を拒否した点に、ランボーとツェランの共通項を見ている¹⁷。

このようなランボーの詩学は、ツェランと親和性があったように考えられる。ツェランは「子午線」の中でつぎのように言明しているのだから。

Wer Kunst vor Augen und im Sinn hat, (-) der ist selbstvergessen. Kunst schafft Ich-Ferne. (-) Vielleicht -ich frage nur-, vielleicht geht die Dichtung, wie die Kunst, mit einem selbstvergessenen Ich zu jenem unheimlichen Ort? Doch womit? Doch als was? -wieder frei?
(GW3-193)

Dichtung: das kann eine Atemwende bedeuten. Wer weiß, vielleicht legt die Dichtung den Weg -auch den Weg der Kunst - um einer solchen Atemwende willen zurück? Vielleicht gelingt es ihr, da das Fremde, also der Abgrund *und* das Medusenhaupt, der Abgrund *und* die Automaten, ja in einer Richtung zu liegen scheint, -vielleicht gelingt es ihr hier, zwischen Fremde und Fremd zu unterscheiden, vielleicht schrumpft gerade hier das Medusenhaupt, vielleicht versagen gerade hier die Automaten - für diesen einmaligen kurzen Augenblick? Vielleicht wird hier, mit dem Ich - mit dem *hier* und *solcherart* freigesetzten befremdeten Ich, -vielleicht wird hier noch ein anderes frei?
(GW3-195f.)

2-1. シェストフ「ゲッセマネの夜—パスカルについて」とハイデガーの影

詩的自我の攪乱、「わたしの遠さ」、自己忘却について、ツェランは「子午線」で、上で見た通り、詩作が行われる「場」として述べている。けれどもそこは「深淵」として形容される。

Meine Damen und Herren, es ist heute gang und gäbe, der Dichtung ihre „Dunkelheit“ vorzuwerfen. (—) Erlauben Sie mir, hier ein Wort von Pascal zu zitieren, ein Wort, das ich vor einiger Zeit bei Leo Schestow gelesen habe: „Ne nous reprochez pas le manque de clarte puisque nous en faisons profession!“- Das ist, glaube ich, wenn nicht kongenitale, so doch wohl die der Dichtung um einer Begegnung willen aus einer-vielleicht selbstentworfenen-Ferne oder Fremde zugeordneten Dunkelheit. (GW3-195)

これを読めば、シェストフのパスカル論が「子午線」の詩論の起点として引用されていることがわかる¹⁸。それでは、シェストフのパスカル論とはどのようなものだったのか。

『ゲッセマネの夜』は、自身もキリストの苦悩に到達できるまでは、決して眠るまいと決心した人間パスカルの世界観を描いている。アリストテレスや近世の西洋哲学が頼みとする理性も、いわんやローマ教会の決定も根拠にならぬ。もちろん、神が創られたものを、人間が理性によって認識できるはずもない。こう見做すパスカル。ふつうの人がしっかりとした大地 Erde を足元に望み、見ようとしないう「深淵 Abgrund」に、パスカルは向き合ったのだ¹⁹。このパスカルが見出した信念こそ、ツェランが繰り返し引用した件の科白なのである。「理性なるものが僭称するものすべてを信じないと決め、光に満ちた地を去ったのだ。なぜなら光は虚偽を明るみに出すから……Qu'on ne nous reproche pas le manque de clarté, car nous en faisons profession²⁰」

ツェランが読んだシェストフのドイツ語訳を引用しよう²¹。

Jetzt wird man nur jene als richtig Suchenden erkennen können, die « cherchent en gémissant ». Dann es ist auch der Abgrund, den Pascal nicht loswerden konnte, und seine wahnsinnige Angst vor diesem Abgrund erwünscht er als fester Boden unter den Füßen und Geistesruhe. Nur das Entsetzen, das ein Mensch empfindet, wenn er merkt, daß er keinen festen Boden mehr unter den Füßen hat, und daß er in einen bodenlosen Abgrund versinkt, vermag ihn zu dem „wahnsinnigen“ Entschluß zu bringen, das „Gesetz“ abzulehnen und im Widerspruch gegen alle anerkannten Wahrheiten zu handeln. Darum spricht Pascal in seinen „Pensées“ so viel von den entsetzlichen Bedingungen unseres irdischen Daseins.²²

くりかえすが、無根拠という深淵をまえに、自分の思考を打ち建てようとするパスカルの姿が描かれているのである。そして、ここでツェランの詩学に強い影響を与えたもうひとりの思想家の姿が浮かびあがる。その思想家とは、マルティン・ハイデガーである。

2-2. ハイデガー

ツェランとハイデガーの関係を論じたアドリエン・フランス＝ラノーとジェイムズ・ライアの浩瀚な研究書には、ツェランがハイデガーのどの著作をいつ読んだかのみならず、書き込みの有無についても一覧表が附されている。ツェランとハイデガーの個人的な交流は1950年代にはまだ行われておらず、オットー・ペゲラーや出版社を介してのものにとどまっていた。ツェランがハイデガーとの個人的接触をためらった理由として、ライアはハイデガーのナチスへの加担、そしてこの件に関する言及を戦後行っていないことを挙げている²³。

ここではツェランがランボーを独訳していた時期に読んでいたというハイデガーの「根拠の本質について」「形而上学について」との比較を行う。これらの著作でハイデガーは、「存在 Sein」からではなく「無 Nichts」から形而上学を構築することができるかと問うている。これがいまみたシェストフのバスカル論と、ツェランの目から見て関連しているように映ったとしても不思議はない。

1958年のブレーメン文学賞につづき、1960年ツェランはビューヒナー賞を受賞した。この時の受賞講演が「子午線」である。ビューヒナー賞受賞講演の通例として、ビューヒナーや彼の作品への言及が数多くみられるのは当然のことだが、ブレーメン文学賞受賞講演と同じく、ハイデガーを意識した表現も目につく。

近年ツェランの二種類の批判校訂版全集が刊行され、ツェランのメモやノートが活字として読めるようになった²⁴。これらの全集を読むと、1960年に「子午線」として結実する彼の詩学は、もっとはやい時期から胎動をはじめていたことがうかがい知れる。ブレーメン文学賞、あるいはビューヒナー賞受賞をきっかけに、詩想が文章化されただけで、もっと早い時期のツェランの詩学の萌芽をメモから読みとることができるのである。

「子午線」とハイデガーの関係についてはすでに多くの先行研究が存在する。筆者も何度かこの話題で論を立て、口頭発表も行ってきた。そこで本論では最小限の言及にとどめることにする。ハイデガーの「形而上学とは何か」では「無 Nichts」について冒頭、以下のように語られる。

Die Ausarbeitung der Frage nach dem Nichts muß uns in die Lage bringen, aus der die Beantwortung möglich oder aber die Unmöglichkeit der Antwort einsichtig wird. Das Nichts ist zugegeben. Die Wissenschaft gibt es, mit einer überlegenen Gleichgültigkeit gegen es, preis als das, was "es nicht gibt".

Gleichwohl versuchen wir, nach dem Nichts zu fragen. Was ist das Nichts? Schon erste Anruf zu dieser Frage zeigt etwas Unmögliches. In diesem Fragen setzen wir im vorhinein das Nichts als etwas an, das so und so "ist" -als Seiendes.

Die Hineingehaltenheit des Daseins in das Nichts auf dem Grunde der verborgenen Angst macht den Menschen zum Platzhalter des Nichts. So endlich sind wir, daß wir gerade nicht durch eigenen Beschluß und Willen uns ursprünglich vor das Nichts zu bringen vermögen. So abgründig gräbt im Dasein

die Verendlichung, daß sich unserer Freiheit die eigenste und tiefste Endlichkeit versagt.

Die Hineingehaltenheit des Daseins in das Nichts auf dem Grunde der verborgenen Angst ist das Übersteigen des Seienden im Ganzen: die Transzendenz.

ツェランは「形而上学とは何か」を、まさにランボオの独訳をした時期に読んでいたことを考えれば、シェストフが描くパスカルにとっての「無」と、哲学者ハイデガーが論じる「無」が交叉する場で、ランボオが読まれ、「子午線」へと結実する詩学が熟成していったことがわかるのである。

ハイデガーが「形而上学とは何か」、「根拠の本質について」において、無について、そして根拠 Grund／深淵 Abgrund について加えた考察については、先ほどの引用で示したとおりである。

Sein und Nichts gehören zusammen, (...) weil das Sein selbst im Wesen endlich ist und sich nur in der Transzendenz des in Nichts hinausgehaltenen Daseins offenbart. (GW9-120)

ところで、先に引用した「子午線」の一節には「暗さ／難解さ Dunkelheit」という語が現われる。難解さ、暗さを示す Dunkelheit にツェランが言及する際、詩が秘教的な難解さと関連づけて、現代詩の特徴について述べている。彼の作品を、「超現実主義的な難解な比喻を用いる詩人」として批判していたギュンター・ブレッカーらの批評家のみならず、マニエリズムの系譜につながる一人として評価していたグスタフ＝ルネ・ホッケ「マニエリズムの精神」、あるいはフーゴー・フリードリヒ「抒情詩の構造」を意識していたと思われる²⁵。そして、言葉の錬金術的な、難解な比喻を用いた詩を書いて、後の世代の詩人に大きな影響を与えたのが、ほかならぬ「酔っぱらった船」のランボオだった。

ツェランは現代詩が「難解である」という一方的な批判を退けるべく、なにゆえ詩が難解な表現をとらざるをえないかを、草稿の中で書き記している。たとえば1959年8月17日と19日という日付のあるメモ。ここでは、現代詩の難解さと、生の根拠の欠落による暗さが、同じ Dunkelheit という語で蝶番のようにつながれていることがわかる。

Vorstellung und Erfahrung, Erfahrung und Vorstellung lassen mich, in Ansehung der Dunkelheit des Gedichts heute, an eine Dunkelheit des Gedichts als Gedichts denken, an eine konstitutive, kongeniale Dunkelheit also. Mit andern Worten : das Gedicht kommt dunkel zur Welt; es kommt, als Ergebnis radikaler Individuation, als ein Stück Sprache zur Welt, somit, mit d.h. sofern Sprache Welt zu sein vermag, mit Welt befrachtet.

Das Gedicht hat, wie der Mensch, keinen zureichenden Grund. Daher seine spezifische Dunkelheit, die in Kauf genommen werden muß, wenn das Gedicht

als Gedicht verstanden sein soll. Dunkelheit

Vielleicht auch : das Gedicht hat seinen Grund in sich selbst; mit diesem Grund ruht es(s. oben) im Grundlosen.

(改行のずれは、メモのまま：引用者註)

たしかに推敲の過程をみてみれば、dunkelは難解の謂いとして使われている。同時に「無Nichts」あるいは「深淵／底なしAbgrund」（このAbgrundの対義語が「根拠、根底Grund」である）といった語とならべて登場することにも気づく。註18で示したとおり、ツェランにとっての「無」や「深淵」はパスカルの用語でもあることに――学者たちにあずかり知れないものとツェランは但し書きさえつけている――、注意をうながしたい。

2-3. バッハマン

ツェランがハイデガーの哲学に触れたのは、1948年彼が共産主義化が進むルーマニアの首都ブクレシュチからドイツ語圏のヴィーンに逃れてきた時だったとされる。ヴィーンでツェランは一人の哲学科の学生と知り合う。詩人インゲボルク・バッハマンである。彼女はヴィーン大学で、オットー・クラフト教授のもと「マルティン・ハイデガーの実存哲学の批判的受容」を執筆している最中であった。バッハマンの学位論文は、研究史においてそれほど注目されているわけではない。本人の自負とは裏腹に²⁶、哲学の論文としてさして水準が高くなかったからかもしれない。

たしかにバッハマンの論文は、あらゆる哲学的立場からハイデガーを批判するという構成をとっており、この構成自身が彼女も参考文献として利用したヨーゼフ・マリア・ボヘンスキーの著作と同じである。また「ハイデガー批判」といっても、さまざまな立場からのハイデガー批判の書評を集めたもので、よくいえば当時のハイデガー受容を知る上で貴重な業績ではあるが、逆に悪くいえば書評の寄せ集めで、肝腎のバッハマン自身のハイデガー論がほとんど著されていないのだ。ハイデガー自身の著作からの引用もほとんどなく、書評にある文の孫引きである。この論文からバッハマン独自の哲学を読みとることは難しい。学位論文がバッハマン研究で取り上げられることが少ない理由であろう。

ところが、バッハマンが論文で紹介しているハイデガー批判を見てみると、論理実証主義のカルナップ、新カント派のリッカート、現象学のユリウス・クラフト、ゲオルク・ミッシュ、神学者ブルトマンなど多彩な面々の筆による書評が、無Nichtsから主体Subjektを立ち上げることへの批判であり、さらにハイデガーがいう不安Angstは観念的・審美的次元にとどまるものにすぎないという内容である²⁷。

つまりバッハマンは手当たり次第ハイデガーの書評を並べ立てているのではなく、無や深淵から存在を根拠づけようとするハイデガーの哲学的営みに関する主題に特化して、ハイデガー批判のテキストを集めていたことがわかる。ヴィトゲンシュタインを敬愛する彼女がこのようなハイデガー批判を記すことは、指導教官がクラフトだったことを勘案しても、じゅうぶん理解できる。

彼女の論文の末尾には「『世界』への接近法を求めること、『超越する』こと、超越（『無』）

へと突き進むことは、哲学が学問（科学）であろうとするかぎりは許されない」と記されている²⁸。ポヘンスキーによれば、「芸術は真理についてその内実にいささかなりとも保証を与えてくれないが、それ以上に『無』は満足できるものを与えてくれない」のだから。「無」について語ることは、「駄弁 Gereide」をふるっていることにほかならない。人生には、まさに叙情や官能というよりない領域があるものの、それは哲学の対象にはできないのだ。それでも「学問が『無』について問うためにはどうすればいいか」と彼女は問う。答は「芸術」だ²⁹。その形象化が、ゴヤの絵画「子を喰らうクロノス」であり、ボードレールの詩「深淵 Le gouffre」だというのだ。学位論文提出後、職を得たラジオ局の教養番組（ラジオ・エッセイ）「語りえることと語りえないこと—ヴィトゲンシュタイン」の中で、彼女があらためてボードレールの同じ詩を紹介していることから、バッハマンにとって「無」や「深淵」というテーマはよほど思い入れがあったことがうかがえる。

ハイデガーがみずからの著書の末尾にヘルダーリンやトラークルの詩を置いたのを真似するように、「無」についてうたったボードレールのこの「深淵」を引用する。哲学の論文の「結論」を、フランス語の原文のまま、一篇のボードレール詩の引用で閉じる作法は、異例だろう。とはいえ、バッハマンが論文の「結論」で問題にしているのが「無 Nichts」についてである以上、ボードレールの引用は、まったく唐突というわけでもない。冒頭の一連を拙訳で紹介しておこう。

Le gouffre

Charles Baudelaire

« Pascal avait son gouffre, avec lui se mouvant.
-Hélas! tout est abîme, -action, désir, rêve,
Parole! et sur mon poil qui tout droit se relève
Mainte fois de la Peur je sens passer le vent.

深淵

シャルル・ボードレール

パスカルにはつきまとって離れぬ深淵を抱いていた。
—ああ、何もかもに深淵が口を開いている、—行為、欲望、夢想、
ことばにも！ 鳥肌が立ったわが皮膚のうえを
幾たびも恐怖の風が吹くのを感じる。

1948年のバッハマンの問題意識と、それから10年後のツェランの詩学との直接的な因果関係ははっきりしない。二人の往復書簡を繕いても、哲学的な議論が交わされていた痕跡は感じとれない。とはいえ、偶然にしては不思議な符合が多すぎると考えるのは筆者一人だろうか。

ツェランのハイデガー受容を追ってみると、ツェランが『存在と時間』よりも、「無」と「深淵」が議論される「形而上学とは何か」「存在の根拠について」という先述の二作に注目してい

る点が気に懸かる。存在 Sein と存在者 Seiendes の存在論的差異、先駆性 Vorlaufen、決断 Entscheidung、呼びかけ Ruf など、ハイデガーの哲学に真正面から取り組むなら、まず直面するテーマへの言及がツェランのメモにはきわめて乏しいのはなぜか？ツェランのハイデガー受容の入口に、バツハマンの影があったといえないだろうか。いまここで明確な証拠を挙げることはできないが、両者の作品を読み解くことで両者のつながりをあきらかにすることを今後の課題としたい。

結論

ツェランとランボーは、伝記的な足跡のみ追っていくと、気質において異なる詩人に映るかもしれないが、「酔っぱらった船」を解釈する過程で瞥見したとおり、「私」をいったん無へと解放する場所で獲得する詩学という点で、共通点があることを述べてきた。最後に、「子午線」が書かれた時期と同じころにあらわされた「讃歌」を引用して小論をとじることにしたい。ここで「われわれ」は「無」であり、訴えかける相手、そしてたたえられる相手も「誰でもない者 Niemand」である。塵になってしまった者とは死者、より具体的には強制収容所で殺され、焼かれて灰になったユダヤ人であろう。この詩では無という虚空から忽然と「誰でもない者」が呼び出され、「誰でもないものの薔薇」としての「わたしたち」が定位される。このプロセスは、ほかならぬ「酔っぱらった船」の詩想に連なっているといえるだろう。

Psalm

Niemand knetet uns wieder aus Erde und Lehm,
niemand bespricht unseren Staub.
Niemand.

Gelobt seist du, Niemand.
Dir zulieb wollen
wir blühen.
Dir
entgegen.

Ein Nichts
waren wir, sind wir, werden
wir bleiben, blühend:
die Nichts-, die
Niemandrose.

Mit
dem Griffel seelenhell,

dem Staubfaden himmelswüst,
der Krone rot
vom Purpurwort, das wir sangen
über, o über
dem Dorn. (GW1, 220)

注

本論は、去る2019年6月8日学習院大学で開かれた日本独文学会秋季研究発表会で行った口頭発表の原稿に加筆・訂正を加えたものである。当日質問を寄せ、有益なご助言をくださった平野嘉彦、田村和彦、関口裕昭、前田佳一の諸先生に感謝申し上げます。

- 1 “Arthur Rimbaud. *Das trunkene Schiff. Le Bateau ivre. Übertragen von Paul Celan*.” Insel Verlag, Frankfurt am Main 2008. 以下、本書からの引用はInsel版と記す。
- 2 翻訳の経緯については、Insel版に取められたツェランの書簡、Joachim Sengによる解説、およびUte Harbusch: *Gegenübersetzungen. Paul Celans Übertragungen französischer Symbolisten*. Wallstein Verlag, Göttingen 2005, S.196-202ページに詳しい。Harbuschは、同書の中でドイツにおけるランボー受容史についてもまとめている。
- 3 Jean Fieges: *Den Archeron durchquert ich. Einführung in die Lyrik Paul Celans*. Stauffenburg Verlag, Tübingen 1998. S.9.
- 4 ツェランとランボーについての先行研究として、上記HarbuschおよびLeonard Moore Olschner: *Der feste Buchstab. Erläuterungen zu Paul Celans Gedichtübertragungen*. Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 1985; Theo Buck: *Celan übersetzt Rimbaud. In: „Mit entschertem Herzhirn“ Celan-Studien IV*. Rimbaud, Aachen 2000の3冊を参照した。
- 5 Petre Solomon 宛1958年2月7日のフランス語で書かれた手紙には、“c’ est la première vraie traduction allmande”と記されている。Insel, S.36.
- 6 vgl. Harbusch, S.226-232.
- 7 以下のランボーからの引用は、註1に記したInsel版をもとにし、André Guyaux 篇によるRimbaud: *Oeuvres. Classiques Garnier*, Paris 2000を適宜参照した。また、日本語訳は宇佐美斉訳『ランボー全詩集』（ちくま文庫、1996/2012年）を用いる。なお、Celanが用いたランボーは、HarbuschによるとHenri de Bouilliance de Lacoste 編のMercure de France社の1940年版だという。Vgl. Harbusch, S.213.
- 8 vgl. Harbusch. S.249.
- 9 宇佐美斉、173ページ、『詩と時空』88ページ参照のこと。
- 10 Theo Buck, S.24.
- 11 宇佐美、179-180ページ。
- 12 宇佐美『詩と時空』（深夜叢書社、1974年）、90ページ。
- 13 Rimbaud, p. 362.
- 14 宇佐美、96ページ。
- 15 Harbusch, S.205.
- 16 Marlies Janz: *Vom Engagement absoluter Poesie. Zur Lyrik und Ästhetik Paul Celans*. Syndikat, Frankfurt a/M, 1976は、Ich-FremdeやAbsurdが想像力にもたらす積極的な意義を強調する。
- 17 Harbusch, S.205.
- 18 Hier mag nun, in diesem Zusammenhang, d.h. unvermittelt, ein Wort von Pascal stehen, das ich, noch unvermittelter, nach Schestow zitiere : ne nous reprochez pas le manque de clarté ... Das ist, wenn auch nicht das kongeniale, so doch das zugeborene Dunkel des Gedichts. Es hat mit Dunkelmännern, auch akademischen, nichts zu tun – womit ich keineswegs ~~eine über~~ die Herstellung einer überpersonalen

Beziehung meinen zu müssen glaube. –

- 19 A.a.O. S. 58f.
- 20 A.a.O. S. 89. 翻訳の後記で、引用箇所を Ruoff はつぎのようにドイツ語訳している。„Man werfe uns nicht Mangel an Klarheit vor, denn wir machen sie uns zum Beruf.“ a.a. O. S. 107.
- 21 Paul Thun-Hohensteinによるランボー「酔っぱらった船」独訳と、シェストフ「ゲッセマネの夜」が「アリアドネ」の同じ号に掲載されている事実を発見したのはOrschnerである。Vgl. Orschner, S. 165f.
- 22 A.a.O. S.99f.
- 23 James K. Lyon: *Paul Celan & Martin Heidegger. An Unresolved Conversation, 1951-1970*. The John Hopkins University Press, Baltimore 2006 および Hadrien France-Lanord: *Paul Celan et Martin Heidegger. Le sens d'un dialogue*. Fayard, Paris 2004.
- 24 Paul Celan: *Gesammelte Werke*. Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main 1986。批判校訂版全集はPaul Celan: *Werke. Historisch-Kritische Ausgabe. (Bonner Aufgabe) 1, Abteilung. Lyrik und Prosa. Band 15-1&2, Band 16*. Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main 2014. 2017、および Paul Celan: *Der Meridian. Endfassung-Entwürfe-Materialien. Thübingener Ausgabe*. Hrsg. von Jürgen Werthheimer. Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main 1999.
- 25 vgl. Harbusch. S.243ff.
- 26 Ingeborg Bachmann: *Wir müssen Wahrsetze sprechen. Gespräch und Interview*. Piper Verlag, München, S.137.
- 27 たとえばバツハマンの学位論文の第1-A章「論理実証主義」でカルナップを援用してハイデガーの「無」の概念を批判した箇所、およびその原典カルナップの「言語の論理的分析による形而上学の克服」Rudolf Carnap: *Überwindung der Metaphysik durch logische Analyse der Sprache* (1932) を比較するとバツハマンがカルナップの記述に依拠していることがわかる。
- 28 ibid. S.130.
- 29 ibid. S.130.

鍵屋歴史館所蔵『講話』の朝鮮語かな表記について⁽¹⁾

— 子音を中心に —

許 秀 美

▶ キーワード

朝鮮語学書、講話、小田幾五郎、
朝鮮語かな表記

▼ 要 旨

本論文は、鍵屋歴史館に所蔵される『講話』の朝鮮語かな表記、特にその子音部分について調査考察をおこなったものである。

『講話』は、江戸・明治期に対馬や薩摩で編纂され、朝鮮語通詞たちの語学教科書としてもちいられた朝鮮語学書の一つであるが、現在所在を確認できる『講話』は、①京都大学文学部所蔵本、②沈寿官家所蔵本、③ロシアサンクトペテルブルク東洋写本研究所アストン文庫所蔵本、④鍵屋歴史館所蔵本の4本である。

上記4本のうち編集者および編集時期が明記されている鍵屋歴史館所蔵本は、許芝銀（2012）で紹介された小田幾五郎の末裔にあたる大浦望人司氏が所蔵していた本である。

鍵屋歴史館所蔵本で最も注目すべきところは、小田幾五郎による朱書きなどの書き込みであるが、この書き込みには、本文を修正・加筆した部分、本文の欄外への書き込み、そして朝鮮語本文の発音をあらわすためのかな表記や記号、『全一道人』などの朝鮮語かな書き資料に見られる三点の表記などが見られる。これら朝鮮語の音価をあらわす書き込みは鍵屋歴史館本以外にはほとんど見られない。

本論文は、小田幾五郎による書き込み、特に子音の転写システムについて既存の朝鮮語かな表記資料と比較し検討し、『講話』編纂当時（天明4年（1784）ころ）の朝鮮語の音声・音韻についての情報を提供するものである。

0. 序

『講話』は、江戸・明治期に対馬や薩摩で編纂され、朝鮮語通詞たちの語学教科書としてもちいられた朝鮮語学書の一つである。語学書としてもちいられた『講話』については、大曲美太郎（1936）⁽²⁾や安田章（1966）⁽³⁾などに詳しい。

現在、所在を確認できる『講話』は、京都大学文学部所蔵本⁽⁴⁾（以下、京大本）、沈寿官家所蔵本⁽⁵⁾（以下、沈寿官本）、ロシア東方学研究所サンクトペテルブルグ支所アストン文庫所蔵本⁽⁶⁾（以下、アストン本）、鍵屋歴史館所蔵本⁽⁷⁾（以下、鍵屋歴史館本）の4種類である。

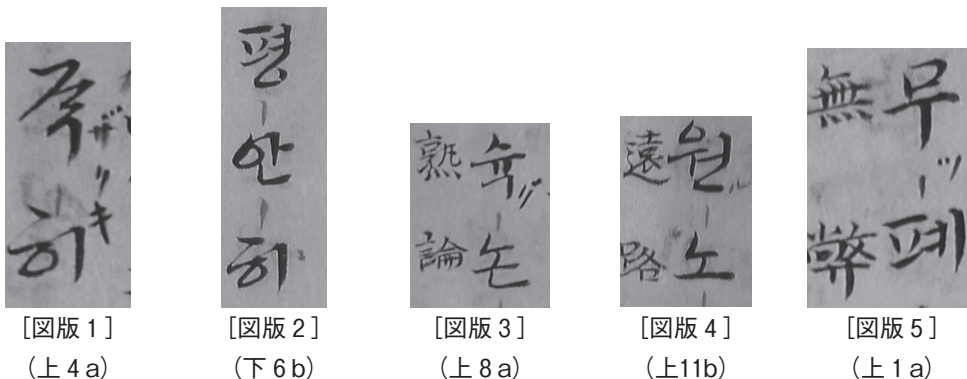
本論文の対象である『講話』は、現在、鍵屋歴史館において保管・管理されている写本であるが、これは、小田幾五郎の末裔にあたる大浦望人司⁽⁸⁾氏が所蔵していた本であり、1998年に九州大学の松原孝俊・佐伯弘次教授によって作成された小田幾五郎⁽⁹⁾関連の資料一覧⁽¹⁰⁾によって学界に知られることになったものである。長年未公開であったが、本論文の筆者は、2017年末、その影印本⁽¹¹⁾を入手した。

鍵屋歴史館本は、編集者および編集時期が明記されているほかに、小田幾五郎による書き込みがあることが特徴⁽¹²⁾であるが、これら書き込みは他の写本にはほとんど見られない⁽¹³⁾。

本論文は、鍵屋歴史館本の書き込みのうち、カナをもちいて朝鮮語の発音を示したものの、特に子音の転写システムについて既存の朝鮮語かな表記資料⁽¹⁴⁾と比較し検討し、『講話』編纂当時（天明4年（1784）ころ）の朝鮮語の音声・音韻についての情報を提供するものである。

1. 鍵屋歴史館本のかな表記

鍵屋歴史館本に見られるかな表記は、[図版1]～[図版4]のように該当朝鮮語に対してカナを付した例と[図版5]のように激音の有気性を示すために日本語の促音「ッ」をもちいた例⁽¹⁵⁾がある。また、朝鮮語に日本語の濁点をもちいた例⁽¹⁶⁾も多数見られるが、[図版5]のような促音と朝鮮語に付した濁点については、許秀美（2019）を参照されたい⁽¹⁷⁾。



鍵屋歴史館本には、朝鮮語に対してかな表記を付したものが、上巻に94箇所、下巻に81箇所

見られる。これら朝鮮語かな表記のうち子音の分布は、[表1]のとおりである。

[表1]

		ㄱ	ㄴ	ㄷ	ㄹ	ㄱ	ㄷ	ㄴ	ㅇ	ㅍ	ㅂ	ㅅ	ㅇ	
初声	語頭	11	5	0	0	15	5	8	/	9	2	0	1	3
	語中	7	26	8	32	2	12	4	/	14	2	1	0	24
終声		14	37	0	13	8	9	20	11	0	0	0	0	0
合計		32	68	8	45	25	26	32	11	23	4	1	1	27

2. ㄱ

「ㄱ」にカナを付したところは、全部で32箇所あり、語頭の初声に11例、語中の初声に7例、終声に14例見られる。語中の例のうち3例は、語中の例[イ]のような依存形式の例であるため、表記上は語頭であっても、前の語に連続して発音されたとおもわれるので語中の例とみなした。

初声には、カ行とガ行のカナがもちいられているが、語頭の11例はすべてカ行のカナがもちいられている。ガ行のカナがもちいられた例⁽¹⁸⁾は、語中において鼻音に後続する1例のみである。ガ行のカナがもちいられるのが鼻音の後ろに限られるのは『全一道人』や『朝鮮語訳』などにおいても同様に観察されることであるが⁽¹⁹⁾、これは、当時の日本語のカ行の濁音が有聲性だけでなく鼻音性も有していたためであるとおもわれる⁽²⁰⁾。

初声 :

1) 語頭

イ. 上2b	굿 (칸) ⁽²¹⁾ ㄴ (나) 려와	唯今下リタト
ロ. 上6b	굿혀 (クツタヤ)	サノミ
ハ. 上7b	길이 쓴혀저 (クノチヨ)	道ガ タハマシテ
ニ. 下14a	빅 곳 (クン) 나오면	船サヘマイレバ
ホ. 下20a	긴 (키) {緊} 히 (니)	肝要ノ

2) 語中

イ. 上2b	가실 곳이 (コヂ)	ヲ出ナサル所ガ
ロ. 上7b	비 오거 (카) 나 아니 오거나	アメガフルノフラスト申テ
ハ. 上11a	상혀거 (카) 나	損ジデモ
ニ. 上13a	아줍게 (アツソ* ⁽²²⁾ ブカイ) ㅎ시면	ヲトリナサル、ヤウニ
ホ. 下13a	만히 남겨 (ギヨ)	ヨケイニアマシテ

終声においては、おおむね「ク」がもちいられている。「グ」がもちいられるのは、例[ニ]と例[へ]のように「ㄱ」が鼻音化して「ㅇ [ŋ]」になる場合に限られている。

終声 :

イ. 上1b	죄족 (サ* <u>イ</u> ソ* <u>ク</u>) {催促} ⁽²³⁾ ㅎ노라	サイソクヲ 致サウトテ
ロ. 上4a	죽히 (サ* <u>ク</u> キ)	サゾ
ハ. 上6a	오죽 (ゾ <u>ク</u>) 민망 {憫忙}	サゾ ゴメイワクニ
ニ. 上10b	객 (カ <u>グ</u>) 니 {客裡} 의셔	旅館ニテ
ホ. 下10b	선력 (リヨ <u>ク</u>) {宣力} ㅎ시고	宣力イタサレテ
ヘ. 下19a	넉 (ノ <u>グ</u>) 、히 되을 거시매	廣口、トナリマセウニヨリ

3. L

「L」にカナを付したところは、全部で68箇所あり、語頭の初声に5例、語中の初声に26例、終声に37例見られる。

語頭の「L」は、すべてナ行のカナがもちいられている。『全一道人』や『朝鮮語訳』には、初声の「L」にダ行のカナがもちいられた例⁽²⁴⁾が見られるが、鍵屋歴史館本には見られない。

初声 :

1) 語頭

イ. 上1a	넵희 (ニエ <u>プ</u> フ*イ) 와서	脇ニキテ
ロ. 上2b	굿 (カン) ㄴ (ナ) 려와	唯今下リタト
ハ. 上10b	ㄴ (ナ) 려오려면서	下リマスルト
ニ. 下3a	ㄴ (ナ) 려 (リヨ) 지고	ヲチテ
ホ. 下19a	넉 (ノ <u>グ</u>) 、히 되을 거시매	廣口、トナリマセウニヨリ

語中においては、終声「ㄹ」に初声「L」が続き流音化した場合は、ラ行のカナがもちいられている⁽²⁵⁾。

2) 語中

イ. 上2a	흘니 (リ) 니	一日デモ
ロ. 上7a	올나 (ラ) 가옵셔	登テ往テ
ハ. 上13b	놀납 (ラブ) ㅅ와	驚キイリマシタ

また、漢字語の場合、表記においては、「L」をもちいているが、漢字の本音が「ㄹ」の場合は、ラ行のカナがもちいられている。

ニ. 上3b	주냥 (リヤ <u>グ</u>) {酒量} 의	酒量ニ
ホ. 上6b	거논 (ロ <u>ン</u>) {擧論} 치	トリヲコナイ

漢字の本音が「L」である場合も、俗音の影響によりラ行のカナがもちいられた例⁽²⁶⁾も見られる。

へ. 下7b	근년 (クル ^レ ン)	흐와 ^ㄴ	近年ニ至リマシテハ
ト. 下16b	운납 (ウル ^ラ フ*)	{運納} 을	コギヲサメラ
チ. 下22a	괴노 (ク ^ㄴ)	{起怒}	怒ヲ ヲコサレマスル

また、流音が鼻音化する例については、鼻音に後続する「ㄹ [l]」に、ナ行のカナがもちいられている。

リ. 上7a	왕 ^ㄴ (ネイ)	{往來}	往還
ス. 下7b	덤 ^ㄴ 널 (ニエ ^ㄴ ル)	{漸劣} 흐오와	暇ニ ヲトロヘマシテ

終声の「ㄴ」は、「ㄴ」がもちいられている

終声 :

イ. 上3b	얌 ^ㄴ 흔 (ヨツト ^ㄴ)	浅イ	
ロ. 上6b	거 ^ㄴ 논 (ロ ^ㄴ)	{舉論} 치	トリヲコナイ
ハ. 上8b	두 ^ㄴ 번 (バ ^ㄴ)	二度	
ニ. 下7b	세 ^ㄴ 번 (バ ^ㄴ)	재	三度目

その他に、終声「ㄴ」に「ㄱ」が続く場合に、「ㄱ」が脱落し後続の母音と連音化した例や終声「ㄴ」に初声の「ㄹ」が後続した場合に流音化していることをあらわすために「ル」をもちいた例も見られる。

ホ. 上7b	물이 만 ^ㄴ 하 (マ ^ㄴ)	水ガ多クテ	
へ. 上7b	길이 싣 ^ㄴ 혀져 (ク ^ㄴ ノ ^ㄴ チヨ)	셔 道ガ タヘマシテ	
ト. 下20a	긴 (キ) {緊}	히 (ニ)	肝要ノ
チ. 下16b	전 ^ㄴ 력 (リヨ ^ㄴ ク)	흐셔	ゴ宜力ニテ
リ. 下9b	분 ^ㄴ 령 (レ ^ㄴ グ)	{分領} 흐여	分領ヲシテ

4. ㄷ

「ㄷ」にカナを付したところは、全部で8箇所あるが、語頭の初声と終声⁽²⁷⁾の例はなく、語中の初声に8例見られる。

語中の「ㄷ」は、母音に後続する例のみであるが、おおむね、ダ行のカナがもちいられている⁽²⁸⁾。例 [ホ] のようにタ行のカナがもちいられた例は2例見られるが、他の例同様、濁音であるとおもわれる⁽²⁹⁾。

初声 :

語中			
イ. 上2b	기 ^ㄷ 두 (ダ)	리업다가	待マシテ

ロ. 上2b	고득 (トク) 나	ヨケイニ
ハ. 上6b	/혜/아려 (リヤ) 보건대” (다이)	カゾエテ見マスレバ
ニ. 上7b	그날의 다두 (ダ) 라	其日ニ至テ
ホ. 下13a	선력 {宣力} 후던 (ト ^ン)	宣力イタシタ

5. ㄹ

「ㄹ」にカナを付したところは、全部で45箇所あるが、語頭の初声の例はなく、語中の初声に32例、終声に13例見られる。

初声の「ㄹ」は、前の音節の終声が鼻音である例 [ホ] の1例を除いてすべてラ行のカナがもちいられている。流音の鼻音化については、「ㄴ」の項目で述べたとおりである。

初声 :

語中

イ. 上3b	거리 (ライ) {去来} 후읍더니	ヲ届ケ申マシタニヨリ
ロ. 上7b	어려 (リョ) 올 듯”	ナリガタイ
ハ. 下4a	싯그러워 후읍시려 (レ) 니와	ゴメンドウニ ゴサリマセウカナレド
ニ. 下10b	무러 (ロ) 보시되	タヅネテ見ラレマシタレドモ
ホ. 下11a	흠례 (ニエイ) {欠例} 되온	例ノ欠 (カゲ) ルコトデ

終声は、おおむね「ㄴ」がもちいられている。終声「ㄹ」に母音が後続し連音化した場合は、ラ行のカナがもちいられている。

終声 :

イ. 上6b	불 (ハ* <u>ㄹ</u>) 셔	トク
ロ. 上11b	뭇출 (マツツ ^ㄹ)	スム
ハ. 下1b	고을 (ヲ ^ㄹ)	秋
ニ. 下16a	물 (マル) 라/ㄹ/도	カワキマシテモ
ホ. 上1a	절영 (セ* <u>ㄹ</u> 그) 도” {絶影島}	牧ノ島ノ
ヘ. 下6a	별양 (ヘ* <u>ㄹ</u> 야그) 엄치 {別様嚴飭}	후읍신 양 別テ嚴ウ ヲ、セツケタ レマシタ故
ト. 下20b	홀연 (ホ ^ㄹ 엔) {忽然}	忽チ (タチマチ)

6. ㄱ

「ㄱ」にカナを付したところは、全部で25箇所あり、語頭の初声に15例、語中の初声に2例、終声に8例見られる。

初声の「ㄱ」は、語頭、語中ともにすべてマ行のカナがもちいられている。『全一道人』や『朝鮮語訳』には、「ㄱ」が語頭に立つ場合の一部にバ行音のカナを当てた例⁽³⁰⁾が見られるが、

鍵屋歴史館本には見られない。

初声 :

1) 語頭

- イ. 上7a 무음 (マヲム) 이 心中ガ
ロ. 上8b 희망 {幸望} 이 및 (ミン) 논가 望ミガ トゞキマシタソウニ
ハ. 下2a 민력 (ミルレク) 民力ノ

2) 語中

- イ. 上12b 글로 말미 (マ) 야마 ソレニナゾラヘテ
ロ. 下9a 베개목마 (マ) 자 makura木マデ

終声「ロ」は、すべて「ム」がもちいられている。

終声 :

- イ. 上3a 한염 (ハニエム) {旱炎} 은 極暑ハ
ロ. 下1b 아룸 (ロム) 답 ㅅ와 目出度存シマスル
ハ. 下12b 고념 (レム) {顧念} ㅎ읍서 ヲサバキ下サレマシタニヨリ
ニ. 下21a 바람 (ラム) 은 風ハ

7. ㅁ

「ㅁ」にカナを付したところは、全部で26箇所あり、語頭の初声に5例、語中の初声に12例、終声に9例見られる。

初声の語頭の「ㅁ」は、すべてハ*行のカナがもちいられ⁽³¹⁾、語中の「ㅁ」は、おおむね、バ行のカナがもちいられている。語中においてバ行のカナがもちいられているのは、「ㅁ」が母音や鼻音に後続する場合であり、二点と三点の使い分けは、有声音と無声音の区別にしたがっているようにおもえる。ただし、「이번 (バン)」、「이번 (ハ*ン)」の両方の表記が混在しているなど表記に揺れが見られる。このような表記の揺れは、『全一道人』や『朝鮮語訳』においても確認できる⁽³²⁾。

初声 :

1) 語頭

- イ. 上6b 불 (ハ*ル) 셔 トク
ロ. 上7b 비가 벗적 (ホ*ツソ*ク) 오면 雨ガセツ、フリマスレバ
ハ. 上12b 본리 (ホ*ルライ) {本来} 本ト
ニ. 下13a 선력 {宣力} ㅎ던 ㅁ (ハ*) 라미 宣力イタシタセンガ

2) 語中

イ. 上1b	도박 (バク) {到泊}	ゴ渡着
ロ. 上8b	두번 (バン)	二度
ハ. 上12a	금번 (バン)	此度
ニ. 下1b	뭇 (モン) 밋출 번 (ボン)	筈ニ合ヒマスマイト
ホ. 上11b	이번 (バン) 은	此度ハ
ヘ. 下14b	이번 (ハ*ン) 의	此度ノ

終声「ㅁ」は、おおむね「ㅂ」がもちいられているが、「フ*」がもちいられた例も1例見られる⁽³³⁾。「ㅁ」が激音化する環境や連音化する環境においては、バ行のカナがもちいられている。『全一道人』や『朝鮮語訳』では、「ㅁ」の後に「ㅎ」が接し激音化する環境においては、それぞれの要素を別々に明記した「ツ+ハ行音」や「ブ+ハ行音」の表記がもちいられているが、鍵屋歴史館本には、要素を別々に明記した表記は見られない。また、鍵屋歴史館本には、例[ニ]や例[ホ]のように連音化を反映した表記が見られるが、『朝鮮語訳』には見られない⁽³⁴⁾。

終声 :

イ. 上13b	놀납 (ラブ) 소와	驚キイリマシタニ
ロ. 上1a	넙희 (ニエブフ*イ)	脇ニ
ハ. 下10a	밋줍 (サ*ブ) 자 ㅎ고	ヲ頼ミ申サウト
ニ. 上13b	잡어던 (サ*バットン) 거" 시매	トリヲキマシタギユエ
ホ. 下9a	집어 (チボ)	ヒラウテ
ヘ. 上13a	아줍게 (アツソ*ブカイ) ㅎ시면	ヲトリナサル、ヤウニ
ト. 下16b	운납 (ウル라 <u>フ*</u>) {運納} 을	コギヲサメヲ

8. ㅁ

「ㅁ」にカナを付したところは、全部で32箇所あり、語頭の初声に8例、語中の初声に4例、終声に20例見られる。

初声「ㅁ」は、語頭、語中ともにサ行のカナがもちいられている。

初声 :

1) 語頭

イ. 上4a	성열 (セゲルイ) {盛熱} 의	炎暑ニ
ロ. 上7a	수 (サツ) 도 {使道} 의	府使ニ
ハ. 下3a	비가 식여 (サヤ)	アメガモツテ

2) 語中

イ. 上1a	업수 (サ) 외	ゴサリマセヌ
ロ. 上7a	여쇠 (ヨソイ) 길이오니	六日路デゴサルニヨリ

ハ. 下18a 섭섭한 일이 업시 (ソイ) 라 하고 노코리 ヲ、イコトハナイト申テ

終声「ス」は、「ㄷ [t]」に中和され、おおむね「ツ」がもちいられている。

終声 :

イ. 上2b 못 (モツ) 자시다 ヲアガリナサレヌト
ロ. 上5a 드렸 (レツ) 습디니 差上マシタニ
ハ. 下9a 언젓 (ゾツ) 다가 アゲテ

「ㄷ [t]」が鼻音化する場合は「ㄴ」がもちいられているが、母音間においても「ㄷ [t]」に対して「ㄴ」をもちいた例も見られる。「ㄷ [t]」が鼻音化する例は、『韓語訓蒙』にも見られる表記⁽³⁵⁾であるが、これは慶尚道の方言形であるとおもわれる⁽³⁶⁾。

ニ. 上1b 못 (モン) 밋출 번 筈ニ合ヒマスマイト
ホ. 上2b ㄱ (カン) ㄴ (ナ) 려와 唯今下リタト
ヘ. 上8b 희망 {幸望} 이 밋 (ミン) ㄴ가 望ミガ トゞキマシタソウニ
ト. 上2a 못 (モン) 오실가 ヲ出ナサレマイカト
チ. 上6a 못 (モン) 오시기의 ヲ出ナサレヌニツキ

9. ㄹ

「ㄹ」については、初声の位置では子音の音価を持たないため、終声の例についてのみ述べることにする。終声「ㄹ」にカナを付したところは、全部で11箇所見られる。

終声「ㄹ」は、おおむね「グ」がもちいられている。

終声 :

イ. 上1a 절영 (セ*レグ) 도 絶影島 牧ノ島
ロ. 上3b 주량 (リヤグ) 의 酒量ニ
ハ. 下6a 별양 (ヘ*リヤグ) 엄칙 別様嚴飭 亨傭新 永別テ嚴ウヲ、セツケラレマシタ

終声の「ㄹ」が脱落した形であられる例も見られる。「ㄹ」が脱落した例のうち、上昇二重母音の前において「ㄹ」が脱落する現象は、『全一道人』の凡例においても述べられている⁽³⁷⁾。鍵歴史館本においては、その現象が顕著にあらわれている。

ニ. 上3a 종용 (チヨヨギ) {從容} 히 ユルリト
ホ. 上4a 성열 (セゲルイ) {盛熱} 의 炎暑ニ
ヘ. 下15a 궁인 (クイン) {弓人} 들 이 角見ドモガ

ト. 下19a 영、(エエグ) {永々} ㅎ을 거시오 永々イタスギテゴサリマシ

終声「ㅇ」に母音「ㅣ」[i]が後続し、連音化した場合は、「ギ」がもちいられている。

ニ. 上3a 종용 (チヨヨギ) {従容} 히⁽³⁸⁾ ユルリト
 チ. 上7a 밤등이 (ギ) 라도 夜中タリトモ

10. ス

「ス」にカナを付したところは、全部で23箇所あり、終声の例はなく、語頭の初声に9例、語中の初声に14例見られる。「ス」には、おおむね、ザ行、サ*行のカナがもちいられている。二点と三点の使い分け⁽³⁹⁾は、『全一道人』や『朝鮮語訳』とほぼ同じ様相を見せている。しかし、「저」について⁽⁴⁰⁾『全一道人』や『朝鮮語訳』においては、「テ*」をもちいた例が多数見られるが⁽⁴¹⁾、鍵屋歴史館本には、「テ*」をもちいた例は見られない。

初声 :

1) 語頭

イ. 上13b 잡어던 (サ*バットン) トリヲキマシタ
 ロ. 上1a 절영 (セ*レグ) 도” {絶影島} 牧ノ島
 ハ. 上5b 전례 (セ*ルレイ) {前例} 오매 センレイ故
 ニ. 上3a 종용 (チヨヨギ) {従容} 히 ユルリト
 ホ. 上4a 죽히 (サ*クキ) サゾ
 ヘ. 上1b 죄족 (サ*イソ*ク) {催促} ㅎ노라 サイソクヲ致サウトテ
 ト. 下17b 죄족 (ザイソ*ク) {催促} ㅎ오쇼셔 ゴサイソク ナサレマセイ

2) 語中

イ. 上3a 흔적 (ゾク) ユルリト
 ロ. 上10b 그저 (ザ) ヤハリ
 ハ. 上7b 쓴허져 (クノチヨ) タヘマシテ
 ニ. 上5b 앓좁 (サ*ブ) 게 ㅎ라 ㅎ읍시니 トレット ヲ、セラレマスルニヨリ
 ホ. 上14b 급죽 (サ*ク) 스러이 急々
 ヘ. 下7a 엇주 (サ*) 울 申ノベマスル
 ト. 上6a 오죽 (ゾク) 민망 {憫忙} サゾ ゴメイワクニ

11. 大

「大」にカナを付したところは、全部で4箇所あり、終声の例はなく、語頭の初声に2例、語中の初声に2例見られる。語頭の「大」は、すべてサ*行のカナがもちいられている。前項の「ス」と同様、「テ*」をもちいた例は見られない。

初声 :

1) 語頭

- イ. 上 6b 천연 (セ*ニエン) {遷延} 亨업다가 延引イタシマシテ
ロ. 上 9a 출히 (サ*リ) 실 것도 トリソロヘラレマスルシナモ

2) 語中

- イ. 上11b 뭇출 (マツツル) スム
ロ. 下12b 맞춤 (ソ*ム) 내 折節

12. ㅐ

「ㅐ」にカナを付したところは、語中の初声に1例見られるが、夕行のカナがもちいられている。

初声 :

語中

- イ. 下 3b 옛티 (ヨツタイ) ㅅ지 今マデ

13. ㅑ

「ㅑ」にカナを付したところは、初声の語頭に1例見られるが、「ハ*」のカナがもちいられている。

初声 :

語頭

- イ. 上 4b 필연 (ヒ*レン) {必然} 히쯔젠

14. ㅓ

「ㅓ」にカナを付したところは、全部で27箇所あり、語頭の初声に3例、語中の初声に24例見られる。

語頭の「ㅓ」は、すべて八行のカナがもちいられている。

初声 :

1) 語頭

- イ. 上 3a 한염 (ハニエム) {早炎} 은 極暑ハ
ロ. 下20b 홀연 (ホレン) {忽然} 忽チ (タチマチ)

語中の「ㅓ」は、すべての例において脱落した形であられる⁽⁴²⁾。『全一道人』や『朝鮮語訳』

においては、語中の「ㅁ」にハ行のカナがもちいられており、「ㅁ」が脱落した例は数少ない⁽⁴³⁾。鍵屋歴史館本は、語中の「ㅁ」にハ行のカナをもちいた例は見られない。

2) 語中

イ. 上 5a	무폐 {無弊} 히 (イ)	ヲサ、ハリナウ
ロ. 上 8b	소홀 {疎忽} 히 (リ)	ソコツニ
ハ. 上 9a	편안 {平安} 히 (ニ)	ゴヘイアンニ
ニ. 上 9a	출히 (サ*リ) 실 것도	トリソロヘラレマ스ルシナモ
ホ. 上 2b	반가히 (イ)	悦シウ
ヘ. 下 6b	폐단" {弊端} 히 (ニ) 업게	ヘイタンノナイヤウニ

15. 結

本論文では、鍵屋歴史館に所蔵される『講話』に見られる朝鮮語かな表記、特にその子音部分について考察をおこなった。全体的には、既存の朝鮮語かな資料である『全一道人』や『朝鮮語訳』と同様の傾向を見せているが、鍵屋歴史館本の特徴をまとめると以下のようである。

- (1) ガ行とダ行について、ダ行の鼻音性は、ほぼ喪失した体を示している。既存の資料では鼻音性を保っていたガ行についても鼻音性が喪失していく過程を見せている。
- (2) 朝鮮語の鼻音「ㄴ」と「ㄹ」に異音として「出わたり」off glideの破裂音 [ʰd]、[ʰb] をともなったダ行やバ行音のカナを当てた例が見られない。
- (3) 流音化や連音化など、発音変化を反映した表記が顕著に見られる。
- (4) 語中の「ㅁ」は、すべて脱落した形であられる。

以上を要するに、これら本資料のかな表記は、鍵屋歴史館本編纂当時（天明4年（1784）ころ）の朝鮮語音声・音韻の特徴を示すものであり、既存の資料とは異なる表記の特徴が発見されたため、音韻史への貢献が期待される。

【註】

- (1) 本稿は、平成29～31年度学術研究助成基金助成金（基盤研究（C）・課題番号:17K02756）による研究成果の一部である。
- (2) 大曲美太郎（1936）は、明治初年釜山に設置された草梁館語学所で使用されていた『講話』を紹介し、「日鮮官吏が交換する種々の挨拶の練習用として編輯せしもの紙数21枚」と述べている。大曲美太郎が見た『講話』の原本がいま何処にあるかは不明である。
- (3) 安田章（1966）は、その当時東京大学小倉文庫に所蔵されていた中村庄次郎寄贈本の『講話』を紹介している。しかし、この本は現在所在不明で、福井玲編（2002）で作成された小倉文庫目録には含まれていない。福井玲（2011）によれば、小倉進平の寄贈書目録にあって、現在の小倉文庫に存在しない本が何冊かあるが、『講話』もこれに含まれる。
- (4) 京都大学文学部所蔵本 [Philology/2 D/40.b]、上下2巻2冊。各冊とも「講話」と書かれた題箋が付されている。扉はなく、上下巻それぞれの首題に「講話 上」、「講話 下」とある。

本文は上巻20丁（半葉5行）、下巻25丁（半葉6行）、上巻末に「主 朴伊円 道存」との朱筆の書付がある。朴真完（2012）によれば、朴伊円の号は、道存。出生不明、弘化3年（1846）没。丁酉再乱（1598）当時、薩摩藩に連れてこられた陶工朴平意の子孫であり、薩摩藩の朝鮮語通詞として活躍した。苗代川で筆写された朝鮮語学書『類合』、『和語類解』を筆写した人物である。

本文は、漢字混じりの朝鮮語で書かれており、漢字の部分の右側に朝鮮語読みが付されているが、傍線を用いて朝鮮語読みを省略しているところも多数見受けられる。本文の左側には対訳日本語が付されている。朝鮮語本文には、筆写者による訂正箇所も数箇所見られる。

- (5) 沈寿官家所蔵本、上下2巻、上巻にのみ「講話」と書かれた題箋が付されている。扉はなく、上巻には、「講話 上終」と尾題が、下巻には、「講話 下」と首題がある。上巻16丁（半葉6行）、下巻22丁（半葉6行）、上巻最終頁に虫損はあるものの「朴林達」の名が認められる。「朴林達」は、文化9年（1812）生、文政2年（1819）朝鮮語稽古通事、天保3年（1832）朝鮮通事、嘉永2年（1849）朝鮮稽古通詞、文久3年（1863）興頭役。沈寿官家所蔵『交隣須知』を筆写した人物である。徳永和喜（2005）によれば、朝鮮通詞をつとめ辞職するまでの間、すなわち1832年から1863年の間に筆写されたものと考えられる。

本文は、漢字混じりの朝鮮語で書かれており、漢字の部分の右側に朝鮮語読みが付されているが、京大本同様、傍線を用いて朝鮮語読みを省略しているところも多数見受けられる。本文の左側には対訳日本語が付されている。本文全般に虫損甚だしく、判読が困難な頁が多い。

- (6) ロシア東方学研究所サントペテルブルグ支所（現、東洋写本研究所）アストン文庫所蔵本 [No.C 6]、Dialogues In Korean との題が付された革洋装本1冊。原本の和本をばらし、各丁ごとに洋紙各1枚をはさみ、洋装しなおしたもの。和本原本の部分は、上巻14丁（半葉7行）、下巻22丁（半葉7行）、上下巻とも、首題に「講話」とある。

本文は、漢字混じりの朝鮮語で書かれ、漢字の部分の右側に朝鮮語読みが付されている。京大本や沈寿官本のように傍線を用いて朝鮮語読みを省略しているところは見られない。本文の左側には日本語訳が付されている。朝鮮語本文には、筆写者による訂正箇所や、「×、#、※」など近代的な記号をもちいた印も多数見受けられる。

- (7) 鍵屋歴史館所蔵本、上下2巻1冊。表紙に「講話 上下 全」と書かれた題箋が付されている。扉に「講話 乾坤 全」とあり、上下巻それぞれの首題に「講話 上」、「講話 下」とある。

本文は上巻14丁（半葉7行）、下巻24丁（半葉7行）。上巻の最終頁には「天明四年辰五月編集 小田」とあり、下巻の最終頁には、「天明四年辰五月編集 小田幾五郎」とある。上下最終頁の書付の後には、小田幾五郎の号である「二姜」をもちいた「二姜之書」の落款がある。

本文は、すべて朝鮮語で書かれているが、京大本、沈寿官本、アストン本において漢字表記されている部分には朝鮮語の左側に漢字を付し、日本語対訳は、朝鮮語の右側に付してある。本文には、小田幾五郎によるものとおもわれる朱書きを含むさまざまな書き込みが見られる。この書き込みには、本文の修正・加筆とともに、朝鮮語の音価をあらわすためのカナ表記や記号なども見られる。

- (8) 九州の中の朝鮮文化を考える会（2002）pp.121-126.

- (9) 宝暦4年（1754）生、天保2年（1831）没。通詞としての最高職である、「大通詞」の位につくなど、生涯朝鮮語通詞として活躍した。また、『草梁話集』や『象胥紀聞』など数々の朝鮮研究書の著述をなした。田川孝三（1978）に詳しい。

- (10) 九州の中の朝鮮文化を考える会（2002）p.124. この一覧は、許芝銀（2012）で確認できる。

- (11) 鍵屋歴史館所蔵『講話』の影印本は、現在大阪大学外国学図書館（請求番号：319.1/671）と龍谷大学深草図書館（請求記号：829.1/オイコ）にて閲覧が可能である。

- (12) 許秀美（2018）、（2019）参照。

- (13) 沈寿官本には、鍵屋歴史館本同様、ハングルや漢字に日本語の濁点を付しているところが見られる。特に母音に濁点を付した例 [上9b: 中宴 |둥연|] や、「ㄴ」に濁点を付した例 [上12a: 遠路 |원노|] は、鍵屋歴史館本には見られない書き込みであり、沈寿官本の書き込みについての考察も必要であるが、沈寿官本は、虫損甚だしく、本文の判断が困難である。沈寿官本の書き込みについての考察は今後の課題である。

- (14) 対照資料としては、『全一道人』と『朝鮮語訳』をもちいる。
『全一道人』：享保14年(1729) 雨森芳洲著。1冊。写本。本書は、中国明代の汪廷訥の著した教訓書『勸懲故事』を朝鮮語に訳し、対訳日本語を付したもの。朝鮮語に当たる部分が片仮名、日本語の部分が漢字平仮名交じりによって表記されており、かな書き朝鮮語の代表的な資料である。安田章(1964)参照。
『朝鮮語訳』：江戸の儒学者服部南郭が寛延三年(1750)に筆写したもので、全3冊。第1冊は、カタカナ漢字交じりの朝鮮語を発音通りに書き、その左横に一段下げひらがな漢字交じりの日本語対訳を付す。「全一道人」と同様、18世紀初中葉の朝鮮語音韻資料として重要な資料の一つである。岸田文隆(2006)参照。
- (15) 促音の「ツ」は、「ㄱ」の前に1例、「ㄷ」の前に11例、「ㄷ」の前に9例、「ㄴ」前に12例、上下巻合わせて33例見られる。許秀美(2019)参照。
- (16) 濁点を付した子音は、「ㄱ」、「ㄷ」、「ㄷ」、「ㄴ」であり、上下巻合わせて414箇所見られる。許秀美(2019)参照。
- (17) 朝鮮語に付した濁点については、許秀美(2019)で論じたので基本的にここでは触れない。
- (18) 朝鮮語の初声「ㄱ」に付された「カ行」と「ガ行」かなの使い分けについては、安田章(1964) pp.24-25に詳しい。鍵屋歴史館本には、初声の「ㄱ」を「ガ行」で受け止めたことを示すために朝鮮語に濁点を付している例が84例見られるが、83例は「ㄱ」に先行する音節の終声が鼻音「ㄴ, ㄹ, ㅇ」の場合であり、1例は、母音間の「ㄱ」に付された例である。母音間の「ㄱ」にガ行音がもちいられた例は『全一道人』や『朝鮮語訳』などでは見られない。
- (19) 『全一道人』や『朝鮮語訳』などでは、母音間の「ㄱ」が濁音表記された例は見られず、先行する音節の終声が鼻音「ㄴ, ㄹ, ㅇ」の場合に限られる。安田章(1964) pp.24-25、陳南澤(2003) p.89、金文姫(2018) pp.117-121参照。
- (20) ロドリゲス、ジョアン原著・土井忠生注(1955) p.637参照。
- (21) 朝鮮語に付されたカナについては、() をもちいて示す。ただし、朝鮮語の終声音だけにカナを付したもののや朝鮮語に付された濁点については、() をもちいない。また、本文にもちいられた暁字については、「ハ」を、本資料編纂者が加筆したものについては、// をもちいて示す。下線は本論文の筆者が付したものである。
- (22) カナに付された三点は、「*」をもちいて示す。
- (23) } } 内の漢字は、朝鮮語本文の左に付された漢字を示す。
- (24) 語頭初声「ㄴ」に「ダ行」のカナがもちいられた例は、朝鮮語の鼻音「ㄴ」が異音として「出わたり」off glideの破裂音 [ʔ] を伴う場合があることと関連しているとおもわれる。安田章(1964) pp.25-26、岸田文隆(2008) pp.75-76参照。
- (25) 『朝鮮語訳』には、終声「ㄴ」に初声の「ㄴ」が続いても流音化していない状態とおもわれる「ル+ナ行音」を当てた例が見られる。岸田文隆(2008) p.77参照。
- (26) 「년 {年}」と「납 {納}」の音節頭の「ㄴ」が俗音の影響を受けたとおもわれるが、『全一道人』の凡例に「運米官 {운미관} 울 {ムグワン}」の例が見られることから、「근 {近}」「운 {運}」の「ㄴ」が舌側音化した可能性も考えられる。宋敏(1986) pp.44-45参照。
- (27) 「ㄷ」を終声にもちいた例はないが、「ㄷ [t]」に中和される終声「ㄴ」については、「ㄴ」の項目で述べる。
- (28) 鍵屋歴史館本には、「ㄷ」を「ダ行」で受け止めたことを示すために朝鮮語に濁点を付している例が162例見られる。うち78例は鼻音に後続する環境以外のものである。許秀美(2019)参照。
- (29) 『全一道人』においては「ㄱ」同様、語中の「ㄷ」についても、例外なく鼻音に接し限りすべタ行音が当てられている。『全一道人』には、「カッチャットニ」や「ヲブチロットニ」などの例について安田章(1964)では、これらを有声音として捉えなければならないとしている。安田章(1964) pp.27-28参照
『朝鮮語訳』では、前に有声音が立つ場合にもダ行音のカナをもちいた例が見られ、ダ行音の鼻音性が徐々に喪失していく過程を示している。鍵屋歴史館本においては、朝鮮語に濁点を付した例も含めるとダ行音の鼻音性はほぼ喪失したと考えられる。

- (30) 語頭初声「ロ」に「バ行」のカナがもちいられた例は、朝鮮語の鼻音「ロ」が異音として「出わたり」off glideの破裂音 [ʰb] を伴う場合があることと関連しているとおもわれる。安田章 (1964) p.48、岸田文隆 (2008) pp.83-84参照。
- (31) 『全一道人』や『朝鮮語訳』には、語頭の「日」に「バ行」のカナをもちいた例が見られるが、鍵屋歴史館本においては、語頭の「日」に「バ行」のカナをもちいた例は見られない。安田章 (1964) p.48、岸田文隆 (2008) p.83参照。
- (32) 安田章 (1964) pp.28-29、岸田文隆 (2008) p.85参照。
- (33) 岸田文隆 (2008) p.86、許仁寧 (2014) pp.107-108参照。
- (34) 岸田文隆 (2008) p.86参照。
- (35) 『韓語訓蒙』には、「뭉키다」に対して「モンタンダ」と表記している例が見られる。岸田文隆 (2000) p.150参照。
- (36) 韓国精神文化研究院 (1987-1995) VII p.300、VIII p.275参照。
- (37) 宋敏 (1986) pp.46-47参照。
- (38) 鍵屋歴史館本では、語中の「ㄱ」はすべて脱落した形であられる。
- (39) 奈良林愛 (2010) pp.118-119参照。
- (40) 「저」について、『全一道人』では、「セ*」を当てた例は見られない。『朝鮮語訳』では、「定 {세*크} 치」の1例のみが見られるが、鍵屋歴史館本では、『朝鮮語訳』で見られる「定 [정<덩]」に対して朝鮮語に濁点を付し「정*」と表記している。この他にも、鍵屋歴史館本には「저」に濁点を付した例が多数見られるが、「저」に対して「セ*」をもちいた例及び、「저」に濁点を付し例の音価については、さらに検討を要する。安田章 (1964) pp.30-34、岸田文隆 (2008) pp.90-92、許仁寧 (2014) pp.59-61参照。
- (41) 「저」に対して「テ*」がもちいられたのは、「ヌ」の口蓋音化の完了以前の様相を示しているためとおもわれる。奈良林愛 (2010) pp.118-119、岸田文隆 (2008) pp.91-92参照。
- (42) 「ㄱ」が脱落する現象は、15世紀から見られ「ㄱ」脱落型と維持型が当初共存していたが、体言の場合は17世紀以降、用言の場合は19世紀以降に「ㄱ」脱落型が優勢になる。許仁寧 (2014) pp.109-110。
- (43) 岸田文隆 (2008) pp.95参照。

【参考文献】

- 大曲美太郎 (1936) 「釜山港日本居留地に於ける朝鮮語教育」、『青丘学叢』第二十四号、pp.146-163、日本：青丘学会
- 韓国精神文化研究院 (1987-1995) 『韓国方言資料集』 I - IX、韓国：韓国精神文化院
- 岸田文隆 (2000) 「アストン旧蔵江戸期・明治初期朝鮮語学書写本類調査報告」、『青丘学術論集』 17、pp.141-167、日本：韓国文化研究振興財団
- 岸田文隆 (2006) 「早稲田大学服部文庫所蔵の『朝鮮語訳』について—「隣語大方」との比較—」、『朝鮮学報』第199・200輯、pp.1-35、日本：朝鮮学会
- 岸田文隆 (2008) 「早稲田大学服部文庫所蔵『朝鮮語訳』の朝鮮語かな表記について (その1：子音について)」、Dynamics in Eurasian Languages、pp.71-102、日本：神戸市看護大学
- 九州の中の朝鮮文化を考える会 (2002) 歩いて知る朝鮮と日本の歴史 九州の中の朝鮮』、日本：明石書店
- 許秀美 (2016) 「朝鮮語学書と歴史資料—『講話』を中心に」、『日本語言語文化研究』第四輯 (上)、pp.144-157、中国：延边大学出版社
- 許秀美 (2018) 「鍵屋歴史館所蔵『講話』について」、『龍谷紀要』第40巻第1号、pp.27-39、日本：龍谷大学
- 許秀美 (2019) 「朝鮮語学書の音注について—鍵屋歴史館所蔵『講話』を中心に—」、『第11回国際譯学書學會国際學術會議 동아시아의 譯学政策』 発表予稿集、pp.123-134、韓国：国際訳学書學會
- 金文姫 (2018) 「近世期日朝対訳資料の研究—「隣語大方」を中心に—」、大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻博士論文、日本：大阪大学
- 宋敏 (1986) 『前期近代国語音韻論研究』、国語学叢書 8、韓国：탑출판사

- 田川孝三 (1978) 「対馬通詞小田幾五郎とその著書」、『書物同好会会報』、pp.517-528、日本：龍溪書舎
- 陳南澤 (2003) 「朝鮮資料」による日本語と韓国語の音韻史研究」、東京大学大学院人文社会系研究科基礎文化研究専攻 言語学専門分野博士論文、日本：東京大学
- 徳永和喜 (2005) 『薩摩藩対外交渉史の研究』、日本：九州大学出版
- 奈良林愛 (2010) 「近世朝鮮語学習書の発音注意記号「三点」について」、『朝鮮語研究』 4、pp.117-137、日本：朝鮮語研究会
- 朴真完 (2012) 「나에시로가와 (苗代川) 조선어 학습서의 계통 재고」、『한국어학』 54、pp.174-178、韓国：한국어학회
- 朴真完 (2013) 『朝鮮資料』による中・近世語の再現』、日本：臨川書店
- 福井玲 (2002) 「小倉文庫目録」『朝鮮文化研究』 第 9 号、pp.172-182、日本：東京大学大学院人文社会系研究科・文学部朝鮮文化研究室
- 福井玲 (2011) 「小倉文庫의 특징에 대하여 — 중세어 자료와 대마도 관련 자료를 중심으로 —」、『奎章閣』 39、pp.241-376、韓国：서울대학교奎章閣韓國学研究院
- 許仁寧 (2014) 「『全一道人』의 한국어 복원과 음운론적 연구」、고려대학교대학원 석사논문、韓国：고려대학교
- 許芝銀 (2012) 『왜관의 조선어통사와 정보유통』、韓国：景仁文化社
- 安田章 (1964) 『全一道人の研究』、京都大学国文学会、日本：京都大学
- 安田章 (1966) 「苗代川の朝鮮語写本類について — 朝鮮資料との関連を中心に —」、『朝鮮学報』 39/40、pp.210-237、日本：朝鮮学会
- 安田章 (1980) 『朝鮮資料と中世國語』、笠間叢書147、日本：笠間書院
- ロドリゲス、ジョアン原著・土井忠生訳注 (1955) 『日本大文典』、日本：三省堂

ドイツにおける環境用語の展開

— シュピーゲル誌 (Der Spiegel) と環境用語 —

佐藤和弘

▶ キーワード

環境用語、複合語、Umwelt、
環世界、環境汚染

▼ 要旨

ドイツは環境先進国と言われているが、昔から現在におけるような環境意識の高い国ではなかった。戦後の高度経済成長期は、いたるところで公害問題が噴出していった。しかし、政治は必ずしも環境汚染、環境破壊に対し、政策の最重要案件として取り組んできたわけではなかった。戦後の復興、経済成長が最優先事項であり、公害として起きている環境汚染問題などは二の次であった。メディアにおいても政治と同様に、環境汚染問題を大きく取り扱うことはなかった。しかし、のちにドイツ首相となるブランド (W. Brandt) は総選挙のスローガンとしてルール地方の大気汚染問題を取り上げ総選挙を戦うと、シュピーゲル誌は1961年第33号 (8月9日付) において初めて表紙を飾るテーマとして公害問題を報じた。当時は現在用いられている環境用語としての Umwelt はまだ一般的ではなかった。公害・環境汚染を表現する手段として、-schmutz-、-belastung、-staub- などを接辞とする複合語が形成され、環境用語が生まれてきた。

環境用語としての Umwelt は、シュピーゲル誌では1969年第48号 (11月24日付) の文化欄に掲載されたカルフォルニア大学生物学教授エーリック (P. Ehrlich) の翻訳記事の中で初めて用いられている。この環境用語 Umwelt の登場とともに、以降 Umwelt は複合語の構成要素となり、Umweltschutz (環境保護)、Umweltverschmutzung (環境汚染) などさまざまな複合語が形成されていく。また、1970年代のエコロジー運動と共にドイツ人の環境意識に変化が見られるようになる。

はじめに

ドイツでは2020年までの温室効果ガス削減目標値40%を達成できないことを受けて、新たな環境政策を打ち立てるべく、気候保護一括法案（Klimaschutzpaket）の成立に向けての政策論議が活発に行われている。ドイツのメディアもまた連日のようにFridays for futureに代表される若い世代の気候変動に対するデモ運動、気候保護一括法案に対する各党の反応、またSDG's、プラスチックゴミの削減など環境・気候問題に関連するニュースを報道している。環境先進国と言われているドイツだけに、この報道の密度の濃さはドイツ人の環境意識の高さが示されていると言えよう。このようなドイツにおいても、時間を遡っていくと、必ずしも昔から現在におけるような環境意識が高い国ではなかった。戦後の高度経済成長期においては、いたるところで公害問題が噴出していった。しかし、政治は必ずしも環境汚染、環境破壊に対し、最重要案件として取り組んできたわけではなかった。戦後の復興、経済成長を最優先させ、公害として起きている環境汚染問題などは二の次であった。のちにドイツ首相となるブランド（W. Brandt）の登場まで、メディアにおいても環境汚染問題は大きく取り扱われることはなかった。シュピーゲル誌は1961年第33号（8月9日付）において初めて表紙を飾るテーマとして大気汚染問題を掲げている。しかし、当時は現在用いられている環境用語としてのUmweltはまだ一般に知られるものではなく、また使用されることもなかった。環境用語としてのUmweltはシュピーゲル誌においては1969年第48号（11月24日付）の文化欄に、アメリカで発表されたカルフォルニア大学生物学教授エーリック（P. Ehrlich）の作品の翻訳記事の中で初めて環境用語として用いられている。環境用語Umweltの登場とともに、以降Umweltは複合語の構成要素となり、さまざまな複合語が形成されている。また、ドイツ人の環境意識にも変化が見られるようになる。

本論においては、メディアにおける環境用語の運用とその展開を、とりわけシュピーゲル誌に焦点をあて、環境用語の変遷、ドイツ人と環境意識の構築過程を、環境用語Umweltを軸に考察していく。

1. Umweltの変遷

ドイツ語の語源辞書である Kluge (2002) には Umwelt について以下のような説明がある：

引用 1

Umwelt: Standardwortschatz(19.Jh.) Stammwort. ^①Zuerst bezeugt bei dem deutsch schreibenden dänischen Dichter J. Baggesen im Sinne von "Umgebung". Dann als Übersetzung von frz. ^②*milieu* (nach der Milieu-Theorie von H. Taine) gebraucht. Bestimmend wurde die Fassung des Begriffs durch ^③J. von Uexküll (seit ungefähr 1909): „das, was ein Lebewesen aus seiner Umgebung aufnimmt, und das, was es in seiner Umgebung beeinflusst; Wechselwirkung zwischen Lebewesen und Umgebung“. Mit dieser Bedeutung wird das Wort in die moderne Diskussion eingeführt (allgemein verbreitet ^④durch eine Veröffentlichung des SPIEGEL 1969). (Kluge 2002: 941f.)

Umwelt は下線部①にあるように¹、まずドイツ語でも創作活動を行うデンマーク人作家であるバゲッセン (J. Baggesen²) がデンマーク語の omverden (om は周囲、verden は世界) をドイツ語に置き換えて作られた新しい語彙である。1811年に出版された Campe³ のドイツ語辞典にはすでにこの語彙は収録されており、*die umgebende Welt, die Welt um und her* (周囲、周辺) と説明されていることから、当時、Umwelt はドイツ語の Umgebung と同義語で用いられていたことがわかる。

下線部②では、Umwelt は「人間の成長は、そのものを取り巻く生活環境が大きく影響する」という社会学理論を唱えたフランスの批評家テーヌ (H. Taine) が用いたフランス語の用語 *Milieu* (社会的環境／社会的境遇) のドイツ語への翻訳語として Umwelt があてられている。

下線部③の説明にある様に、生物学者ユクスキュル (J. Uexküll⁴) が生物学的観点から Umwelt を「生物がその環境から受け取るもの、また生物がその環境の中で影響を与えるもの；生物と環境との相互作用」と定義づけたことより、Umwelt に生態系を対象とする新しい意味が与えられる。とはいえ、ユクスキュルが用いた Umwelt は生物学分野の専門用語として使用されるにとどまり、当時は一般に受け入れられることはなかったようである。しかし、およそ60年の歳月を経たのちに、環境汚染、環境破壊などの公害問題が社会問題、政治的テーマとなる中で、下線部④にあるように、用語“Umwelt”は、シュピーゲル誌を介して、初めて環境問題をテーマとする議論への契機となり、環境用語としての意味を勝ち得ている。

次節ではまずユクスキュルが生物学を対象として定義した Umwelt を Umgebung との関連において見ていく。

1.2. ユクスキュルの Umwelt：環境 (Umgebung) と環世界 (Umwelt)⁵

環境 (Umgebung) とは客観的にわれわれ生物を取り囲むすべてのものである。しかし、ユクスキュルは客観的な視点から環境をとらえるのではなく、生物が自分を中心として、知覚する世界と作用する世界が一つになったものが環境 (環世界 Umwelt) であると考えた。生物はすべてそれぞれが独自の環境 (環世界) を持っており、環境 (環世界) は生物によって異なっている。それゆえに環境はふつう単数形で用いられるが、環世界は複数存在するので、ユクスキュルも Umwelten と複数形を用いている。ユクスキュルは Umwelt (環世界) を以下のように説明している：

引用 2

Damit ist aber bereits das Tor erschlossen, das zu den *Umwelten* führt, denn alles, was ein Subjekt merkt, wird zu seiner *Merkwelt*, und alles, was es wirkt, zu seiner *Wirkwelt*. Merkwelt und Wirkwelt bilden gemeinsam eine geschlossene Einheit, die *Umwelt*.

環世界へと続く門がすでに開かれている。主体が知覚するものはすべてその *知覚世界* となり、作用するものはすべて *作用世界* となるからだ。知覚世界と作用世界が一つになって完結された統一体、つまり *環世界* を作り上げるのである。

(Uexküll, v. J., & Kriszat, G. 1956 : 22)

ユクスキュルは今日用いられている意味での環境⁶を、環境 (Umgebung) と環世界 (Umwelt) の二つに区分している。

Umgebung(環境) → 客観的に周りに存在するすべてのもの

Umwelt(環世界) → 「環境」の中から自分にとって意味のあるもの、つまり生存条件を満たすものを取り出した自分の世界

つまり、客観的に周りに存在するすべてのものである「環境」の中から、そのものにとって意味のあるものを取り出したそのものの世界がUmwelt (環世界) であり、生物にとっての生存条件を満たす世界、つまり環世界である。

このユクスキュルの知覚世界と作用世界が一つになった環世界の捉え方は4年生から8年生対象の環境教育の教材 (Winter 2016) にも取り入れられており、ドイツの子供達には早い段階でユクスキュルの環世界を学習する機会が設けられている⁷。

1.3. シュピーゲル誌と “Umwelt”

上記ドイツ語語源辞書 Kluge (2002) の引用④にあるように、ユクスキュルが生物学的観点から定義したUmweltという用語はドイツの総合週刊誌シュピーゲルによって1969年の記事から一般に広められたとなっている。確かにUmweltという用語そのものは1969年以前にもシュピーゲル誌にすでに頻繁に使用されている。シュピーゲル誌は1946年に創刊されているが、創刊2年目の1947年第1号 (1月4日刊) の記事においてすでにUmweltが登場している⁸。しかし、それはUmgebungの同義語として、周囲・周辺世界を意味する用語として使用されたものであり、環境保護、環境破壊など、今日的な捉え方である自然環境保護を意味するものではない。このように今日では周知のものとなった自然環境保護を意味する”Umwelt”は、シュピーゲル誌の記事の中で用いられるのは1969年の記事が初めてである。

1.3.1. 環境用語としての “Umwelt” の登場

シュピーゲル誌では1969年第48号 (11月24日付) の翻訳記事において初めて大気汚染など今日的な意味での自然環境汚染をテーマとした公害問題を扱うUmweltの使用が見られる。この記事は、カリフォルニア大学スタンフォード校の生物学教授であるエーリック (P. Ehrlich) が発表したものをシュピーゲル誌がドイツ語に翻訳したものである。このタイトル „WIR SIND DABEI, DEN PLANETEN ERDE ZU ERMORDEN (我々は地球を故意に殺害しようとしている)“ を詳しく見ていくと、ermordenはDudenの説明 <(einen Menschen) vorsätzlich töten>にあるように、カッコ付きではあるが「人間」(einen Menschen) を、vorsätzlich⁹故意に、意図的にtöten殺害する、というように、Planeten Erde (地球) を擬人化することで、このタイトルは、「我々は地球という我々と同じ人間を故意に、意図的に殺害しようとしている」という内容になっている。この中でエーリックは10年後の1980年までに繰り返し起きる環境汚染により、災害・被害が増大し、1979年の夏の終わりには、生物学者が予想していたよりもはるかに早く世界の海は死滅してしまうということを架空のドキュメントのかたちで示そうとした。極めて

興味深いのは、環境用語として定着することになった Umwelt は、まずは外国語からの翻訳語として初めて環境問題を扱う概念として登場することである。ここではエーリックが用いた environment に対し Umwelt が訳語としてあてられている。

この記事の中で Umwelt の複合語がまだ使われていない点は注目に値しよう。引用 3 の 1) から 3) に見られるように Umwelt が以下のような形で 3335 語句中 2 回、重複を含めても 3 回見られるのみである。この記事から見る限りにおいては、当時はアメリカにおいても Umwelt の概念（周りに存在するすべてのものの中から生存条件を満たすものを取り出した自分の世界としての環境）はあまり一般的ではなかったことが推測される。

引用 3-1

Aber ¹⁾die Verseuchung der Umwelt mit Schadstoffen wird andauern. Die Besorgnisse der Wissenschaftler formulierte jüngst der Biologe Dr. Paul Ehrlich, Professor an der kalifornischen Stanford-Universität, in einem utopischen Bericht, der in Wahrheit nur die gegenwärtige Entwicklung in die nahe Zukunft projiziert.

しかし、有害物質による¹⁾環境汚染が絶え間なく続いている。先日、カリフォルニア大学スタンフォード校の生物学教授であるポール・エーリックが学者としての憂慮を架空の報告の形でまとめている。その報告は、現在の発展の行方を近未来に投影したものとなっている。

(シュピーゲル 1969 第48号：193)

引用 3-2

Im Sommer 1974 wurde in 1723 Städten das Wasser rationiert. Von 1970 bis 1974 stiegen die Fälle von Leberentzündungen und Ruhr-Epidemien um etwa 500 Prozent. Die verunreinigte Luft war das deutlichste Anzeichen für ²⁾die Zerstörung der Umwelt. 1973 kam es zu den Smog-Katastrophen in New York und Los Angeles. Damals erschien auch der alarmierende Bericht über Luftverschmutzung und die Folgen für die menschliche Gesundheit, herausgegeben vom Chef des amerikanischen Gesundheitswesens.

1974年の夏、1723都市において水が配給制になった。1970年から1974年まで肝炎や赤痢の発生病数が約500%上昇した。汚染された大気は²⁾環境破壊の最もはっきりとした兆候であった。1973年にニューヨークとロサンゼルスでスモッグの災害が起きた。当時、米厚生省長官によって編纂された大気汚染と人の健康への影響を警告した報告書が出された。

(同上：194)

引用 3-3

Er schilderte, in welchem Maße Amerika zu der weltweiten ³⁾Verseuchung der Umwelt beigetragen habe und kritisierte die amerikanische Auslandshilfe scharf als knauserig, als „einer viertrangigen Macht, und erst recht der mächtigsten Nation der Welt unwürdig“.

彼（米厚生省長官）はアメリカがいかに全世界の³⁾環境を汚染しているかを説明し、アメリカの対外援助がしみつたれたもの、四流国であると手厳しく批判し、世界をリードする最強の大国としての資格はないとまで苦言を呈している。（同上：196）

上記引用文3-1から3-3において下線で示したように、この翻訳記事の中ではUmweltは以下の3つの形で用いられている：

- 1) die Verseuchung der Umwelt mit Schadstoffen 有害物質による環境汚染
- 2) die Zerstörung der Umwelt 環境破壊
- 3) zu der weltweiten Verseuchung der Umwelt 世界的環境汚染

しかし、上記1)から3)の下線部の表現はいずれも以下の1a)から3a)に示されているような複合語への転換が可能である。また今日では1a)から3a)の下線部に示されているようなUmweltの複合語が一般的に用いられている：

- 1 a) die Umweltverseuchung mit Schadstoffen 有害物質による環境汚染
- 2 a) die Umweltzerstörung 環境破壊
- 3 a) zu der weltweiten Umweltverseuchung 世界的環境汚染

つまり、当時においては環境問題を扱う用語として初めてUmweltが使用されたこともあり、シュピーゲル誌においてもUmweltの複合語を形成するまでに至っていなかったと推測することができる。

同年の1969年第50号では“Gefährliche Kette（危険な連鎖）”というタイトルでDDT汚染の問題が扱われているが、584語彙の記事の中で、Umweltは1回しか用いられていない：

引用4

Und durch massiven DDT — Einsatz sind — wie bei anderen Eingriffen des Menschen in seine Umwelt — nachfolgende Generationen mitbedroht:

人間が様々なやり方で環境を破壊しているように、DDTの大量導入により、次世代の人々が同様に脅かされている：（シュピーゲル 1969 第50号：187）

このように、なるほど1969年の記事で初めて環境問題を扱う意味でのUmweltが用いられたが、その使用はまだほとんど見られず、この時期ではまだUmweltは環境用語として定着していなかったことがわかる。

1.3.2. Umweltの複合語

しかし、翌年1970年第41号（10月5日付）では表紙を“Vergiftete Umwelt（汚染された環境）”というタイトルで飾り、大気汚染、水質汚染などの環境問題を真っ向から取り上げた特集記事

が組まれている。この記事では日本の水俣で起きたメチル水銀による公害も取り上げられている。このMorgen kam gestern (明日は昨日やってきた) と題された12ページにわたる記事の中で Umwelt または Umwelt との複合語は以下の表1に見られるように36回使用されている：

表1 Umwelt の複合語

<u>1</u>	<u>Umwelt-Experten</u> 環境の専門家	<u>7</u>	<u>Umwelt-Probleme</u> 環境問題	<u>13</u>	<u>Umwelt-Tod</u> 環境の死
2	Umweltfachzeitschrift 環境専門誌	8	Umweltschutz 環境保護	14	Umweltvergifter 環境汚染者
<u>3</u>	umweltfreundlich 環境に優しい	<u>9</u>	<u>Umweltschutz-Beauftragter</u> 環境保護受託者	15	Umweltvergiftung 環境汚染
<u>4</u>	<u>Umwelt-Katastrophe</u> 環境の大災害	<u>10</u>	<u>Umweltschutz-Programm</u> 環境保護プログラム	16	Umweltverschmutzung 環境汚染
<u>5</u>	<u>Umwelt-Papier</u> ¹⁰ エコペーパー	<u>11</u>	<u>Umwelt-Schutzprogramm</u> 環境保護プログラム	<u>17</u>	<u>U-Abteilung</u> ¹¹ 環境課
<u>6</u>	<u>Umwelt-Planer</u> 環境政策立案者	12	Umweltschützer 環境保護者		

Umwelt の複合語として17例見られたが、次の5例、1. Umwelt-Experten、4. Umwelt-Katastrophe、5. Umwelt-Papier、6. Umwelt-Planer、13. Umwelt-Tod ではいずれもハイフンを用いて複合語が構成されている。しかし、今日ではいずれもハイフンを用いず、Umweltexperten のように1語の形が一般的となっている。以降シュピーゲル誌の環境問題を取り扱う記事において、Umwelt を構成要素とする多様な複合語が形成されている。この一連の流れの中で環境用語としての Umwelt が一般に広まり、定着していったと推測される。まさしく1969年から70年代前半にかけては Umwelt を複合語の構成要素とする環境用語の黎明期と言えよう。

シュピーゲル誌に先立つ用例としては Die Zeit 新聞が1964年4月24日付の記事の中で R. カールソンの『沈黙の春』に言及して、環境汚染の翻訳語として Umweltvergiftung を用いている：

引用5

Schon der Vorabdruck einiger Kapitel aus „Silent Spring“ im „New Yorker“ hatte im Herbst 1962 heftige Diskussionen ausgelöst. Präsident Kennedy berief damals sogleich einen Untersuchungsausschuß, der das Ausmaß der Umweltvergiftung durch Insektizide und gegebenenfalls staatliche Maßnahmen prüfen sollte, durch die eine solche Vergiftung eingedämmt werden könnte.

刊行前に New Yorker 誌に掲載された『沈黙の春』の数章は1962年の秋に激しい議論を引き起こすこととなった。ケネディ大統領はすぐさま害虫駆除剤が原因となっている 環境汚染 の規模、および、このような汚染を抑制すべく国家的措置の検証をさせるために、調査委員会を招集した。

(Die Zeit 1964 : 58)

die Umweltvergiftung はウ・タント国連事務総長の大気汚染の原因に関する発言を取り上げた1970年2月の記事の中でも使用されている：

引用 6

Gegen die Umweltvergiftung wandte sich jetzt UN-Generalsekretär U Thant. Vor der Universität von Texas in Austin bezeichnete er die Luftfahrt als die Hauptquelle der Luftverseuchung.

ウ・タント国連事務総長は環境汚染に斬り込んだ。オースティンにあるテキサス大学において航空機の使用は大気汚染の主な原因であると述べている。(Die Zeit 1970 : 2)

同年1970年第41号(10月5日付)でシュピーゲル誌は上記に挙げた“Vergiftete Umwelt (汚染された環境)”を特集記事として取り上げ、本格的に環境用語 Umwelt を使い始めている。

これまで見てきたように、今日使用される意味での環境用語 Umwelt の使用は1964年の Die Zeit 新聞からはじまり、1969年以降シュピーゲル誌の記事の中で使用されることで一般に広がっていったことがわかる。ドイツ語コーパスである COSMAS II が示しているように、1970年以降 Umwelt および Umwelt との複合語の使用頻度が右肩上がりに高くなり、1980年代では1989年度の535例を頂点に3729例がシュピーゲル誌上で用いられている。この時期のドイツは高度経済成長期にあり、ドイツ各地で公害問題が起きていた。とりわけ酸性雨による森林の被害は大きく、多くの樹木が枯死するありさまなどが大きく取り扱われ、Umwelt を複合語の構成要素とする環境用語が駆使され、報道されている。

では環境用語としての Umwelt が使用されなかった時代は、どのような言語表現で環境問題が扱われていたのだろうか。以下の章で検証していく。

2. 環境問題と言語表現：環境用語 “Umwelt” のなかった時代

シュピーゲル誌は公害問題を表紙に飾る特集記事を、1961年第33号(8月9日付)に初めて掲載している。言い換えればシュピーゲル誌において環境問題・公害問題は、1947年1月の創刊号から1960年まで巻頭で飾る特集記事にするほどの重要なテーマにはならなかったということである。1961年、社会民主党 (SPD) の首相候補であったブランド (W. Brandt) は、これまでどの党も扱うことのなかった公害問題を初めて選挙戦最重要事項の一つとして取り上げ、社会民主党の票田であるルール地方の大気汚染問題を社会民主党の選挙スローガンに加えて、総選挙を戦った。シュピーゲル誌はこれを受け、1961年33号の表紙に „Blauer Himmel über der Ruhr (ルール地方に青空を取り戻そう)“ をタイトルとして掲げた。11ページに渡る記事の中でルール地方の大気汚染の惨状を次のような描写ではじめている：

引用 7 RUHR / LUFT-REINIGUNG Zu blauen Himmeln

„Westdeutschlands Kohlenkellerkinder“ müssten jeden Tag „ein kleines Pompeji“¹² durch „die Exkremente der Industrie“ erdulden. Dunst türme sich „über Feuerschlünden und

Wohnhäusern“, reduziere die Kraft der Sonne um ein Drittel. Die Mieten im Haus Essener Straße 228 in Oberhausen habe man schon von 80 auf 24 Mark gesenkt.

ルール地方／大気の清浄化 青空に向けて

ドイツ西部の炭鉱町に住む子ども達は産業排泄物によって小さなポンペイのようになっている町で毎日（大気汚染に）苦しみながら過ごさねばならなかった。スモッグが溶鉱炉や一般住居の屋根の上に雲のようにそびえ立ち、太陽の日差しを三分の一までに弱めている。オーバーハウゼン市エッセン通り228番地の家賃は80マルクから24マルクに値下がりしている。

（シュピーゲル 1961 第33号：22）

ルール地方はこのまま無策の状態で放置されれば、ポンペイの町が火山灰で埋もれてしまったように、溶鉱炉や工場の煙突から吐き出される産業排泄物（die Exkremete der Industrie）によって埋め尽くされる運命にあること、この炭鉱町に住む子ども達（Kohlenkellerkinder¹³）はこの悲惨な状況を受け入れ、運命としてただひたすら耐えるしかない、という現実を冒頭から読者に突きつけてくる。このような描写にはシュピーゲル誌がとる社会批判的姿勢の特徴がよく表れているといえよう。大気汚染の状況を表現するために極めて挑発的な語彙が選ばれており、ルール地方はまさしく集中砲火の止むことのない戦場にたとえられている：

引用 8

Zwischen Hamm im Osten und Moers im Westen halten Batterien aller Kaliber das Revier unter Dauerfeuer:

東部のハムと西部のメアス間では砲兵隊がこの地域に連続砲火を浴びせている：

（同上：22）

ルール地方は56基の鋼鉄コンバーター、75基の石炭火力発電所、18基の石炭火力発電所、82基の溶鉱炉、17基のセメント工場と精油所、また、1976両の国営ならびに民間の蒸気機関車（同上：22）という兵器により、煤煙の集中砲火を連日浴び続けている。

2.1. 環境問題／公害問題を表す語彙

ルール地方の大気汚染の状況を克明に描写しているこの記事の中で使用された主要環境・公害用語をアルファベット順に整理すると以下のようなものが挙げられる：

- A: Abgase 排気ガス／Abluft 汚れた大気／Asche 灰／Aschenregen 降灰／asthmatisch ぜん息性の／Auswurf 放出
- C: carcinogen (krebserregend) 発がん性の
- D: Dreckluft 汚染された大気／Dunstglocke スモッグ／Dunstkreis 大気汚染地域
- E: Emission 排出ガス／Exkremete 排泄物

- F: Flugasche (排気ガスとともに) 飛散する灰 / Flugstaub 飛散する埃
- G: Gas (燃料用の) ガス / Gespensterwälder 立ち枯れした木々 / Giftwolken (有毒ガスからできた) 雲 / Grau 塵埃で覆われた灰色 (の世界)
- I: Industrieabgase 産業排気ガス / ^①industriefest 大気汚染に強い
- K: Kohlenkellerkinder 炭鉱町 (石炭貯蔵地下室) の子ども達 / kohlschwarz 石炭のように真っ黒な
- L: LUFT-REINIGUNG 大気の大気浄化 / Luftverschmutzung 大気汚染
- Q: qualmend 煙の立ちこめた
- R: Rauch 煙 / rauchempfindlich 煙に敏感な / Rauchgas 煤煙 / ^②Ruhrkoller 大気汚染から解放されて太陽の日差しを満喫してルール地方に戻ってくると沸き上がってくるある独特の怒りや不満の感情 / Ruß 煤
- S: Schmutzteilchen 汚染粒子 / Schwefeldioxyd (SO₂) 二酸化硫黄 / Staub 塵埃 / staubabsondernd 塵埃を隔離する / staubfrei 塵埃のない / Staubhygieniker 塵埃衛生学者 / Staubniederschlag 降塵 / Staubpegel-Zonen 塵埃レベルゾーン / Staubplage 塵埃による苦悩 / staubspeierend 塵埃を吐き出す / Staubstatistik 塵埃統計 / Staubteilchen 塵埃粒子 / Staubzone 塵埃ゾーン
- V: verrußt 煤で汚れた / verschmutzt 汚染された

この語彙リストを見るだけでも大気汚染の惨状が見えてくる。とりわけSの項に多いことがわかる。汚染を意味する-schmutz-を接辞とする複合語の使用が本記事の中に21回見られる¹⁴。また、リストSに見られる塵埃の意味である-staub-を接辞とする複合語の使用は63回数えられる：

- 1) Das verschmutzte Gras 汚染された牧草 (同上：27)
- 2) im Jahr 1,5 Millionen Tonnen Staub, Asche und Ruß sowie vier Millionen Tonnen Schwefeldioxyd hernieder
塵埃、灰、煤は1年に150万トン、二酸化硫黄は400万トン空から降ってくる (同上：22)
- 3) stündlich 600 Zentner rotbraunen Staub in die Luft
毎時600ツェントナー¹⁵の赤茶色の塵埃を空中に撒き散らす (同上：22)

塵埃のような大気汚染物質をトンならびにツェントナーなどの重量で表現することにより説得力のある説明となっている。しかし、語彙リストに挙げられた用語には、一見では理解できないような、またDuden 正書法のような辞書に収録されておらず、詳しい説明を要するものが多々見られる。例えば下線部①で示されている industriefest という用語は、この記事の中ではルール地方のような工業地帯の大気汚染がひどい地域でもしっかりと育つ植物を修飾することばとして生み出されている：

引用9

Die Friedhofs- und Landschaftsgärtner haben im Laufe der Zeit spezielle Blumen- und Gewächssorten erkundet, die den Gasen und der Asche überhaupt standhalten können. In einer Übersicht über die „Industriefestigkeit der Gehölze“ heißt es, insbesondere die „Bambusen“ verhinderten dank ihrer „glatten Blätter ... daß sich Staub und Ruß ablagern können“. Über die Rhododendron-Sorte Lees dark Purple heißt es ebenfalls, sie sei „gut industriefest“. Von der Spezies Caractacus hingegen meldet die Tabelle: „Hat in Gelsenkirchen versagt.“

造園業者はこの間に排気ガスや灰などに強い草花や植物をリストアップしている。「産業公害（大気汚染）に強い樹木」リストでは葉の表面が滑らかなことにより塵埃や煤を寄せつけない「竹類」がある。シャクナゲ類ではダークパープルも同様に「産業公害（大気汚染）」に耐えられるものである。それに対してカラクタクス種はゲルゼンキルヒェン市には推奨できない植物としてリストに挙げられている。（同上：24）

つまり上記主要環境・公害用語リストに挙げられている下線部① industriefest な植物しか庭に植えることができない、という特殊な意味をもつ複合語が生まれてくる。また、下線部②の Ruhrkoller（ルール地方の人々に特徴的な病的な、怒りの発作）も同様に特殊な造語である。週末、ルール地方から逃れてライン川やモーゼル川の保養地で、日々不足していた太陽の日差しを満喫してルール地方に戻ってきた途端に沸き上がってくるある独特の怒りや不満の感情（同上：25）がこの Ruhr（ルール地方）という地域名と結び付けられた複合名詞には込められている。

2.2. ブラントとルール地方の大気汚染問題

すでに述べたように、この時期の西ドイツは戦後の経済成長期の真最中にあり、まさしく大気汚染をはじめ、様々な公害問題が噴出していった。社会民主党においても、当時は公害問題よりも下記引用10の下線部①の SPD のスローガン „Schach dem Verkehrstod（交通事故死に王手）“に見られるように、社会問題としては交通事故死の問題が党の政策として優先課題であった。しかし、社会民主党票の大きな基盤であるルール地方にブラントは何度も足を運んだと思われるが、ルール地方の大気汚染の眼に余るこの苛酷な現状を目の当たりにして、社会民主党首相候補であったブラント（当時は西ベルリン市長）は選挙公約に引用10の下線部② „Der Himmel über dem Ruhrgebiet muss wieder blau werden（ルール地方の空に再び青空を取り戻そう）“ を選挙の最重要スローガンの一つとして挙げて総選挙に臨んでいる¹⁶：

引用10

Da durch diese und andere Beispiele bewiesen ist, daß die Staubplage kein Fatum zu sein braucht, placierten Willy Brandts Wahlstrategen den Programmpunkt „Blauer Himmel“ in ihrem Regierungsprogramm noch vor der SPD-Parole ^① „Schach dem Verkehrstod“.

あちこちでの例が示しているように、塵埃の災いは運命である必要はない、とヴィリー・ブランドの選挙対策では「青空」政策を、社会民主党のスローガンである^①「交通事故死に王手をかける」よりも優先事項とした。(シュピーゲル 1969 第33号：32)

引用11

Die zentrale Wahlkampfleitung der SPD erkannte die Zugkraft der Deist-Parole, und so rührte Brandt in der Beethovenhalle:

„Erschreckende Untersuchungsergebnisse zeigen, daß im Zusammenhang mit der Verschmutzung von Luft und Wasser eine Zunahme von Leukämie, Krebs, Rachitis und Blutbildveränderungen sogar schon bei Kindern festzustellen ist. Es ist bestürzend, daß diese Gemeinschaftsaufgabe, bei der es um die Gesundheit von Millionen Menschen geht, bisher fast völlig vernachlässigt wurde.“^② Der Himmel über dem Ruhrgebiet muß wieder blau werden!“ (Lebhafter Beifall)

社会民主党中央選挙対策本部はダイストが提案したスローガンの牽引力の強さを認め、ブランドはベートーベンホールで唸るように力を込めて語った：

「大気汚染、水質汚染により白血病、がん、くる病、血液像の変化が子供たちの間にも増加していることが認められるというおぞましい調査結果が出た。この数百万人の人々の健康に関わる超党派的課題がこれまでほとんど手付かずで放置されていたことは呆れて驚愕するばかりである。^③ ルール地方に再び青空を取り戻さなければならない。」(拍手喝采)

(同上：25)

しかし、高度経済成長期の真ただ中であつた時代は彼の先見性をすくい取らず、ブランドは政権与党であつたキリスト教民主／社会同盟 (CDU/CSU) のアデナウアー (K. Adenauer)、エアハルト (L. Erhard) に敗北する。私はここで「時代は彼の、つまりブランドの先見性をすくい取ら」なかつたと言つたが、この当時の経済成長を重視する事情は同じ社会民主党の黨員仲間の反応からも見て取れる。上記引用11にあげた、1961年4月28日、ボンにあるベートーベンホールで行なわれた第4回総選挙プログラムに関する講演の中で、ブランドが「ルール地方に青空を取り戻す」と言つた時、同じ社会民主党の黨員の間からも下記引用12の下線部^①にあるように酷く嘲笑を買い、それどころか „wir versprechen das Blaue vom Himmel (我々はできもしないことを約束するのだ)“ と揶揄される。この時のことをブランドは本当に悔しくて仕方なかつたらしく、この時の彼の気持ちを表した手書きのメモが書き残されている¹⁷：

引用12

„Kübel voller Hohn“ habe man ausgekippt, sogar „behauptet, ^① wir versprechen das Blaue vom Himmel!“.

バケツ一杯の嘲りをぶちまけ、さらに「^① 我々はできもしないことを約束するのだ」とまで言い張つた。(同上：33)

このようにしてブランドは選挙公約の重要項目として10項目中9番目にルール地方の公害問題、大気汚染の問題を取り上げ、当時の大きな社会問題であった交通事故死問題よりも優先事項として位置付けた。このようなSPDの動き、「ルール地方に青空を（取り戻そう）」に対し当時の政権与党であるキリスト教民主／社会同盟の看板となっていたエアハルトの対応は冷やかであり、ブランドの「清浄な大気」の要求を実態のないもの、SPDの選挙公約をルール地方の煤煙でヒリヒリする喉の痛みを和らげる「のど飴」（Hustenbonbon）程度にしか見ていなかったようである。とはいえ一方では、このブランドの総選挙に向けられたスローガンはキリスト教民主／社会同盟政権に政策の修正を余儀なくさせるものとなっている：

引用13

Obwohl das Regierungsprogramm der SPD dadurch nicht gewichtiger wurde, mußte die CDU die Parole vom Blauen Himmel ernster behandeln, als sie zunächst vermutet hatte. Dieser „Hustenbonbon“ nämlich wäre den rauchzerkratzten Kehlen an der Ruhr ein langersehntes Labsal, und die neue Parole gibt allen denen Auftrieb, die seit Jahrzehnten gegen das Argument der Industrie ankämpfen, der Staub gehöre zum Revier wie ein Misthaufen zum Bauernhof.

社会民主党の党プログラムがこのことにより重みを増すことがなくても、キリスト教民主／社会同盟は青空というスローガンに対し当初考えていたよりも真剣に対処しなければならなくなった。この「のど飴」はルール地方の煙害で喉を痛めている人々にとっては長年待ち焦がれていたものであり、この新しいスローガンは何十年の間産業側の、堆肥の山が農家につきもののように、埃はルール地方にとってもそのようなものである、という意見と戦うすべての人々に力を与えるものであったからだ。（同上：25）

いち早く環境問題に目を向けていたブランドは、1969年の総選挙で社会民主党は自由民主党（FDP）との連立政権により、戦後の西ドイツで初のドイツ社会民主党出身の連邦首相となるが、ますますひどくなるドイツの環境問題に対処すべく、環境保護運動を広めていった。ブランド政権下のこのような環境政策の流れの中で、シュピーゲル誌においても環境問題を取り扱う記事の紙面を占める割合が増大すると共に、すでに上記1.3.2.で指摘したように新しい環境用語も続々と誕生している。1970年を区切りに以降ドイツはさまざまな形で環境問題と取り組むことになるが¹⁸、この問題は紙面の制約上、別の機会に扱うことにする。

おわりに

環境用語 Umwelt は1960年代に英語の environment の翻訳語として初めて自然環境保護を意味するドイツ語となり、その後、多種多様の複合語を形成することにより、自然環境に関連するさまざまな事象を表現することばの構成要素となった¹⁹。環境用語 Umwelt と並行して、1970年代には Ökologie（エコロジー）が環境用語として自然環境保護運動に大きな影響を与えることになる。Ökologie はヘッケル（E. Haeckel）が1866年、「生物間の、また生物と環境との相互

作用」に関する学問に彼の作った造語「エコロジー（生態学）」を当てたが、およそ1世紀後の1970年代に「Ökologie（エコロジー）」は自然環境保護運動のスローガンとなり、人間が引き起こす自然災害や搾取に対抗するエコロジー運動に結びついている。環境用語 Umwelt がさまざまな複合語を形成していったように、Ökologie に関しても接辞 öko-、および-ökologie の形でさまざまな複合語が生まれている²⁰。また Ökologie の短縮形 Öko はエコ〈環境保護〉運動支持者を表すまでになっている²¹。

この「エコロジー」の概念は、1970年代はじめにハウゲン（E. Haugen）が社会言語学・心理言語学の分野で再び取り上げている。以降、ハウゲンのエコロジカルメタファーは1980年代に「言語と生態学」、「言語と環境問題」の関連分野で広く用いられることになる。ボリンジャー（D. Bolinger）は著書『Language – the loaded weapon²²』において、「An Ecology of Language（言語のエコロジー）」と名づけられた最後の章の中で、大気汚染や水質汚染のエコロジー的問題と言語の「汚染」との類似性を指摘している（Bolinger 1980：182）。ボリンジャーはいかに言語が我々の行動と思考を決定しているか、そしてそのことにより言語が操作役としていかに濫用されるかということを示そうとしている。ドイツ語圏ではフィル（A. Fill）が、このテーマを保守的な言語批判に転用することなく、言語と「人間と自然」や「環境危機」などの、言語とエコロジーの立場をとる研究を行なっている。このようにエコロジー概念は言語学と自然環境保護に極めて重要なキーワードとなっている。今後の研究として環境用語エコロジーとエコ言語学の展開を扱う予定である。

本稿は2018年12月8日に行われた日本独文学会京都支部秋季研究発表会の研究発表の一部を論文にしたものである。なお、研究発表要旨は Germanistik Kyoto（ゲルマニスティク京都）第20号47ページから52ページに記載されている。

注

- 1) 以下本論における下線はすべて筆者によるものである。
- 2) Jens Immanuel Baggesen (1764-1826) はドイツ国内ではあまり名前は知られていないが、18世紀から19世紀初頭にかけて作家として活動し、デンマークとドイツの文化交流に力を注いだ人物である。また、キール大学のデンマーク文学初代教授に招聘され、1811年から1814年までその職を務めている。バゲッセンは同時代の作家と書簡の交流を頻繁に行っていた。シラーが貧困に苦しんでいた時、デンマーク王にシラーのために奨励金の授与を依頼している。また、バゲッセンはカントを崇拝しており自分の名前に Immanuel をつけている。当時のデンマークではドイツ語がかなり浸透しており、バゲッセンも他のデンマーク作家と同様にバイリンガル能力を活かし、ドイツ語圏での読者層を勝ち取るためにドイツ語で作品を書いていた。（<http://www.uni-kiel.de/grosse-forscher/?nid=baggesen> 参照）
- 3) Campe, Joachim Heinrich (1811) : *Wörterbuch der deutschen Sprache* Braunschweig, Schulbuch.
- 4) ユクスキュルは1864年9月8日にエストニアのドイツ貴族（バルト・ドイツ人）の家庭に生まれたドイツ人で、ドルパト（Dorpat 現在のタルト Tartu）大学を出て、その後ドイツのハイデルベルク（Heidelberg）大学のキューネ（W. Kühne）教授のもとで動物比較生理学を学んでいる。この時に環世界（Umwelt）という発想を得るが、しかし、彼のこの発想（生物の行動を当時の機械論に当てはめず、生物は独自の主体性を持って行動すると考えた、つまり、生物学が環世界を築くのはその機械操作係があるからという発想）は当時「科学的」でないと見なされ、1900年のキューネの死後以降、ハイデルベルク大学での研究の道が絶たれたが、研究を続け、1926年、彼が62歳の時、ハンブルク（Hamburg）大学の環世界研究所（Institut

für Umweltforschung) に招聘され、その後10年ほど若手の人々と研究を行なっている。(日高2005:160f. 参照)

- 5) Umwelt の環世界という日本語訳に関しては、日高敏隆・羽田節子訳『生物からみた世界』岩波文庫 2005年163ページ以降を参照。
- 6) Duden 正書法辞典の最新版である第27版(2017年)では、以下のように Umwelt が説明されている：
 1. auf ein Lebewesen einwirkende, seine Lebensbedingungen beeinflussende Umgebung
生物に作用し、その生存条件に影響を与える周囲の世界
 2. Menschen in jemandes Umgebung (mit denen jemand Kontakt hat, in einer Wechselbeziehung steht)
(ある人がその人々と接触を持ち、ある相互関係が存在する)ある人の周辺にいる人々Duden 正書法辞典の初版は1880年に刊行されているが、Umwelt は1915年の第9版にすでに収録されている。
- 7) 例えば環境と環境保護のテーマでは次のような課題が与えられ、ユクスキュルの Umwelt について説明されている：

Aufgabe 1:
Du wirst dich ab jetzt mit zwei Themen befassen, mit Umwelt und Umweltschutz. Bevor du aber in diese Themen einsteigst, muss erst begrifflich einiges klar sein. Wir beginnen mit dem Begriff UMWELT.
Dieser Begriff wurde schon vor über 100 Jahren in die biologische Diskussion eingeführt. Jakob von Uexküll (1909) bezog sich dabei auf die Lebenswirklichkeit der Tiere. Hier unterschied er zwei Welten:

Aufgabe 2:
Nun sollen die beiden Begriffe näher bestimmt werden.

 - a) *Der eine Begriff meint, dass alles, was ein Lebewesen merkt, zu seiner M... gehört. Schreibe auf Seite 24 in die Zeilen unter dem Begriff die oben unterstrichenen Wörter.*
 - b) *Und alles, was ein Lebewesen wirkt, gehört zu seiner ... (Winter 2016: 24f.)*
- 8) シュピーゲル誌の1969年までの用語 Umwelt の使用頻度は1949年までは26例、1950年から1959年までは216例、1960年から1969年までは592例となっている。(COSMAS II 参照)
- 9) vorsätzlich は Duden (2017) では ganz bewusst und gewollt と説明されている。
- 10) Umwelt-Papier (エコペーパー) は環境に優しく (umweltfreundlich) 作られた紙であり、Recyclingpapier (再生紙) とは区別される。
- 11) U-Abteilung の U は Umwelt の頭文字を取った省略形。例えば die Experten der U-Abteilung im Innenministerium (内務省環境課の専門家) のように使用されている。
- 12) Pompeji: ナポリ湾東岸、ベスビオ火山南麓にあった古代都市。紀元79年8月24日のベスビオ火山大爆発により町は壊滅する。
- 13) Kohlenkeller は石炭貯蔵用の地下室の意。-kinder は子ども達の意。ドイツでは給湯・暖房のボイラーが地下室に設置されていることが多いが、その燃料となる石炭は地下室に貯蔵されることが多いので、炭鉱町 (Kohlenkeller) の子ども達 (Kinder) と表現されている。
- 14) Luftverschmutzung だけでも8回あり、luftverschmutzend を加えると9回になり、何度も繰り返し用いられている。
- 15) 1ツェントナーは50kg。
- 16) この案は「影の内閣」の経済相であるダイスト (H. Deist) が中心となって政策プログラムに取り入れられた。
- 17) このブランドの手書きは Bonn にある Willy Brandt Archiv で閲覧することが可能である。
- 18) 例えば1973年以降の第一次・第二次オイルショックの結果、SPD 政権下で原子力発電所の建設が進められることになるが、原発反対運動が繰り返し起きている。
- 19) Duden online には Umwelt を含めて92の複合語が収録されている。(2019年11月27日閲覧)

- 20) 同上 Duden online には100の複合語が収録されている。(2019年11月27日閲覧)
- 21) Kluge (2002) : 665ページ参照。
- 22) Language - the loaded weapon : the use and abuse of language today (1980) 翻訳として『凶器としてのことば』小野塚裕視〔ほか〕訳 こびあん書房 1989年 がある。

Literaturauswahl:

- Bolinger, D. (1980): *Language - The Loaded Weapon*. London and New York. Longman.
- Crystal, D. (2000): *Language death*. Cambridge. Cambridge University Press.
- Engel, U. (1988): *Deutsche Grammatik*. Heidelberg. Julius Groos Verlag.
- Fill, A. (1987): *Wörter zu Pflugscharen. Versuch einer Ökologie der Sprache*. Wien & Köln. Böhlau.
- Fill, A. (1993): *Ökologische Linguistik*. Tübingen. Gunter Narr Verlag.
- Fill, A., & Mühlhäusler, P. (2001) : *The ecolinguistics reader*. London u. New York. Continuum.
- Haugen, E. (1972): The ecology of language. In E. Haugen: *The ecology of language*. Essays by Einar Haugen. Stanford. Stanford University Press.
- Kettemann, B., & Penz, H. (eds.) (2000) : *ECONstructing language, nature and society*. Tübingen. Stauffenburg Verlag.
- Makkai, A. (1993): *Ecolinguistics*. London and New York. Pinter publishers.
- Mühlhäusler, P. (2003) : *Language of Environment, Environment of Language*. London. Battlebridge press.
- Nettle, D., & Romaine S. (2000) : *Vanishing voices*. Oxford. Oxford University Press.
- Pinnau, H. (2005): „Umweltsprache“ im Wandel - eine ökologische Betrachtung. In: *Brücke 8* (13-23).
- Pinnau, H. (2006): Die Anthropozentrik der Sprache - aus ökologischer Sicht. In: *Germanistik Kyoto Nr.7*. (75-89).
- 佐藤和弘 (2018):「ドイツ語教育と環境意識の構築」*Brücke 21* 京都外国語大学ドイツ語学科 1-13ページ
- Siebert, H. Hrsg. (1988): *Umweltschutz für Luft und Wasser*. Berlin. Springer-Verlag.
- Schleppegrell, M. J. (2001): What makes a grammar green? In: P. Mühlhäusler: *The ecolinguistics reader*. London u. New York. Continuum. (226-228).
- Trampe, W. (1990): *Ökologische Linguistik. Grundlagen einer ökologischen Wissenschafts- und Sprachtheorie*. Opladen. Westdeutscher Verlag.
- Trampe, W. (2001): Language and ecological crisis. In: P. Mühlhäusler: *The ecolinguistics reader*. London u. New York. Continuum. (232-240).
- Uekötter, F. (2007): *Umweltgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert*. München. Oldenbourg.
- Uexküll, v. J., & Kriszat, G. (1956): *Streifzüge durch die Umwelten von Tieren und Menschen*. Hamburg. Rowohlt.
- Winter, A. (2016): *Lernwerkstatt Umwelt & Umweltschutz*. 2. Digitalauflage. Kerpen. Kohl-Verlag.
- Zirnstein, G. (1996): *Ökologie und Umwelt in der Geschichte*. Marburg. Metropolis.
- Campe, J. H. (1811): *Wörterbuch der deutschen Sprache* Braunschweig. Schulbuchhandlung.
- Duden (2017): Die deutsche Rechtschreibung. 第27版 Dudenverlag.
- Kluge (2002): Etymologisches Wörterbuch der deutschen Sprache. Berlin / New York. Walter de Gruyter.

Duden online: <https://www.duden.de>

Spiegel online: <http://www.spiegel.de>

Das Regierungsprogramm der SPD von 1961: <http://library.fes.de/pdf-files/bibliothek/bestand/a83-02211.pdf>

日本におけるブルーギル (*Lepomis macrochirus*) の分布拡大とその経緯について 1962-1976年度(2)

渡 邊 洋 之

▶キーワード

ブルーギル、移入種、
水産試験場、内水面漁業

▼要 旨

1960年10月に初めて日本に移入され水産庁淡水区水産研究所（淡水研）で飼育されることとなったブルーギルが、1962年11月に滋賀県水産試験場へ淡水研より分与されて以降、1976年度までに日本全国に分布域を広げていく過程を、水産試験場が発行していた「事業報告」と新聞記事を中心とした文献資料を用いてあきらかにした。本編はその後半部分にあたる。まず本編では、各都道府県別のブルーギルの導入状況の詳細のうちの、中国・四国地方と九州地方・沖縄の分を、前号掲載の前編に引き続き記した。今日日本に生息するブルーギルすべては、1960年に移入されたものの子孫であると遺伝学的研究により結論づけられているが、沖縄県の一部の水系では、この子孫ではないブルーギルが生息している可能性が、本編では指摘できた。最後に、ブルーギルが各都道府県に広まっていく過程を、図を用いるなどして分析した結果、以下の事柄があきらかとなった。まず、ブルーギルの分布が急激に全国に拡大するのは、先行研究が示す1980年代に入ってからではなく、1967～1971年度の間であった。次に、淡水研から1962～1966年度にブルーギルが配布された、大阪府以外の都道府県の一部も、他の都道府県のブルーギルの導入元となっていた。さらに、ブルーギル導入の理由には、イケチョウガイの人工増殖に用いるためや、ブラックバスを放流する際にその餌とするべく放流するという、ブルーギルに特徴的なものもあったことが示された。

（本稿の課題と先行研究、用いる資料の特色とその限界、淡水研及び大阪府淡水魚試験場（大阪淡水試）からのブルーギルの各都道府県への配布状況、そして北海道・東北地方、関東地方、中部地方、近畿地方でのブルーギルの導入状況については、前編として前号（第41巻第1号）

に同タイトル(1)というかたちで掲載した。なお、前編および今号掲載の本編（すなわち同タイトル(2)）にある「本稿」とは、前編と本編を合わせた全体を指している。）

Ⅲ. 各都道府県別のブルーギルの導入状況

6. 中国・四国地方

鳥取県には、表2（前編に掲載）より、1968年度に造成池へ食用として、1969年度に「増殖用（池中養殖）」として、その後用途は不明だが1970年度にも、大阪淡水試からブルーギルが分与されていることがわかる。これを裏付ける資料として、米子市漁協が大阪淡水試から、1968年に2,000尾、1969年に4,000尾のブルーギル稚魚を1尾10円で購入したという報道がある。この報道によると、同漁協は同市西福原にある「堀川池」にブルーギルを1968年11月及び1969年11月に放流し養殖試験を行い、1970年に取り上げたところ成長が確認されたが、歩留まり（取り上げ尾数を放流尾数で割ったもの）は約50%と悪かった。この原因を同漁協は、第三者に釣られたか洪水で逃げたかではないかと推測している。さらに同漁協は1970年に、2年魚約200尾を繁殖用として同市三柳にある「新川池」に移している⁽³⁵⁾。また、東伯町（現琴浦町）浦安に在住する民間人が、休耕田30aを利用して池を作り、大阪淡水試より1969年にブルーギルの親魚を取り寄せて飼育しようとしたとの報道もある。この試みは失敗したが、この人物は翌1970年に大阪府岸和田市の業者からブルーギルの稚魚50,000尾を購入して増殖し、1974年12月現在、成魚（3年以上、体長20cm以上）3,000尾、中魚（体長10～20cm）2,000尾、稚魚100,000尾を飼育していると記事にはある。そしてこの人物は、養魚池を増設したり東伯町下大江地区のため池を借りたりするだけでなく、同町内の四つの小学校のプールにブルーギル稚魚計2,000尾を放流し、さらに一部の稚魚は1尾10～20円で広島、岡山などに出荷していると記されている⁽³⁶⁾。

鳥根県では、鳥根県水産試験場が1965年11月にブルーギル稚魚200尾を、1966年12月にブルーギル稚魚200尾（うち輸送中に50尾へい死）を滋賀水試より導入して、同試験場の玉湯試験地で放養し飼育試験が行われている。これは、当時計画されていた宍道湖の淡水化後の漁業振興策として、イケチョウガイとブルーギルを用いることが考えられていたために実施された。ブルーギルはイケチョウガイの人工増殖に用いるだけでなく、宍道湖に放流することで遊魚用・食用・観賞用として利用できるのではないかの期待もあったようである⁽³⁷⁾。なお鳥根県水産試験場は、判明しただけでも、1963年11月・1965年11月・1966年12月に滋賀県から、1968年3月に霞ヶ浦からイケチョウガイを導入して、試験場内だけでなく野外でも試験を行っているが、ブルーギルをこの野外での試験に用いたという記録は確認できなかった⁽³⁸⁾。さらに表2によれば、鳥根県には1970年度にブルーギルの成魚が大阪淡水試より分与されているが、その用途は不明である。そしてその他の資料も含めて、鳥根県での1962～1976年度の間におけるブルーギルの放流・逸出や野外での生息の記録は見つかっていない。

岡山県では表2より、鳥取県と同様に、1968年度に造成池へ食用として、1969年度に「増殖用（池中養殖）」として、そして用途は不明だが1970年度に、大阪淡水試からブルーギルが分与されている。しかしながら、その他の資料も含めて、1962～1976年度の間におけるブルーギルの養成試験、あるいはブルーギルの放流・逸出や野外での生息の記録は見つからなかった。

広島県では表2より、1970年度にブルーギルの成魚が大阪淡水試より分与されているが、その用途は不明である。ただし、広島県で内水面を対象とする事業を行っている水産試験場の、1962～1976年度間の「事業報告」には、ブルーギルに直接言及している報告はない。一方、表2には記載がないが、1969年に久井町（現三原市）が「大阪から持ち帰った」のが、広島県下にブルーギルが導入された最初であるとの指摘がある⁽³⁹⁾。しかしながらこの導入も用途は不明であり、野外へ放たれたかどうかはわからない。さらには、当時の広島大学水畜産学部に所属していた研究者たちが、大阪淡水試よりオス6尾・メス8尾のブルーギル3才魚を1968年5月に譲り受けている。これらの研究者たちは、上記の年月に同学部があった福山市緑町のキャンパス内と推測される場所にある水槽及び造築した「素堀の池にビニールシートを敷いたもの」において、実験動物としてブルーギルが有用か否かを探るべく、産卵習性並びに発生と稚仔魚の成長を調べるための実験を行っている⁽⁴⁰⁾。

山口県では、表2より、1968年度に造成池へ食用として大阪淡水試からブルーギルがまず分与されている。そして1969年度に、「人工湖」への放流用として分与がまた行われているのは興味深い。しかしながら、山口県で内水面を対象とする事業を行っている水産試験場の、1962～1976年度間の「事業報告」には、ブルーギルに直接言及している報告はない。

先に記したように、現在の徳島県三好市にある松尾川ダム湖に、淡水研で繁殖した全長平均7cmのブルーギル190尾が、四国電力株式会社によって高地にある人工湖の魚族増殖を目的として、1964年6月23日に放流されている⁽⁴¹⁾。なお表2よりブルーギルが、造成池へ食用として1968年度に、用途は不明だが成魚が1970年度に、大阪淡水試から分与されていることがわかる。

香川県では、まず1964年度に淡水研からブルーギルが分与され、これが「エツタ池」というため池に放流されたことが表1（前編に掲載）よりわかる。続いて上記の松尾川ダム湖で養成されたブルーギルが、オス・メス合わせて全長4～5cmのもの400尾、四国電力株式会社から香川県水産試験場に1965年5月に分与され、これは放養試験を行うべく直ちに志度町白方（現在のさぬき市鴨庄白方であると思われる）にあった灌漑用ため池に放流された⁽⁴²⁾。さらに、1969年度に「増殖用（池中養殖）」として、そして用途は不明だが1970年度に、大阪淡水試から香川県にブルーギルが分与されていることが表2より確認できる。また、『釣の友』誌が1970年12月に行った前記した放流活動において、綾南町陶（綾南町は町村合併を経て現在綾川町）の「泥池」に2,000尾、綾南町羽床の「大池」及び他1カ所にそれぞれ500尾、ブルーギルの稚魚が放流されている。加えて香川県水産試験場は1971年度に、ブルーギルを水田転用養殖に用いるための養成技術指導を行ったとの、及び香川県農業試験場の試験田において、香川県農業試験場と提携してのブルーギルの試験養殖を行ったとの報告がある⁽⁴³⁾。しかしながら、この1971年度の事業について実際に行われた試験の資料により確認できるのは、香川県農業試験場内の貯水池で1971年度に行われた、ブルーギルの養殖のみである⁽⁴⁴⁾。

愛媛県では、1969年度に「増殖用（池中養殖）」として、大阪淡水試からブルーギルが分与されていることが表2よりわかる。また、『釣の友』誌が1970年12月に行った前記した放流活動においては、ブルーギルの稚魚2,000尾が現在の新居浜市にある鹿森ダム湖に放流されている⁽⁴⁵⁾。さらに、愛媛県水産試験場が淡水養殖振興策の一環として、1971年12月に平均体長3cmのブルーギル稚魚1,000尾を香川県から導入し、松野町にある「オソ駄場池」という名前のため池に放流した⁽⁴⁶⁾。その後、松野町では1973年2月にも稚魚5,000尾（入手先は不明）を複数の池に放流

し、これらの結果、1974年には稚魚が500,000尾にもなった。これらの稚魚は、1973年には50,000尾がすでに出荷されており、さらには、成長したブルーギルを食用魚として出荷するつもりであり、そこで熱帯魚をイメージさせるブルーギルという名前を改めるべく、松野町の町長が「イケダイ」と命名したと報道されている⁽⁴⁷⁾。

上記及び表1に見えるように、高知県では1964～1965年度にかけて、ダム湖3カ所に淡水研より分与されたブルーギルが放流されている。この詳細について記述すると、ともに現在吾川郡いの町にある長沢ダム湖と大橋ダム湖には、松尾川ダム湖と同様に、1964年6月23日に四国電力株式会社によって、高地にある人工湖の魚族増殖を目的として、淡水研で繁殖したブルーギルが放流された。放流尾数は、前者が全長平均7cmのもの130尾、後者が全長平均7cmのもの190尾であった⁽⁴⁸⁾。ただし、「窪川ダム」という名前のダムは高知県に存在しない。これは、旧窪川町（現在の四万十町）にある佐賀取水堰（家地川ダム）のことをさすと推測される。「窪川ダム」への放流については、具体的な放流日時や放流尾数などは不明である。なお、高知県内水面漁業指導所は、^{なはりがわ}奈半利川淡水漁業協同組合へブルーギルについての知見などを1970年2月に説明している⁽⁴⁹⁾。その後の展開は不明だが、この事実も、これまで見てきたこの時期の四国におけるブルーギルに対する注目を物語ると言えよう。

7. 九州地方・沖縄

福岡県では、福岡県有明水産試験場が福岡県大木町よりブルーギルを導入したとの記録がある。資料の記述より、このブルーギルは同県有明水産試験場の淡水実験所内の池に、1972年度に100尾が放養されたものであると推測される⁽⁵⁰⁾。なお、同県有明水産試験場の淡水実験所は、大木町にあった同町営の養魚場が移管されて1972年度より発足している⁽⁵¹⁾、大木町からの導入は、単にこの移管を意味するという可能性がある。一方、^{なかがわ}那珂川漁協は1969年5月に、筑紫郡那珂川町にある^{みなみはた}南畑ダム湖にブルーギルの稚魚10,000尾を観光用として放流している。そしてこの一年後には、在来魚も含めた新たな釣り場として、南畑ダム湖には日曜・祝日になると約400人もの釣り人が現れると報道されている⁽⁵²⁾。なおこのブルーギルは、宮崎県の一ツ瀬ダム湖で養成されたブルーギルが「県養魚場」にも配分されたのを那珂川漁協が知り、「県養魚場」から購入したと記されている⁽⁵³⁾、この「県養魚場」は大木町営の養魚場の誤りであるとすると、同県有明水産試験場に導入されたブルーギルも、一ツ瀬ダム湖由来であるということになる。

佐賀県と長崎県⁽⁵⁴⁾では、1962～1976年度の間におけるブルーギルの放流・逸出や野外での生息の記録、あるいは水産試験場での養成や民間での養殖の記録は確認できなかった。

熊本県では、熊本県水産試験場八代分場が、宮崎県淡水漁業指導所より3cm大のブルーギル稚魚100尾を1966年11月に導入し、同分場内の飼育池で養成することとなった⁽⁵⁵⁾。記録が確認できるだけでも、同分場は1966年度から1972年度にかけてブルーギルを養成し続けている。そしてその間、1969年度に熊本市内に9,500尾、八代市内に6,440尾、計15,940尾の5.0～7.0cm大のブルーギルを湖沼への放流用として有償配布したのを皮切りに、1970年度は2市1郡内に計18,668尾（7～8cm大）、1971年度は2郡内に計1,800尾（5～6cm大）、1972年度は1郡内に300尾（8～12cm大）、天草郡を含む5市3郡内に17,500尾（4～6cm大）、計17,800尾のブルーギル

を、同分場は配布した⁽⁵⁶⁾。この結果、一業者のみであるが、民間業者による種苗を主なものとする養殖が同県で行われるようになり、1971年に10,000尾、1972年に15,000尾のブルーギルが生産され、養殖用・湖沼放流用として出荷された⁽⁵⁷⁾。なお、1972年7月6日の集中豪雨による冠水のため、ブルーギル稚魚約30,000尾が上記八代分場より逃逸している⁽⁵⁸⁾。

大分県では、宇佐市淡水魚養殖協議会会員10名が1972年4月に、当時宇佐郡安心院町（現宇佐市）にあった大分県内水面漁業試験場からブルーギルの成魚800尾を分与され、これらを同市四日市地区中敷田にあった「上片平池」「下片平池」「ごがんじ池」「舞坂池」に放流したところ、その後約60,000尾の稚魚を得たとの報道がある⁽⁵⁹⁾。また、福井県水産試験場が1970年にまとめたと思われる、当時全国の人工湖でどのような魚種がどれだけ放流されているかなどをアンケート調査したものには、福岡・大分・宮崎の三県のみでブルーギルが人工湖で繁殖していると報告されている⁽⁶⁰⁾。もちろん本稿でこれまであきらかにしてきたことからすれば、このアンケート調査は不十分なのであるが、大分県では遅くとも1970年にはブルーギルが導入されていたとは、少なくとも言えるであろう。さらに、本稿が対象とした年度からは外れるが、1978年度に行われた大野川水系についての調査で、増殖事業としてブルーギルの放流がなされていたとの報告があり⁽⁶¹⁾、また1980年度に行われた全国の湖沼における水産利用調査では、山口県、香川県とともに、大分県でも人工湖にブルーギルが放流されているとの報告があった⁽⁶²⁾。

宮崎県には、1963年度と1964年度に淡水研からブルーギルが分与され、これらは現在の西都市・西米良村にある一ツ瀬ダム湖と、宮崎県淡水漁業指導所の「事業報告」に試験池として度々登場する、「田吉池」と言う名のため池に放流されたことが表1よりわかる。なお一ツ瀬ダム湖には、前記したように、宮崎県淡水漁業指導所が釣りの対象魚として、1963年12月に全長3～4cmのブルーギルを1,000尾、1964年3月に全長3～4cmのブルーギルを2,000尾放流したとの記録がある⁽⁶³⁾。その後宮崎県淡水漁業指導所は、1966年度に2,000尾、1967年度に15,000尾のブルーギルを、県内を流れる耳川みみかわに放流している⁽⁶⁴⁾。

鹿児島県では、鹿児島県水産試験場の大口養魚場が、現在薩摩郡さつま町にある鶴田ダム湖に放流することを念頭において、淡水研より研究用としてブラックバス30尾とブルーギル30尾を1966年4月に導入予定であると報道されている⁽⁶⁵⁾。ただしこれらのブラックバスとブルーギルが、実際に鶴田ダム湖に放流されたかどうかは不明である。一方、鹿児島大学水産学部がブラックバス計17尾を、日置郡吹上町（現日置市）にある中原池（薩摩湖）に町当局と協議の上1968年7月16日に放流した際、「北米での養魚池の例にならって」、全長50～70mmのブルーギル129尾が同時に放流された。なお、これらのブラックバスとブルーギルの入手先は不明である⁽⁶⁶⁾。

沖縄県では、当時恩納村万座毛にあったVOA（Voice of America、米国政府の対共産圏向け宣伝放送機関）勤務の米軍人が、スポーツフィッシング用の釣魚として同村にある恩納ダム湖に、1963年頃米国からブラックバスとブルーギルを移植したとの情報がある⁽⁶⁷⁾。米国から直接移入したことが事実であるとする、沖縄県には1960年に移入されたものの子孫以外のブルーギルが生息していることになるが、これについては遺伝学的研究による確認が必要だろう。

IV. 日本全国へのブルーギルの分布拡大過程

1. 地図より見えるブルーギルの分布拡大過程

以上、都道府県ごとのブルーギルの導入状況があきらかになった。続いて、このあきらかとなった事実にもとづいて、ブルーギルが各都道府県に広まっていく過程を、図を用いるなどしてさまざまな角度から分析することにする。

まず各都道府県別のブルーギルの導入状況を、簡易な日本地図を用いて描き出したのが図1である。調査対象とした1962～1976年度を、(1)1962～1966年度、(2)1967～1971年度、(3)1972～1976年度の5年度ごとに分けて三つの地図を用意し、これらに各都道府県でのブルーギルの導入状況を色分けすることで、日本全国へのブルーギルの分布拡大過程を示すこととした。配色は、黒色がブルーギルの放流・逸出、あるいは野外での生息が確認された都道府県、灰色が、水産試験場内の試験池など閉鎖された場所へのブルーギルの導入は確認できるが、放流・逸出あるいは野外での生息は確認できなかった都道府県、白色が、閉鎖された場所へのブルーギルの導入も、放流・逸出あるいは野外での生息も確認できなかった都道府県、となっている。そして、一度でもある年度にブルーギルの放流・逸出あるいは野外での生息が確認されれば、その年度以降はその都道府県でブルーギルが野外に定着していると考えることとした。これはブルーギルが、口に入るものなら何でも食べてしまう食性、満1歳未満、全長100mm程度で生殖可能となる場合があるような、成長を度外視しても子孫を残そうとする強い繁殖力、さらにはオスが卵や稚仔魚を保護する生殖生態という特徴を有するゆえに、わずかな数の親魚からでも爆発的な繁殖を示すこと⁽⁶⁸⁾を根拠としている。また、この時期の日本国内におけるブルーギルへの関心の高さから、一度でもある年度に閉鎖された場所へのブルーギルの導入が確認されれば、その年度以降はその都道府県でブルーギルが飼育され続けていると、同様に考えることにした。

上記した図示の方法を実際の都道府県を例として示すと、静岡県では1966年4月にブルーギルが放流されているので、図1の上記(1)～(3)の地図すべてで黒色に、埼玉県は1964年度にブルーギルが分与されているが、ブルーギルの放流・逸出あるいは野外での生息は確認できないので、図1の上記(1)～(3)の地図すべてで灰色となっている。一方栃木県では、1967年12月に栃木県水産試験場へブルーギルが分与され、その後の1976年5月にブルーギルの放流が確認されたので、(1)の地図では白色、(2)の地図では灰色、(3)の地図では黒色となることになる。なお、表1で「放流場所」が不明なもの、及び大阪淡水試からの1970年度の配布では、野外の湖沼・河川などへ放流されていないと解釈し、さらに熊本県で1969年度に湖沼への放流用として配布されたブルーギルは、この年度に野外へと放流されたと判断して配色することとした。

図1よりまずあきらかになるのは、ブルーギルが野外に定着していると考えられる都道府県は、1962～1966年度には7府県（静岡、大阪、徳島、香川、高知、宮崎、沖縄）だったが、その数は1967～1971年度には19府県（新潟、愛知、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、山口、愛媛、福岡、熊本、大分、鹿児島が加わる）、1972～1976年度には22府県（栃木、千葉、京都がさらに加わる）となったということである。さらにこの結果に、地図では灰色に配色した、閉鎖された場

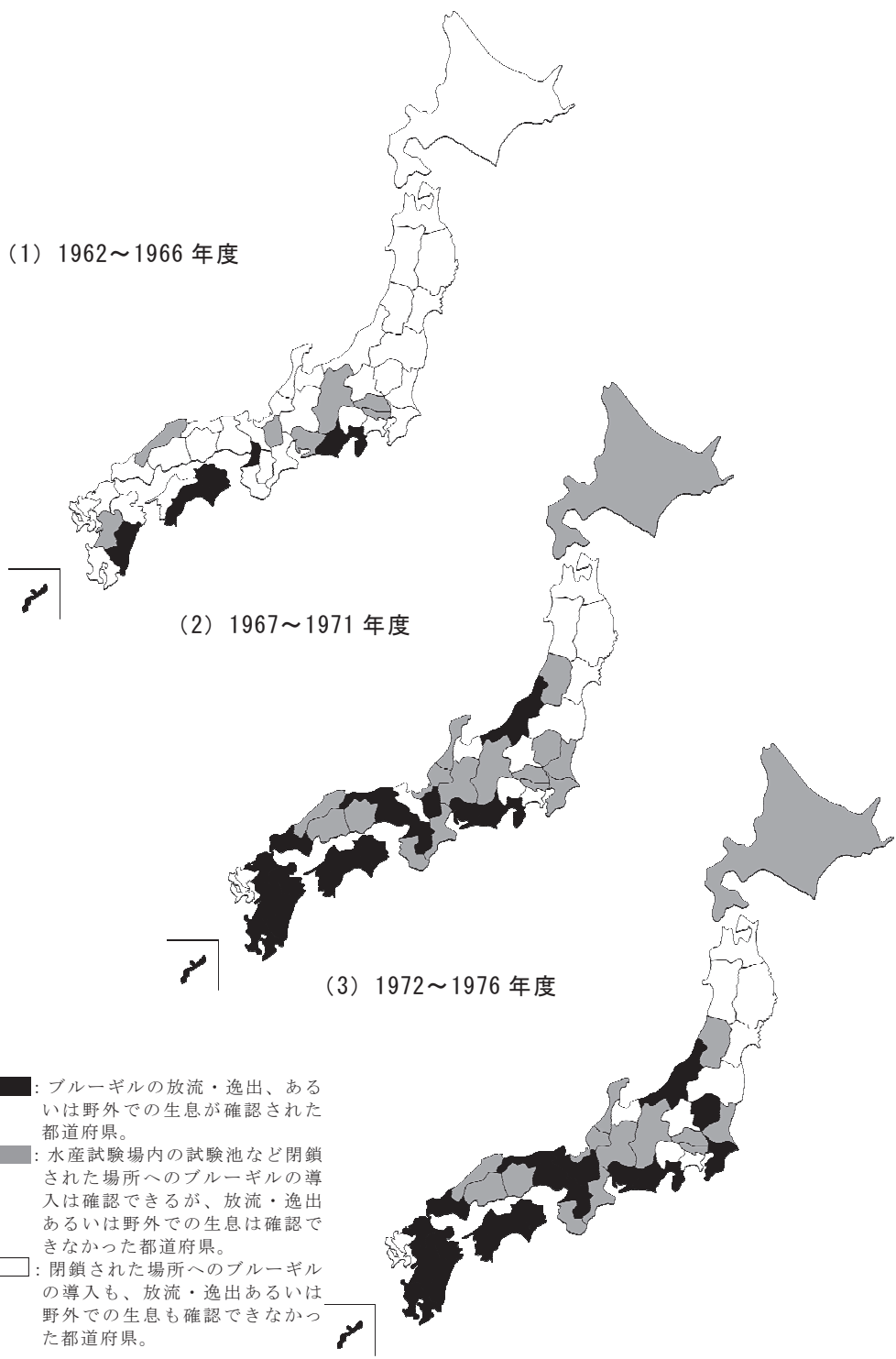


図1 各都道府県別のブルーギルの導入状況

所へのブルーギルの導入は確認できるが、放流・逸出あるいは野外での生息は確認できなかった都道府県を加えて、「野外・閉鎖された場所を問わず、ブルーギルが導入された都道府県」とすると、その数は、1962～1966年度には14都道府県、1967～1971年度には35都道府県、1972～1976年度には36都道府県であったということがわかるのである。

これは、本稿第I章で取り上げた、全内漁連の報告書によるまとめとは異なった結果となっている。全内漁連の報告書では、1960～1969年に4県（静岡、広島、宮崎、鹿児島）だったブルーギルが野外で生息する都道府県は、1970～1979年には8県（新潟、奈良、和歌山、福岡が加わる）に増加したにすぎなかった。そしてその数は、1988年には39都道府県というように、1980年代に入って急激に拡大したとされていた。しかし本稿が行った、文献資料に対する歴史学的な調査からあきらかになったのは、ブルーギルの分布が急激に拡大するのは上記報告書が示すより10～20年ほど早い、1967～1971年度の間だったということである。

ただし今回の調査であきらかとなった、1967～1971年度の間までにブルーギルが野外に定着していると考えられる都道府県は19府県であって、これは全47都道府県の約40%なので、ブルーギルの分布がこの時期に「急激に」拡大したとは、この数字で言い切るの難しいのかもしれない。しかしながら、「野外・閉鎖された場所を問わず、ブルーギルが導入された都道府県」は、この間に前の5年間の2倍以上の35都道府県になっている。そしてこの35都道府県のうちの16都道府県が、閉鎖された場所へのブルーギルの導入は確認できるが、放流・逸出あるいは野外での生息は確認できなかった都道府県ということになる。この「閉鎖された場所」は、表1・表2にあるように水産試験場または民間の養殖業者設置の池と考えられ、そこでは養成などの試験または種苗生産のための増殖が行われていたと、表1・表2のみならず第III章で詳述した各都道府県のブルーギルの導入状況の記録より推察される。だとすると、鳥取県や熊本県の事例のように、上記16都道府県でも水産試験場や民間の養殖業者が拠点となり、そこで増殖されたブルーギルが各都道府県内に配布されそのまま放流される、あるいは配布先などで逸出することで、野外で生息するようになるということもあった可能性がある。このように考えていくと、「野外・閉鎖された場所を問わず、ブルーギルが導入された都道府県」の数も根拠に入れて、1967～1971年度の間「急激に」拡大したと表現することは、誇張であるとは言いつれないのではないだろうか。とはいえ上記したことは可能性であって実証されているわけではないので、各都道府県で発行されているいわゆる地方紙の記事を丹念に調べるなどして、事実を積み上げていく作業が今後必要となってくるだろう。

2. 各都道府県へのブルーギルの導入元

次に、本稿第III章であきらかにしたブルーギルの分布拡大過程の記録より確認できる、各都道府県がどこからブルーギルを導入したのかを示したのが図2である。まず、1962～1976年度の間における各都道府県のブルーギル導入を、その導入元からの破線と矢印で記した。さらには、「X県の水産試験場から分与されたブルーギルをため池Yに放流した」などといった記述により、その導入が原因で、導入先の都道府県においてブルーギルが野外で生息することとなった可能性があると明確にわかるものについては、これを実線で示すこととした。なお、淡水研や一碧湖など具体的な導入元の場所がわかるものに対しては、それを明示することとしたが、

導入先については、その具体的な場所がわかる場合でも都道府県名とすることを基本とした。それから図2では、寝屋川養魚場・大阪淡水試を「大阪淡水試」、宮崎県淡水漁業指導所を「淡水漁業指導所」と略して記してある。

すでに指摘したように、大阪淡水試がブルーギルの各都道府県への主要な供給源となっていたことは表2よりわかるが、図2はこの事実を再確認するものとなっている。加えて、表1で示された淡水研からの導入が行われた都道府県の多くが、その後大阪淡水試からブルーギルをまた導入していることが、図2を作成することによってあきらかになった。具体的には、1962～1976年度までに「野外・閉鎖された場所を問わず、ブルーギルが導入された都道府県」36のうち、大阪淡水試からブルーギルが導入されていないのは、米国からのみ1（沖縄）、淡水研からのみ4（栃木、滋賀、高知、宮崎）、宮崎県からのみ2（福岡、熊本）、不明3（京都、大分、鹿児島）の、計10府県のみとなっているのである。

次に図2よりあきらかになるのは、淡水研から1962～1966年度にブルーギルが配布された都道府県の一部が、大阪淡水試ほどではないにせよその後拠点となって、いくつもの都道府県への導入元となっていることである。これには、静岡県、滋賀県、徳島県、香川県、宮崎県が当てはまる。これらの中で注目されるのが、四国や九州での動向である。四国では香川県に、淡水研や大阪淡水試そして近隣の徳島県からブルーギルが分与されているだけでなく、それが香川県内に放流されたり愛媛県に分与されたりすることで、四国全域にブルーギルが野外で生息する一因が作り出されている。また九州では、淡水研から宮崎県へ1963・1964年度にかけて分与されたブルーギルが、その後熊本県と福岡県に導入され、結果この3県ともブルーギルが野外に放流・逸出することとなった。このように、本州から海によって隔てられた島である四国と九州にブルーギルが分布する過程では、東京（淡水研）と大阪（大阪淡水試）の「中継地」となるような県が存在していたのである。

とはいえ栃木県の例に見えるように、淡水研からは表1に記載されたものの他にも、また広島県の例に見えるように、大阪淡水試からは表2に記されたものの他にも、ブルーギルの分与が1962～1976年度にあったことは確実である。従って、表1・表2に用いた資料以外の、淡水研及び大阪淡水試からのブルーギルの分与についてのまとまった記録が見いだされれば、本稿第三章の記述そして図2は、より詳細なものに書き換えられ得るだろう。

3. 各都道府県へのブルーギル導入の理由

最後に、1962～1976年度という時期の各都道府県へのブルーギル導入の理由について検討しよう。本稿第三章であきらかにしたことによれば、ブルーギル導入の理由は、水産試験場などでの試験用、食用、観賞用、遊魚用、あるいは養殖用の種苗として生産する、さらにはイケチョウガイの人工増殖に用いるためや、ブラックバスを放流する際にその餌とすべく放流するというものであった。ただし、表2の1969年度のところの用途が、多くが「増殖用（池中養殖）」となっているように、その導入の理由が明確ではないものがいくつもあること、そして導入の理由は、上記のうちの一つに限定されないと推測できることには、留意する必要があると考えられる。

もちろんこの時期の各都道府県でのブルーギルの導入には、多目的ダムの建設をはじめとす

る第二次大戦後の各地での巨大開発、減反政策の開始、そして公害問題などといった、当時の時代状況が色濃く反映されている。とはいえ、ダム湖となった農地や林地に代わる新たな産業の振興のために放流する、あるいは使われなくなったため池に放流する魚類は、食用や遊魚用であれば、コイやフナといった在来種や、ニジマスなどのすでに日本に導入されていた移入種でも、新奇性を除けば充分であったはずである。そこでこのことに鑑み、本稿では上記の導入の理由のうちブルーギルに特徴的な、すなわちイケチョウガイの人工増殖に用いるためと、ブラックバスを放流する際にその餌とすべく放流することの二つを取り上げ、若干の考察を加えることとしたい。

先に記したように、もともとは琵琶湖固有種で淡水真珠の母貝として用いられるイケチョウガイを、1962～1976年度の間導入したことが本稿の調査であきらかになった都道府県は、秋田、茨城、静岡、鳥根の4県であった。これにイケチョウガイが在来していた滋賀県を加えると、これら5県でイケチョウガイの人工増殖が試みられていたことになる。これらのうち、資料にブルーギルへの言及があったのは滋賀と鳥根の2県で、ともにイケチョウガイの人工増殖にブルーギルを導入して利用しようとするものであった。そして滋賀県では、この導入が野外でブルーギルが生息するきっかけとなっていた。

イケチョウガイの導入がいくつもの都道府県で試みられていたのは、この時期の琵琶湖での淡水真珠生産が経営経済的に好調だったので⁽⁶⁹⁾、これを比較的大きな湖がある他の都道府県でも実施できないかと考えたことが原因であると思われる。だとすれば、上記の秋田、茨城、静岡の3県でのイケチョウガイに絡んだブルーギル導入の可能性、あるいはその他の都道府県での、イケチョウガイの人工増殖のためのブルーギルの導入の可能性もあるだろう。これについては、さらなる調査が必要となると考えられる。

一方、ブラックバスを放流する際に、その餌とするためにブルーギルを放流した例としては、千葉県雄蛇ヶ池での放流がこれに当てはまる。また、鹿児島県中原池（薩摩湖）と沖縄県恩納ダム湖でも、ブルーギルがブラックバスと併せて放流されている。これら二つの県での放流は、ブラックバスの餌とするためにブルーギルを放流したのか、資料からは明確ではないが、その意図があった可能性は高いであろう。

沖縄県での放流が米軍人によってなされ、そして鹿児島県での放流が「北米での養魚池の例にならって」なされたと述べられていることから、ブラックバスを放流する際に餌料としてブルーギルを同時に放流する方法は、米国である程度普及しており、これがこの時期までに文献などで日本へと伝わっていたものと思われる。この方法がいつ、どのようにして、雄蛇ヶ池で「密放流」を行った釣り人たちにまで伝わっていったのかについては、今後の課題としたい。また本稿の調査の過程で、1962～1976年度という時期に、水産試験場という公的な組織がブラックバスの飼育または試験を行っていた事実が、栃木、神奈川、兵庫の3県で確認できた。従ってイケチョウガイの場合と類似したかたちでの、上記の3県でのブラックバスとブルーギルを併せた試験の可能性、あるいはその他の都道府県での、ブラックバスの飼育のためのブルーギルの導入の可能性もあるだろう。これについても、さらなる調査を行っていくこととしたい。

V. まとめ

本稿であきらかになったことを、最後にまとめてみる。

1960年10月に初めて日本に移入され淡水研で飼育されることとなったブルーギルが、1962年11月に滋賀水試へ淡水研より分与されて以降、1976年度までに日本全国に分布域を広げていく過程を、水産試験場が発行していた「事業報告」と新聞記事を中心とした文献資料を用いて、本稿では述べてきた。そこではまず、各都道府県のブルーギルの導入状況について議論した。その中で最も重要なのは、今日日本に生息するブルーギルすべては、1960年に移入されたものの子孫であると遺伝学的研究により結論づけられているが、沖縄県の一部の水系では、この子孫ではないブルーギルが生息している可能性を指摘できたことである。

次に、上記した各都道府県のブルーギルの導入状況を検討することで、以下の事柄があきらかとなった。まず、ブルーギルの全国での分布が急激に拡大するのは、第I章及び第四章第1節で取り上げた、全内漁連の報告書が示す1980年代に入ってからではなく、それより10～20年ほど早い、1967～1971年度の間だったということである。次に、大阪淡水試がブルーギルの各都道府県への主要な供給源となっていたことが確認できるとともに、淡水研から1962～1966年度にブルーギルが配布された都道府県の一部も、四国や九州で典型的なように、いくつもの都道府県への導入元となっていることである。最後に、各都道府県でのブルーギル導入の理由は、水産試験場などでの試験用、食用、観賞用、遊魚用、あるいは養殖用の種苗として生産するということとともに、イケチヨウガイの人工増殖に用いるためや、ブラックバスを放流する際にその餌とするべく放流するという、ブルーギルに特徴的なものもあったということである。

なお、ブルーギルをブラックバスの餌等として利用するために、ブラックバスとともに放流する、という米国での方法をまねて、日本でブラックバスを「密放流」する際にブルーギルもあわせて放流したのが、ブルーギルが全国に広まった原因だとする主張⁽⁷⁰⁾があり、この主張に対するブラックバス釣り愛好者たちの反論⁽⁷¹⁾もあった。これについては、本稿であきらかにしたことからは、「1962～1976年度の間ブルーギルが野外で生息することになった原因となるものとして、ブラックバスを放流する際にその餌とするべくブルーギルを放流したという事実はあったが、それがその原因のすべてではない」と言えることになる。ただし、この言明は1962～1976年度の間的事柄について言えるものであって、より確定的なことを言うためには、1977年度以降の時期についての、本稿で行ったのと同様の調査が必要となる。加えて、本稿第四章で今後の課題としてあげたことだけでなく、本稿前半部にある注11～13で示した、1962～1976年度の間「事業報告」がきちんとしたかたちで得られなかった都道府県における、ブルーギルの導入過程を新たな資料を用いてあきらかにすることで、図1、図2をはじめとする本稿の今後の改訂が実施でき、さらには現在までに至る、日本におけるブルーギルの分布拡大についても、明確にすることができるだろう。

注

(35) 『日本海新聞』1970年5月28日号。なおこの記事には、「大阪の淡水区研究所」から購入したとあるが、大阪淡水試の誤りであるとして訂正した。また、「堀川池」「新川池」とも、現時点では所在を確認できなかった。

- (36) 『讀賣新聞』山陰版, 1974年12月3日号。
- (37) 穂山展志, 「ブルーギル (*Blue Gill*) の飼育に関する考察—(1)—, 鳥根県水産試験場, 『水試月報』, No.51号, 1966年12月, 3-8頁、穂山展志・鈴木博也, 「適種生産増殖試験(昭和41年度)」, 『鳥根県水産試験場事業報告 昭和41~43年度』, 1970年, 242-245頁、三代耕二ほか, 「新品種導入試験(昭和42年度)」, *ibid.*, 254頁、『鳥根新聞』朝刊, 1966年8月17日号。なお、1966年12月の導入元は「滋賀県」としか書かれておらず、また導入先は明示されていないが、文脈よりこのように判断した(穂山・鈴木, *ibid.*)。
- (38) 三代耕二・鈴木博也, 「新品種導入試験(昭和43年度)」, 『鳥根県水産試験場事業報告 昭和41~43年度』, 1970年, 289-291頁、穂山・鈴木, *ibid.*、三代ほか, *ibid.*。
- (39) 川上一清, 「淡水魚養殖の話題」, 川上編, 『農業の中の淡水養魚』, 佐々木印刷株式会社出版部, 1975年, 211, 213頁(引用は211頁)。
- (40) 中村中六ほか, 「実験動物としてのブルーギルサンフィッシュに関する研究 I. 産卵習性について」, 『広島大学水畜産学部紀要』第8巻第1号, 1969年, 1-2頁, 奥付け(引用は2頁)、中村中六ほか, 「実験動物としてのブルーギルサンフィッシュに関する研究 II. 卵内発生と稚仔の成長」, 『広島大学水畜産学部紀要』第10巻第2号, 1971年, 139-140, 147頁。
- (41) 丸山為蔵ほか, 「ブルーギル (*Bluegill sunfish, Lepomis macrochilus*) が放流されている人工湖の環境調査—松尾川, 長沢, 大橋, 一ツ瀬人工湖について—」, 『淡水区水産研究所資料』No.56 (BシリーズNo.13), 1972年, 1-2頁。なお、表1(前編に掲載)にある松尾川ダム湖への放流の記載は、放流されたブルーギルの尾数が同じであることから、この1964年6月の放流と同じものを指している可能性があるが、放流年月日についてはそれが資料からより明確である、1964年6月の方を採用することにした。
- (42) 伊藤卯七郎・藤本知之, 「ブルーギル移殖試験」, 『昭和38・39・40年度 香川県水産試験場事業報告』, 1967年, 110頁。
- (43) 「昭和46年度 香川県水産試験場事業概要」, 『昭和46年度 香川県水産試験場事業報告』, 1973年, 3頁。
- (44) 「ブルーギルの養殖」, 香川県農業試験場, 『昭和46年度 業務年報』, 1972年, 117頁。
- (45) 資料(「少年に釣の詩を 本誌のブルーギル放流活動」, 『釣の友』, 第239号, 1971年, グラビア、糸竿生, 「本誌のブルーギル増殖実践活動 第二次は二万尾(二十万円)放流」, *ibid.*, 190頁)では鹿森ダムは銅山川にあるとされているが、実際には国領川にある。しかしながら、上記した資料に掲載されている写真より、ブルーギルが放流されたのは銅山川水系のダム湖ではなく、鹿森ダム湖であると判断した。
- (46) 山田徹, 「ブルーギル採捕調査」, 『愛媛県水産試験場事業報告 昭和47年度』, 1973年, 153-155頁。放流した日時は不明だが、資料の文面より導入直後に放流したと考えられる。
- (47) 『愛媛新聞』, 1974年8月13日号。
- (48) 丸山ほか, *op. cit.*, 1-2頁。
- (49) 「指導調査(一般)」, 高知県内水面漁業指導所, 『昭和44年度 事業報告書』, 1970年, 8頁。
- (50) 今給黎悟, 「淡水実験所業務概要」, 『昭和47年度 福岡県有明水産試験場事業報告書』, 1974年, 209-210頁、今給黎悟ほか, 「魚種移入と養成試験」, *ibid.*, 214頁。
- (51) 今給黎, *op. cit.*。
- (52) 『西日本新聞』福岡版, 1970年5月31日号。
- (53) 『西日本新聞』福岡版, *ibid.*。
- (54) 長崎県水産試験場の「事業報告」は、年度内に行われた事業をまとめて各年度発行するのではなく、事業それぞれが単独で、『長崎水試登録』という名称のブックレット状の冊子として刊行されている。そして、1962~1976年度の間の事業の報告としては、この第188号(1962年1月)から第427号(1978年、発行月不明)までが該当すると考えられる。筆者(渡邊)はこれらを、京都大学農学部図書室と東京海洋大学付属図書館で閲覧したが、この資料は刊行方法のためか欠号が多く、50号分(約21%)がこの二館に所蔵されていない。この欠号分は他の図書館などに所蔵されている可能性もあるが、閲覧できた『長崎水試登録』の内容から内水面や移入種に関する事業の報告がある可能性は低いと判断し、欠号分を閲覧せず調査をいったん中断することにした。

- (55) 崎山嗣光, 「総括」, 熊本県水産試験場, 『昭和41年度 事業報告書』, 発行年不明, 357-358頁, 崎山嗣光・杉島幾太郎, 「ブルーギル増殖試験」, 熊本県水産試験場, 『昭和42年度 事業報告書』, 発行年不明, 278頁。
- (56) 崎山・杉島, *ibid.*, 崎山嗣光・杉島幾太郎, 「ブルーギル増殖試験」, 熊本県水産試験場, 『昭和43年度 事業報告書』, 発行年不明, 370-371頁, 崎山嗣光・杉島幾太郎, 「ブルーギル増殖試験」, 熊本県水産試験場, 『昭和44年度 事業報告書』, 1971年, 338頁, 矢住邦平ほか, 「ブルーギル増殖試験」, 熊本県水産試験場, 『昭和45年度 事業報告書』, 1971年, 323頁, 矢住邦平・杉島幾太郎, 「ブルーギル増殖試験」, 熊本県水産試験場, 『昭和46年度 事業報告書』, 1972年, 331頁, 矢住邦平・杉島幾太郎, 「ブルーギル種苗生産供給事業」, 熊本県水産試験場, 『昭和47年度 事業報告書』, 1973年, 413頁。
- (57) 崎山嗣光, 「熊本県の淡水魚養殖」, 『養殖』, 第10巻第12号, 1973年, 114-116頁。なおこの資料は、八代分場が宮崎県からブルーギルの種苗の割譲を受けた年を、1967年としている。
- (58) 矢住・杉島, 「ブルーギル種苗生産供給事業」, *op. cit.*
- (59) 『大分合同新聞』, 1972年12月30日号。なお、ブルーギルを放流した四つの池の所在は現時点では確認できなかった。
- (60) 『全国湖沼河川養殖研究会 第10回人工湖利用部会要録』, 山梨県, 1969年, 39-40頁, 『全国湖沼河川養殖研究会 第12回人工湖利用部会要録』, 大阪府, 1971年, 108-114頁。福井県水産試験場がアンケート調査をまとめたものそのものは、調査の過程で見えなかった。
- (61) 益田信之ほか, 「昭和53年度河川漁場環境保全基礎調査(抄)(大野川水系)」, 大分県内水面漁業試験場, 『大分県内水面漁業試験場事業報告 昭和53年度』, 1980年, 51頁。
- (62) 増殖第一科, 「全国の湖沼における水産利用」, 大分県内水面漁業試験場, 『大分県内水面漁業試験場事業報告 昭和57年度』, 1984年, 60-63頁。
- (63) 丸山ほか, *op. cit.*, 1-2頁。なお一ツ瀬ダム湖へ、ブルーギルを1963年度に2,000尾、1964年度に3,000尾放流した(放流した主体は不明)という、別の記録がある(「一ツ瀬ダムにおける陸封性アユの調査」, 宮崎県淡水漁業指導所, 『事業・試験報告書 43年度』, 発行年不明, 56頁)。
- (64) 「事業報告」, 宮崎県淡水漁業指導所, 『事業・試験報告書 41. 42年度』, 発行年不明, 11-12頁, 「42年事業報告本場」, 宮崎県淡水漁業指導所, *ibid.*, 31-32頁。
- (65) 『南日本新聞』朝刊, 1966年3月15日号。
- (66) 今井貞彦, 「ブラックバス放流が中原池と住吉池の魚類相に及ぼした影響」, 『淡水魚』第5巻第1号, 1979年, 74-76頁(引用は74頁)。
- (67) 諸喜田茂充, 「帰化動物」, 日本生物教育会沖縄大会「沖縄の生物」編集委員会編, 『沖縄の生物』, 沖縄生物教育研究会, 1984年, 378, 381頁。
- (68) 全内漁連, *op. cit.*, 92-100, 113-118, 124-125頁。
- (69) イケチヨウガイを用いた淡水真珠養殖の生産額(浜揚金額)は、1963年度は4億3,038万円であり、これは「滋賀県の水産額のうち重要な比重を占めるにいたっている」と評されている(古川優, 「琵琶湖における淡水真珠の養殖(上)」, 『養殖』, 第2巻第2号, 1965年, 54-56頁(引用は55頁))。また『養殖』誌は、『滋賀日日新聞』1968年7月29日号の記事を引用するかたちで、淡水真珠の売り上げは年間7~8億円にのぼり、これは琵琶湖水産業のトップの数字であると報じている(「イケチヨウ貝初の養殖」, 『養殖』, 第5巻第10号, 1968年, 126-127頁)。
- (70) 秋月岩魚, 『ブラックバスがメダカを食う』, 宝島社, 1999年, 108-110, 120-138頁。
- (71) この詳細については、渡邊, *op. cit.*, 169-170頁を参照。

The impact of Brexit on Poland's economy

Mariusz K. Krawczyk

▶ キーワード

EU, Brexit, disintegration,
trade, labour mobility

1. Introduction

Recent decades witnessed a rapid growth in research on regional integration as a response to the integration processes in Europe and other parts of the world economy. The process of economic (and political) disintegration received much less attention as it has been widely believed that economic integration is beneficial for its participants while disintegration is a harmful phenomenon. Brexit, the process of Britain leaving the European Union, constitutes a unique opportunity for economists to test their theories on economic disintegration. The most commonly accepted model of an economic integration shows the process as a series of states of affairs representing the present level of integration; beginning from a free trade agreement, through a customs union, a common market, an economic union to a full political and economic unification (Balassa, 1961). In such a view, a disintegration (e.g. Brexit) would have to mean a reversal of all the integration stages. Another approach (Mennis and Sauvart, 1976) views the integration as a dynamic continuous process where the boundaries between integrating nations are gradually eliminated. The latter approach allows for a reversal of the process that would happen once the integration costs are deemed to be higher than the benefits it generates. That is precisely the case of Brexit where British society weighed the costs of the EU membership (migration, EU budget contributions, bureaucratic inefficiency etc.) against the benefits it generates (economies of scale, wide consumer choice, vacation in Spain and so on) and made their choice.

The impact of Brexit on Poland's economy will depend on the conditions of the UK

withdrawal from the EU. As the final conditions have still not been decided, this paper attempts to present the consequences of Brexit for Poland applying a non-Europe approach that, allowing for complete reversal of the integration process, stands in line with the dynamic vision of Mennis and Sauvart (1976). After discussing possible scenarios of the UK withdrawal, the paper presents the worst possible results for the Polish economy. Except for agriculture and partially for the labour market, the impact of Brexit on Poland's economy seems to be rather moderate.

2. The scenarios of Brexit

There are no positive results of Brexit. Some countries may be more exposed, others less, but the outcome of the divorce will greatly depend on the form of the post-Brexit relations between the UK and the EU. This section discusses some of the post-Brexit models.

Partly to placate the Eurosceptic faction in his own party and to repair a bad impression after his failure to hold a referendum on the Lisbon Treaty, the then Prime Minister David Cameron agreed to hold a second in-out referendum¹ if his party won the 2015 general election. As a result, on June 23, 2016, 51,9 % of voters chose to leave the EU. In March 2017 Theresa May's government triggered Article 50 procedures that were supposed to end with the UK leaving the EU by March 29, 2019.

The impact of Brexit on the UK and EU economies differs depending on the agreement between the divorcing parties. Forecasting the relations after Brexit began in the UK almost the next day after the referendum was announced. The discussion in Britain focused basically on five possible arrangements; the Norwegian model (the European Economic Area membership), the Turkish model (a customs union), the Canadian model (a free trade agreement), the Swiss model (a set of bilateral agreements), and the most favoured nation status (leaving the union with no agreement). Each of them has its benefits and drawbacks from the UK point of view as Table 1 shows.

Under the Norway-like scenario, the UK would join the European Economic Area (EEA) and retain full access to the EU market with no origin rules required, financial services status intact etc. But, at the same time, the country would lose most of its influence on EU regulations (Norway can express its opinions on them but has no voting rights). Furthermore, the UK could not adopt its own regulations that differ from the EU, could not have an independent trade policy and the issues that underlie the Brexit, i.e. migration and the EU budget contributions would remain unresolved. Therefore, the EEA solution was unrealistic from the beginning.

Under the Turkey-like scenario, the UK would conclude a customs union agreement (CU)

1 The first referendum on withdrawing from the EU (then the EC) was held on June 5, 1975 and 67,2 % chose to remain with a turnout of 64,4 % (Butler and Kitzinger, 1976).

Table 1. Models of the UK future relations with the EU

	EEA	CU	FTA	CH	MFN
No tariff on trade	O	O	O	O	X
No rules of origin	O	O	X	X	X
Single set of regulations for exporting firms	O	X	X	O	X
Full access to the EU single market	O	X	X	X	X
Passporting of banks from the UK	O	X	X	X	X
Influence over EU regulations	?	X	X	X	X
Own approach to regulations	X	X	?	X	O
Trade deals with 3 rd party	X	X	O	O	O
No EU budget contribution	X	X	O	X	O
Immigration controls	X	O	O	?	O

with the EU and retain full access to the EU market but UK businesses would be subject to the full influence of the EU product regulations while no longer having influence on those regulations. The price for being able to control migration and reduced EU budget contributions would be very high under this scenario as the freedom of financial services would be substantially reduced and the UK could not have its own independent trade policy. Instead of a customs union both sides could agree on a free trade area (FTA) agreement (Canada-like scenario). Compared to the CU model, the UK could have its own trade policy, but a typical FTA takes long painstaking negotiations and the rules of origin may prove to be a poison fruit (i.e. the UK may have to agree to the EU common standards and regulation to retain access to the common market). Besides, the FTA may prove to be a dead end because it contradicts the requirement of having no border on the island of Ireland.

The UK could also try the Switzerland way (CH); negotiating separately each issue bilateral style. This solution seems to be impractical for two reasons. First, Switzerland has painstakingly negotiated its relations (i.e. each agreement separately) over decades. Once agreed, the sectoral rules apply to local businesses reducing their Brexit-promised freedom. Although the country can conclude its own trade agreements with third parties, the agreements cannot contradict the relations with the EU. Contrary to Norway, Switzerland is not obliged to adjust its domestic laws each time the EU internal regulations change. However, the Swiss authorities do their best to adjust their regulations for fear of being denied access to the EU market². Switzerland, like Norway, does not have any representation in European institutions. Its influence on the relations with the EU is limited to negotiating new bilateral agreements only. Contrary to Norway, the country cannot express its opinions about intra-EU

2 The same applies to internal regulations. The EU does not allow for any exceptions. When, as the result of the 2014 referendum, Switzerland attempted to limit the freedom of movement for persons, the EU reduced the country's access to educational (e.g. Erasmus) and R&D financing programmes. Moreover, breaching one agreement automatically terminates other agreements between the EU and Switzerland (PISM, 2016).

Table 2. Arguments for retaining close relations with the UK

		Germany	France	Italy	Poland	Spain
Economic relations	Trade in goods	++	+	+	++	+
	Trade in services	++	++	++	++	++
	Foreign investment	++	++	++	+	++
	Migration	0	+	0	++	+
Economic policy	Deregulation in EU	++	-	0	++	0
	Liberal trade policy	++	-	++	++	+
	Reduction in subsidies	++	-	-	-	-
Integration	Views on integration	-	-	-	++	++

++ - very important, + - relatively important, 0 - neutral, - - negative

affairs³. To sum up, the Swiss model also does not look attractive.

Finally, the “hard Brexit”. The most feared of all options is the simplest one; the UK leaves the EU and continues its relations with the Union based on the Most Favoured Nation status (MFN). Practically it means that the UK would avoid tariff discrimination, but it would have no influence on non-tariff barriers should they appear. Apart from that the UK must simply replace all the EU regulations with its own rules. The MFN would not mean a “crushing-out” of the EU provided the country’s institutions had time to prepare for it (i.e. creating its own standards, adopting rules and safety net for affected businesses etc.).

The EU preferences on future relationship with the UK, as shown in Table 2, differed depending on the member state. The biggest member states (and arguably Ireland) would prefer to maintain closer relations with the UK also after the latter leaves the EU. The UK has been a very important trading and investment partner for Germany; any change in this area would mean substantial losses for German industries. British support for deregulation inside the EU, liberalisation of trade policies against third countries and reduction of intra-EU subsidies (i.e. income redistribution) stood in stark contrast to the French policies and allowed Germany to take a pivotal role in between its major partners. With the UK support gone, Germany would have to face France and other “interventionists” alone. On the other hand, Germany and the UK have adopted completely contrary visions of European integration.

France, in contrast, would be glad to see the UK liberal influence eliminated from the intra-EU power game while facing, at the same time, potential losses due to its intensive economic relations (especially in trade in services and financial relations) with its neighbour. Italy, like France, would prefer to avoid losing benefits from economic relations while disagreeing with the UK on the issue of subsidies and the future vision of the European integration.

³ As managing more than 120 bilateral agreements becomes more and more complicated, both sides agreed to establish a single framework for mutual relations (including solving disputes). Negotiations began in May 2014 but failed to produce such an agreement so far.

Of the two smaller of the five biggest EU member countries Poland, except for the issue of income redistribution, generally agreed with the UK on most political and economic issues. In addition, just on the eve of the referendum in the UK, Polish government announced a major switching of alliance from the Franco-German-Polish “Weimar Triangle” (that was the pillar of Poland’s foreign policy between 2007 and 2015) to the alliance with the UK and the US. Losing virtually its only ally inside the EU due to the Brexit constitutes a major setback for Polish authorities. Finally, Spain agreed with the UK on most of the economic and political issues, but it would prefer a status quo regarding the subsidies.

For variety of reasons the run-up to Brexit did not follow the predictions. The indolence of domestic policies cost the UK government its majority in the 2017 election and threw the parliamentary politics into unprecedented chaos. The “reversal of alliances” resulted in Poland’s isolation within the EU. In addition, the conflict with the EU Commission over breaching EU law ended in triggering Article 7 of the EU Treaty (suspending the country’s membership status). Warsaw has had no time and energy to spare on Brexit. The fragile political balance in Italy was further undermined by the December 2017 elections that witnessed the birth of a new populist-nationalist coalition focused primarily on domestic policies. Italy’s interest in European affairs was reduced to the migration problem and disputes over its excessive budget deficit. Spain also has been facing serious internal problems resulting from its inability to form a government with a stable parliamentary majority and from awakened separatism in Catalonia. This left the traditional Franco-German tandem in charge with France representing a much tougher stance on the Brexit issues than Germany did.

The objective of the UK government during the negotiations was to secure the most frictionless possible trade outside the EU single market and to avoid any physical infrastructure around the Irish border (as it would run against the Good Friday Agreement of 1998) while the EU, wanting to establish a close partnership with the UK, made it clear that the Good Friday Agreement (being a part of both the UK and Irish constitutional framework) must be respected. Both sides had their red lines beyond which it was not supposed to grant any concessions. For the UK government it was the set of promises given during the referendum campaign; the end to the direct jurisdiction of the European Court of Justice in the UK, the end to the free movement of people (i.e. the ability to control its migration), the end of mandatory contributions to the EU budget, and to achieve freedom to pursue an independent trade policy. The EU red lines were the notions of preserving the integrity of the EU single market, including the indivisibility of the four freedoms (free movement of goods, services, people and capital), ensuring an institutional framework for business transactions (i.e. safeguards against unfair competitive advantages like state aid etc.), preserving the autonomy of the EU legal order and decision-making, safeguarding the financial stability of the EU (that includes respecting its regulatory and supervisory regime and standards), ensuring the UK does not have a better deal than EU member states, and finally the Brexit deal could not

disturb existing relations with third countries⁴.

The agreement regulating the conditions of the UK withdrawal from the EU comprised of two parts; the legally binding “Draft Agreement on (...)” and “Political Declaration setting the framework (...)” which described the intentions on how to settle the mutual relations after the Brexit⁵. The Agreement set the conditions of leaving the EU, including the citizens’ rights, the arbitration rules, and the UK financial contribution (€50 billion, including participation in the long-term financial framework 2014-2020). Neither side could terminate the agreement unilaterally and interpretation of the EU laws that would apply during the transition period was reserved for the European Court of Justice. The Agreement included also provisions for the two-stage permanent Irish border emergency mechanism (backstop) stipulating that in the absence of a reliable system preventing a “hard border” with Ireland the entire UK would remain in the customs union with the EU (or, with Northern Ireland remaining in the customs union, a customs border would be established in the Irish Sea). The relations between the UK and the EU after the end of the transition period would be regulated by separate agreements as stipulated in the Political Declaration.

The withdrawal agreement negotiated by the May government (rejected later by the Parliament) can be viewed as a defeat for the UK negotiators as it basically allowed the EU to include its objectives in the legally binding Agreement while leaving most of the UK objectives for the future negotiations as stipulated in the non-binding Political Declaration. The Parliamentary approval of the almost identical agreement negotiated by the Boris Johnson team⁶ has been suspended due to the general election. The history of negotiations shows that the UK, negotiating alone against a solid trading block (or a big country), cannot wrestle as much benefits as it desires.

3. The Impact of Brexit on Poland’s Economy

Although the hard Brexit has been formally ruled-out (yet it is still technically possible) there is no Brexit agreement in place. Therefore, it seems plausible to discuss the impact of Brexit in terms of the UK no-agreement departure. In this section I present the possible outcome in terms of *non-Europe* where the loss of current integration benefits amounts to the cost of disintegration.

4 Owen, Stojanovic and Rutter 2017, p.41

5 European Commission (2018a), European Commission (2018b) respectively

6 Both agreements only slightly differ in terms of the future cooperation with the EU (with the May agreement allowing for closer cooperation) but the Johnson agreement allows for separating Northern Ireland from the UK in customs terms (NI would remain in the customs union with the EU and customs controls would be performed in the Irish Sea ports).

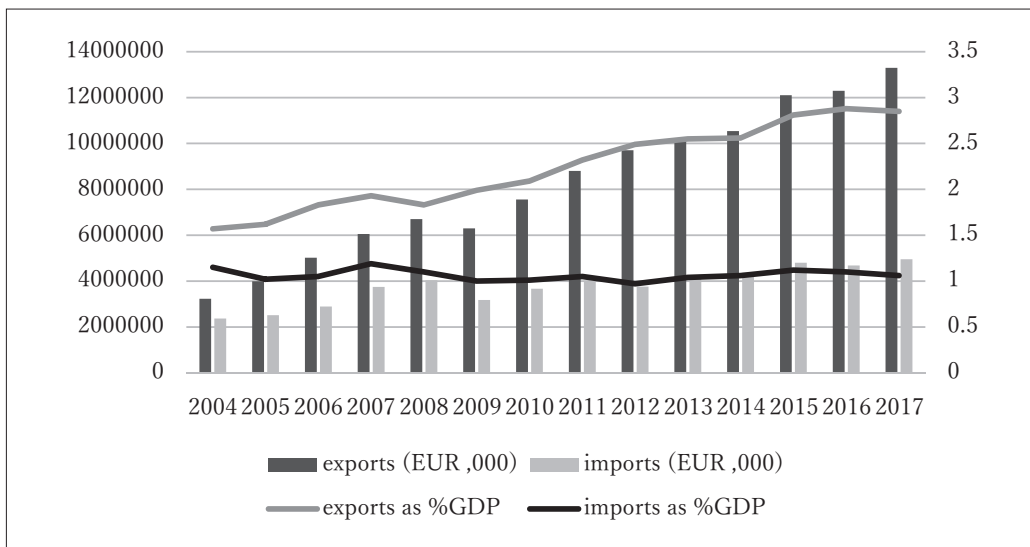


Figure 1. Poland's trade with the UK (EUR thousand) and the share of GDP

Source: own calculation based on GUS (2018a, 2018b) and the NBP statistical database.

3.1. Trade in goods and services

As both Poland and the UK have been members of the customs union since May 2004 when the former joined the EU their trade has been steadily growing. Poland's exports to the UK have increased fourfold and imports more than doubled between 2004 and 2017 (data available for the first 10 months of 2018 confirm the stability of this trend). While the share of exports to the UK in Poland's GDP increased from 1.6 percent to almost 2.9, the share of imports from the UK remained almost unchanged hovering around 1 percent (1.15 in 2004 and 1.06 in 2017) growing steadily with the country's GDP. As a result (see Figure 1) Poland has been running a substantial surplus with the UK. The surplus increased from approximately a half percent of country's GDP in 2004 to almost 1.8 percent in 2017.

The share of exports to the UK in total Polish exports has steadily grown from 5.4 percent in 2004 to almost 6.5 percent in 2017. The only decline took place in 2009 (app. 6 percent from previous year). But at the same time the share of imports from the UK has declined from 3.3 percent to 2.4 percent. The UK (both British exports and imports) usually remains among Poland's top five trading partners. But is important to note that the trade with Germany has accounted for a third of Polish external trade for almost every year since Poland joined the EU (2004). Britain's share of 6.4 percent of Polish exports in 2017 is just one fifth of exports heading for Germany and slightly lower than that of the Czech Republic⁷.

Certainly, losing privileges associated with the UK belonging to the EU customs union

7 GUS, 2018 and the NBP statistical database available at <http://www.nbp.pl>

Table 3. Poland's trade in services with the UK (EUR million)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
Exports	1,598.6	1,587.5	NA	2,081.1	2,342.7	2,840.5	3,213.8	3,790.9
Imports	1,658.1	1,724.3	1,962.2	2,052.7	2,149.8	2,599.8	2,699.5	2,838.2
Balance	-60.6	-136.9	NA	28.4	192.8	240.6	514.3	952.7

Source: own calculation based on GUS (2018a, 2018b) and the NBP statistical database.

(not only the absence of tariffs but also, and maybe even more important, non-tariff barriers) would hurt Polish exporting firms but the scale of losses would not be as dramatic as in case of Ireland (the share of UK exports accounted for 11.8 percent of GDP in 2013), Malta, The Netherlands, Cyprus or Belgium (7.8, 7.6, 7.1 and 6.8 percent of GDP respectively).

The above conclusions hold also for the trade in services. Although Poland recorded deficits against the UK in 2010 and 2011, the rapid growth of exports of services resulted in surpluses ever since 2013 (Table 3). Yet again, leaving aside the spectacular growth of trade its total value accounts for a quarter of trade with Germany and is comparable with that of Switzerland or The Netherlands. Painful as it would be the losses in trade with the UK would be much less dramatic than in case of other EU member states that are more dependent on their relations with the UK (The Netherlands, Ireland and so on).

3.2. Agriculture and food industry

Although machinery and transportation equipment (25.4 and 13.6 percent of total exports respectively) have been the leading categories in Poland's trade with the UK, recent years have witnessed a spectacular growth in agricultural and processed food exports. The volume of those agri-food exports has increased almost nine times since the country joined the EU in 2004 (see Figure 2). The dynamics of Poland's exports to the UK after 2004 has been closely related to the presence of Polish migrant workers there. The migrants tend to purchase large quantities of traditional Polish food that constitute most of the UK agricultural imports from Poland⁸. Processed food together with live animals, plants and fats were the second largest category of Polish exports to the UK in 2017 (the same trend could have been observed after 10 months of 2018). Agriculture is a very specific branch of the economy in Poland. Not only has it been one of the most rapidly growing export sectors in recent years but, contrary to many other social groups, farmers have very strong political representation in the country's Parliament⁹. Polish farmers have been traditionally Eurosceptic, catholic-conservative, and opposing trade liberalisation (i.e. they strongly support "free and fair trade in exports" while

⁸ I am grateful to professor Elżbieta Kawecka-Wyrzykowska for drawing my attention to this issue.

⁹ One of the oldest and most influential parties in Poland, the Polish People's Union=PSL has its electoral base almost entirely located in the country-side and was a member of ruling coalitions for almost 18 years since 1989

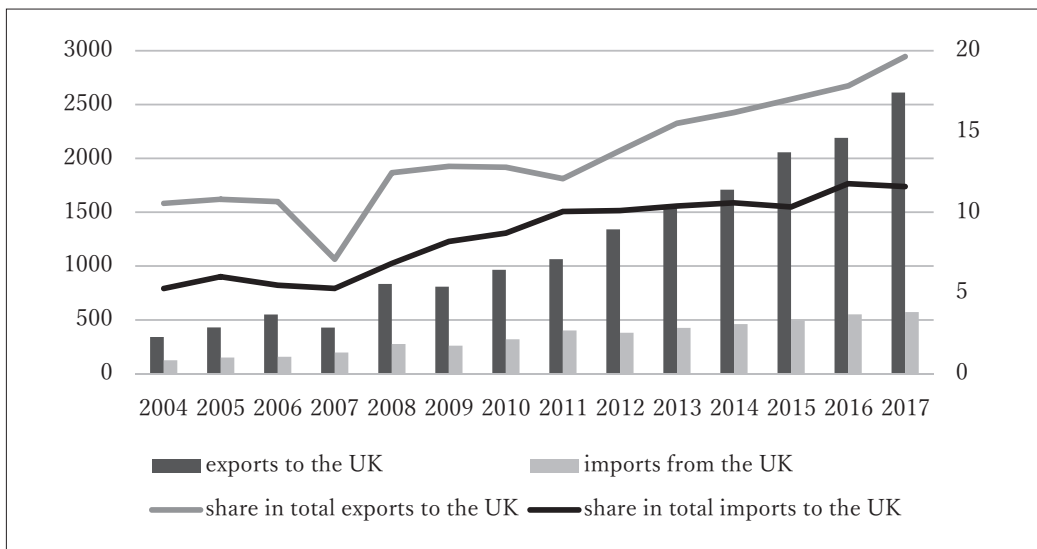


Figure 2. Agri-food trade with the UK (EUR million)

Source: own calculation based on GUS (2018a, 2018b) and the NBP statistical database.

demanding imports reduction at the same time).

Agricultural exports (including processed food) have become the second biggest export category to the UK (after machinery and overtaking transportation equipment). Its dynamic growth has been visible especially after 2011 when the share of agricultural and food products grew from 12 percent of total exports to the UK to nearly 20 percent in 2017. The available data for ten months of 2018 confirm the growth trend. On the other hand, the agricultural imports from the UK, although also growing, are much smaller and constitute less than 12 percent of total imports from the UK. Meat products constitute the biggest group accounting for almost a-third of all exports and approximately 18 percent of imports (Ambroziak, 2019). Poland exports also bread, cakes and other bakery products as well as cigarettes while whisky imports constitute the biggest single import group (almost 19 percent of imports in 2017 with pork second at 13 percent and chocolate third at 7 percent of imports, Ambroziak, 2019).

If the UK leaves the EU common market without any agreement, the UK trade in agricultural and food products will become subject to the ordinary most favoured nation (MFN) tariffs. The highest level of protection would affect the main groups of Polish exports and imports (meat, poultry, offal products, see Table 4) substantially reducing the trade volume. The effect of the tariff increase will come together with the reinforced non-tariff barriers (sanitary and phytosanitary controls, technical standards, certificate procedures etc.). Depending on the category of goods the measures may add between 40 and 75 percent of trade costs. The no-deal Brexit would result in an average 21.3 percent tariff (average MFN tariff weighted by the structure of Poland's agricultural and food trade with the UK) and the tariff increase would be reinforced by the non-tariff burden between 28 to 49 percent. The

Table 4. The main product groups in Polish agri-food exports to the Great Britain in 2017

HS Code	Description	Value (mln EUR)	Share (%)	EU MFN import tariff (%)*
1602	Other meat and processed meat	273,4	10,6	<i>35-115%</i>
1806	Chocolate and other cocoa products	261,4	10,1	<i>40%</i>
0207	Meat and edible offal	251,1	9,7	<i>20-35%</i>
2402	Cigarettes	217,9	8,4	<i>57,6%</i>
1905	Bread, pastry, cakes, and similar products	158,5	6,1	<i>40-45%</i>
1601	Sausages and similar products of meat and offal	108,9	4,2	<i>32-40%</i>
0210	Meat and edible offal, salted or in brine	101,9	3,9	<i>18-56%</i>
0709	Other vegetables, fresh or chilled	81,8	3,2	<i>12,8%</i>
0201	Meat of bovine animals, fresh or chilled	67,8	2,6	<i>65%</i>
2403	Other manufactured tobacco and its substitutes	66,9	2,6	<i>74,9%</i>
10 main export product groups		1 589,7	61,5	×

*Most Favoured Nation duties levied on imports to the EU of HS4 groups of goods. Specific tariffs *ad valorem* indicated in *italics*.

Source: based on Ambroziak (2019)

tariffs for imports would increase by 14.2 percent, and the non-tariff equivalent between 17 to 30 percent (Kosior and Ambroziak, 2018).

Poland has been the single largest beneficiary of the Common Agricultural Policy under current budgetary rules. The net balance of subsidies (after deducting the country's contribution to the CAP) amounts to EUR 3.13 billion per year. The Brexit means that the net balance of the UK contribution to the CAP (approximately EUR 3 billion per year) would no longer be available. The CAP realignment and other changes of the EU budgetary rules necessary after the UK leaves the common financial framework may mean, depending on the ultimately adopted rules, that the CAP assistance for Poland's agricultural would be reduced between 0.3 and 1 billion euro per year¹⁰.

To summarise, Polish agriculture certainly would be negatively affected by the Brexit in any form. Even the softer version, with a trade agreement between the EU and the UK, would result in decline of the net subsidies from the CAP.

3.3. Foreign Direct Investment

Characteristic of Poland's economy is its relatively low level of capital accumulation. Therefore, leaving aside the technology transfer, foreign direct investment is an important factor of economic growth there. The EU membership has certainly increased the attractiveness of Poland as an investment location. 2005 was the first full year of the EU membership and

¹⁰ It seems worth noting however that in each scenario Poland's budgetary contribution to the CAP would also decline (Kosior and Ambroziak, 2018).

resulted in a EUR 8.4 billion foreign investment inflow of which approx. 5.3 percent came from the UK. Depending on various factors the total FDI flow from the UK varied between EUR 3.5 billion in 2013 and disinvestment of EUR 11.1 million in 2017. The stock of the UK FDI in Poland increased from EUR 2.6 billion in 2005 to EUR 9.6 billion in 2017 but it constitutes roughly 4.8 percent of total FDI in the country (5.3 percent at its peak in 2016). However, the FDI still amount to less than tenth percent of the country's GDP (not to mention that the UK share is one twentieth of the total¹¹). Compared to The Netherlands and Cyprus (where the stock of FDI amounts to roughly quarter of GDP) not to mention Luxembourg (more than 100 percent of GDP) the FDI impact of Brexit on Poland's economy would almost nil.

3.4. Banking sector

Privatisation of the banking sector in Poland in the 1990s left most of the banking sector in foreign hands. Polish authorities were carefully managing the acquisition process trying to avoid market concentration and possibly diversifying the nationality of acquiring institutions (e.g. Krawczyk, 2003). However, the changes in the structure of the EU banking sector (mergers and acquisitions abroad) as well as a drastic policy reversal after the 2015 election¹² significantly changed the structure of the banking sector in Poland. As for the end of 3rd quarter 2018, domestic capital controls 54.1 percent of the country banking sector. The foreign ownership has been dispersed among German (10.2%), Spanish (8.6%), French (7%), and Portuguese (6.9%) institutions (KNF 2018, 2019). British institutions have not been heavily represented in the financial sector. The total amount of the UK banks' claims and liabilities with Polish institutions was less than 4 percent of GDP in 2014. This indicates a very modest exposure to the UK banking sector compared to Luxembourg (365%), Ireland (174%) or even Cyprus (77%), Malta (67%) or The Netherlands (63%) (Global Counsel, 2015).

3.5. Emigration and remittances

Poland has long been an emigration country. Polish authorities estimate the country's diaspora to be as large as 20 million (GUS, 2018e). For a variety of reasons, ranging from the country's partition to antisemitic excesses in 1960s and political dissent under communist rule, Poles chose to live abroad. Contrary to that permanent diaspora, the temporary migration after 1989 has been mainly economically motivated. There were approximately 786 thousand emigrants in 2002. The EU accession in 2004 resulted in a rapid increase of the number of temporary emigrants that reached almost 2.3 million in 2007. Approximately 75 percent chose

11 NBP database at <http://www.nbp.pl>.

12 A very strong pressure on re-polonising the banks' ownership.

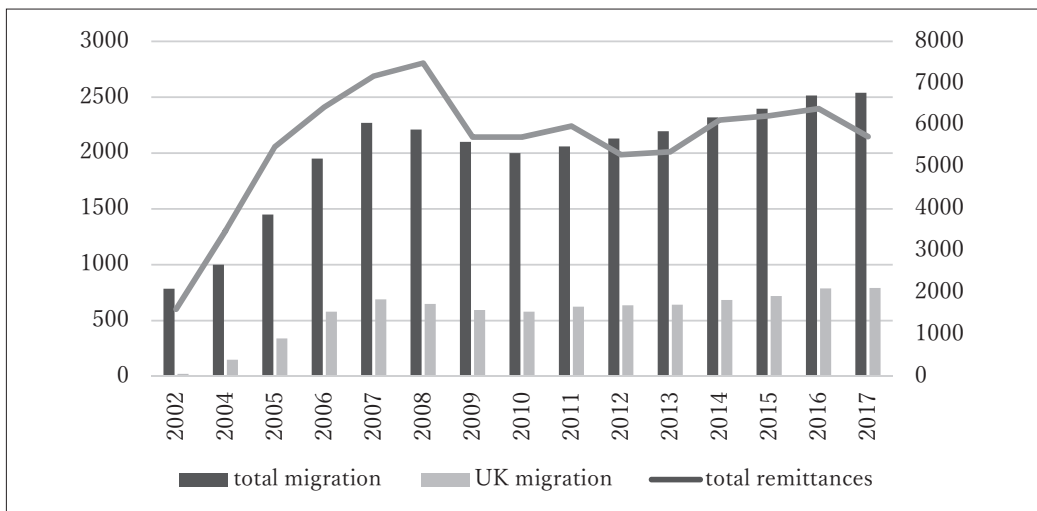


Figure 3. Emigration from Poland and remittances

Source: own calculations based on data from GUS (2018c) and Chmielewska et al. (2018)

the EU countries which overturned a historical trend of migrating to the Americas. The migration slightly decreased and stabilised at around 2 million in the following years only to increase again since 2011, after Germany and Austria had opened their labour markets for migrants from the new member states. 2.54 million of mainly temporary migrants were staying overseas at the end of 2017. It is 6.6 percent compared to the estimated population of 38.43 million at the same time. Of those approx. 793 thousand chose to live in the UK (GUS, 2018e). The UK Office for National Statistics (ONS) estimates that of the overseas born population at the end of June 2018, 889 thousand were born in Poland (985 thousand if one adds Polish passport holders born already in the UK)¹³. That is 2.3 (or 2.4) percent of Poland's population staying in the UK. 703 thousand Polish migrants in Germany constituted the second largest groups of Polish emigrants in the EU (GUS, 2018b, 2018c) at the end of 2017.

The migrants transferred part of their income to their home country. Those remittances peaked at EUR 7.5 billion in 2008 to stabilise at around EUR 6 billion in later years. At their peak the remittances equalled 2.3 percent of Poland's GDP. Later the share declined to 1.2 percent in 2017 (the preliminary estimates for 2018 indicate a substantial growth in the total value of emigrants' remittances). Those working in the UK transferred approximately EUR 957.8 million to Poland (roughly 0.2 percent of GDP). It equals less than 54 percent of remittances from Germany (EUR 1763.9 million). The value of the remittances differs following the exchange rate fluctuations. Any decrease in the value of the British Pound (GPB) affects the value of transfers. Before the Brexit referendum GBP was worth PLN 5.81 and at the end

¹³ The discrepancy may be partially caused by the fact that although some of the migrants have British passports the ONS counts them as foreign-born migrants.

of 2018, following the uncertainties of PM May's Brexit deal, its value declined to 4.81 meaning that each transfer lost almost 18 percent in value. Although the change in value may not have a huge impact on Poland's economy the emigrants' individual transfers would be greatly affected by the exchange rate fluctuations¹⁴.

Polish authorities repeatedly indicated they were willing to accept emigrants returning from the UK after Brexit (Kołodziej, 2017, BBC, 2019). That would make up for the potential loss of foreign workers currently employed in Poland that could migrate to Germany after the rules of non-EU foreigners' employment are relaxed there (TVN24bis, 2018). It may prove difficult to achieve however. Recent surveys (e.g. Chmielewska, 2016, Chmielewska et al., 2018) indicate that Polish migrants in the UK tend to be young¹⁵, the majority are female, educated (more than 85 percent with high school and 26 percent after completing university level education). Usually they tend to stay there for a long time (70 percent more than 3 years, 90 percent longer than a year), often live with their families (almost 80 percent declare living with spouses, children, or even parents and siblings which indicates that some families join migrants at later stage) and earn on average twice their salary back in Poland (PLN 6000 vs PLN 2900 in 2016). Half of them intend to stay in the UK permanently (that is less than in Ireland, 65 percent but more than in The Netherlands and Germany approximately 40 percent each, Chmielewska et. al, 2018). Of those who do not intend to stay in the UK permanently only half (48 percent) declare an intention to return to Poland. Others would rather move to another country or have not decided yet. Only less than 8 percent declare an intention to leave the UK within a year while approximately 44 percent intend to stay there for 2-4 years. Accordingly, 20 percent of Polish migrants already have permanent resident status, 42 percent are applying for a such (or waiting for formal requirements to be fulfilled) and only 23 percent do not intend to apply. Considering a rather high level of hurdles accompanying it (both in financial terms as well as formal complications), applying for permanent resident status constitutes a firm decision not to return. The UK government decision to adopt a rather convenient time limit for applications (until December 31, 2020) has made it easier for many of them to reach the required residence period.

Considering that more than half of the migrants have had no or only limited (i.e. part-time) experience in Poland's labour market, two-thirds of them declare that they have decided to emigrate due to non-satisfactory working conditions in Poland, non-existing "repatriation infrastructure" (schools for children returning from abroad, psychological assistance for returnees etc), labour market needs that do not fit the ambitions of returnees (foreign workers

14 It is rather difficult to measure the exact value of remittances as, especially in the UK case, only less than 60 percent of transfers is performed via the banking network or specialised transferring companies (Western Union, Moneygram etc.). The remaining part is transferred via informal channels (Chmielewska et al., 2018).

15 70 percent younger than 35 (even more than 80 percent in the groups that emigrated after the Brexit referendum) comparing to only 40 percent of those who emigrated to Germany. Chmielewska et. al. (2018).

in Poland usually perform simple duties in services and construction for a fraction of salaries the potential returnees would expect to earn) it is hard to expect that returnees could fill a potential gap in Poland's labour market after the relaxation of employment conditions in Germany.

4. Conclusions

There is no positive outcome of Brexit. Both the UK and its EU economic partners will suffer as a result of the process. The scale of losses will depend on the final withdrawal agreement between the divorcing parties. Already at the start of Brexit negotiations, the UK abandoned the idea of a "light Brexit" (i.e. joining the EEA or Norway-like scenario) and, although formally ruled out, the worst possible scenario of a "hard Brexit" (i.e. leaving the EU with no agreement at all) is still technically very possible. Poland is one of the economies that are less vulnerable to Brexit; in terms of foreign trade, investment, and financial services the "non-Europe" (i.e. hard Brexit) losses would be rather small. Only migration and agricultural exports may become a reason to worry. But, as the majority of migrant workers would move to another EU country rather than return to Poland, also agricultural exports may "follow" the migration flows.

There is however a strong message to learn from the Brexit process. The EU, by adopting a hard-line stance towards the UK during the negotiations, has shown its determination to protect the integrity of the union (i.e. strongly protecting the rights of countries that remain in EU against the departing ones and showing no compromise on European values). On the other hand, the UK has learned that being a smaller partner in negotiations makes it more difficult to achieve its objectives. It constitutes a very important lesson to any potential candidate to exit the EU that the European solidarity pays off.

Selected Literature

- Ambroziak, Łukasz (2019), *Brexit a handel rolno-spożywczy Polski z Wielką Brytanią*, mimeo, Warsaw February 2019
- Balassa, Bela (1961), *The Theory of Economic Integration*, London
- BBC (2019), "Poland's PM wants to see more workers return from UK", *BBC News*, Jan 24, 2019
- Butler, David and Uwe Kitzinger (1976), *The 1975 Referendum*, London, Macmillan
- Chmielewska, Iza (2016), *Transfery z Tytułu Pracy Polaków za Granicą*, NBP Materiały i Studia nr 314
- Chmielewska, Iza, Grzegorz Dobroczek, Paweł Strzelecki (2018), *Polacy Pracujący za Granicą w 2016 r.*, NBP
- European Commission (2018a), *Draft Agreement on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community, as agreed at negotiators' level on 14 November 2018*, European Commission, Nov 18, 2019
- European Commission (2018b), *Political declaration setting out the framework for the future relationship between the European Union and the United Kingdom*, European Commission, Nov 22, 2018
- Global Counsel (2015), *BREXIT: The Impact on the UK and the EU*, Global Counsel, London
- GUS (2018a), *Yearbook Trade of Foreign Statistics of Poland*, Główny Urząd Statystyczny, Warsaw

- GUS (2018c), *Rocznik Statystyczny Rzeczypospolitej Polskiej*, Główny Urząd Statystyczny, Warsaw
- GUS (2018d), *Rocznik Demograficzny*, Główny Urząd Statystyczny, Warsaw
- GUS (2018e), *Informacja o Rozmiarach i Kierunkach Czasowej Emigracji z Polski w latach 2004-2017*, Główny Urząd Statystyczny, Warsaw
- KNF (2018), *Raport o Sytuacji Banków 2017*, Komisja Nadzoru Finansowego, Warszawa
- KNF (2019), *Raport o Sytuacji Banków 2018*, Komisja Nadzoru Finansowego, Warszawa
- Kołodziej, Agata (2017), „Morawiecki chce ściągać Polaków z zagranicy przez spółki Skarbu Państwa”, *Money* 6. marca 2017
- Kosior, Katarzyna, Łukasz Amroziak (2018), “Brexit – Potential Implications for the Polish Food Sector” in: Marek Wigier, Andrzej Kowalski: *The Common Agricultural Policy of the European Union – the Present and the Future*, National Research Institute, Warsaw
- Krawczyk, Mariusz (2003), “The Enlargement of the European Union and Restructuring the Banking Sector in Eastern Europe” in: Kenji Iwata: *Euro and the EU Financial System* (in Japanese), Nihon-Keizai-Hyoronsha
- Mennis, Bernard and Karl P. Sauvant (1976), “Emerging Forms of Transnational Community; Transnational Business Enterprises and Regional Integration”, Lexington Books, Lexington Mass
- ONS (2018), *Employment by Country of Birth and Nationality*, Office for National Statistics, Data Set EMP 06, November 13, 2018
- Owen, Joe, Alex Stojanovic and Jill Rutter (2017), *Trade after Brexit: Options for the UK's Relationship with the EU*, Institute for Government, London
- PISM (2016), *Relacje Unia Europejska – Wielka Brytania po Ewentualnym Brexicie (The EU-UK Relations after the Brexit – in Polish)*, Polski Instytut Spraw Międzynarodowych, Warszawa, 2016
- TVN24Bis (2018), „Nawet milion pracowników może wyjechać z Polski”, *TVN* Dec 26, 2018
- World Bank (2018), *Bilateral Remittance Matrix 2017*, updated April 2018

保育者養成校に学ぶ学生の 音楽経験に関する実態調査

—創造的な音楽活動における学びの接続に着目して—

田 中 知 子

▶キーワード

学習指導要領 音楽づくり
音楽を形づくっている要素
創造的な音楽活動

▼要 旨

授業において学生の創造性を育む音楽活動を実践するには、彼らの大学入学以前の音楽づくりに関する経験値を把握し、その学びを接続・応用することが肝要である。そこで本研究では、「音・音楽をつくる活動」に焦点をあて、これまで学生が小学校学習指導要領および中学校学習指導要領に示される、「音楽づくり」や「創作」を経験したかどうかの記憶を中心に調査し、本学での音楽表現系の授業内容を立案する上で必要な課題を明らかにすることを目的とした。また、これらの経験以外に「高等学校での音楽授業の選択」「音楽に関わるクラブ活動」「音楽に関わる習い事」についても調査を行い、本学に入学してきた学生がどのような音楽体験を持っているのかについての実態を明らかにした。調査の結果、学生の記憶では学校での授業時、課外でのクラブ活動・習い事のどの場面においても、音楽をつくるという経験はかなり少ないということが浮き彫りになった。併せて、入学前の経験がかなり少ないということは、そのまま大学での授業に接続することも難しいということが確認できた。このような状況に鑑み、授業内容としては学生がまず、「音楽づくり」や「創作」でのねらいを踏まえた活動を繰り返し体験し、その学びを活かして、自ら学習指導要領の「共通事項」に示される「音楽を形づくっている要素」を基盤とした音楽づくりが行えるよう立案することが必要であると考えられた。

I 問題と目的

従来、本学の音楽系科目や多くの養成校の音楽系科目は、学生のそれまでの学びや経験を踏まえつつも、保育者養成という目的のもと、シラバスに沿って行うこととしている。他方、近年、各学校段階の接続・連携が課題になっている状況に鑑み、養成教育の音楽系科目においても短期大学・大学に入ってからからのゼロ・スタートではなく短期大学・大学入学までの音楽経験を活かすことによって、より充実した養成教育を行うことができると考えている。そこで本研究では、次のことを明らかにする。

①「音・音楽をつくる活動」に焦点をあて、これまで学生が実際に小学校学習指導要領および中学校学習指導要領に示される、「音楽づくり」や「創作」をどの程度経験したと記憶しているかを中心に調査し、授業内容を立案する上で必要な課題を明らかにする。②これらの経験以外に、「高等学校での音楽授業の選択」「音楽に関わるクラブ活動」「音楽に関わる習い事」についても調査を行い、本学に入学してきた学生がどのような音楽体験を持っているのかについての実態を明らかにする。

本学の音楽系および表現系科目には、「基礎技能Ⅰ（音楽）」「基礎技能Ⅱ（音楽）」「基礎技能Ⅲ（音楽）」「保育内容Ⅱ（表現）」等の科目があり、それらの授業を通して学生達は、技能や知識の習得だけではなく幼児の表現活動等の理解を行っている。従来、保育者養成校では「絵本を用いた効果音づくり」「身の回りのものを使った手づくり楽器の製作」「オペレッタの創作」などの内容を取り入れ、学生達の音や音楽に関わる感性や表現を豊かにしていこうという取り組みが多くみられる。加えて近年においては、他者と応答することを即興的に積み重ね、新たに音楽をつくりだすといった創造的な音楽活動も行われている。

先行研究を概観すると、若菜（2014）は、既成の曲を用いてミュージックベル（メロディー）と打楽器（伴奏）による即興的な合奏を行ったり、特徴ある打楽器の音を「絵」に表し、それらを3～4枚重ねた絵から即興的な音楽づくりを行ったりしている。学生にとってこうした即興的な活動が、仲間の出した音に柔軟に応答し様々なアイデアを発展させながら音楽を紡いでいく貴重な経験となっていることが報告より読み取れる。

笠井（2016）は、自然素材であるひょうたんを用いた手作り楽器の製作と、出来上がった作品によるグループでの音楽づくりを行っている。楽器づくりを通して学生は、ひょうたんの触りの良さや軽さを実感しながら、中に入れる音の素材による音色の違い、および、ひょうたんの形状の違いによって生じる音の高さ・響きの違いなどに気づいている。さらに、出来上がった作品を用いたグループでの音楽づくりでは、15分という限られた時間の中で協力しあい、多様な楽器の用い方や奏法を考え出したことが報告されている。笠井はその成果から、既習の即興的な音楽体験の積み重ねが活かされている可能性を示唆している。

このように創造的な音楽活動を体験することによって、学生は自分達の音楽の素材となる音をよく聴き取りイメージを広げながら創作し、他者と応答しながら即興的に音楽をつくっていく力を身に付けていく。それは、生活の中で展開される子ども達の思いがけない表現や即興的な遊びに応答し、音楽表現へと発展させていく原動力となり得るものである。

さて、創造的な音楽活動と呼ばれるものが、そもそも日本の音楽教育にどのような経緯で根

付いたのかを坪能（2013）は次のように述べている。「子どもたち自身が身のまわりのすべての音を使って音楽をつくる活動、すなわち『創造的音楽活動』は、1960～70年代にかけてアメリカ、イギリスなどで開発されて全世界に広がり、日本でも1989年に告示された学習指導要領に『音楽をつくって表現する活動』として導入された⁽¹⁾」と。その後、2008年告示の学習指導要領の領域「A表現」において、小学校では「音楽づくり」、中学校では「創作」として示され現在にいたっている。これら音楽をつくる活動において、2008年告示による「音楽づくり」での指導事項では、「いろいろな音の響きやその組み合わせを楽しみ、様々な発想をもって即興的に表現すること⁽²⁾」、「創作」では内容の取扱いにおいて、「即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること⁽³⁾」等が示されている。また、2017年告示による「音楽づくり」での身に付けてほしい事項では、「即興的に表現することを通して、音楽づくりの発想を得ること⁽⁴⁾」「設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能⁽⁵⁾」が挙げられている。以上のように、「音楽づくり」・「創作」の過程には即興性が関連していると捉えられていることが分かる。

高見（2018）は、小学校「音楽づくり」での即興的な音楽表現について、全て白紙の状態から自由につくるということは非常に困難であり、「何らかの制約や条件によって、それをよりどころとしながら創造的な表現をすることが可能になる」と述べている。つまり、そのよりどころとなるのが学習指導要領の共通事項に示される「音楽を形づくっている要素」⁽⁶⁾を基盤とした音楽づくりである。保育者養成における創造的な音楽活動においても、「音楽を形づくっている要素」から必要なものを選択し組み合わせることが学生の創作の手がかりになると考えられる。そのため、学生が「音楽を形づくっている要素」を下地とした音楽をつくる活動を入学前に経験していることは、大学での学びに接続する上でも重要なことである。

小林ら（2011）は、「『音楽づくり』の活動においては、子ども達が創造的活動を行うその瞬間までの『経験』や『記憶』など、特に脳の働きによる『アーカイブ』をどのように刺激し、意識の焦点に上らせ、その時の一瞬のひらめきである『感性』を働かせたり、記憶や経験の蓄積に非常に影響される『創造性』を働かせたりしていくか、ということが重要な課題となる」と述べており、経験とそれに伴う記憶が創造の基盤になっていることを示唆している。このことから、創造的な音楽活動の支えになるこれまでの学生の経験と、それに伴う記憶について調査する必要がある。

本研究では、以上を踏まえて前述の明らかにしたい二つを調査・分析し、創造的な音楽活動における学びの接続について考察する。

Ⅱ 調査方法

(1) 調査対象者

龍谷大学短期大学部こども教育学科2年次生137名

(2) 日時と回収率等

2019年9月13日にレクリエーション室において実施した。約15分の回答時間を与えた後、質問紙を回収した。回収率は100%である。

(3) アンケートの作成

アンケートの設問はQ1～Q4までの四つで、それぞれの設問内容は以下の通りである。

Q1では、創造的な音楽活動である小学校指導要領⁽⁷⁾に示される「音楽づくり」および中学校学習指導要領⁽⁸⁾に示される「創作」に関わる授業内容をどの程度経験しているかを問うた。設問として挙げる授業内容は、学習指導要領の「音楽づくり」や「創作」に対応するモデル授業を掲載した書籍、および、私立小学校の音楽専科教員でもある本学非常勤講師への聞き取り等を参考に10項目設定した。設定した項目に関する経験の有無は、「経験した」「経験していない」「記憶にない」の三つから回答するよう求めた。また、10項目以外につくる活動を経験した場合は、自由記述で回答することができるよう、その他という項目を11番目に設定した。以下に設問の内容を示す。

【アンケート設問】

- ①ボディパーカッションでアンサンブルする。
- ②言葉のリズムを用いてリレーをする（言葉+手拍子）。
- ③身の回りの音を使って会話する（新聞を破ったり、丸めたりする音のみで会話するなど）。
- ④お囃子のリズムをつくって演奏する。
- ⑤ヴォイス・アンサンブルを創作し演奏する。
- ⑥わらべうたの旋律をつくる。
- ⑦既存の曲の一部を替えて、旋律をつくる（穴埋め）。
- ⑧既存の曲のコードを用いて、旋律をつくる。
- ⑨手づくり楽器をつくって演奏する。
- ⑩物語の場面に効果音をつける。
- ⑪その他

Q2では高等学校の選択科目で音楽の授業を選択したかどうか。Q3では課外で音楽に関わるクラブ活動を行った経験はあるかどうか。また、Q4では音楽に関わる習い事を経験したことはあるかどうかを問うた。回答は「はい」「いいえ」から選び、「はい」と答えた場合は、どのような活動を行ったかを可能な範囲で記載するように求めた。

(4) 本研究は、龍谷大学「人を対象とする研究に関する倫理委員会」の審査と承認を経て、実施したものである。

Ⅲ 結果

学生の小学校・中学校における「音楽づくり」・「創作」の経験および高等学校での音楽学習の有無と、課外での音楽経験に関するアンケートの結果を以下に示す。

欠損値が見られたため、調査回答者の人数と各設問に回答した人数は異なっている。また、本調査において、○印をつけたものは学生達の小学校・中学校の経験を問うたものであるが、必ずしも正確に記憶しているとは限らず、記憶違いや記憶から薄れているものもあると思われる。そのため、学生の定数というより経験したかどうかの記憶が残っている数値であると捉えた方がよいと思われる。なお、「⑪その他」についての回答はなかったため、項目①～⑩に関する結果を記している。

Ⅲ-1 単純集計

(1) Q 1 の10項目に関する個々の経験人数について

学生にQ 1 の10項目に関する経験の有無を問い、「経験した」「経験していない」「記憶にない」の三つから回答するよう求めた結果を表1に示す。

学生が経験したと記憶している上位三つを取り上げると「⑨手づくり楽器をつくって演奏する」(36%)、「⑩物語の場面に効果音をつける」(26%)、「①ボディパーカッションでアンサンブルする」(21%)、「②言葉のリズムを用いてリレーをする」(21%)であった。一方、下位三つは「⑥わらべうたの旋律をつくる」(4%)、「⑤ヴォイス・アンサンブルを創作し演奏する」(7%)、「⑧既存の曲のコードを用いて、旋律をつくる」(11%)であった。

(2) Q 1 の①から⑩までを経験した学生の人数について

①～⑩の中で全てを経験した学生はいなかったが、どれか一つでも経験しているか検討するために、1人の学生が何個経験したかを集計して表2に示した。

表1 Q 1 における各項目の経験人数

Q 1 の経験の有無	Q 1 の10項目									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
経験した	29	29	18	16	9	5	19	15	49	35
経験していない	84	80	95	83	117	115	87	99	65	68
記憶にない	24	28	24	34	11	17	30	22	21	33
計	137	137	137	133	137	137	136	136	135	136
経験した割合	21%	21%	13%	12%	7%	4%	14%	11%	36%	26%

表2 Q 1 の①から⑩までを経験した学生の人数

①から⑩の項目を経験した個数	人数(名)	%
0	47	34.3
1	30	21.9
2	22	16
3	19	13.9
4	13	9.5
5	3	2.2
6	0	0
7	0	0
8	2	1.5
9	1	0.7
10	0	0
計	137	100

Q 1の①から⑩までの活動を経験したとする記憶が0の学生が一番多く47名で約34%、次に1個の学生の30名で約22%であった。次いで2個の学生が22名で約16%であった。他方、5個以上経験したと記憶している学生は合わせて6名しかいなかった。

すなわち、全体の約3分の1が「一つも経験していないと記憶している」学生であり、1～2個の経験をしたと記憶している学生は合わせて約38%であり、約3分の1を占めている。

(3) Q 2・Q 3・Q 4に関する学生の経験の有無について

Q 2 高等学校での音楽授業の選択の有無と、Q 3 音楽に関わるクラブ活動およびQ 4 音楽に関わる習い事の経験の有無について、表3に示す。Q 2・Q 3・Q 4については136名が回答している。

Q 2について、高等学校の選択科目で音楽を選択した学生は78名で全体の約57%、選択しなかった学生は58名で全体の約43%であった。「音楽を選択した」78名の学生が経験した授業内容については、合計167件の記述数があった。そこで、その内容を分類すると以下のようなものが挙げられた。なお、併記する数字は各学習を経験した件数である。ア) 歌唱、合唱、ヴォイス・アンサンブルなどの歌唱活動59件。イ) ギター、アルトリコーダー、ハンドベル、琴、三味線、バイオリン、ウクレレ、三線、打楽器、グループを組んでの演奏など、楽器を用いた表現活動59件。ウ) 作詞・作曲（好きな楽器を用いてグループで一曲つくることを含む）など、創作活動6件。エ) ミュージカルなどの映画鑑賞やオーケストラ鑑賞などの鑑賞研究17件。オ) リトミックなど身体を使った表現活動1件。カ) 音楽理論やソルフェージュの学習16件。キ) 日本や世界の音楽史についての学習9件。以上の学習内容において創作活動を行った件数は、全167件中、ウ)の6件で、全体の約3.6%であった。

Q 3について、課外で音楽に関わるクラブ活動を経験した学生は51名で全体の約37%、経験していない学生は85名で全体の約63%であった。「クラブ活動を経験した」と回答した51名の学生が経験したクラブ活動の内容については、合計55件の記述数があった。活動内容とその活動件数については次の通りで、合唱部8件、吹奏楽部・マーチング部などの楽器演奏に関わるクラブ活動40件、ダンス部7件である。

Q 4について、音楽に関わる習い事を経験した学生は109名で全体の約80%、経験していない学生は27名で全体の約20%であった。「音楽に関わる習い事を経験した」と回答した109名の学生が経験した習い事の内容については、合計130件の記述数があった。具体的な内容とその経験

表3 Q 2・Q 3・Q 4に関する学生の選択・経験の有無

Q 2・Q 3・Q 4に関する選択・経験の有無	Q 2（高等学校での音楽授業の選択）	Q 3（音楽に関わるクラブ活動の経験）	Q 4（音楽に関わる習い事の経験）
はい（名）	78	51	109
いいえ（名）	58	85	27
計（名）	136	136	136
はい（%）	57	37	80
いいえ（%）	43	63	20
計（%）	100	100	100

件数については、ピアノ90件、エレクトーン12件、和太鼓4件、サクソ、バイオリン、トランペット、ゴスペル、声楽、篠笛、琴、三味線、リトミックが各1件、ダンス12件、バレエ3件である。

以上クラブ活動の内容や習い事の具体的な内容について、自ら音楽を創作したといった活動の記述は見当たらなかった。

Ⅲ-2 Q2・Q3・Q4とQ1との関連性について

次に、Q2・Q3・Q4の回答とQ1の10項目の経験の有無に関連があるかどうかについて、カイ二乗検定を実施した。

(1) Q2の回答とQ1の各項目との関連性について

表4のようにQ2の選択の有無と、Q1①から⑩までの各項目の経験の有無には関連性はなかった。すなわち、高等学校で音楽を選択科目として取っていたかどうかと、Q1のそれぞれの経験には関連性がないと考えられる。

(2) Q3の回答とQ1の各項目との関連性について

表5のように、Q3の経験の有無と、Q1①から⑩までの各項目の経験の有無には「①ボディパーカッションでアンサンブルする」と「⑩物語の場面に効果音をつける」において有意差が見られた ($p < .01$)。残りの項目とQ3の経験の有無には関連性はないと考えられる。「①ボディパーカッションでアンサンブルする」は、残差分析によると、「経験した」と記憶しているのは、クラブ活動を経験している学生達が有意に多く ($p < .01$)、「経験していない」と記憶しているのは、クラブ活動を経験していない学生達が有意に多かった ($p < .01$)。「⑩物語の場面に効果音をつける」は、残差分析によると、「記憶にない」と記憶しているのは、クラブ活動を経験していない学生達が有意に多く ($p < .05$)、「経験した」と記憶しているのは、クラブ活動を経験している学生達が有意に多かった ($p < .01$)。

(3) Q4の回答とQ1の各項目の関連性について

表6のように、Q4の経験の有無と、Q1①から⑩までの各項目の経験の有無には「②言葉のリズムを用いてリレーをする」 ($p < .05$) と、「④お囃子のリズムをつくって演奏する」 ($p < .01$) において有意差が見られた。その他の項目とQ4の経験の有無には関連性はないと考えられる。

「②言葉のリズムを用いてリレーをする」は、残差分析によると、「経験した」と記憶しているのは、音楽に関わる習い事を経験していない学生達が有意に多かった ($p < .05$)。また、「④お囃子のリズムをつくって演奏する」においても、残差分析によると、「経験した」と記憶しているのは、音楽に関わる習い事を経験していない学生達が有意に多かった ($p < .01$)。

表4 Q2（高等学校での音楽授業選択の有無）とQ1の各項目のクロス表計

音楽授業 選択の有無	①ボディパーカッションでアンサンブルする			
	経験した	経験して いない	記憶に ない	計
はい	20	44	14	78
いいえ	9	39	10	58
計	29	83	24	136
ns				

音楽授業 選択の有無	⑥わらべうたの旋律をつくる			
	経験した	経験して いない	記憶に ない	計
はい	2	67	9	78
いいえ	3	47	8	58
計	5	114	17	136
ns				

音楽授業 選択の有無	②言葉のリズムを用いてリレーをする			
	経験した	経験して いない	記憶に ない	計
はい	14	44	20	78
いいえ	15	35	8	58
計	29	79	28	136
ns				

音楽授業 選択の有無	⑦既存の曲の一部を替えて旋律をつくる			
	経験した	経験して いない	記憶に ない	計
はい	11	48	18	77
いいえ	8	38	12	58
総計	19	86	30	135
ns				

音楽授業 選択の有無	③身の回りの音を使って会話する			
	経験した	経験して いない	記憶に ない	計
はい	11	54	13	78
いいえ	7	40	11	58
計	18	94	24	136
ns				

音楽授業 選択の有無	⑧既存の曲のコードを用いて旋律をつくる			
	経験した	経験して いない	記憶に ない	計
はい	10	56	11	77
いいえ	5	42	11	58
計	15	98	22	135
ns				

音楽授業 選択の有無	④お囃子のリズムをつくって演奏する			
	経験した	経験して いない	記憶に ない	計
はい	11	46	19	76
いいえ	5	36	15	56
計	16	82	34	132
ns				

音楽授業 選択の有無	⑨手づくり楽器をつくって演奏する			
	経験した	経験して いない	記憶に ない	計
はい	28	38	11	77
いいえ	20	27	10	57
計	48	65	21	134
ns				

音楽授業 選択の有無	⑤ヴォイス・アンサンブルを創作し演奏する			
	経験した	経験して いない	記憶に ない	計
はい	6	67	5	78
いいえ	3	49	6	58
計	9	116	11	136
ns				

音楽授業 選択の有無	⑩物語の場面に効果音をつける			
	経験した	経験して いない	記憶に ない	計
はい	20	41	16	77
いいえ	14	27	17	58
計	34	68	33	135
ns				

表5 Q3（音楽に関わるクラブ活動経験の有無）とQ1の各項目のクロス集計

音楽に関わるクラブ活動経験の有無	①ボディアパーカッションでアンサンブルする			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	17	23	11	51
いいえ	12	60	13	85
計	29	83	24	136
$\chi^2(2) = 9.624, p < .01$				

音楽に関わるクラブ活動経験の有無	⑥わらべうたの旋律をつくる			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	2	45	4	51
いいえ	3	69	13	85
計	5	114	17	136
ns				

音楽に関わるクラブ活動経験の有無	②言葉のリズムを用いてリレーをする			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	11	27	13	51
いいえ	18	52	15	85
計	29	79	28	136
ns				

音楽に関わるクラブ活動経験の有無	⑦既存の曲の一部を替えて旋律をつくる			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	6	34	10	50
いいえ	13	52	20	85
計	19	86	30	135
ns				

音楽に関わるクラブ活動経験の有無	③身の回りの音を使って会話する			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	4	38	9	51
いいえ	14	56	15	85
計	18	94	24	136
ns				

音楽に関わるクラブ活動経験の有無	⑧既存の曲のコードを用いて旋律をつくる			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	8	32	11	51
いいえ	7	66	11	84
計	15	98	22	135
ns				

音楽に関わるクラブ活動経験の有無	④お囃子のリズムをつくって演奏する			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	5	30	15	50
いいえ	11	52	19	82
計	16	82	34	132
ns				

音楽に関わるクラブ活動経験の有無	⑨手づくり楽器をつくって演奏する			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	23	22	5	50
いいえ	25	43	16	84
計	48	65	21	134
ns				

音楽に関わるクラブ活動経験の有無	⑤ヴォイス・アンサンブルを創作し演奏する			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	6	42	3	51
いいえ	3	74	8	85
計	9	116	11	136
ns				

音楽に関わるクラブ活動経験の有無	⑩物語の場面に効果音をつける			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	21	23	7	51
いいえ	13	45	26	84
計	34	68	33	135
$\chi^2(2) = 12.627, p < .01$				

表6 Q4（音楽に関わる習い事経験の有無）とQ1の有無とのクロス集計

音楽に関わる 習い事経験の有無	①ボディパーカッションでアンサンブルする			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	22	67	20	109
いいえ	7	16	4	27
計	29	83	24	136
ns				

音楽に関わる 習い事経験の有無	⑥わらべうたの旋律をつくる			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	3	91	15	109
いいえ	2	23	2	27
計	5	114	17	136
ns				

音楽に関わる 習い事経験の有無	②言葉のリズムを用いてリレーをする			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	19	64	26	109
いいえ	10	15	2	27
計	29	79	28	136
$\chi^2(2) = 6.781p < .05$				

音楽に関わる 習い事経験の有無	⑦既存の曲の一部を替えて旋律をつくる			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	14	71	23	108
いいえ	5	15	7	27
計	19	86	30	135
ns				

音楽に関わる 習い事経験の有無	③身の回りの音を使って会話する			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	15	78	16	109
いいえ	3	16	8	27
計	18	94	24	136
ns				

音楽に関わる 習い事経験の有無	⑧既存の曲のコードを用いて旋律をつくる			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	12	80	16	108
いいえ	3	18	6	27
計	15	98	22	135
ns				

音楽に関わる 習い事経験の有無	④お囃子のリズムをつくって演奏する			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	8	69	29	106
いいえ	8	13	5	26
計	16	82	34	132
$\chi^2(2) = 10.590 p < .01$				

音楽に関わる 習い事経験の有無	⑨手づくり楽器をつくって演奏する			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	37	53	18	108
いいえ	11	12	3	26
計	48	65	21	134
ns				

音楽に関わる 習い事経験の有無	⑤ヴォイス・アンサンブルを創作し演奏する			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	8	92	9	109
いいえ	1	24	2	27
計	9	116	11	136
ns				

音楽に関わる 習い事経験の有無	⑩物語の場面に効果音をつける			
	経験した	経験していない	記憶にない	計
はい	27	54	27	108
いいえ	7	14	6	27
計	34	68	33	135
ns				

(4) Q2・Q3・Q4の回答とQ1の経験個数の関連性について

137名の学生の中で、Q1を経験した個数が0と記憶しているA群、1～2個経験したと記憶しているB群、3個以上経験したと記憶している学生をC群に分けた。これは概ね3分の1ずつに全体を分けることになる。これらA～C群と、Q2・Q3・Q4それぞれの選択・経験

の有無に関連があるかどうかについて、カイ二乗検定を実施した。結果を以下に示す。

表7のように、Q2の選択の有無とQ1の経験個数の関係には有意差が見られなかった。すなわち高等学校で音楽授業を選択したか否かと、Q1に示した項目を経験したと学生が記憶している個数には関連性がないと考えられる。

表8のように、Q3の経験の有無とQ1の経験個数の関係には有意差が見られた ($p < .01$)。すなわち、課外で音楽に関わるクラブ活動を経験したか否かと、Q1に示した項目を経験したとして学生が記憶している個数には、関連性があると考えられる。

残差分析によると、「経験なし」と記憶しているのは、音楽に関わるクラブ活動を経験していない学生達が有意に多い ($p < .05$)。また、「経験3個以上」と記憶しているのは、音楽に関わるクラブ活動を経験している学生達が有意に多かった ($p < .01$)。

表9のように、Q4の経験の有無とQ1の経験個数の関係には有意差は見られなかった。すなわち、音楽に関わる習い事の経験の有無と、Q1の項目を経験したと記憶している個数の関係には関連性はないと考えられる。

表7 Q2の回答と経験個数のクロス集計

音楽授業選択の有無	音楽づくり・創作の経験個数			
	経験なし (A群)	経験1～2個 (B群)	経験3個以上 (C群)	計 (名)
はい	27	25	26	78
いいえ	20	26	12	58
計 (名)	47	51	38	136
ns				

表8 Q3の回答とQ1の経験個数のクロス集計

音楽に関わるクラブ活動経験の有無	音楽づくり・創作の経験個数			
	経験なし (A群)	経験1～2個 (B群)	経験3個以上 (C群)	計 (名)
はい	12	17	22	51
いいえ	35	34	16	85
計 (名)	47	51	38	136
$\chi^2(2) = 9.994, p < .01$				

表9 Q4の回答とQ1の経験個数のクロス集計

音楽に関わる習い事経験の有無	音楽づくり・創作の経験個数			
	経験なし (A群)	経験1～2個 (B群)	経験3個以上 (C群)	計 (名)
はい	41	41	27	109
いいえ	6	10	11	27
計 (名)	47	51	38	136
ns				

Ⅳ 考察

学生が創造的音楽活動をどの程度経験したと記憶しているかは、表1・表2で見ると、かなり少ない。つまり音楽づくりに関わる経験値が不足しているということが言える。経験したと記憶している項目の上位三つの内二つは、「⑨手づくり楽器をつくって演奏する」「⑩物語の場面に効果音をつける」である。これらは、自分の身の回りにある音素材となるものを傾聴し選択しながらイメージを膨らませ、音や音楽をつくる経験である。一方、経験しているという記憶が少ない上位三つは「⑥わらべうたの旋律をつくる」「⑤ヴォイス・アンサンブルを創作し演奏する」「⑧既存の曲のコードを用いて、旋律をつくる」である。これらは「音楽を形づくっている要素」の中でも、「音楽の仕組み」を使って音を音楽に構成する力が必要とされるものである。

坪能(2011)は、日本における創造的音楽学習の実践の特徴として、「『音』が音楽以外のものを描写するための『効果音』として使っていること、または開発された『音』が手づくり楽器によるリズム伴奏など、既成の音楽表現に取り込まれてしまっていること」と指摘している。1980年代にペインター／アストンの『音楽の語るもの』⁽⁹⁾、1990年代にシェーファーの『サウンド・エデュケーション』⁽¹⁰⁾が日本に紹介され、それ以降、日本の創造的音楽学習の実践は盛んになっていくが、中でも圧倒的に実践数が多かったのは「物語・情景・イメージ」と直結したものであった。その流れは2000年代に入っても衰えることなく、「2011年に至っても、研究授業やその報告、学会発表、音楽の教科書などで『物語・情景・イメージ』と結び付いた活動はかなりの数にのぼっている」(坪能2011)。それではなぜ、それほどまでに多いのか。その要因として坪能(2011)は、創造的音楽学習によってつくり出される拍節や調性にとらわれない音楽等を支える手がかりのなさを挙げ、「手がかりがないからこそ、音楽をつくる時に音楽以外の、より明確な要素である『物語・情景・イメージ』に頼ったのではないだろうか」と推論している。

本調査においても、その傾向は如実に表れており、小学校・中学校の授業において、「音楽の仕組み」を手がかりにつくるという活動は極めて少ないと言える。また、高等学校で音楽を選択科目として取っていたかどうかと、Q1の各項目の経験の有無には関連性がなかったが、それは高等学校での授業選択に影響を与えるほどのつくる経験をそもそも小学校・中学校時にしてこなかったということと関係していると思われる。この時点で、小学校・中学校での創作における学びが高等学校での学びに接続しているとは言い難いが、高等学校での授業内容についても、先述の通り、歌唱・器楽の演奏、鑑賞、音楽理論の学習等が柱となっており、音楽をつくる活動の実施は4%未満と僅かである。このような結果から、学校教育においては、創造的な音楽学習は実際にはあまり実践されていないのではないだろうか。

さらに、学生の課外での音楽体験に関する調査において、音楽に関わるクラブ活動の経験の有無とQ1の経験の有無との関連については、「①ボディパーカッションでアンサンブルする」と「⑩物語の場面に効果音をつける」に有意差が見られた。①と⑩、いずれも「経験した」と記憶しているのは、クラブ活動を体験している学生達が有意に多く、①を「経験していない」⑩を「記憶にない」と記憶しているのは、クラブ活動を体験していない学生達が有意に多かった。クラブ活動を体験している学生は、元来音楽に興味があり自分で表現してみたいという気持ちが強いため、音楽に関わる経験の記憶が、クラブ活動を体験していない学生達に比べて鮮

明であった可能性はある。例えば「①ボディパーカッションでアンサンブルする」などは、即興的に音楽をつくり出し仲間と繋げていくことが楽しい体験として記憶に残っていたのかもしれない。

また、習い事の経験の有無とQ1の経験の有無との関連については、「②言葉のリズムを用いてリレーをする」「④お雛子のリズムをつくって演奏する」に有意差が見られ、その二つを「経験した」と記憶しているのは、音楽に関わる習い事を経験していない学生達が有意に多かった。これについては、いくつかの要因が考えられるかもしれないが、理由は不明である。ここにおいて筆者が驚いたのは、音楽に関わる習い事の経験者が学生全体の8割を占めているにもかかわらず、Q1との関連がなかったということである。習い事の内容としては、ピアノ学習が全体の約7割を占め一番多かったが、あくまでも楽譜を正確に読み取り弾くことを目的としており、楽譜の枠から飛び出し新たにつくり出すという要素はあまり重要視されていなかったのではないかと推論する。また別の要因として考えられるのは、つくる活動は行っていたかもしれないが、楽譜に沿って演奏した経験の方が学生には印象深く、記憶に残っていないということである。

次に、Q2・Q3・Q4それぞれの経験の有無とQ1の経験個数の関連については、クラブ活動の経験の有無のみに有意差が確認された。Q1の10項目について、「経験なし」と記憶しているのは、音楽に関わるクラブ活動を経験していない学生達が有意に多く、「経験3個以上」と記憶しているのは、音楽に関わるクラブ活動を経験している学生達が有意に多かった。このことから、クラブ活動を経験している学生達の方が、経験していない学生達よりも音楽体験は豊かであるということが言えるであろう。しかしながら、その経験は量的に十分なものとは言えず、他の学生に関しても、本来ならば全員が経験しているはずの創作活動を学校教育において十分経験することのないまま大学に入学していると考えられるため、大学教育での学びに接続することは難しい。すなわち、これは、本学の音楽表現系の授業に必ず取り入れなければいけない活動であるとともに、ゼロ・スタートで始めなければならないということの意味する。

それでは、どのような授業内容が必要となるのか。実質、大学での授業実践がゼロ・スタートであることに鑑みると、まずは学習指導要領に示される「音楽づくり」や「創作」でのねらいを踏まえた活動を積み重ね、学生が音楽そのものを土台とした創造的音楽活動とは何かを体感すること。そして、その体験的理解をもとに、学生自身が「音楽を形づくっている要素」を基盤とした音楽づくりが行えるように授業展開することが肝要であろう。

例えば、自分の身体や身の回りのものを使って即興的に仲間と会話をしたり、音楽を繋いでいくような活動を繰り返すことで、即興的に表現しながら音楽づくりの様々な発想を得る力や音を音楽に構成していく力を養うことが可能になると考えている。また、一つの楽曲を分析し、曲の構造・形式を学んだ上で身体表現の創作等に繋げると、「音楽を特徴づける要素」や「音楽の仕組み」をより深く理解できるようになるとと思われる。このような活動を段階的、継続的に行うことで、学生は学び取った内容を反映させながら、自分自身の音楽づくりに活かしていくことができるようになると考えている。

また、音楽づくりにおいてはグループワークの形態で行うので、その構成メンバーにおける工夫も必要であると考えられる。例えば、グループワークにおける学生をいつも固定にするのではなく、音楽活動経験者のみ、未経験者のみ、音楽活動経験者と未経験者が半々など、グループ

を多様に編成することによって学生の体験を豊かにすることが考えられる。

V まとめ

本研究では、「音・音楽をつくる活動」に焦点をあて、これまで学生が実際に小学校学習指導要領および中学校学習指導要領に示される、「音楽づくり」や「創作」をどの程度経験したと記憶しているかを中心に調査し、本学での音楽表現系の授業内容を立案する上で必要な課題を明らかにした。また、これらの経験以外に、「高等学校での音楽授業の選択」「音楽に関わるクラブ活動の経験」「音楽に関わる習い事の経験」についても調査を行い、本学に入学してきた学生がどのような音楽体験を持っているのかについての実態を明らかにした。

調査の結果、小学校・中学校における創作活動に関して、音楽をつくる経験をしたと記憶している学生の数はかなり少なく、とりわけ「音楽の仕組み」を使って音を音楽に構成していく経験の記憶についてはごく僅かであった。高等学校の音楽選択授業においても、創作活動を経験したとする学生の記憶は全体の活動の4%未満であり、また、課外でのクラブ活動や習い事の経験の中で、自ら音楽をつくるという活動の記載は見当たらなかった。以上のことから、学生の記憶では入学前に音楽をつくるという経験はかなり少ないという実態が浮き彫りになり、加えて、経験がかなり少ないということは、そのまま大学での授業に接続することも難しいということが分かった。そのため、音楽をつくる活動は本学の音楽表現系の授業で必ず取り入れる必要があることと、その際にはゼロ・スタートで始めなければならないことが確認できた。

このような状況に鑑み、授業内容としては学生がまず、学習指導要領に示される「音楽づくり」や「創作」でのねらいを踏まえた活動を繰り返し体験し、その学びを活かして、自分自身でも「音楽を形づくっている要素」を基盤とした音楽づくりが行えるようにすることをねらいとしたい。また、活動の形態の側面から、グループワークにおける構成メンバーを音楽活動経験者のみ、未経験者のみ、音楽活動経験者と未経験者が半々など、多様に編成して学生の体験を豊かにすることが考えられる。

このように、音楽をつくる知識および技能の獲得と活動の形態を工夫するという二方向からのアプローチを通して、学生の即興的な音楽表現力や音楽づくりの力を養い、またそれを子ども達との創造的な音楽活動に繋げていけるような授業の立案を今後の課題としたい。さらに、保育における子ども達との創造的な音楽活動と、領域「表現」との関連性について考察することも今後の課題としたい。

【註】

- (1) 駒久美子『幼児の集団的・創造的音楽活動に関する研究—応答性に着目した即興の展開—』、ふくろう出版、2013、序文において、坪能は創造的音楽活動の普及について言及している。
- (2) 2008年告示、小学校学習指導要領解説音楽編第3章第2節2内容A表現(3)アに記載されている。
- (3) 2008年告示、中学校学習指導要領解説音楽編第4章2内容の取扱いと指導上の配慮事項(5)に記載されている。
- (4) 2017年告示、小学校学習指導要領解説音楽編第3章第2節2内容A表現(3)ア(ア)に記載されている。
- (5) 2017年告示、小学校学習指導要領解説音楽編第3章第2節2内容A表現(3)ウ(ア)に記載されている。
- (6) 小学校学習指導要領「共通事項」に示される「音楽を形づくっている要素」とは、「音楽を特徴付けている

要素」と「音楽の仕組み」によって構成されている。「音楽を特徴付けている要素」は、音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、和音の響き、音階、調、拍、フレーズなどを指している。また、「音楽の仕組み」は、反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横の関係をなどを指している。

- (7) 対象とする学生が小学生であった年代を踏まえ、文部科学省『小学校学習指導要領解説音楽編』、教育芸術社、2008を参照した。
- (8) 対象とする学生が中学生であった年代を踏まえ、文部科学省『中学校学習指導要領解説音楽編』、教育芸術社、2008を参照した。
- (9) Paynter, J./Aston, P., *Sound and Silence*, Cambridge University Press, 1970 (山本文茂／坪能由紀子／橋都みどり共訳、『音楽の語るもの』、音楽之友社、1982)
- (10) Schafer, R. Murray, *A Sound Education*, Arcana Editions, Ontario, Canada, 1992 (鳥越けい子／若尾裕／今田匡彦訳、『サウンド・エデュケーション』、春秋社、2009)

【引用文献】

- 笠井かほる「自然素材による手づくり楽器の試行—ひょうたんを使って—」、『学校音楽教育研究』20巻、2016、pp.235-236
- 小林田鶴子・時得紀子・内海昭彦「表現力を高める『音楽づくり』についての一考察」、『名古屋女子大学紀要』57 (人・社)、2011、pp.139-149
- 駒久美子『幼児の集团的・創造的音楽活動に関する研究—応答性に着目した即興の展開—』、ふくろう出版、2013
- Schafer, R. Murray, *A Sound Education*, Arcana Editions, Ontario, Canada, 1992 (鳥越けい子／若尾裕／今田匡彦訳、『サウンド・エデュケーション』、春秋社、2009)
- 高見仁志『新しい小学校音楽科の授業をつくる』、ミネルヴァ書房、2018、p.50
- 中等科音楽教育研究会編『最新 中等科音楽教育法〔改訂版〕』、音楽之友社、2011
- 坪能克裕・坪能由紀子・高須一・熊木真見子・中島寿・高倉弘光・駒久美子・味府美香『音楽づくりの授業アイデア集』、音楽之友社、2012
- 坪能由紀子「創造的音楽学習からみたサウンド・エデュケーション」、『音楽教育実践ジャーナル』vol.9 no.1、2011、pp.40-47
- 西園芳信監修『中学校音楽家の授業と学力育成』、廣済堂あかつき、2009
- 副島和久『中学校新学習指導要領の展開音楽編』、明治図書、2017
- Paynter, J./Aston, P., *Sound and Silence*, Cambridge University Press, 1970 (山本文茂／坪能由紀子／橋都みどり共訳、『音楽の語るもの』、音楽之友社、1982)
- 文部科学省『小学校学習指導要領解説音楽編』、教育芸術社、2008
- 文部科学省『中学校学習指導要領解説音楽編』、教育芸術社、2008
- 文部科学省『高等学校学習指導要領解説芸術(音楽 美術 工芸 書道)編 音楽編 美術編』、教育出版、2009
- 文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説音楽編』、東洋館出版社、2018
- 文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説音楽編』、教育芸術社、2018
- 文部科学省『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説芸術(音楽 美術 工芸 書道)編 音楽編 美術編』、教育図書、2019
- 若菜直美「保育者養成における『音楽表現』へのプレイフル・アプローチ」、『帯広大谷短期大学紀要』第51号、2014、pp.35-46

編 集 後 記

『龍谷紀要』第41巻第2号をお届けします。

本号には論文14編と、大変多く掲載されています。内訳は英語分野から6編、初修外国語分野から5編、社会科学系分野から2編、教職分野から1編となっております。お忙しい中投稿してくださいました先生方、査読をしていただいた先生方には厚く御礼を申し上げます。

教養教育の重要性はますます高くなってきていると思われませんが、今回は、主たる科目担当が教養教育ではない方からも、教養教育の授業を担当されているので、投稿がありました。教学責任主体の所属は違っても、幅広い研究分野の先生方からの投稿をこれからもお願いします。

(今村 潔)

編 集 委 員

今 村 潔 長谷川 岳 史 安 田 圭 史
久 保 利 久 澤 西 祐 典 鈴 木 啓 央

2020年3月3日 印 刷
2020年3月10日 発 行

龍谷紀要第41巻 第2号

編 集 龍 谷 大 学
龍谷紀要編集委員会
発 行 龍 谷 大 学
京都市伏見区深草塚本町67
電 話 (075) 642-1111
印 刷 所 株式会社 きょうせい

執筆者紹介

今村 潔	本学経営学部教授(英語)
角岡 賢一	本学経営学部教授(英語)
川島 伸博	本学法学部教授(英語)
前田 哲宏	本学文学部准教授(英語)
岡田 典之	本学文学部准教授(英語)
内田 有紀	本学法学部講師(英語)
今井 敦	本学経済学部教授(ドイツ語)
金子 真也	本学法学部教授(中国語)
國重 裕	本学経営学部准教授(ドイツ語)
許 秀美	本学文学部准教授(コリア語)
佐藤 和弘	本学法学部教授(ドイツ語)
渡邊 洋之	本学農学部講師(経済学のすすめ)
Mariusz K. KRAWCZYK	本学経済学部教授(経済学のすすめ)
田中 知子	本学短期大学部特任講師(保育内容Ⅱ(表現)・基礎技能Ⅲ(音楽))